

第3期海洋基本計画
第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧
(令和2年度)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和2年度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
<p>1. 海洋の安全保障 (1)我が国の領海等における国益の確保 ア 我が国自身の抑止力・対処力及び海上法執行能力の向上</p>				
1	<p>○防衛省・自衛隊については、防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画に基づき防衛力整備を着実に実施していく。特に、南西諸島を含む島嶼(しよ)部への部隊配備等により、島嶼(しよ)部における防衛態勢・体制の充実・強化を図る。(防衛省)</p>	<p>○「平成31年度以降に係る防衛計画の大綱」(平成30年12月18日国家安全保障会議決定・閣議決定)及び「中期防衛力整備計画(平成31年度～平成35年度)」(平成30年12月18日国家安全保障会議決定・閣議決定)に基づき、真に実効的な防衛力として、多次元統合防衛力の構築に向け、防衛力整備を着実に進めています。(防衛省)</p> <p>○安全保障環境に即した部隊などの配置とともに、自衛隊による平素からの常時継続的な情報収集、警戒監視を行っています。(防衛省)</p>	<p>【指標】艦艇及び航空機の着実な整備(防衛省) ・周辺海域における警戒監視態勢の強化として、海上自衛隊の艦艇4隻(護衛艦1隻、潜水艦1隻、掃海艦1隻、音響測定艦1隻)、航空機11機(固定翼しよ5機、回転翼しよ6機)を就役させました。</p> <p>【指標】島嶼部への部隊配備等(防衛省) ・「平成31年度以降に係る防衛計画の大綱」及び「中期防衛力整備計画(平成31年度～平成35年度)」に基づき、奄美駐屯地、瀬戸内分屯地、宮古島駐屯地の整備及び石垣島への部隊配備や自衛隊による平素からの常時継続的な情報収集、警戒監視を行っています。</p>	<p>○「平成31年度以降に係る防衛計画の大綱」及び「中期防衛力整備計画(平成31年度～平成35年度)」に基づき、平素からの常時継続的な情報収集、警戒監視のため、艦艇及び航空機の着実な整備や南西地域における部隊の新編等を行い、島嶼部の部隊の態勢を強化します。(防衛省)</p>
2	<p>○海上保安庁については、「海上保安体制強化に関する方針」に基づき、着実に海上法執行能力の強化を図っていく。特に、尖閣領海警備体制の強化等については、緊急的に整備を進める。(国土交通省)</p>	<p>○平成28年12月に「海上保安体制強化に関する関係閣僚会議」で決定された「海上保安体制強化に関する方針」に基づき、「法執行能力」、「海洋監視能力」及び「海洋調査能力」の強化を図るため、海上保安庁の体制強化を進めています。12月には、第5回「海上保安体制強化に関する関係閣僚会議」が開催され、海上保安庁の体制強化を引き続き進めていくことが確認されました。(国土交通省)</p>	<p>【指標】尖閣領海警備体制の強化と大規模事案の同時発生に対応できる体制の整備、海洋監視体制の強化、原発等テロ対処・重要事案対応体制の強化、海洋調査体制の強化、基盤整備(国土交通省) ・「海上保安体制強化に関する方針」に基づき、巡視船や航空機の整備等を進めたほか、戦略的海上保安体制の構築へ対応するための要員として181人を増員しました。 ・ヘリコプター搭載型巡視船1隻、大型巡視船2隻、大型測量船1隻、中型飛行機(測量機)1機が就役しました。</p> <p>(「海上保安体制強化に関する方針」以外の治安・救難・防災業務の充実・強化に基づく船舶・航空機の整備状況は、施策番号6に記載しました。)</p>	<p>○今後も、「海上保安体制強化に関する方針」に基づき、巡視船及び航空機の整備等を進め、体制強化を行います。(国土交通省)</p>
3	<p>○水産庁については、漁業取締本部を設置し、本部体制の下、漁業取締能力の強化を図っていく。さらに、海上保安庁と水産庁の連携を強化し、悪質・広域化する外国漁船等の違法操業への対応能力を高めていく。(農林水産省)</p>	<p>○漁業取締本部体制の下、漁業取締船の増隻及び大型化、漁業監督官の増員等の漁業取締能力の向上を進めたほか、海上保安庁との連携を強化することにより、外国漁船等の違法操業への対応能力を高めました。(農林水産省)</p>	<p>【指標】違法操業に対して抑止力を最大限に発揮できる体制の整備(農林水産省) ・平成29年度補正予算により、大型化して代船した漁業取締船(白嶺丸)及び新たな漁業取締船(白鷺丸)1隻を令和2年3月に新造し、いか釣り漁業の漁期が始まる前の5月から、これら2隻を含め大和堆周辺水域に重点配備しました。また、平成30年度第2次補正予算により、漁業取締船(白秋丸)を大型化した代船及び新たに漁業取締船1隻を建造中です。これにより官船の隻数は、現在の8隻から令和3年度末までに9隻に増隻され、漁業取締体制が強化されます。 ・大和堆周辺水域における外国漁船等の違法操業を想定し、水産庁と海上保安庁の共同訓練を実施するとともに、状況に応じて漁業取締船と巡視船の配備の見直しを行うなど、水産庁と海上保安庁の連携を強化しました。</p> <p>【指標】取締船の効率的な配置が可能となる情報収集・分析・活用のための体制の整備(農林水産省) ・令和3年3月末までに農林水産大臣が漁業を許可する漁船全船に衛星船位測定送信機(VMS)を設置(令和2年度は約70隻)し、漁業取締りの効率化を図りました。</p>	<p>○今後も農林水産大臣が漁業を許可する主要漁船に設置したVMSを活用し、漁業取締りの効率化を図ります。(農林水産省)</p>
4	<p>○弾道ミサイル等の発射の際に、日本近海で航行・活動する船舶への自動化等を通じた迅速な情報伝達手段の整備を進める。(農林水産省、国土交通省)</p>	<p>○日本近海を航行する船舶に対して、弾道ミサイル等の発射があった際に、その情報を迅速に伝達するシステムの運用を適切に行いました。(国土交通省)</p> <p>○前年度より運用を開始した、弾道ミサイル等の発射情報を迅速に漁船に伝えるために、漁業無線局が受信した発射情報を、漁船に対して無線で自動的に伝達するシステムについて、適切に運用を行いました。(農林水産省)</p>	<p>○システムの確実な運用を図るため、10月に、漁業無線局が集まる会議において前年度の弾道ミサイル等の発射時における運用状況のレビューを行いました。 確実な運用を図るため、令和3年2月に従来より引き続き、本システムによる全国一斉の情報伝達訓練を実施する予定でしたが、実施直前に発生した福島県沖の地震のため、訓練を次年度に変更しました。また、令和3年3月25日に発射された弾道ミサイルに関する情報を本システムを運用し、漁業関係者へ周知しました。(農林水産省)</p>	<p>○引き続き、漁業者に対する自動無線放送システムの周知及び確実な運用を図るため、全国一斉の情報伝達訓練を実施します。(農林水産省)</p> <p>○船舶への弾道ミサイル等発射情報の伝達を行うシステムを適切に維持するとともに、弾道ミサイル等の発射を想定した訓練を実施するなど、発射情報を迅速に船舶に伝える体制を充実強化していきます。(国土交通省)</p>
5	<p>○不審船・工作船対応能力を維持・向上するため、情報収集分析体制の強化や不審船対応訓練を継続的に実施するとともに、不測の事態へのシームレスな対応が可能となるよう防衛省・自衛隊と海上保安庁の連携を一層強化する。(国土交通省、防衛省)</p>	<p>○海上保安庁と海上自衛隊の間では、平素から搜索救助や海賊対処の実務での連携に加え、不審船に対する共同追跡・監視等の共同訓練、既存システムによる情報共有を行うなど、平成11年に作成した「不審船に係る共同対処マニュアル」に基づき、連携の強化を図っています。(国土交通省、防衛省)</p>	<p>○令和3年3月、九州西方海域において、不審船対処に係る海上保安庁と海上自衛隊との共同訓練を実施しました。(国土交通省、防衛省)</p>	<p>○今後とも、共同訓練を通じて不審船対応能力の維持・向上に努めるとともに、効果的に情報共有を行い、防衛省・自衛隊と海上保安庁の連携強化を図っていきます。(国土交通省、防衛省)</p>

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和2年度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
6	<p>○海上犯罪を未然に防止するため、引き続き監視・取締りを行う。特に、国内密漁事犯・外国漁船等の違法操業、海域への廃棄物の投棄等の海上環境事犯、薬物・銃器等の密輸・密航事犯に対する監視・取締り、外国人活動家等による領海侵入事案及び不法上陸事案の対応に引き続き取り組む。また、これらに的確に対応するため、海上保安庁の巡視船艇・航空機、水産庁取締船等及び警察用船舶・航空機等の整備を含め、必要な人員、体制の確保及び輸送手段を含む装備資機材等の整備を推進する。加えて、海上保安庁と水産庁の連携を強化するなど海上犯罪取締りに関する関係機関での連携を強化する。(警察庁、財務省、農林水産省、国土交通省)</p>	<p>○海上犯罪の未然防止、監視・取締りに関して次の取組を行いました。 ・関係機関との連携強化として、公安調査庁は、外国人活動家等による領海侵入及び国境離島への不法上陸等に関する情報の収集・分析を実施し、得られた情報を内閣官房を始めとする関係機関に対して、適時・適切に提供(財務省) ・国内密漁事犯に対しては、悪質・巧妙化する事案に対処するため、効果的な対策に関する情報共有を図るとともに、広域かつ悪質なものに重点を置き、関係都道府県、水産庁、海上保安庁、警察が連携して、効果的な取締り手法の検討や、合同取締りを含む機動的な監視・取締りを実施(警察庁、農林水産省、国土交通省) ・我が国の排他的経済水域(EEZ)における外国漁船による違法操業に対しては、水産庁の漁業取締体制を強化し対応能力を向上させるとともに、水産庁と海上保安庁との連携を強化し、漁業取締船、巡視船艇、航空機により、大和堆周辺海域における違法操業を行う外国漁船への退去警告等への対応を含め、我が国周辺海域の厳重な監視警戒・取締りを実施(農林水産省、国土交通省) ・海上環境事犯に対しては、巡視船艇・航空機のみならず、陸上からも併せて監視・取締りを実施(国土交通省) ・密輸・密航事犯に対しては、近年の密輸事犯の巧妙化や多様化に対応した取締り体制の整備などを図り、国内外の関係機関との協力を強化しつつ、離島地域を含め海事・漁業関係者や地元住民からの情報収集を行うとともに、その分析活動に努め、密輸・密航が行われる可能性の高い海域において、監視艇・巡視船艇・航空機による重点的な監視・警戒を実施し、不正薬物・銃器等の社会悪物品、大量破壊兵器等のテロ関連物資や不法出国者の効果的な水際取締りを実施(財務省、国土交通省)</p> <p>○海上保安庁では、「海上保安体制強化に関する方針」に基づき、厳しいテロ情勢を踏まえ、原子力発電所等へのテロの脅威への対応や、離島・遠方海域における領海警備等の重要事案への対応について、想定される事態と、必要な措置等を踏まえ、警察や自衛隊との情報共有・連携強化等を進めつつ、テロ対応等に万全を期すために巡視船による対応体制の強化を段階的に進めています。(国土交通省)</p>	<p>【指標】外国関係機関との連携強化及び人的情報源等からの情報収集・分析の強化(財務省) ・公安調査庁は、外国関係機関との連携強化及び人的情報網等の拡充により入手した関連情報を関係機関に対して随時提供し、水際危機管理施策に貢献しました。</p> <p>【指標】海洋監視体制の強化(国土交通省) ・施策番号2に記載しました。</p> <p>【指標】違法操業に対して抑止力を最大限に発揮できる体制の整備(農林水産省) ・施策番号3に記載しました。</p> <p>○密輸・密航事犯に対して、海港等における密輸や漁船等を利用した洋上取引への対応のほか、密輸・密航の蓋然性が高い地域から来航する船舶に対しても、重点的な監視や立入検査を実施することで、密輸密航事犯の水際阻止に取り組みました。(財務省、国土交通省)</p> <p>○治安・救難・防災業務の充実・強化として船艇7隻(巡視船1隻、巡視艇6隻)、航空機1機(中型ヘリコプター)を就役させました。(国土交通省)</p>	<p>○海上犯罪を未然に防止するため、引き続き関係機関での連携を強化し、監視・取締りを行います。(警察庁、農林水産省、国土交通省)</p> <p>○公安調査庁において、水際危機管理施策に貢献するため、引き続き外国関係機関との連携強化及び人的情報網等による情報収集・分析体制を強化し、内閣官房を始めとする関係機関に対する適時適切な情報提供に努めます。(財務省)</p>
7	<p>○諸外国等が関与する我が国の同意を得ていない海洋調査活動の活発化に対し、現場海域における海上保安庁の巡視船等による中止要求や外交ルート等を通じた抗議・申入れを行うなど、適切に対処していく。(外務省、国土交通省)</p>	<p>○我が国のEEZ等において、事前に我が国の同意を得る必要があるにもかかわらず、同意を得ていない海洋調査活動等が確認されており、これらに対し、海上保安庁の巡視船・航空機により中止要求等を実施するとともに、外交ルートを通じた抗議等、関係省庁が連携して的確に対処しています。(外務省、国土交通省)</p>	<p>○海上保安庁は令和2年中に、我が国のEEZにおける同意を得ていない外国海洋調査船の活動を1件確認しました。(国土交通省)</p> <p>○我が国のEEZ等における我が国の事前の同意のない外国海洋調査船による活動については、疑わしい事象も含め、関連情報に接するたびに、外交ルート等を通じた抗議等を適切に実施する等、迅速かつ適切に対処しています。(外務省)</p>	<p>○諸外国等が関与する我が国の同意を得ていない海洋調査活動等が確認された場合には、今後も関係機関と連携しつつ、巡視船等による監視、外交ルート等を通じた抗議等を実施します。(外務省、国土交通省)</p>
8	<p>○漂着・漂流船の監視・警戒等を適切に実施することも含め、我が国の沿岸や離島の安全を確保するため、治安維持活動等に従事する要員の増員、装備資機材等の整備、海上保安庁・警察等の円滑かつ緊密な情報共有等による連携体制の構築等をより一層着実に推進する。併せて、漂着者を介した感染症のまん延の恐れを踏まえ、検疫の面で適切に対応するとともに、地方公共団体・関係機関等との連携の強化により、関係者による迅速な情報共有体制を確保する。このほか、北朝鮮籍と見られる漂着木造船等の処理が円滑に行われるよう対応する。(警察庁、財務省、厚生労働省、国土交通省、環境省)</p>	<p>○海上保安庁では、漂着・漂着木造船等の早期発見のため、巡視船艇・航空機による日本海側のしよ戒を強化するとともに、漁業関係者や海事関係者、地元住民等からの不審事象の通報に関する働きかけを推進しており、警察等の関係機関と緊密な連携を図りながら、不審事象の発見に努めています。さらに、「海上保安体制強化に関する方針」に基づき、大型巡視船や高性能監視レーダーを搭載した新型ジェット機などを整備するなど、海洋監視体制の強化を進めています。(国土交通省)</p> <p>○北朝鮮籍と見られる漁船の漂着事案に関しては、漂着船に生存者がいた場合には、関係機関が連携し、上陸に当たった後の検疫所と保健所が連携した生存者の健康状態の確認等を行うとともに、漂着した木造船等については、全額国費負担の財政支援により、円滑な処理に努めています。(財務省、厚生労働省)</p>	<p>【指標】海洋監視体制の強化(国土交通省) ・施策番号2に記載しました。</p> <p>○地方公共団体が行う漂着木造船等の処理について、海岸漂着物等地域対策推進事業及び特別交付税措置による全額国費負担の財政支援により、円滑な処理を開始し、令和2年度は30隻(令和元年度は107隻)を処理しました。(環境省)</p>	<p>○引き続き、関係機関での連携を強化し、監視・警戒を行い、不審事象の早期発見に努めます。(農林水産省、国土交通省)</p>

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和2年度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
9	<p>○海上におけるテロ対策として、関係機関が連携し、テロ関連情報の収集・分析、我が国に入港する船舶の安全確認、水際におけるテロ対策、臨海部の原子力発電所、石油コンビナート等の危険物施設及び米軍施設等の重要施設に対する監視警戒を適切に実施するとともに、核燃料輸送船に対する警備体制の強化を図る。特に、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に当たり、海上におけるテロや犯罪行為の未然防止等の不測の事態へ適切な対応が可能な体制を整備する。(警察庁、法務省、財務省、国土交通省)</p>	<p>○海上保安庁では、原子力発電所や石油コンビナート等の重要インフラ施設に対する巡視船艇・航空機による監視警戒、関連情報の収集、関係機関との緊密な連携による水際対策等のテロ対策に取り組んでいます。(国土交通省)</p> <p>○2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会(※)(以降、東京2020大会)に向け、次の取組を行っています。</p> <p>・『「世界一安全な日本」創造戦略』(平成25年12月10日閣議決定)に基づき、公安調査庁において関連情報の収集・分析を実施するため、平成25年9月の「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連特別調査本部」の下、こうした重要行事を狙ったテロや不法行為の早期把握及び未然防止並びに水際対処に資する情報の収集・分析体制を強化(法務省)・関係機関及び海事・港湾業界団体が参画する「海上・臨海部テロ対策協議会」において、海上・臨海部における官民一体となったテロ対策について議論・検討を実施(国土交通省)・警察・税関・海上保安庁等関係機関が連携を強化し、監視艇を活用した水際対策の強化や国際物流の関係団体等との協力促進といった施策を実施(警察庁、財務省、国土交通省)</p> <p>※令和2年3月30日に、東京オリンピックは令和3年7月23日から8月8日に、東京パラリンピックは同年8月24日から9月5日に開催されることが決定された。</p>	<p>【指標】外国関係機関との連携強化及び人的情報源等からの情報収集・分析の強化(法務省)</p> <p>・公安調査庁において収集・分析したテロの未然防止及び水際対処に資する関連情報について、「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会等を見据えたテロ対策推進要綱」(平成29年12月11日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定)等に基づき、セキュリティ情報センターに提供しているほか、セキュリティ幹事会等を通じて、関係機関に対して情報を共有しています。</p> <p>【指標】原発等テロ対処・重要事案対応体制の強化(国土交通省)</p> <p>・「海上保安体制強化に関する方針」に基づき、原発等テロ対処・重要事案対応体制の強化を段階的に進めています。</p> <p>○東京2020大会に向けた装備、資機材の増強整備を進めているほか、関係機関との連携訓練を実施しました。</p> <p>○「海上・臨海部テロ対策協議会」では、事業者によるテロ対策の実効性向上を目的とした「海上・臨海部テロ対策ベストプラクティス集」を策定するとともに、「テロ対策啓発用ポスター」を作成し、海事・港湾事業者等に広く配布しているほか、東京2020大会におけるテロ対策を念頭に、官民連携テロ対応実動訓練を行うなどして、海事・港湾業界団体の対応能力の向上及び関係機関との連携対応能力の向上を図っています。</p> <p>(「海上保安体制強化に関する方針」以外の治安等の業務の充実・強化に基づく船艇・航空機の整備状況は、施策番号6に記載しました。)</p>	<p>○公安調査庁では、東京2020大会等の重要行事の安全開催に資するため、引き続き、テロの未然防止や水際対処等に資する関連情報の収集・分析体制を強化し、関係機関に対する適時適切な情報提供に努めます。(法務省)</p> <p>○引き続き、原発等の警戒対象施設に対して、巡視船艇・航空機による警戒監視を行うとともに、「海上保安体制強化に関する方針」に基づき、原発等テロ対処・重要事案対応体制の強化を段階的に進めていきます。(国土交通省)</p> <p>○東京2020大会に向けて引き続き訓練や装備・資機材の増強整備を行う等対応能力を向上させていきます。(国土交通省)</p> <p>○「海上・臨海部テロ対策協議会」を通じて事業者によるテロ対策を促進していくとともに、「海上・臨海部テロ対策ベストプラクティス集」の更新を図るなど、関係機関や地域とより緊密に連携することで、官民一体となってテロ対策に取り組みます。(国土交通省)</p>
10	<p>○国際法及び国内法に基づき、国際航海船舶及び国際港湾施設における保安対策を着実に実施する。(国土交通省)</p>	<p>○国際航海船舶について、船舶への出入管理や立入制限区域の管理等、関係法令に基づく保安対策や、国際港湾施設について、埠頭保安規程等に基づく保安措置が適確に行われるように実施状況の確認や人材育成等の施策を行い、港湾における保安対策を着実に実施しました。(国土交通省)</p>	<p>○国際航海船舶について、船舶への出入管理や立入制限区域の管理等を着実に実施するとともに、埠頭保安規程に基づき適確に保安措置が講じられているか立入検査を実施しました。(国土交通省)</p>	<p>○今後も国際航海船舶や各国際港湾施設について、船舶への出入管理、立入制限区域の管理等、関係法令及び埠頭保安規定に基づく保安対策を行い、所定の保安レベルを維持できるよう立入検査を実施するなど保安確保を図ります。(国土交通省)</p>
イ 外交的取組を通じた主権・海洋権益の確保				
11	<p>○脅威の出現を未然に防ぐための外交的取組を強化していくとともに尖閣諸島周辺海域における中国公船等の領海侵入、排他的経済水域における中国等が関与する我が国の同意を得ていない海洋調査活動、北朝鮮による弾道ミサイルの発射といった我が国の主権及び海洋権益が脅かされる事態が発生した場合には、我が国は外交ルート等を通じて、迅速な抗議・申入れを行っており、今後とも問題の平和的解決のために粘り強い外交努力を行っていく。(外務省)</p>	<p>○尖閣諸島周辺海域における中国公船等の領海侵入、EEZにおける中国等が関与する我が国の同意を得ていない海洋調査活動、韓国による竹島やその周辺での軍事訓練、海洋調査活動等、我が国の主権及び海洋権益が脅かされる事態が発生した場合には、外交ルート等を通じて当該国等に対し、迅速かつ強く抗議を実施しています。(外務省)</p>	<p>○中国に関係した最近の事案では、令和2年度に発生した28件(令和3年2月22日時点)の尖閣諸島周辺海域における中国公船の領海侵入に対して抗議を行いました。(外務省)</p> <p>○韓国との関係では、令和2年度は、竹島やその周辺での軍事訓練が2回と、否定的な動きが相次ぎ、日本政府からその都度強く抗議を行いました。(外務省)</p>	<p>○我が国の主権及び海洋権益が脅かされる事態が発生した場合には、引き続き外交ルート等を通じて、当該国等に対し、迅速かつ強く抗議を実施していきます。(外務省)</p>
12	<p>○我が国の主権に関連して、ロシアにより法的根拠のない形で占拠されている北方領土及び韓国による不法占拠が続いている竹島をめぐる問題に関し、引き続き外交的解決を目指し取り組んでいく。(外務省)</p>	<p>○ロシアとの関係では、北方領土問題の解決に向け、首脳間及び外相間で緊密な対話を重ねつつ、領土問題を解決して平和条約を締結すべく、ロシアとの交渉に精力的に取り組んでいます。(外務省)</p>	<p>○ロシアとの関係では、令和2年度に首脳会談(電話3回)及び外相会談(対面1回及び電話2回)を実施しました。このうち、2月の日露外相会談では、前年の外相会談を踏まえ、交渉を前進させるための方策につき、茂木外務大臣の考えをより具体的に伝えました。また、9月の日露首脳電話会談において、両首脳は、平和条約締結問題を含む対話の継続と共に、政治、経済、文化等幅広い分野で日露関係全体を発展させていくことで一致しました。(外務省)</p>	

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和2年度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
13	○我が国を取り巻く海洋の安全保障に関する環境を安定させ、不測の事態を防ぐため、沿岸国との海洋の安全保障に関する対話・協議・協力のチャンネルを重層的に構築していく。(外務省)	○中国との間で、日中両国の海洋問題全般に関する定期的な協議メカニズムである日中高級事務レベル海洋協議の第12回(令和3年2月)会合及び海洋・安全保障分野に関する外交当局間協議を開催し、両国の海洋関係機関間で共に関心を有する幅広い問題について意見交換を実施しました。(外務省)	○第12回日中高級事務レベル海洋協議では、海洋分野における協力の在り方について議論し、日本漁船への接近を含む個別の事象にも言及しつつ、尖閣諸島周辺海域等の東シナ海を始めとする海洋・安全保障分野の課題にかかる我が国の立場、懸念を改めて申し入れ、中国側の行動を強く求めるとともに、海警法等について、国際法と整合的に運用されるよう求め、我が国の強い懸念を伝えました。また、平成30年6月の防衛当局間の「海空連絡メカニズム」の正式運用開始を踏まえたホットラインの早期開設や、平成30年10月の日中海上捜索・救助(SAR)協定の締結を契機とした海上捜索救助協力の推進などに関して意見交換を行いました。(外務省) ○これまで日露間の事務レベルで協議を行ってきた海上事故防止協定改正議定書が実質合意に至ったことを踏まえ、引き続き署名に向けて作業を進めていくことを確認しました。(外務省)	○引き続き、沿岸国との間での協議等の実施を追求していきます。(外務省)
14	○周辺国等との間で排他的経済水域、大陸棚等の境界が未画定である中、相手国の国民及び漁船に対して取締り等の措置をとらないこととしている日韓・日中漁業協定上の暫定水域等において資源管理が適切に行われるようにすることを含め、我が国の法的立場や海洋権益が損なわれないよう、外交努力を積み重ねていく。(外務省、農林水産省)	○違法操業の根絶や資源管理の強化等に向け、周辺諸国等に対し働きかけを行いました。(外務省、農林水産省)	○日中間の漁業に関しては、我が国EEZ内における中国違法漁船の問題について、令和2年11月の日中外相会談や令和3年2月の日中高級事務レベル海洋協議を含め、中国側に累次にわたり申し入れを実施し、解決を強く求めています。また、日中漁業協定に基づく暫定措置水域の資源管理措置等を適切に行っていくため、中国側に対応を求める働きかけを行っています。(外務省、農林水産省) ○台湾との間では、日本台湾交流協会他が主催する日台漁業委員会において、日台民間漁業取決め適用水域の操業ルールに関する協議が続けられています。(外務省、農林水産省) ○日韓間の漁業に関しては、日韓漁業協定に基づきいわゆる北部暫定水域での操業問題等について、韓国側に対して解決を強く求めています。(外務省、農林水産省) ○我が国の領海又はEEZにおいて、外国漁船等の違法操業が確認された場合には、抗議等を行っています。(外務省)	○引き続き、違法操業の根絶や、資源管理の強化等に向け、周辺諸国等に解決を求めていきます。(外務省、農林水産省)
ウ 同盟国・友好国との連携強化				
15	○同盟国である米国に対しては、平素における各種交流や情報共有、演習等を通じ、幅広い海洋の安全保障の分野における日米間の更なる連携強化に努め、長期的かつ安定的な米軍のプレゼンスを確保するとともに、友好国との連携を強化していく。(外務省、防衛省)	○「開かれ安定した海洋」の秩序を維持し、海上交通の安全を確保するため、同盟国などと連携して海賊対処行動を実施するほか、より緊密に協力し、沿岸国自身の能力向上を支援するとともに、様々な機会を利用した共同訓練・演習の充実などの各種取組を推進しています。(外務省、防衛省)	○米国や友好国との海軍種間における共同訓練を実施しました。(防衛省) ○シーレーン沿岸国への能力向上支援、ソマリア沖・アデン湾の海賊対策は、施策番号41及び42に記載しました。(防衛省)	○引き続き、米国や友好国との間で共同訓練等の交流を通じて連携を強化していきます。(外務省、防衛省)
エ 情報収集・分析・共有体制の構築				
16	○海洋監視体制の充実を図るため、衛星による情報収集の取組や省人化・無人化を考慮した装備品等の研究や導入を推進していく。(内閣官房、国土交通省、防衛省)	○宇宙基本計画工程表を改訂(令和2年12月15日宇宙開発戦略本部決定)し、各種衛星の活用も視野に入れた海洋情報の収集・取得に関する体制や取組について、運用場面で求められる能力を踏まえた強化について検討工程を明確化しました。(内閣官房) ○11月、情報収集衛星(データ中継衛星1号機)の打上げを行いました。(内閣官房)		○外交・防衛等の安全保障及び大規模災害等への対応等の危機管理に資する情報収集衛星10機体制に向けた整備を着実に進めます。(内閣官房)
17	○主として防衛省・自衛隊、海上保安庁及び内閣官房(内閣情報調査室)等が保有する艦艇、巡視船艇、測量船、航空機、情報収集衛星等や沿岸部設置のレーダー等の効率的な運用と着実な増強に加え、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構(JAXA)の先進光学衛星(ALOS-3)、先進レーダー衛星(ALOS-4)、超低高度衛星技術試験機(SLATS)等の各種衛星及び民間等の小型衛星(光学衛星・SAR衛星)等の活用も視野に入れ、また、同盟国や友好国等と連携し、我が国領海等における海洋監視情報収集体制を強化していく。(内閣官房、内閣府、外務省、財務省、文部科学省、国土交通省、防衛省)	○防衛省・自衛隊は、各種事態に迅速かつシームレスに対応するため、JAXAが保有する衛星や民間の商用衛星の活用を含め、平素から常時継続的に我が国周辺海空域の警戒監視を行っています。また、省人化・無人化や民生技術の活用など我が国が有する高い技術力を有効に活用し、装備品等の研究開発に取り組んでいます。(防衛省) ○同盟国である米国や友好国等と連携し、様々な機会を利用した共同訓練・演習の充実などの各種取組を推進しています。(防衛省) ○防衛省・自衛隊の防衛体制の充実、海上保安庁の体制強化の取組は施策番号1、2及び6に記載しました。(防衛省、国土交通省) ○10月～11月の間、無操縦者航空機(UAV)の飛行実証を実施しました。(国土交通省)	【指標】衛星等による情報収集、省人化・無人化を考慮した装備品の研究や導入の推進(無人航空機(UAV)、無人水上航走体(USV)、無人水中航走体(UUV)等) ・人工知能を用いた船舶自動識別装置(AIS)解析ツールの構築に向けた検討、長期運用型UUV技術の研究、UUV用の燃料電池による発電システム技術の研究及びUUVを海洋監視に使用するための要素技術の研究に取り組んでいます。(防衛省) ・無操縦者航空機の飛行実証の結果を経て、各種海上保安業務に活用できるということが確認でき、現在、導入について検討中です。(国土交通省)	○令和5年度までの準天頂衛星7機体制構築に向けて、JAXAとの連携を強化した研究開発体制により効率的に機能・性能向上を図りつつ、着実に開発・整備を進めます。(内閣府) ○令和3年度にALOS-3、令和4年度にALOS-4の打上げをそれぞれ予定しています。(文部科学省) ○引き続き、長期運用型UUV技術の研究及びUUVを海洋監視に使用するための要素技術の研究に取り組んでいきます。(防衛省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和2年度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
18	○我が国の排他的経済水域・大陸棚を始め、我が国周辺海域における海洋権益確保の戦略的観点から、我が国の海域の総合的管理に必要なものや境界固定交渉に資するものを含め、必要な情報の調査・収集に努める。(内閣府、外務省、国土交通省)	○測量船に搭載されたマルチビーム測深機による海底地形調査や音波探査装置による地殻構造調査等を実施するとともに、航空機に搭載した航空レーザー測深機等により、領海やEEZの外線の根拠となる低潮線調査等を実施しています。(国土交通省)	【指標】海洋権益確保のための情報の調査・収集(国土交通省) ・測量船や航空機等を使用して海底地形・地殻構造・低潮線等の海洋権益確保に資する情報の調査・収集を継続して実施しています。	○海底地形調査、地殻構造調査及び低潮線調査等を引き続き実施し、領海やEEZの外線の根拠など、海洋権益の確地殻構造調査及び低潮線調査等を保に資する調査データを取得していきます(※施策番号222及び227に関連記載あり)。(国土交通省)
19	○海洋監視情報共有体制に関しては、防衛省・自衛隊と海上保安庁との間の情報共有システムの整備を進め、両者間の情報共有体制を充実させていく。(国土交通省、防衛省)	○防衛省・自衛隊と海上保安庁間は、既存の情報共有システムによる連携の強化を行っています。(国土交通省、防衛省)	【指標】海洋監視情報の共有体制の充実(防衛省・自衛隊と海上保安庁との間の情報共有システムの整備)(国土交通省、防衛省) ・施策番号51に記載しました。	○事業対応訓練を通じて、システム運用の演練、活用を図り、円滑な情報共有を行います。(国土交通省、防衛省)
20	○平素における脅威・リスクの増大傾向に対応する観点から、「海上保安体制強化に関する方針」に基づき、海上保安庁の海洋監視体制を重点的に強化していく。(国土交通省)	○施策番号2及び8に記載しました。	○施策番号2に記載しました。	○施策番号2に記載しました。
21	○重要な離島及びその周辺海域における監視・警戒を強化する。(国土交通省、防衛省)	○巡視船艇・航空機や監視資機材の高性能化を図るとともに、巡視船と航空機を連携させ、監視・取締りを実施しました。(国土交通省、防衛省) ○安全保障環境に即した部隊などの配置や自衛隊による平素からの常時継続的な情報収集、警戒監視を行っています。(防衛省)	【指標】重要な離島及びその周辺海域における監視・警戒の強化(艦艇、航空機、レーダー等による監視・警戒)(国土交通省、防衛省) ・施策番号1及び2に記載しました。	○施策番号1及び2に記載しました。
オ 海上交通における安全の確保				
22	○船舶安全性の向上、航行安全確保、海難等の未然防止のための適切な体制・制度の整備や、船舶検査や外国船舶の監督(PSC)の着実な実施、海運事業者に対する運輸安全マネジメント評価の継続的な実施による安全管理体制の構築、事故や災害の発生した際の救助等、さらに、航行に関する安全情報等の周知や航路標識の整備・管理・運用といった、船舶交通の安全確保を始めとする海上安全のための施策や、事故や災害等が発生した際の対応のための施策に取り組む。また、民間団体・関係行政機関と緊密に連携し、安全指導を含め、海難防止に関する意識の向上等、海難防止対策を推進する。(国土交通省)	○船舶交通の安全確保のため、全国の航路標識について適切な維持管理を行いました。(国土交通省) ○「海の安全情報」として、気象・海象の現況、海上工事の状況等の情報をウェブサイト等で広く国民に提供しているほか、事前登録された個々の宛先(メールアドレス)に対して津波警報や避難勧告等の緊急情報をメール配信し、注意喚起・啓発を実施しています(平時においても「海の安全情報」で提供する情報の充実強化を図っています)。(国土交通省) ○国の関係機関や民間の関係団体と連携し、意見交換会の開催を通じてウォーターアクティビティを安全に安心して楽しむための注意事項を抽出し、合意・推奨されたものをアクティビティごとにウォーターセーフティガイドとして公表しています。(国土交通省) ○多様化・活発化する海上活動への対応は、国のみならず民間による安全対策の推進も重要であることから、国土交通省海事局及び民間関係団体等との共催により、水上安全をテーマとした会議、日本水上安全・安全運航サミット(JBWSS)を令和3年1月にオンライン開催しました。(国土交通省) ○情報通信技術(IGT)を活用し、小型船舶の航行情報及び海域で収集する情報等の海上活動情報を統合・分析し、提供するシステム及び体制に関する検討を実施しています。(国土交通省)	【指標】海の安全情報の充実強化(国土交通省) ・台風や発達した低気圧等によるの接近荒天等に備えた早期の事故防止に係る注意喚起情報及び安全啓発情報を海の安全情報の緊急情報配信メールやホームページ等により発出しました。 ・海の安全情報の利用者数 令和3年3月 82万532人 令和2年3月 85万964人 平成31年3月 106万6,017人 【指標】官民連携した海難防止対策の充実強化(国土交通省) ・関係省庁及び民間関係団体等と連携した訪船指導 令和2年 1,318隻 令和元年 3,326隻 平成30年 3,684隻 ・関係省庁及び民間関係団体等と連携したマリーナや漁協等への訪問指導数 令和2年 518件 令和元年 351件 平成30年 475件 ・ウォーターセーフティガイドに、水上オートバイ転覆時の復元方法やフロート使用時の注意事項等に関する安全情報を掲載しました。 ・JBWSSでは舟艇及び水上安全等に関わる官民の関係団体に対し、情報の発信と共有、団体間の効果的な連携、協働により更なる水難の防止、安全対策の向上を図ることを共有しました。	○「海の安全情報」において、適時適切に引き続き注意喚起情報や安全啓発情報を発出することにより、事故防止に資することとしています。(国土交通省) ○今後も引き続き、ウォーターセーフティガイドについては関係団体等と意見交換を重ね、内容の充実強化及び安全対策に関する情報共有の促進を図ることとしています。(国土交通省) ○今後も引き続き、多様化・活発化する海上活動の安全対策を総合的に推進するため、JBWSS等を通じて関係団体等との関係構築を進め、官民連携ネットワークの強化を図ることとしています。(国土交通省) ○海上活動情報を統合・分析し、提供するシステム及び体制を構築する予定です。(国土交通省)
23	○船舶など海上交通の安全に資するため、海上風・濃霧等の気象の状況、波浪・海面水温等水象の状況を観察し、これらに関する実況、あるいは予報・警報等の情報を適時的・的確に発表するための体制、施設及び設備の維持・充実を図る。(国土交通省)	○適時適切な情報発表を維持するため、沿岸波浪計及び潮位計等のデータを集約するシステムを更新しました。(国土交通省) ○波浪、潮位等の観測を着実に実施するため、漂流型海洋気象ブイ、沿岸波浪計、潮位計等の観測施設・設備の維持・管理を行いました(※施策番号209に関連記載あり)。(国土交通省)	○気象庁は潮位計のデータを集約するシステムを更新するにあたり、国土交通省関係機関(港湾局・国土地理院・海上保安庁)と綿密な調整を実施しています。(国土交通省) ○沿岸波浪計6か所、潮位計70か所について維持・管理を実施しました。(国土交通省)	○引き続き波浪、潮位等の観測を着実に実施するため、漂流型海洋気象ブイ、沿岸波浪計、潮位計等の観測施設・設備の維持・管理を行います(※施策番号209に関連記載あり)。(国土交通省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和2年度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
24	<p>○社会的影響が著しい大規模海難の発生を未然に防止するため、海上交通センター等による航行船舶の安全に必要な情報提供、船舶に対する指導等を行う。また、これらを適切かつ効果的に実施するため、同センターの機能充実を図る。さらに、発生時に迅速かつ的確に対応するため、海難救助体制、海上防災体制の充実・強化を図り、対応に万全を期す。また、民間組織との連携を図るとともに、近隣諸国との協議・訓練を的確に実施し、連携を強化する。(国土交通省)</p>	<p>○迅速かつ的確な海難救助を可能とするため、高性能化を図った巡視船艇・航空機の整備を推進するとともに、救助・救急体制の充実のため、特殊救難隊や全国各地に潜水士、機動救難士を配置しています。(国土交通省)</p> <p>○漂流予測の精度向上や緊急通報用電話番号「118番」や「NET118」の有効活用及び携帯電話のGPS機能を「ON」にすることで緊急通報時に遭難位置を迅速に把握することができる「緊急通報位置情報表示システム」の周知活動に取り組みました。(国土交通省)</p> <p>○海難救助能力の向上のため、民間の救助組織とも連携した捜索救助に関する合同訓練のほか、隣接諸国との協議、合同訓練及び机上訓練を定期的に実施しました。(国土交通省)</p> <p>○所定の講習を修了した特殊救難隊員及び機動救難士等を「救急員」として指名し、消防機関の救急隊員と同様の範囲内で応急処置を実施して、適切に救急救命士を補助することが可能となる「救急員制度」を適切に運用し、洋上における救急体制の充実強化を図りました。(国土交通省)</p> <p>○社会的影響が著しい大規模海難の発生を未然に防止するため、海上交通センター等による適時・的確な情報提供に努めるとともに、航行安全上、不適切な航行をする船舶に対しては、必要な安全指導を行いました。また、AISを活用した橋梁への衝突防止対策を実施しました。(国土交通省)</p> <p>○走錨事故防止対策を実施する臨海部の施設を選定し、台風接近時等にこれらの周辺海域で錨泊制限等を実施しました。(国土交通省)</p>	<p>【指標】要救助海難に対する救助率(国土交通省) ・要救助海難に対する救助率(要救助者に対する救助成功者の割合) 令和2年 95%(目標の95%を達成) 令和元年 96% 平成30年 96%</p> <p>○「救急員制度」の運用を平成31年4月1日から開始し、令和3年3月末現在、76名を救急員として指名、令和2年は傷病者246名の対応を行いました。(国土交通省)</p> <p>○6月、走錨等に起因する事故の再発防止に係る更なる安全対策の在り方について交通政策審議会に諮問し、令和3年1月、湾外避難勧告・命令制度等の法制度の創設が必要との答申を得ました。(国土交通省)</p>	<p>○海難情報の早期入手に向けた取組を進めるとともに、「ライフジャケットの常時着用」、「防水バック入り携帯電話等の連絡手段の確保」、「緊急通報用電話番号「118番」及び「NET118」の有効活用」を基本とする自己救命策確保を推進する各種キャンペーン活動、広報媒体を活用した周知・啓発活動を行います。(国土交通省)</p> <p>○救急員制度の更なる充実のため、救急員の養成、知識・技能の維持・向上を図り、洋上における傷病者の救急態勢を一層充実させることとします。また、海難救助能力の向上のため、民間の救助組織とも連携した捜索救助に関する合同訓練、隣接諸国との協議、合同訓練及び机上訓練を実施します。(国土交通省)</p> <p>○引き続き、海上交通センター等による適時・的確な情報提供及び不適切な航行をする船舶に対する安全指導を行います。(国土交通省)</p> <p>○左記答申を踏まえ、湾外避難勧告等の法制化を目指す等、走錨事故防止対策を着実に推進します(国土交通省)</p>
25	<p>○船舶事故や自然災害により救助の必要が生じた際に、遭難者の位置特定に多くの時間を要するという現状に鑑み、位置情報の把握が難しい小型船舶を含む船舶等の位置を把握できる体制を構築する。また、こういった事案への適切な対応のための、関係府省間の情報共有体制を確立する。(内閣府、農林水産省、国土交通省、防衛省)</p>	<p>○国土交通省では、カメラ画像からの船舶検出等の手法を用いてAIS非搭載船舶の位置を把握する技術開発の検討を行いました。(国土交通省)</p> <p>○農林水産省では、漁船へのAIS搭載の普及促進のため、関係府省と連携し、周知啓発活動を実施しました。(農林水産省)</p> <p>○防衛省では、自治体や関係機関からの災害派遣要請に備え、情報伝達・共有を適切に行っています。特に、他機関の勢力では対応が困難な本土から遠く離れた離島や海域での船舶からの急患輸送や、火災、浸水、転覆など緊急を要する船舶での災害に対して、海上保安庁又は都道府県知事からの要請に基づき海難救助を実施しています。(防衛省)</p>	<p>【指標】海上活動情報の統合・分析及び提供体制の構築(国土交通省) ・「船舶におけるスマートフォンアプリ活用のためのガイドライン」(平成29年国土交通省海事局)に記載された「衝突や乗揚げのおそれがあるときや津波発生時の緊急時に、国や関係者からの警告を受けてそれを表示する機能」について、今後開発されるアプリの動向を把握の上、必要な注意喚起等を行うための通報技術に係る調査を行いました。</p>	<p>○カメラ画像からの船舶検出手法を用いたAIS非搭載船舶の位置を把握する技術の実用化に向け、引き続き技術開発を行います。(国土交通省)</p>
26	<p>○海上交通の安全を確保するため、「海洋速報」として海況情報をインターネットで提供するとともに、船舶交通が輻輳(ふくそう)する狭水道における潮流の観測体制と情報提供体制を強化する。(国土交通省)</p>	<p>○海上交通の安全を確保するため、海況に関する情報を海洋速報として平日毎日作成し、インターネットにより提供するほか、来島海峡の潮流シミュレーション情報についてもインターネットで提供しています。(国土交通省)</p>	<p>○左に記載しました。</p>	<p>○海上交通の安全を確保するため、引き続き海洋速報や潮流シミュレーション情報を提供していきます。(国土交通省)</p>
27	<p>○電子海図・航海用刊行物を活用した船舶交通の安全性を向上するため、国際水路機関(IHO)における国際ルールの策定に積極的に参画し、利便性の高い航海安全情報の提供方法を検討するとともに、電子海図等の情報充実と高機能化に取り組む。(国土交通省)</p>	<p>○国際ルール策定のために設置された水路業務・基準委員会(HSSC)の作業部会に参画し、次期電子海図作製の仕様等に関する国際基準等の策定の検討を行いました。また、次期電子海図の作製・刊行に向けてデータの整備、検証を実施しました。(国土交通省)</p>	<p>【指標】電子海図等の情報充実(国土交通省) ・現行の電子海図(S-57)について、新たに4セルを刊行するとともに、4セルは海域の範囲を広げ情報の充実を図りました。</p>	<p>○次期電子海図作成仕様(S-101)の第二版及び航海用刊行物(S-12X等)の国際基準策定に向け、水路業務・基準委員会及び作業部会への参画を継続します。(国土交通省)</p> <p>○次期電子海図の作製・刊行に向けた体制の構築に取り組みます。(国土交通省)</p>
28	<p>○海難事故の発生した際の巡視船や航空機による捜索救助活動や流出油の防除活動を迅速かつ的確に実施するため、関係省庁連携の下、海象データの不足海域の解消、データを管理するシステムの強化、予測モデルの改良等による漂流予測手法の改善を進め、漂流予測を正確に行う。(国土交通省)</p>	<p>○捜索救助活動や流出油の防除活動を迅速かつ的確に実施するため、関係府省連携の下、漂流予測の精度向上に取り組みました。(国土交通省)</p>	<p>○関係府省及び民間企業から海上の風や流れといった情報を収集し、漂流予測の精度向上を図りました。(国土交通省)</p>	<p>○関係府省連携の下、海象データの不足海域の解消に向けた情報の収集等、漂流予測の精度向上に取り組みます。(国土交通省)</p>

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和2年度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
カ 海洋由来の自然災害への対応				
29	○津波・高潮等の海洋由来の大規模な災害の発生時等の非常事態等に備えて、過去の教訓に基づき適切な司令塔のあり方について検討を行う。特に、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に当たり、大規模な自然災害へ適切な対応が可能な体制を整備する。(内閣府、国土交通省、防衛省)	○日本海地震・津波調査プロジェクトでは、津波発生頻度の把握のために浅層を対象としたボーリング調査による津波履歴調査を実施しました。また、防災対策に資する南海トラフ地震調査研究プロジェクトでは、海域における地震活動の把握のために、地震性堆積物や地震データの解析、地震観測に向けた整備、地下構造や断層モデル高度化の検討をしました。また、「通常と異なる現象」発生後の時間推移についても考慮した地震や津波のハザード・リスクの防災情報創生にむけたシステムの構築に着手しました(※施策番号232及び245に関連記載あり)。(文部科学省)	○日本海地震・津波調査プロジェクトでは、国や府県、市町、ライフライン事業者、地域の大学等が参画する地域研究会を、7か所において計10回実施しました。また、防災対策に資する南海トラフ地震調査研究プロジェクトでは、「南海トラフ地震臨時情報」が出された際の地震・地殻活動の把握と推移予測に資するため、海域の自動震源決定に向けた地下構造の構築やシステムの稼働試験を実施しました。また、被害が予想される自治体等の利用に向けて、防災情報の創生に係る研究開発に着手しました。(文部科学省)	
30	○海洋由来の自然災害については、未然にこれら全てを防ぐことは難しいため、平素からの被害軽減のための観測・調査を継続するとともに、被害軽減のための施策に取り組む。(内閣府、文部科学省、農林水産省、国土交通省)	○日本海溝海底地震津波観測網(S-net)や南海トラフ地震対策のための地震・津波観測監視システム(DONET)を着実に運用するとともに、観測データの利活用推進に取り組ましました(※施策番号245に関連記載あり)。(文部科学省) ○南海トラフ地震等の切迫する大規模な地震・津波等の大規模自然災害に備え、国土強靱化及び人命・財産の防護の観点から全国の漁業地域の安全を確保するための対策を行いました。(農林水産省)	○JR東海が講じる列車の災害対策において、S-netによる観測データの利活用が開始されました。また、JR東海・西日本が講じる列車の災害対策において、DONETによる観測データの利活用が継続されました(※施策番号208及び209に関連記載あり)。(文部科学省) ○S-netの一部とDONETの追加観測データについて、気象庁の緊急地震速報への利活用が継続されました(※施策番号208及び209並びに245～247に関連記載あり)。(文部科学省、国土交通省)	○引き続き、南海トラフ地震等の切迫する大規模な地震・津波等の大規模自然災害に備え、国土強靱化及び人命・財産の防護の観点から全国の漁業地域の安全を確保するための対策を実施します。(農林水産省)
31	○海洋由来の自然災害への対策については、災害の未然防止、災害の被害予測、災害発生時における被害の拡大防止、被災者の救助活動の強化及び災害の復旧等の観点から、必要な対策・措置に取り組む。(内閣府、文部科学省、農林水産省、国土交通省)	○東京2020大会開催を支えるため、国土交通省及び各関係機関の防災情報提供ツールを一元化し、多言語化やスマートフォン対応により、平時から容易に防災情報等を入力できるよう、防災ポータルコンテンツの拡充・充実を図りました。(国土交通省)	○和歌山県、三重県、中部電力が講じる津波対策において、津波即時予測システムとしてDONETによる観測データの利活用が継続されました。また、千葉県が講じる津波対策において、S-netによる観測データの一部の利活用が開始されました。(文部科学省)	
32	○津波・高潮等による被害をできる限り軽減するため、海岸堤防の整備や耐震化、水門等の統廃合や自動化・遠隔操作化等の海岸保全施設等の整備を推進するとともに、施設の適切な維持管理、海岸防災林の整備等を推進する。また、大規模津波に対しても減災機能を発揮する「粘り強い構造」を有する堤防の整備を推進する。さらに、国土保全の観点から、砂浜保全等の侵食対策を推進する。(農林水産省、国土交通省)	○海岸防災林の整備を行い、津波に対する減災機能も考慮した復旧及び再生を推進しました。(農林水産省) ○海岸堤防の整備や耐震化、水門等の統廃合や自動化・遠隔操作化等の海岸保全施設等の整備を推進するとともに、国土保全の観点から、砂浜保全等の侵食対策を推進しました。(農林水産省、国土交通省) ○全国の水門・陸間等(海岸保全施設)の電力供給停止時の操作確保、全国の海岸堤防等の高潮・津波対策及び耐震化に関する緊急対策を行いました。(農林水産省、国土交通省) ○国土強靱化の取組をさらに強化するため、内水浸水対策強化のための雨水貯留施設等整備、高波等による護岸等の倒壊防止対策や面的防護対策を進めました。(農林水産省、国土交通省) ○「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)を踏まえ、津波・高潮対策や老朽化対策等を推進しました。(農林水産省、国土交通省) ○6月に海岸保全施設維持管理マニュアルを改訂し、離岸堤等の沖合施設の点検、健全度評価、対策工法等を位置づけるとともに、点検における新技術等の優良技術の事例を更新しました(農林水産省、国土交通省) ○平成26年6月に海岸法が改正され、設計外力を超えた津波に対し、津波が堤防を越流した場合でも堤防の効果が粘り強く発揮できるような構造の海岸堤防等を法律上明確に位置付け、一層の整備を推進しました。(農林水産省、国土交通省) ○海岸保全施設における維持管理等の効率化を図るため、ICTによる維持管理の効率化について検討しました。(国土交通省)	【指標】南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率(計画高までの整備と耐震化)及び水門・樋門等の耐震化率(農林水産省、国土交通省) 令和2年3月末時点 58% 平成31年3月末時点 53% 平成30年3月末時点 47% 【指標】侵食海岸において現状の汀線防護が完了した割合(農林水産省、国土交通省) 令和2年3月末時点 78% 平成31年3月末時点 78% 平成30年3月末時点 77% ○海岸保全施設維持管理マニュアルを改訂しました。(農林水産省、国土交通省) ○東日本大震災時に被災した海岸防災林の復旧延長164km全てについて着手済みです。(農林水産省)	○東日本大震災で被災した海岸防災林の復旧・再生の取組の加速化を図るとともに、南海トラフ地震等による津波の発生に備え、これまで達成されてきた海岸防災林の機能の維持・強化を推進します。(農林水産省) ○改訂された海岸保全施設維持管理マニュアルに基づき、離岸堤等の沖合施設を含めた海岸保全施設の効率的な維持管理を推進します。(農林水産省、国土交通省)
33	○最大クラスの津波・高潮等から人命を守るため、津波災害警戒区域の指定等による津波防災地域づくりを推進し、国において関係部局が一体となって都道府県や市町村への支援体制を構築する。また、三大湾等における最大クラスの高潮浸水想定区域等の指定を推進する。(農林水産省、国土交通省)	○将来起こりうる津波災害の防止・軽減のため、都道府県の「津波浸水想定」の設定や「津波災害警戒区域等」の指定等の支援を行いました。(農林水産省、国土交通省) ○想定し得る最大規模の高潮に対する避難体制等の充実・強化を図るため、高潮浸水想定区域図作成の手引きを改定し、都道府県の「高潮浸水想定区域等」の指定等の支援を行いました。(農林水産省、国土交通省) ○高潮対策等のためのソフト対策に関する緊急対策を行いました。(農林水産省、国土交通省)	【指標】最大クラスの津波・高潮に対応した浸水想定区域図を作成した都道府県数(国土交通省) 津波 令和2年度末時点 37道府県 (令和元年度末時点より、1県増加) 高潮 令和2年度末時点 14都府県 (令和元年度末時点より、7県増加)	○「津波防災地域づくり支援チーム」の取組を活用し、様々な津波に対する津波防災地域づくりの更なる推進を図ります。(国土交通省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和2年度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
34	<p>○気候変動に伴い想定される高潮偏差の増大、波浪の強大化や海面水位上昇といった災害リスク増大に備えるため、沿岸域における国土の保全についての適応策を検討する。(農林水産省、国土交通省)</p>	<p>○気候変動の影響による海面水位上昇等に関する海外の文献等を収集・分析を行いました。(農林水産省、国土交通省)</p> <p>○「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方」提言を踏まえ、海岸保全基本方針を変更しました。(農林水産省、国土交通省)</p>	<p>○諸外国の文献調査を実施しました。(農林水産省、国土交通省)</p> <p>○海岸保全基本方針を変更しました。(農林水産省、国土交通省)</p>	<p>○引き続き、諸外国の文献調査を実施します。(農林水産省、国土交通省)</p> <p>○「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方」提言を踏まえ、気候変動による影響を明示的に考慮した対策の推進を図ります。(農林水産省・国土交通省)</p>
35	<p>○大規模地震や津波等の影響により、倒壊、損傷が生じるおそれのある航路標識等の耐震・耐波浪対策を図るとともに、災害情報等の提供の充実強化を図る。(国土交通省)</p>	<p>○災害発生時においても海上輸送ルートの安全確保を図るため、航路標識の耐震補強等の整備を実施するとともに、海水浸入防止対策及び予備電源施設整備を実施しました。(国土交通省)</p> <p>○海底地形データの提供により、自治体等のハザードマップ等の作成を支援するとともに、津波発生時の船舶の避難計画策定を支援するため、南海トラフ地震及び首都直下地震等による津波の被害が予想される地域について、港湾等における津波の挙動を予測した津波防災情報図を作成し、提供しました。(国土交通省)</p>	<p>【指標】航路標識の耐震補強の整備率(国土交通省) 令和2年度 100%(令和2年度完了) 令和元年度 94.8% 平成30年度 89.5%</p> <p>【指標】航路標識のLED灯器の耐波浪整備率(国土交通省) 令和元年度 100%(令和元年度完了) 平成30年度 100%</p> <p>○津波防災情報図の整備率(国土交通省) 令和2年度 98.0% 令和元年度 95.1% 平成30年度 83.8%</p>	<p>○海上輸送ルートの安全確保を図るため、引き続き、航路標識の災害対策を実施していきます。(国土交通省)</p> <p>○多様な地震や津波を想定した津波防災情報図の整備を行うとともに、整備済みの津波防災情報図内の港湾施設変更等に対応した維持・更新作業を行います。また、海底地形データの提供により、自治体等のハザードマップ等の作成を支援します。(国土交通省)</p>
36	<p>○大規模地震時の緊急物資輸送等を確保するため、港湾における岸壁及び護岸等の耐震化を図る。(国土交通省)</p>	<p>○平成28年3月に改定した臨海部防災拠点マニュアルに基づき、令和2年度末までに耐震強化岸壁を93港で整備しました。(国土交通省)</p>	<p>○災害時における海上からの緊急物資等の輸送体制がハード・ソフト一体として構築されている港湾(重要港湾以上)の割合(国土交通省) 令和2年度 83% 令和元年度 83% 平成30年度 80%</p>	<p>○災害時に緊急物資の輸送を可能とし、災害後の経済活動を支える海上交通ネットワークの維持を図るため、引き続き港湾施設の耐震・耐波浪性能の向上を推進します。(国土交通省)</p>
37	<p>○非常災害時における国による港湾施設の管理制度等を踏まえた訓練や基幹的広域防災拠点の運用体制の強化を図るとともに、港湾事業継続計画(BCP)の改善や広域港湾BCPの策定を推進する。さらに、港湾の堤外地等における高潮対策を推進する。(国土交通省)</p>	<p>○非常災害時における国による港湾施設の管理制度等を踏まえた訓練や基幹的広域防災拠点の運用体制の強化を図るとともに、港湾事業継続計画(BCP)の改善や広域港湾BCPの策定を推進する。さらに、港湾の堤外地等における高潮対策を推進する。(国土交通省)</p> <p>○令和元年度房総半島台風及び東日本台風の被害を踏まえ、最新の手法で設計沖波等を更新し、主要な施設を対象に安定性等の照査を実施しました。(国土交通省)</p> <p>○5月に「港湾等に来襲する想定を超えた高潮・高波・暴風対策検討委員会」における検討結果の最終とりまとめを行うとともに、各港での港湾BCPの策定の参考資料となる「港湾の事業継続計画(港湾BCP)策定ガイドライン」(改訂版)を公表しました。(国土交通省)</p> <p>○8月に交通政策審議会より、「今後の港湾におけるハード・ソフト一体となった総合的な防災・減災対策のあり方」について答申がなされ、台風に伴う高潮・高波等に対する施設の嵩上げ・補強や、新たに整備する施設に対して将来の海面水位の上昇を考慮した設計の導入等の施策の方向性等が示されました。(国土交通省)</p>	<p>【指標】直近3年間に港湾の事業継続計画(港湾BCP)に基づく防災訓練の実施された港湾(重要港湾以上)の割合(国土交通省) 令和2年度 90%</p>	<p>○頻発化・激甚化する台風に伴う高潮・高波による港湾内の被害軽減を図るため、最新の設計沖波等で照査した結果を踏まえ、港湾施設の嵩上げ・補強等を推進します。(国土交通省)</p>
38	<p>○迅速に緊急支援物資等の海上輸送を行うための体制の強化を図る。また、大規模災害時の輸送等に重要な役割を果たす民間船舶について、地方公共団体と事業者等が連携して、緊急輸送活動等に船舶を活用するための環境整備を進める。(国土交通省)</p>	<p>○大規模災害時に船舶の活用が迅速に対応可能となるよう、地方公共団体等におけるマニュアル等の策定、防災訓練でのマッチングシステムの運用等について、各地方運輸局を通じて地方公共団体等に対して実施を促しました。(国土交通省)</p> <p>○災害時における携帯電話基地局の船上開設について、携帯電話事業者と民間フェリー事業者等との協定締結の促進のため、事業者団体や民間フェリー事業者等への船上基地開設に関するヒアリングを実施しました。(国土交通省)</p>	<p>○地方公共団体等において、民間事業者等との連携体制の強化等に向けた更なる検討や取組が進められています。(国土交通省)</p>	<p>○大規模災害時に船舶の活用が迅速に対応可能となるよう、引き続き、地方公共団体等におけるマニュアル等の策定、防災訓練でのマッチングシステムの運用等を進めます。(国土交通省)</p>

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和2年度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
39	<p>○東日本大震災を踏まえた港内における船舶の津波等に対する安全対策を始め、災害対策について検討を行い、港則法による避難の勧告等を効果的に運用していく。今後、より早く確実な情報伝達体制の構築に取り組みとともに、実践的な訓練の実施に基づき見直しを推進する。(国土交通省)</p>	<p>○大規模地震等の災害発生時において、船舶の円滑な避難を支援するため、「海の安全情報」による迅速・確実な災害情報等の提供及び注意喚起を実施しました。(国土交通省)</p> <p>○各港において情報連絡体制の確認及び情報伝達訓練を実施し、港則法に基づく避難勧告等を効果的に運用しました。(国土交通省)</p> <p>○異常気象等時における港則法による避難勧告等の運用について、各港が特に勢力の大きな台風の直撃を受けるなどの場合において、勧告の発出時期を前倒し、効果的に運用するよう見直しを行いました。(国土交通省)</p> <p>○港内における船舶の津波等に対する安全対策として、南海トラフ地震臨時情報に対する港則法における避難勧告等の運用について検討を行いました。(国土交通省)</p>	<p>○左に記載しました。</p>	<p>○情報伝達の実効性を向上させるため、各港において情報連絡体制の確認を行うとともに、情報伝達訓練を引き続き実施していきます。(国土交通省)</p> <p>○左記検討結果を踏まえ、各港において効果的な避難勧告等の運用を行います。</p>
40	<p>○津波、高潮等の状況を観測し、これらに関する実況あるいは予報・警報等の情報を適時・的確に発表する。また、情報の内容の改善、情報を迅速かつ適切に収集・伝達するための体制及び施設、設備の充実を図る。(国土交通省)</p>	<p>○波浪及び潮位等の観測については、施策番号23に記載しました。(国土交通省)</p>	<p>○海水浴場等を利用する聴覚障害者等に対し津波警報等を一層確実に伝達できるよう、平成30年10月より「津波警報等の視覚による伝達のあり方検討会」を開催し、令和2年2月に「赤と白の格子模様の旗」を用いることが望ましいとの報告書が取りまとめられました。それを受けて、令和2年6月24日から海水浴場等で、赤と白の格子模様のデザインの「津波フラッグ」により大津波警報、津波警報、津波注意報が発表されたことお知らせする取組を始めました。(国土交通省)</p>	<p>○引き続き、津波、高潮等の状況を観測し、これらに関する実況あるいは予報・警報等の情報を適時・的確に発表します。(国土交通省)</p>

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和2年度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
1.	海洋の安全保障 (2) 我が国の重要なシーレーンの安定的利用の確保			
ア	我が国の重要なシーレーンにおける取組			
41	○シーレーン沿岸国に対する能力構築支援や、国際機関への要員派遣等の取組のほか、ソマリア沖・アデン湾における海賊対処行動等の国際協力活動への参加、その他の平素の交流を通じてシーレーン沿岸国等との信頼関係や協力関係を構築するとともに、海上法執行能力向上支援、様々な機会を捉えた海上自衛隊の艦艇による寄港や巡視船の派遣、共同訓練等を全省庁横断的に連携して進めていく。(外務省、国土交通省、防衛省)	○新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、各国との往来が制限される中、インドネシア、フィリピンとの間で長官級会合を、ベトナム、インドとの間で実務者会合をそれぞれオンライン形式で実施し、各国海上保安機関との連携を深めました。さらに、外国海上保安機関職員に対する技術指導等に専従する海上保安庁モバイルコーポレーションチームにより、海上法執行を含む海上保安分野における能力向上支援に係る研修をオンライン形式で実施しました。(国土交通省) ○アジア・アフリカ等のシーレーン沿岸国等との間の機材等の供与を通じた支援に関する書簡の交換、及び技術協力等の実施については、右に記載しました。(外務省) ○防衛省・自衛隊は、東南アジア諸国に対し、海洋安全保障に関する能力構築支援の取組を行っており、沿岸国などの能力の向上を支援するとともに、我が国と戦略的利害を共有するパートナーとの協力関係を強化しています。「自由で開かれた海洋」の維持・発展に向け、防衛当局間においては、二国間・多国間の様々なレベルの安全保障対話・防衛交流を活用して各国との海洋の安全保障に関する協力を強化することとしており、拡大ASEAN国防相会議(ADMMプラス)や西太平洋海軍シンポジウム(WPNS)をはじめとした地域の安全保障対話の枠組において、海洋安全保障のための協力に取り組んでいます。(防衛省) ○右に記載の技術協力のほか、令和3年1月～2月にかけ、東南アジア諸国や南アジア諸国、ソマリア周辺国、西アフリカ諸国、大洋州諸国等の法執行能力向上のため、これらの国々の海上法執行機関職員に対し独立行政法人 国際協力機構(JICA)による「海上犯罪取締り」研修をオンライン形式にて実施し、海上保安庁により海賊対策を始めとする海上犯罪の取締りに必要な知識・技能に関するオンライン講義を実施しました(※施策番号221に関連記載あり)。(外務省、国土交通省) ○ソマリア沖・アデン湾における海賊対策については、施策番号42に記載しました。(外務省、国土交通省、防衛省)	【指標】シーレーン沿岸国への能力構築支援及び海上法執行能力向上支援 ①二国間のODAによる能力向上支援に関しては、次のことを行いました。(外務省) (機材等の供与) ・11月、モルディブの海上保安機材の供与に関する書簡の交換 ・12月、モザンビークへの海難救助関連機材の供与等に関する書簡の交換(技術協力等) ・令和3年1月、マダガスカルへの海上保安機材の供与等に関する書簡の交換 ・令和3年2月、モルディブの海上保安能力向上のための海上救助コーディネーションセンター能力強化に関する書簡の交換(UNODC連携) ・令和3年2月～3月、ジブチ沿岸警備隊に対し、船舶移乗、制圧術にかかる遠隔研修を実施 ・マレーシア海上法執行庁に対し、捜索救難(10月)、法執行(10月)、鑑識(令和3年2月)についての遠隔研修等を実施 ・フィリピン沿岸警備隊(PCG)に対し、制圧の遠隔研修を実施(11月) ・スリランカ沿岸警備隊(SLGC)に対し、遠隔協議を通じて油防除対策のマニュアルを制作 ・ベトナム海上警察(VCG)に対し、海上法執行に関する遠隔研修及び講義を実施(12月) ・インドネシア海上保安機構(BAKAMLA)に対し、海上法執行に関する遠隔研修及び講義を実施(7月及び令和3年1月) ・モーリシャス船舶座礁事故に対応し、「モーリシャス海難防止及び流出油防除体制の強化に係る情報収集確認調査」を実施 ②海上法執行能力向上支援に関しては、次のことを行いました。(国土交通省) ・インドネシア海上保安機構(7月及び令和3年1月)、マレーシア海上法執行庁(10月)、フィリピン沿岸警備隊(11月)、ベトナム海上警察(12月)、ジブチ沿岸警備隊(令和3年2月～3月)に対し、海上法執行のほか、捜索救助、国際法に係るオンライン研修を実施しました。 【指標】海上自衛隊艦艇・海上保安庁巡視船の派遣、共同訓練等 ①防衛関係(防衛省) ・9月～10月、護衛艦「かが」等をインド太平洋方面に派遣し、各国と共同訓練を実施しました。 ②海上保安関係(国土交通省) ・令和3年1月、海上保安庁の航空機をベトナムに派遣し、公海上でのしよう戒を実施したほか、フィリピン沿岸警備隊との連携訓練を実施しました。	○引き続き、同盟国である米国や友好国等との間でシーレーンにおける海上安全保障に関する問題や海上法執行能力向上支援等に関して支援の効果のアセスメントを含む意見交換を行うとともに、巡視艦艇等の供与を通じて、シーレーン沿岸国等の海上法執行能力向上支援を実施していきます。(外務省) ○海上保安庁は、海賊対策のためアジア諸国に巡視船等を派遣し、沿岸国及びReCAAP情報共有センターと法執行能力向上を目的として連携訓練等を実施するなどして、東南アジア諸国やシーレーン沿岸国等に対する法執行能力等の継続的な向上支援を行うこととしています。また、引き続き海上保安大学校練習船「こじま」の遠洋航海実習では、シーレーン沿岸国に寄港し、現地海上保安機関との連携の強化を図ります。(国土交通省)
42	○国際社会と連携し、ソマリア沖・アデン湾での海賊対処行動を引き続き実施する。また、現在、我が国の海賊対処行動部隊が拠点を置くジブチは、西インド洋及び紅海を臨む要衝であることに鑑み、これまでの活用実績も踏まえつつ、同拠点を一層活用するための方策を検討していく。連合海上部隊(CMF)と連携した情報収集や、ソマリア沖海賊対策コンタクト・グループ(CGPCS)、第151連合任務部隊(CTF151)等の国際的な協力枠組を通じて、関係国との連携の強化を図る。さらに、ソマリア及びソマリア周辺国の海上保安機関の能力向上及び海賊追跡・取締り能力向上のため、国際機関を通じた支援及び二国間での支援を引き続き実施する。(外務省、国土交通省、防衛省)	○海賊問題が国際社会にとって海上輸送への脅威となっている中、「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」に基づき、防衛省・自衛隊は、海上自衛隊護衛艦を派遣海賊対処行動水上部隊として、また、海上自衛隊P-3Cしよ戒機を派遣海賊対処行動航空隊として派遣し、同海域での民間船舶の防護及び警戒監視を実施しています。さらに、派遣される護衛艦に海上保安官を同乗させ、法執行に必要な体制を確保しています。(国土交通省、防衛省) ○ソマリア周辺海域沿岸国の能力向上支援については、施策番号41に記載しました。 ○ソマリア沖海賊対策に係る国際社会の取組に関与すべく、CGPCSに継続的に関与しています。(外務省)	【指標】海上自衛隊によるソマリア沖・アデン湾海賊対処行動 ・令和2年11月10日、「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」第7条第1項に定める内閣総理大臣の承認(閣議決定)を受け、防衛大臣は令和3年11月19日までの間、引き続き自衛隊による海賊対処行動を継続することを決定しました。(防衛省) ・自衛隊は、海賊対処のための多国籍の連合任務部隊であるCTF151に参加してゾーンディフェンス(特定の海域の中で警戒監視を行う活動)を実施しています。(防衛省) ・10月5日及び6日、海賊対処行動中の海上自衛隊護衛艦が、アデン湾において、欧州連合海軍部隊と海賊対処共同訓練を実施するとともに、同月15日、ジブチ港への共同寄港を行い、関連行事を実施し、日EU間の連携強化を確認しました。(外務省、防衛省) ・海上自衛隊護衛艦が護衛する船舶に対する海賊襲撃事案はこれまで発生していません。(防衛省)	○海上保安庁は、引き続き、派遣される護衛艦に海上保安官を同乗させ、法執行に必要な体制を確保し、ソマリア沖・アデン湾海域での民間船舶に対する海賊行為の警戒監視等を実施します。(国土交通省) ○シーレーン沿岸国等に対する能力向上支援については、施策番号41に記載しました。 ○令和元年12月27日の中東地域における日本関係船舶の安全確保にかかる閣議決定を受け、防衛大臣が令和2年1月10日に必要な情報収集活動の実施を命じ、海上自衛隊の護衛艦が同年2月26日から情報収集活動を行うなどの活動を行っているところ、派遣海賊対処行動航空隊の固定翼しよ戒機P-3Cも当該情報収集活動に活用されています。(防衛省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和2年度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
43	○日本の国際海事機関(IMO)を通じた支援により建設されたジブチ地域訓練センター(DRTO)を、地域の海上法執行能力向上等を目的とした拠点として積極的に活用していく。(外務省)	○IMOとの協力の下で実施が予定されていたジブチ周辺の沿岸国を対象とした海洋安全保障分野の能力強化ワークショップは新型コロナウイルス感染症の状況が改善しないため延期となり、実施できていない。(外務省)	○左に記載しました。	○各種セミナーの実施等により、DRTOを積極的に活用していきます。(外務省)
44	○海賊対処法の適切な執行を実効的に行うとともに、「海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法」(平成25年法律第75号)に基づく民間武装警備員による所要の乗船警備を推進する。また、諸外国の海上法執行機関等との連携・協力の強化やシーレーン沿岸国の海上法執行機関に対する能力構築支援等に取り組む。(外務省、国土交通省、防衛省)	○ソマリア沖・アデン湾における海賊対策として護衛対象船舶の選定を行っています。また、「海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法」の的確な運用に努めています。(国土交通省) ○上記のほか、ソマリア沖・アデン湾の海賊対策及びシーレーン沿岸国への能力支援については、施策番号41に記載しました。(外務省、国土交通省、防衛省)	【指標】シーレーン沿岸国への能力構築支援及び海上法執行能力向上支援(国土交通省、防衛省) ・ソマリア沖・アデン湾の海賊対策及びシーレーン沿岸国への能力支援については、施策番号41に記載しました。 ○ソマリア沖・アデン湾における海賊対策として護衛対象船舶の選定を行うとともに、「海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法」の的確な運用を行いました。(国土交通省) ○海賊対処のための多国籍の連合任務部隊であるCTF151については、施策番号42に記載しました。	○ソマリア沖・アデン湾における海賊対策として護衛対象船舶の選定を行うとともに、「海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法」の的確な運用に努めます。(国土交通省) ○シーレーン沿岸国の海上法執行機関に対する能力構築支援については、施策番号41に記載しました。
45	○アジア海賊対策地域協力協定(ReCAAP)に基づく海賊情報の共有及び関係国と引き続き連携した航行援助施設の維持管理に関する協力並びに人材育成等を通じて、マラッカ・シンガポール海峡における海賊対策、航行安全対策を実施する。また、近年、スルー海・セレス海における船員誘拐事件が頻発しており、同海域を航行する船舶の脅威となっているところ、沿岸国の監視能力向上支援や海上法執行能力向上支援を行っている。(外務省、国土交通省)	○マラッカ・シンガポール海峡に設置されている航行援助施設(灯浮標等)の基礎情報及び施設の劣化状況や変状箇所把握のための総点検及び航行援助施設を維持管理する沿岸3か国の政府担当者に対する管理技術のキャパシティビルディング事業を実施するとともに、同メカニズムの下に設置される各種委員会に参加し、利用国及び利用者等との協力関係を構築しています。(国土交通省) ○アジアの海賊対策のため、日本はReCAAPの作成を主導しました。協定に基づきシンガポールに設立された情報共有センター(ISC)に、事務局長及び事務局長補を派遣しているほか、財政支援を行い、沿岸国の海上保安機関の能力構築等の同センターの活動を支援しています。(外務省) ○上記のほか、海賊対策のためアジア諸国に海上保安庁の巡視船を派遣し、沿岸国及びReCAAP ISCと法執行能力向上を目的とした連携訓練等を実施しました。(国土交通省)	○マラッカ・シンガポール海峡に設置されている航行援助施設の基礎情報及び施設の劣化状況や変状箇所把握のための総点検調査を実施しました。(国土交通省) ○マラッカ・シンガポール海峡の航行援助施設を維持・管理する沿岸3か国の政府担当者に対する管理技術のキャパシティビルディング事業を実施しました。(国土交通省)	○ReCAAPの下で関係国と引き続き情報共有を実施するとともに、巡視艦等の供与を通じてマラッカ・シンガポール海峡やスルー海・セレス海等の沿岸国の監視能力や海上法執行能力の向上の支援を実施します。(外務省、国土交通省) ○マラッカ・シンガポール海峡の航行安全を確保するため、引き続き航行援助施設の維持・管理に資する事業を実施していきます。(国土交通省)
46	○太平洋島嶼(しよ)国においても違法漁業対策や組織犯罪対策等を念頭に海上法執行能力の向上支援を推進する。(外務省、国土交通省)	○パラオ共和国海上保安当局からの要請を受け、海上保安庁モバイルコーポレーションチーム職員により、海上法執行に関するオンライン研修を実施しました。(国土交通省) ○大洋州島嶼国等との間での機材等の供与を通じた支援に関する書簡の交換については、右に記載しました。(外務省)	○令和3年3月、海上保安庁モバイルコーポレーションチーム職員により、パラオ共和国海上保安・魚類・野生生物保護局海上法執行部職員10名に対しオンライン研修による技術指導を行い、同局の海上法執行能力向上に大きく貢献しました。(国土交通省) ○二国間のODAによる能力向上支援に関しては、次のことを行いました。(外務省) ・6月、バブアニューギニアへの海上保安関連機材の供与に関する書簡の交換 ・令和3年1月、パラオへの海上保安関連機材の供与に関する書簡の交換	○引き続き、太平洋島嶼国に海上保安庁モバイルコーポレーションチーム職員を派遣等を実施し、海上法執行能力の向上支援を実施します。(国土交通省)
47	○我が国にとって、重要なシーレーンにおける脅威・リスクの存在を踏まえ、シーレーンを航行する我が国関係船舶の安全確保のあり方について、海上交通の要素も含め、平素から関係省庁間で検討していく。(外務省、国土交通省、防衛省)	○施策番号41～45に記載しました。	○施策番号41～45に記載しました。	○施策番号41～45に記載しました。

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和2年度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
イ 情報収集・集約・共有体制の強化				
48	○我が国が単独でシーレーンの情報を網羅的に収集することは極めて困難であることから、我が国自身の努力に加え、同盟国、友好国等との協力体制を構築し、各国との連携やシーレーン沿岸国の海洋監視情報収集に係る能力向上に資する協力を推進する。(内閣府、外務省、国土交通省、防衛省)	○同盟国である米国や友好国等と連携し、様々な機会を利用した共同訓練・演習の充実などの各種取組を推進しています。(防衛省)	○平成30年12月にインドが設立したIFC-IOR(インド洋情報統合センター)の連絡官として、令和2年3月から在インド大使館の防衛駐在官が兼務しています。(防衛省) ○上記のほか、施策番号41～45に記載しました。	○施策番号41～45に記載しました。
49	○優先度を付けつつ、二国間、多国間の取組への関与を積極的に進めるために、我が国としても各国への海洋監視情報提供のあり方等の検討を進めるとともに、保全措置を含めた海洋監視情報提供に係る適切な体制を構築していく。(内閣府、外務省、国土交通省、防衛省)	○上記のほか、施策番号41～45に記載しました。	○施策番号41～45に記載しました。	
ウ 能力構築支援等				
50	○同盟国・友好国・国際機関とも連携して、シーレーン沿岸国に対する能力構築支援等、装備・技術協力を含め、海洋における規律強化の取組を推進していく。(外務省、国土交通省、防衛省)		○日本とインドの間では、9月、菅総理大臣就任後初の日印首脳電話会談において、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて両国で役割を果たしていきたい旨伝達するとともに、10月の日印外相戦略対話において、茂木外務大臣とジャイシヤンカル外務大臣が「自由で開かれたインド太平洋」の実現のための協力について幅広く意見交換を行い、インドが進めている「インド太平洋海洋イニシアティブ」を含め、引き続き連携を強化していくことを確認しています。(外務省)	
51	○同盟国・友好国と連携しつつ、能力構築支援、共同訓練・演習、防衛装備・技術協力を始めとしたビエンチャン・ビジョン(日ASEAN防衛協力の指針)に沿ったASEAN全体の能力向上に資する協力を推進していく。(防衛省)		【指標】海上自衛隊艦艇の寄港・海上保安庁巡視船の派遣、共同訓練等(防衛省、国土交通省) ・施策番号41及び44に記載しました。 【指標】シーレーン沿岸国への能力構築支援及び海上法執行能力向上支援(国土交通省)	
52	○シーレーン沿岸国の海上法執行能力の向上を図るため、海上保安庁は、アジア地域における対話と連携の場として「アジア海上保安機関長官級会合」を主導するとともに、海上保安庁モバイルコーポレーションチームを活用し、同盟国・友好国等と連携した能力向上支援等を推進していく。(国土交通省)	○インドの間では、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた具体的な協力について意見交換を実施しました。(外務省) ○我が国のシーレーンの要衝を占める戦略的に重要な地域に位置するASEAN諸国には、「ビエンチャン・ビジョン2.0」に基づき、能力構築支援、共同訓練・演習及び防衛装備・技術協力などの協力を推進しています。日米・日豪間ではそれぞれ能力構築支援が重要な取組の1つとなっており、二国間協力に加えて、ADMMプラスやWPNSをはじめとした多国間の枠組での協力も強化しています。(防衛省)	・インドネシア海上保安機構(7月及び令和3年1月)、マレーシア海上法執行庁(10月)、フィリピン沿岸警備隊(11月)、ベトナム海上警察(12月)に対し、海上法執行のほか、捜索救助、国際法に係るオンライン研修を実施しました。 ・上記の取組に関し、米国、豪国関係機関を研修オブザーバーとして招いたほか、米、豪主催の能力向上支援に関する会合において、互いのシーレーン沿岸国に対する能力向上支援活動の現状の共有を行いました。 ○米国・豪州の間では、令和2年7月の日米豪防衛相テレビ会談共同声明において、「インド太平洋地域の安全、安定及び繁栄を強化するという共同のコミットメント」を再確認するとともに、「新型コロナウイルス感染拡大の潜在的影響を含め、インド太平洋地域の脅威となる環境について、共通の理解を更に発展させ、自由で、開かれ、包摂的で、繁栄するインド太平洋地域を支える、実際的な貢献をする強固な三カ国間の協力及び交流を促進する」と表明しました。(防衛省)	○令和2年の日ASEAN乗艦協力プログラムは新型コロナウイルス感染症の影響を受け中止となりました。(防衛省) ○令和3年、アジア海上保安機関長官級会合をベトナムで実施予定です。(国土交通省)
53	○シーレーン沿岸国の能力向上のための支援を行うに当たっては、その具体化に向けて、対象となる沿岸国の能力及び当該国のニーズを適切に調査・評価し、関係国・機関が強化すべき能力分野を明らかにした上で支援を行う等、政府全体として、より戦略的・効率的な支援を追求していく。そのため、関係省庁が行っている支援の現状を適切に共有できる体制を構築する。(外務省、国土交通省、防衛省)	○米国、豪州、英国、フランス、インド、シンガポール等との間で、海洋安全保障問題や海上法執行能力向上支援等に関して意見交換を実施しました。(外務省) ○海上保安庁モバイルコーポレーションチームの派遣については、施策番号41に記載しました。(国土交通省)	○豪州の間では、令和2年11月の日豪首脳会談において、「自由で、開かれ、安全で、包摂的に繁栄した地域を維持するために、南シナ海における海洋活動を含め、インド太平洋地域における定期的な二国間及び多国間の協力活動を強化することの重要性を改めて表明し、インド太平洋地域及びそれを超えた地域における平和、安定及び繁栄に貢献する観点から、「特別な戦略的パートナーシップ」の下で「二国間の安全保障・防衛協力を新たな次元に引き上げること」で一致しました。(外務省、防衛省)	○上記のほか、施策番号41に記載しました。
54	○上記関連支援の具体的な実施に際しては、同盟国である米国や、友好国、関係諸国との実務レベルでの連携強化の上、支援の調整を行い、不必要な重複を避け、効果的かつ効率的な支援を継続的に追求する。(外務省、国土交通省、防衛省)		○英国の間では、8月の日英外相会談において、「自由で開かれたインド太平洋」協力を含む安全保障・防衛協力の文脈で、日英双方で戦略的観点からASEANやアフリカを始めインド太平洋地域における開発支援で一層連携していくこと、及び、インフラ支援について「質の高いインフラ投資に関するG20原則」等の国際スタンダードが遵守されるよう協力していくことで一致しました。また、令和3年2月の日英外務・防衛関係会合において、「自由で開かれたインド太平洋」の実現のため、海洋安全保障を含む様々な分野において、途上国の能力構築支援のために引き続き協力していくことで一致しました。(外務省、防衛省)	

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和2年度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
1.	海洋の安全保障 (3) 国際的な海洋秩序の強化 ア「法の支配」の貫徹に向けた外交的取組の強化			
55	OG7、東アジア首脳会議(EAS)、ASEAN地域フォーラム(ARF)、拡大ASEAN国防相会議(ADMMプラス)といった国際的な枠組を活用した関係国・機関との連携に引き続き積極的に取り組んでいく。(外務省、防衛省)	<p>○ADMMプラスやWPNSをはじめとした多国間枠組の取組が進展しており、安全保障・防衛分野における協力・交流の重要な基盤として、地域における多国間の協力強化に取り組んでいます。(防衛省)</p> <p>○9月のARFでは、茂木外務大臣から、インド太平洋の広大な海を自由で開かれた海とすることは、我々の共通の利益であると述べた上で、東シナ海及び南シナ海の現場の状況は悪化しており、こうした状況についてARF参加国と深刻な懸念を共有する旨を述べました。(外務省)</p> <p>○12月の第7回ADMMプラスでは、岸防衛大臣は、南シナ海問題に言及し、法の支配は、自由で開かれた海を確保する上で必要な条件であり、日本は、力を背景とした一方的な現状変更の試みや既成事実化に強く反対し、ASEANと懸念を共有している旨述べました。また、日本は国連海洋法条約(UNCLOS)を含む国際法に則った紛争の平和的解決を強く要請し、その上で、南シナ海行動規範(COC)がUNCLOSを含む国際法に合致したものとなるべきであり、すべてのステークホルダーの正当な権利や利益を侵害するものとなってはならないとの立場を表明しました。(防衛省)</p> <p>○11月のEASでは、菅内閣総理大臣は海洋に関して、以下の4点について述べました。(外務省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域では法の支配や開放性とは逆行する動きが起きている。南シナ海では、弾道ミサイル発射や地形の一層の軍事化などの緊張を高める行動や国連海洋法条約に整合しない主張が見られる。こうした南シナ海の現状についてEAS参加国と深刻な懸念を共有する。 ・2016年の比中仲裁判断は最終的であり、紛争当事国を法的に拘束するものである。 ・COCは、国連海洋法条約に合致し、全ての利害関係国の正当な権利と利益を尊重すべきである ・航行及び上空飛行の自由を含む国連海洋法条約上の正当な権利が尊重される必要がある。法の支配と平和的手段の重要性を改めて強調。 	<p>○12月の第7回ADMMプラス及び第6回日ASEAN防衛担当大臣会合に岸防衛大臣が出席しました。(防衛省)</p> <p>○第7回ADMMプラスにおいて、岸防衛大臣は、新型コロナウイルス感染症というグローバルなチャレンジによって、国際協調、多国間主義の重要性がこれまでになく高まっており、我が国として法の支配に基づく、自由で開かれた国際秩序の形成に、全力で取り組む決意を表明しました。(防衛省)</p> <p>○9月の第10回EAS参加国外相会議及び第27回ARF関係会合に茂木外務大臣が出席しました。(外務省)</p> <p>○ARF海上安全保障ISMの枠組では、第3回海洋状況把握(MDA)の国際連携に関するARFワークショップ(於:東京、フィリピンと共催)が公式行事として承認されました。(外務省)</p> <p>○12月にベトナムにて開催された第8回ASEAN海洋フォーラム拡大大会合(EAMF)に出席しました(※施策番号317に関連記載あり)。(外務省)</p> <p>○ARFの枠組では、昨今の新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえつつ、第3回海洋状況把握(MDA)の国際連携に関するARFワークショップを日本で開催する方向で調整しています。また、予防外交及び紛争の緩和に関するワークショップを始め、ARFの枠組みで実施された各種オンラインワークショップに積極的に出席しました。(※施策番号219及び317に関連記載あり)。(外務省)</p>	OG7、EAS及びARF等の国際的な枠組の関連会合等の場を活用し、「自由で開かれ安定した海洋」の重要性や海洋安全保障に関する日本の考え方及び取組について積極的に発信していきます。(外務省)
56	○国際的な海洋秩序の形成に初期段階から積極的に関与するとの観点から、海洋関連の国際機関におけるトップを含む幹部ポストの確保及び日本人職員増加のための取組を引き続き行っていく。(外務省、国土交通省)	<p>○国際連合関係機関には、次の日本人ポストを確保、在任させています。(外務省、国土交通省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際海洋法裁判所の裁判官 ・大陸棚限界委員会の委員 ・国際海底機構理事会の補助機関である法律技術委員会及び財政委員会の各委員 ・国際海事機関の海洋環境部長 <p>(このほか主要委員会である海洋環境保護委員会において日本が議長を務めています。また、事務局に5名の日本人職員(ジュニア・プロフェッショナル・オフィサー(JPO)等を含む)が勤務しています。)</p> <p>○日本が作成を主導したReCAAPIに基づき設立されたISCに、事務局長及び事務局長補を継続して派遣しています。(外務省)</p>	<p>○国際海洋法裁判所の裁判官は柳井俊二氏です。平成17年10月から在任しています。(外務省)</p> <p>○大陸棚限界委員会の委員は山崎俊嗣氏です。平成29年6月から在任しています。(外務省)</p> <p>○国際海底機構の法律技術委員は岡本信行氏、財政委員会委員は大沼寛氏です。両者ともに平成29年1月から在任しています。(外務省)</p> <p>○ReCAAP ISCの事務局長は黒木雅文氏です。平成28年から在任しています。(外務省)</p>	○引き続き、海洋関連の国際機関の幹部ポストの確保及び日本人職員増加のための取組を行っています。(外務省、国土交通省)
57	○国際法に基づく我が国の主張の効果的展開のため、我が国が主催する国際会議や国際法模擬裁判等の実施を通じ、諸外国の法律家と連携を強化し、人材育成に貢献していく。(外務省)	○コロナ禍のため、令和2年度は関連するシンポジウム等は実施されていません。(外務省)	○左に記載しました。	○「海における法の支配」の徹底のため、諸外国の法律家との人脈構築等を通じ、人材育成に貢献していきます。(外務省)
58	○アジア諸国の海上保安機関の相互理解の醸成と交流促進により、海洋の安全確保に向けた各国の連携・協力、認識共有を図ることを目的とした「海上保安政策課程」を通じ、アジア諸国の海上保安機関職員の能力向上支援を行っていく。(国土交通省)	○平成27年10月に、法とルールが支配する海洋秩序強化の重要性について各国との認識の共有を図るため、アジア諸国の海上保安機関の若手幹部職員を対象に、海上保安政策に関する修士レベルの教育を行う海上保安政策プログラムをプログラムを開講し、当該年度も実施されました。(国土交通省)	【指標】シーレーン沿岸国への能力構築支援及び海上法執行能力向上支援(国土交通省) ・これまでインドネシア3名、マレーシア10名、フィリピン7名、スリランカ5名、ベトナム3名、インド2名、タイ1名及び日本9名の各国海上保安機関職員計40名(令和元年度末より8名増加)が同プログラムを修了しました。	○令和2年度末現在、6期生が開講中で、フィリピン2名、スリランカ2名、タイ1名の各国海上保安機関職員を受け入れています。引き続き、海上保安政策プログラムへの受入対象国の拡大を図ります。(国土交通省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和2年度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
イ 戦略的な情報発信の強化				
59	○我が国の海洋の安全保障の政策に関して、政府としての統一メッセーを出すべく関係省庁の連携を密にし、効果的かつ戦略的な情報発信を強化していく。(外務省)	○インド太平洋地域における法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序を維持・強化することにより、この地域をいずれの国にも分け隔てなく安定と繁栄をもたらす「国際公共財」とすべく、我が国は、「自由で開かれたインド太平洋」の推進に向けて、次の3本柱の取組を進めており、国際的な場で首脳・閣僚レベルを含めたあらゆるレベルで積極的に発信しています。	○「自由で開かれたインド太平洋」に関するページを外務省ウェブサイト開設し、「自由で開かれたインド太平洋」の概念及び日本の取組についてまとめたパンフレット(日本語及び英語)をウェブサイト上に掲載しています。(外務省)	○施策番号55に記載しました。
60	○国際的な港湾は、開放的で、透明で、非排他的な運営の確保という国際スタンダードに適合的なものであるべきとの発信を積極的にやっていく。(外務省)	・法の支配、航行の自由、自由貿易などの普及・定着 ・国際スタンダードにのっとった「質の高いインフラ」整備等を通じた連結性の強化などによる経済的繁栄の追求 ・海上法執行能力の向上支援などを含む平和と安定のための取組 (外務省)		
61	○日本海呼称問題については、我が国領海等における安全保障を確保する前提として、当該海域の呼称に対する正しい理解と我が国の立場への支持を確実に広めるべく、情報発信の強化等の外交努力を引き続き行っていきます。(外務省)	○日本海は国際的に確立した唯一の呼称である事実を韓国政府や第三国に対して継続して発信しました。また、国際会議等における韓国による一方的な主張に対し、その都度反論を行いました。(外務省)	○我が国の主張は、外務省のウェブサイトでも9か国の外国言語(英語、韓国語、中国語、ロシア語、フランス語、アラビア語、ドイツ語、イタリア語及びスペイン語)で情報発信しています。(外務省)	○ウェブサイトにおける発信等を通じて、日本海は国際的に確立した唯一の呼称である事実を韓国政府や第三国、企業等に対して、引き続き発信していきます。(外務省)
ウ 政府間の国際連携の強化				
62	○法とルールが支配する海洋秩序に支えられた「自由で開かれた海洋」の維持・発展に向け、防衛当局間においては、二国間・多国間の様々なレベルの安全保障対話・防衛交流を活用して各国との海洋の安全保障に関する協力を強化し、海上保安機関間においては、地域の枠組を超えた「世界海上保安機関長官級会合」等の多国間の枠組を超えた「世界海上保安機関長官級会合」等の多国間の枠組を活用し、基本的な価値観の共有を推進していく。また、拡散に対する安全保障構想(PSD)を始めとする大量破壊兵器等の拡散防止に係る国際協力を積極的に参画する。(警察庁、外務省、財務省、国土交通省、防衛省)	○ADMMプラスやWPNSをはじめとした多国間枠組の取組が進展しており、安全保障・防衛分野における協力・交流の重要な基盤となっており、地域における多国間の協力強化に取り組んでいます。(防衛省) ○令和元年11月に開催した第2回世界海上保安機関長官級会合において合意された情報共有ウェブサイトの検討を進めるほか、令和3年度に開催を予定している第2回世界海上保安機関実務者会合へ向けた各種調整を進めています。(国土交通省) ○米国が平成15年5月に発表した「拡散に対する安全保障構想(PSD)」に基づき、大量破壊兵器などの拡散阻止に関する政策上・法制上の課題検討のための会合や、拡散阻止能力の向上のためのPSI訓練などの取組が行われており、日本はこれまで、各種会合や訓練に関係機関職員や艦艇・航空機等のアセットを派遣しています。8月に米国主催PSI訓練「Fortune Guard2020」、9月にイタリア主催オペレーション専門家グループ(OEG)会合が予定されていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により開催延期となりました。(警察庁、外務省、財務省、国土交通省、防衛省)	【指標】海上自衛隊艦艇の寄港、共同訓練等(防衛省) ・8月に米国主催PSI訓練「Fortune Guard2020」が予定されていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により開催延期となりました。 ○令和元年11月に開催した、第2回世界海上保安機関長官級会合において合意された、先進的な成功事例及び経験等の情報を共有するためのウェブサイトの創設について、メンバー国からの意見照会を踏まえ、テスト運用に向けた調整を進めるほか、令和3年度に開催を予定している第3回世界海上保安機関実務者会合の開催へ向け、関係機関との調整を進めます。(国土交通省) ○上記のほか、第21回北太平洋海上保安フォーラム、第17回アジア海上保安機関長官級会合等、多国間会合の場を利用することで、法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序の実現のための取組を推進します。(国土交通省) ○ADMMプラスやWPNSをはじめとした多国間枠組に関する取組については、施策番号55に記載しました。(防衛省) ○「ビエンチャン・ビジョン2.0」については、施策番号50及び51に記載しました。(防衛省)	○令和3年度には次のとおり海上保安に関する多国間会議の開催が決定しています。(国土交通省) ・第21回北太平洋海上保安フォーラムサミット ・米国 ・第17回アジア海上保安機関長官級会合 ・ベトナム ・第2回世界海上保安機関実務者会合

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和2年度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
2. 海洋の産業利用の促進 (1) 海洋資源の開発及び利用の促進				
ア メタンハイドレート				
63	○日本周辺海域に相当量の賦存が期待されるメタンハイドレートについて、我が国のエネルギー安定供給に資する重要なエネルギー資源として、将来の商業生産を可能とするための技術開発を進める。その際、平成30年代後半に民間企業が主導する商業化に向けたプロジェクトが開始されることを目指して、国は産業化のための取組として、民間企業が事業化する際に必要となる技術、知見、制度等を確立するための技術開発を行う。(経済産業省)	○施策番号64～67に記載しました。	【指標】「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」の策定に係る進捗状況 【指標】技術開発の進捗状況 【指標】資源量調査・評価の進捗状況 ・施策番号64～67に記載しました。	○経済産業省内に設置されている「メタンハイドレート開発実施検討会」の開催を通じた研究開発の進捗状況や成果の公表、有識者の助言等を踏まえながら、効率かつ効果的に事業を推進していきます。(経済産業省) ○最近の国際情勢の変化等(経済産業省) ・米国(国立エネルギー技術研究所(NETL))は、日本(独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(JOGMEC))とのアラスカ州における長期陸上産出試験の共同実施に向け、令和3年4月に日米共同研究に関する共同研究開発規約を更新しました。(※施策番号65に関連記載あり) ・中国は、令和2年3月、海洋における第2回ガス生産試験を実施し、42日間で累計150万m ³ 以上生産したと発表
64	○メタンハイドレート開発の持つエネルギー安全保障上の意義に鑑み、外部環境の変化を考慮しながらも、産業化に向けた持続的な開発の推進及び成果の蓄積・維持に努める。その際、技術課題、方法論、スケジュール等の開発の具体的な計画及びその長期的な見通し等については、従来どおり海洋基本計画に基づき策定された「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」を改定することにより、明らかにする。(経済産業省)	○右に記載しました。	【指標】「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」の策定に係る進捗状況(経済産業省) ・研究開発実施者において、研究開発の進捗や「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」(平成31年2月15日 経済産業省改定)等を踏まえ、令和元年度に策定した令和4年度までの詳細な研究計画を示した実行計画に基づき、概ね着実に実施しています。	
① 砂層型メタンハイドレート				
65	○砂層型のメタンハイドレートについては、これまでの研究成果を適切に評価した上で、長期間の安定生産を実現するための生産技術の確立、経済性を担保するための資源量の把握、商業化を睨んだ複数坑井での生産システムの開発等について取り組む。その際には、国が行う研究開発の内容については情報開示に努め、オープンイノベーションの観点から、民間企業の優れた知見を最大限取り込むことができる体制を構築する。さらに、研究内容をステージごとに区分し、次のステージに移行する条件を明確にすることで、プロジェクト管理のPDCAサイクルを確立する。(経済産業省)	○右に記載しました。	【指標】技術開発の進捗状況(経済産業省) ・砂層型メタンハイドレートについては、日米国際共同研究の一環として令和3年度に計画している米国アラスカ州における長期陸上産出試験に係る生産システムの設計や構築等を実施した(※施策番号63及び64に関連記載あり)。 ・これまで取得されている地震探査データの解析を踏まえ、有望濃集帯の抽出を実施し、さらに、試験試験に向けた準備を実施しました。	○今後、JOGMEC、NETL及び令和3年1月に契約したオペレーターと連携し、これまでの総合的検証に基づく技術解決策を踏まえ、最終的な実施計画を策定し、令和3年度内の長期陸上産出試験開始に向け準備を進めていきます(※施策番号63及び64に関連記載あり)。(経済産業省)
② 表層型メタンハイドレート				
66	○表層型のメタンハイドレートについては、広く技術的な可能性に機会を与え、回収・生産技術の調査研究を引き続き行うとともに、有望な手法が見つかった場合には研究対象を絞り込み、商業化に向けた更なる技術開発を推進する。(経済産業省)	○右に記載しました。	【指標】技術開発の進捗状況(経済産業省) ・表層型メタンハイドレートについては、令和元年度に特定した回収・生産技術の有望技術に関する要素技術や共通基盤技術について本格的な研究開発を開始しました。	○要素技術及び共通基盤技術について、進捗に応じて、引き続き、研究開発を進めていきます。また、海洋調査については、庄内沖海域、上越沖海域、山陰～北陸沖海域をモデル海域とし、引き続き、賦存状況や海底状況の把握など、必要な海洋調査を進めていきます。(経済産業省)
67	○海底下の地層における表層型メタンハイドレート分布、形態の特徴等を解明するための海洋調査を実施する。(経済産業省)	○右に記載しました。	【指標】資源量調査・評価の進捗状況(経済産業省) ・令和元年度に庄内沖海域を対象に実施した高分解能海上三次元地震探査について解析を行うとともに、同海域において、海底状況の把握や環境影響の評価のための海洋調査等(底層流等のモニタリング、海底画像マッピング、海底環境調査等)を実施しました。	
イ 石油・天然ガス				
68	○日本周辺の海域における探鉱活動を推進するため、平成31年度からも引き続き、三次元物理探査船を使用した国主導での探査(おおむね5万km ² /10年)を機動的に実施する。併せて、民間企業による探査にも同船を積極的に活用するなど、より効率的・効果的な探査を実現し市場での競争力を高めるため、世界水準の機器・技術の導入も含めた体制構築を進める。また、有望な構造への試掘機会を増やすための検討を行う。(経済産業省)	○国内の石油・天然ガス基礎調査として、令和2年度は、三次元物理探査船「たんさ」を活用し、民間探査会社・操船会社のオペレーションによる運航を実施した。(経済産業省) ○有望な構造への試掘機会を増やすため、令和元年度より補助試掘制度を導入し、民間企業が実施する試掘に対する支援を実施しています(経済産業省)。	【指標】探査の実施状況(経済産業省) ・日本周辺海域において、三次元物理探査船「たんさ」を活用し、令和3年3月末までに、三次元物理探査を実施しました。 ・補助試掘について、令和元年度から令和3年度までの計画で事業を実施しています。	○我が国周辺海域における探鉱活動を推進するため、令和3年度も引き続き、三次元物理探査船を使用した国主導での探査(おおむね5万km ² /10年)を機動的に実施します。(経済産業省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和2年度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
ウ 海洋鉱物資源				
① 海底熱水鉱床				
69	○国際情勢を眺みつつ、平成30年代後半以降に民間企業が参画する商業化を目指したプロジェクトが開始されるよう、資源量の把握、生産技術の開発、環境影響評価手法の開発、経済性の評価及び法制度のあり方の検討を行う。(経済産業省)	○施策番号70～72に記載しました。	○施策番号70～72に記載しました。	
70	○資源量については、事業者が参入の判断ができるレベルとして5000万トンレベルの資源量把握が必要である。これに関して、SIP「次世代海洋資源調査技術」では、活動的な海底熱水鉱床周辺の潜頭性鉱体等、現在の探査技術では発見が困難な鉱床に適用可能な技術を開発している。このような技術の活用も含めて、民間企業とも協力しながら、資源量把握に積極的に取り組む。(内閣府、経済産業省)	○資源量評価については、沖縄海域で海洋資源調査船「白嶺」と民間チャーター船を活用し、ボーリング調査及び電磁探査など概略資源量確保に向けた調査を実施しました。さらに、沖縄海域及び伊豆・小笠原海域では、船上からの音波探査による広域調査及び曳航体、自律型無人探査機(AUV)や遠隔操作型無人探査機(ROV)を用いた精密調査等を実施しました。(経済産業省)	【指標】資源量調査・評価の進捗状況(経済産業省) ・資源量評価について、沖縄海域の既発見鉱床(野甫サイト、田名サイト等)のボーリング調査を計8航海実施するとともに、新鉱床発見に向けた広域調査及び電磁探査等を計12航海実施しました。	
71	○生産技術については、これまでの取組において採鉱・揚鉱・選鉱・製錬の各段階で、深海という特性に起因する陸上鉱山開発と異なる困難性が明らかになってきた。この困難性を克服するための技術課題について、将来の商業化システムをイメージしながら課題の解決に取り組む、今後の採鉱・揚鉱分野における試験の見通しについても「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」を改定して明確にしつつ、技術面での課題の解決に一定の目処をつける。(経済産業省)	○右に記載しました。	【指標】技術開発の進捗状況(経済産業省) ・採鉱・揚鉱技術については、採鉱から揚鉱までの全体システムと要素技術についての見直しや検討を実施しました。選鉱・製錬技術については、過年度に確立した垂鉛主体鉱床の選鉱・製錬方法を用い、鉱石特性が異なる銅主体の海底熱水鉱床の鉱石を用いて、連続選鉱試験を行い、有用鉱物の実収率向上手法の検討を行いました。	○国際情勢等をにらみつつ、技術的課題及び生産コスト等の課題を克服することを前提とした、令和5年度～10年度以降に民間企業が参画する商業化を目指したプロジェクトの開始します。例えば、資源量調査については、概略資源量合計5,000万トンレベルの確認を目標とし、これに向けて既知鉱床の概略資源量の把握を行います。(経済産業省)
72	○環境影響評価など民間企業が商業化を判断するに際して必要となる法的枠組については、国際ルールとの整合性を確保する観点から、SIP「次世代海洋資源調査技術」での成果も考慮に入れて、関係機関とも連携しながら国際ルールの策定作業に貢献していく。(内閣府、経済産業省)	○環境影響評価手法の高度化や適用性向上に向けて調査等を実施するとともに、これまでの環境分野への取組について、深海鉱業に関する国際ルール作りにも貢献すべく、海外における発表を行いました。(経済産業省)	○過年度に実施したかく乱試験やパイロット試験の事後モニタリングを継続するとともに、パイロット試験海域以外の海域での環境ベースライン調査を実施し、環境影響評価手法の適用性を確認しました。さらに、これまでの取組成果(粒子追跡モデル等)について、国際誌等への論文投稿など海外での発表やISAのワークショップ等における参加・発表を通して、国際ルールの策定作業にも貢献しました。(経済産業省)	
73	○平成30年度以降の取組について、国際ルールの策定作業の進捗や経済性・市況等の外的要因も考慮に入れた総合的な検証・評価を行い、「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」を改定して明らかにする。(経済産業省)	○右に記載しました。	【指標】「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」の策定に係る進捗状況(経済産業省) ・平成31年2月に「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」を改定しました。	

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和2年度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
② コバルトリッチクラスト及びマンガン団塊並びにレアアース泥				
74	<p>○コバルトリッチクラストについては、国際海底機構(ISA)の規則に定められた期限までに鉱区の絞込みを行う。マンガン団塊については、ISAの規則に定められたルールに従った調査を行う。また、探鉱及び揚鉱等の要素技術の検討を行うとともに探鉱システム及び揚鉱システム概念設計の検討を行う。(経済産業省)</p>	<p>○右に記載しました。</p>	<p>○コバルトリッチクラストの資源量評価分野については、ISAとの探査契約に基づき、令和3年末までに探査鉱区を3分の2に絞り込むため、南鳥島南東方のISA鉱区においてボーリング調査を実施するとともに、コバルトリッチクラストの露出面積の推定や表層堆積物の厚いエリアの抽出等、優先的に放棄する低ランクの探査鉱区の特定に向けた検討を行いました。(経済産業省)</p> <p>○コバルトリッチクラストの探鉱・揚鉱分野については、7月に南鳥島南方の我が国の排他的経済水域内において、コバルトリッチクラスト向け探鉱試験機の掘削性能試験を実施し、世界で初めて成功しました。さらに、採取した鉱石について選鉱製錬試験を実施しました。掘削性能試験の結果を踏まえて、技術的な課題を整理・検討し、今後、コバルトリッチクラスト用探掘試験機概念設計に向けた検討を行う予定です。(経済産業省)</p> <p>○マンガン団塊については、ISAとの探査契約に基づき、ハワイ南東方のISA鉱区における資源量評価や生産技術の検討を行うとともに、12月にISAに対して、探査鉱区の延長申請を実施しました。(経済産業省)</p>	<p>○コバルトリッチクラスト 令和10年末までに、資源量評価、探鉱・揚鉱・選鉱・製錬の技術開発を総合的に評価・検証し、民間企業による商業化の可能性を追求します。(経済産業省)</p> <p>○マンガン団塊 国際的な動向も踏まえた探査契約の再延長の検討をしています。(経済産業省)</p>
75	<p>○南鳥島周辺海域で賦存が確認されているレアアース泥については、将来の開発・生産を念頭に、まずは、各府省連携の推進体制の下で、SIP「革新的深海資源調査技術」において、賦存量の調査・分析を行うとともに、広く海洋鉱物資源に活用可能な水深2000m以深の海洋資源調査技術、生産技術等の開発・実証の中で取組を進める。(内閣府、文部科学省、経済産業省、国土交通省)</p>	<p>○レアアース泥の分布域で調査船を用いた音響探査とレアアース濃集層の地層サンプル採取および分析・評価を実施し、概略賦存量を評価しました。(内閣府)</p>	<p>○令和2年度の調査航海において地層サンプル9本を採取し、令和元年度及び平成30年度に採集した分も含めて全サンプル70本の分析を完了しました。(内閣府)</p> <p>○音響探査は測線合計17,000km以上のデータを取得、調査海域全域の堆積層の厚さの把握に成功し、地層サンプル分析結果と併せて解析・評価を進め、概略賦存量評価を進めています。(内閣府)</p>	<p>○戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)第2期「革新的深海資源調査技術」(プロジェクト予定期間:平成30年～令和4年)を引き続き進め、南鳥島海域のレアアース泥濃集帯に対し、深海から船上にレアアース濃集部分を揚泥することを可能とする技術開発を行います。また、深海域において広範囲の効率的な調査を可能とするAUV・ASV・深海ターミナルによる深海資源調査システムの構築に必要な研究開発を行います。令和3年度には揚泥技術、調査技術の海域における実証試験をそれぞれ行います。(内閣府)</p>
76	<p>○平成30年度以降の取組について、国際ルールの策定作業の進捗や経済性・市況等の外的要因を考慮に入れた総合的な検証・評価を行い、「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」を改定して明らかにする。(経済産業省)</p>	<p>○施策番号73Iに記載しました。</p>	<p>○施策番号73Iに記載しました。</p>	
77	<p>○SIP「革新的深海資源調査技術」において、広く海洋鉱物資源に活用可能な水深2000m以深の海洋資源調査技術、生産技術等の開発・実証に向けた取組を進める。(内閣府、文部科学省、経済産業省、国土交通省)</p>	<p>○6,000m級AUVや深海ターミナルの製作を進め、音響通信・測位統合装置の実証機が完成し水深3,000m以浅における洋上中継器(ASV)とAUV3機による複数機運用技術と隊列制御技術の実証試験を行いました。(内閣府)</p> <p>○生産技術の実証に向け、解泥機の試作と模擬地盤による解泥試験を実施、揚泥管は製作を開始しました。(内閣府)</p>	<p>○6,000m級AUVの製作を進め、深海ターミナルは浅海域でのドッキング試験に成功しました。また、音響通信・測位統合装置は実証機が完成、水深3,000m以浅の海域でASVとAUV3機による複数機運用および隊列制御試験に成功しました。(内閣府)</p> <p>○生産技術については、解泥機のスケールダウンモデルによる解泥試験を行い、解泥及び採泥の検証を進めました。(内閣府)</p>	

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和2年度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
<p>エ 海洋由来の再生可能エネルギー ① 洋上風力発電</p>				
78	<p>○陸上風力の導入可能な適地が限定的な我が国において、洋上風力発電の導入拡大が不可欠である。一般海域において洋上風力発電の整備に係る海域の利用の促進を図るため、関係者との調整の枠組を定めつつ、事業者の予見可能性の向上により事業リスクを低減させる等の観点から、海域の長期にわたる占用等を可能とする制度整備を行い、円滑な制度の運用に努める。そのため、まず「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域利用の促進に関する法律案」を平成30年3月に閣議決定し、国会に提出したところであり、引き続き適切に取組を進めていく。また、洋上風力発電事業の円滑な建設・維持・管理・運営の見地から、系統制約の克服、事業支援体制の確保等必要に応じた環境整備を行う。(内閣府、経済産業省、国土交通省)</p>	<p>○洋上風力発電の整備に係る海域の利用の促進に関し、以下の取組を進めました。(内閣府、経済産業省、国土交通省) ・平成31年4月に施行された「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」(再エネ海域利用法)に基づき、同年7月に有望な区域に選定した4か所(5区域)のうち、「秋田県能代市沖」、「秋田県由利本荘市沖(北側・南側)」、「千葉県銚子市沖」の3か所(4区域)については、令和2年11月から事業者の公募を開始しており、「長崎県五島市沖」については、同年12月に事業者の公募期間が終了し、事業者選定に向けたプロセスに着手しているところ。 ・7月には、促進区域指定ガイドラインに基づき、10区域について、一定の準備段階に進んでいる区域と整理し、そのうち、「青森県沖日本海(北側)」、「青森県沖日本海(南側)」、「秋田県八峰町及び能代市沖」、「長崎県西海市江島沖」の4区域について、有望な区域と整理し、協議会の組織等に着手しています。 ・洋上風力発電の計画的・継続的な導入拡大とこれに必要な関連産業の競争力強化、国内産業集積、インフラ環境整備等を官民が一体となる形で進め、相互の「好循環」を実現していくため、「洋上風力の産業競争力強化に向けた官民協議会」を設立し、第1回を7月に、第2回を12月に開催しました。第2回において「洋上風力産業ビジョン(第1次)」を策定し、2030年までに1,000万kW、2040年までに3,000万kW~4,500万kWの案件形成を掲げるなど意欲的な目標を掲げており、洋上風力発電の導入促進へ向けて、ますます取り組みを加速させているところ。 ・長期にわたる洋上風力発電事業に対応するため、令和2年2月に「港湾法の一部を改正する法律」を施行し、国土交通大臣が行う基地港湾の指定とともに、洋上風力発電設備の重厚長大な資機材を扱うための埠頭を長期・安定的に発電事業者に貸し付ける制度を創設。当該制度に基づき、9月には能代港、秋田港、鹿島港、北九州港の4港を基地港湾として指定し、既に地耐力強化などの必要な整備に着手しています。</p>	<p>【指標】洋上風力発電の実証研究の進捗状況、波力・潮流・海流等の海洋エネルギーの実証研究の進捗状況、EADASにおける海洋関係の環境情報項目数 ・施策番号79、80、81及び85に記載しました。</p>	<p>○グリーン成長戦略に従い、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて必要な取組を推進します。(経済産業省、国土交通省) ○再エネ海域利用法の適切な運用に努めます。(内閣府、経済産業省、国土交通省) ○洋上風力発電の導入等を見据えた次世代型のネットワークの形成に向けて、国が関与する形で、再エネの導入ポテンシャルを踏まえた新たな系統の整備を計画的に進める(ブッシュ型の系統形成)ための法案を第201回通常国会(令和2年1月召集)に提出しています。国会での審議も踏まえ、今後も取組を進めていきます。(経済産業省) ○再エネ海域利用法の施行に伴い、低コストな洋上風力発電の研究開発の重要性はますます高まっているところ、引き続きコストデータ等の基礎情報の収集や、低コスト施工技術開発及び浮体式洋上風力発電設備の実証等を実施するとともに、競争力を有すると見込まれる風車部品について、風車の大型化・大出力化に対応可能な部品開発等を行います。(経済産業省) ○浮体式洋上風力発電施設について、検査の効率化を実現するための手法の検討を引き続き実施します。(国土交通省) ○これまでの成果を踏まえて、今後はポテンシャルを有する地域等を対象として、浮体式洋上風力発電による地域の脱炭素化ビジネスを促進します。(環境省)</p>
79	<p>○洋上風力発電の最大限の導入拡大と国民負担の抑制を両立するため、発電コストを一層低減させつつ、長期エネルギー需給見通しの水準の実現を目指して、更なる導入拡大を図る。(経済産業省、国土交通省、環境省)</p>	<p>○系統制約の克服に向けて、経済産業省資源エネルギー庁の「脱炭素化社会に向けた電力レジエンス小委員会 中間整理」及び「持続可能な電力システム構築小委員会」において、従来の電源からの要請に都度対応する「プル型」ではなく、再エネをはじめとする電源のポテンシャルを考慮し、一般送配電事業者や電力広域的運営推進機関等が主体的かつ計画的に系統形成を行っていく「プッシュ型」への転換に向けた検討・整理を行いました。(経済産業省) ○上記のほか、施策番号80に記載しました。</p>	<p>【指標】洋上風力発電の実証研究の進捗状況(環境省) ・低炭素型浮体式洋上風力発電低コスト化・普及促進事業にて係留台船への海底ケーブル敷設機能の具備及び浮体等の構造物を積載・運搬し、沖合で半潜水状態にて浮体を浮上させることを可能とする浜出船の活用を始めると共に、省面積高速建造システムの整備を行っています。 ○再エネ海域利用法の施行や洋上風力発電の研究開発の成果等を通じて、引き続き洋上風力発電の導入拡大を図ります。(経済産業省)</p>	<p>○浮体式洋上風力発電施設について、検査の効率化を実現するための手法の検討を引き続き実施します。(国土交通省) ○これまでの成果を踏まえて、今後はポテンシャルを有する地域等を対象として、浮体式洋上風力発電による地域の脱炭素化ビジネスを促進します。(環境省)</p>
80	<p>○我が国の洋上風力発電の導入拡大、発電コストの低減を図るため、一般海域や大規模な港湾区域で洋上風力発電の開発を行う事業者に対し、風況調査や設計等の支援を行い、発電コストに係るデータを取りまとめる。また、専用船等を用いた施工手法を確立する。さらに、軽量の浮体・風車等による浮体式洋上風力発電システムの実証研究や、我が国の海底地形・地盤に適した施工技術等の実証研究を行うとともに、低コスト化につながる構造設計及び維持管理等の確立に向けた取組を行う。(経済産業省、国土交通省、環境省)</p>	<p>○洋上ウインドファーム開発支援事業及び低コスト施工技術開発の検討を開始するとともに、浮体式特有の安全性・信頼性・経済性を検証する福島県沖における複数基による実証事業や、浮体式洋上風力発電システム技術の確立を目指した北九州市沖での新技術を活用した実証事業等を実施した。(経済産業省) ○浮体式洋上風力発電施設については、平成30年度より構造の簡素化と安全性の確保を両立する合理的かつ効率的な安全設計手法を検討してきたところ、令和2年度からは検査の効率化を実現するための手法を検討しています。(国土交通省) ○民間による浮体式洋上風力発電事業を促進するため、浮体式洋上風力発電の海域設置等の施工に伴い発生するコストや二酸化炭素排出量を低減する手法の開発・実証を進めています。(環境省)</p>	<p>【指標】洋上風力発電の実証研究の進捗状況 ・洋上ウインドファーム開発支援事業は令和4年度までの事業であり、引き続き洋上風力発電の実施のために必要な基礎調査等を実施する予定です。低コスト施工技術開発は令和4年度までの事業であり、令和元年度以降は海域選定調査、設計、製作、実証等を行う予定です。浮体式洋上風力発電システム実証研究は、実証機の実証運転を前年度から継続して実施し、各種メンテナンスや観測データによる設計検証等を行いました。(経済産業省) ・上記のほか、施策番号78及び79に記載しました。</p>	

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和2年度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
81	○環境影響評価の円滑な実施に向けて、必要な環境情報等を収集・整理し、既に公表・運用している環境基礎情報データベースの更なる拡充を図る。また、洋上風力発電の導入の円滑化のため、再生可能エネルギーの導入ポテンシャルに関する情報の整備に引き続き取り組んでいく。(環境省)	○環境影響評価に活用できる地域の環境基礎情報を収録した「環境アセスメントデータベース“EADAS(イーダス)”」において、情報の拡充や更新を行いました。また、今後導入の拡大が見込まれる洋上風力発電事業の環境影響評価に必要となる海洋の環境情報の収集に取り組みました。(環境省)	【指標】EADASにおける海洋関係の環境情報項目数(環境省) 令和2年度末時点 合計50項目 令和元年度末時点 合計44項目 平成30年度末時点 合計36項目	○引き続き、EADASを通じた地域の環境情報の提供等に努めるとともに、今後導入の拡大が見込まれる洋上風力発電に関し、環境影響評価の技術手法等や海洋環境に関する基礎的な情報の収集・整備を行います。(環境省)
82	○港湾における洋上風力発電設備の審査手続の合理化による事業者の負担軽減のため、洋上風力発電設備に関する技術基準、工事実施及び維持管理の方法に関する基準類を充実・深化させるとともに、民間機関と連携して円滑な審査を促進する。(経済産業省、国土交通省)	○ウインドファーム認証と登録確認機関による技術基準の適合性確認に係る審査について、審査の効率化に向けた検討を進めています。(経済産業省、国土交通省)	○ウインドファーム認証と登録確認機関による技術基準の適合性確認に係る審査について、審査の効率化を図るため、年度内に審査書類の共通化や審査の一本化を実施する見込みです。(経済産業省、国土交通省)	○引き続き審査の効率化に向けた検討を進めるとともに、国内外の最新の技術動向を参考に洋上風力発電設備に関する基準類の見直しを進めます。(国土交通省)
83	○洋上風力発電事業を目的とした海域利用の調整に当たっては、漁業者等との調整が円滑に図れるよう情報提供を行う。(農林水産省)	○関係漁業者団体等に対して、洋上風力発電事業等に関する情報提供を行いました。(農林水産省)	○令和2年度は再エネ海域利用法等について、情報提供をしました。(農林水産省)	○引き続き、漁業と調和のとれた海洋再生可能エネルギー発電施設の整備が促進されるよう必要な対応を実施します。(農林水産省)
② 波力・潮流・海流等の海洋エネルギー				
84	○これまでの研究開発の成果を踏まえて、実用化の見通しが高い技術を見極めながら、引き続き、経済性の改善、信頼性の向上等の技術開発、実証試験及び環境整備に取り組む。(経済産業省、環境省)	○海洋エネルギー発電技術の早期実用化に向けた研究開発事業において、水中浮遊式海流発電システムの不具合について再発防止策の検討を行いました。(経済産業省)	【指標】波力・潮流・海流等の海洋エネルギーの実証研究の進捗状況 ・不具合の再発防止策を講じ、今後実証再開される見込です(経済産業省) ・CO ₂ 排出削減対策強化誘導型技術開発・実証事業にて、波力発電設備の開発・実証を実施しています。令和2年9月に発生した台風及び令和3年2月の南岸低気圧による機器不良により、実証機を修理及び再稼働に向け調整中です。(環境省)	○実証機の機器不良の原因究明及び改善策を検討した上、修理及び再稼働を行い、令和3年度実証予定です。(環境省)
85	○電力供給コストが高い離島において、長期連続運転に係る性能や信頼性、コストデータ等の検証等を行うための実証研究に取り組む。離島振興策との連携を図る。(内閣府、経済産業省、環境省)	○波力発電について、沿岸地域で利活用できるシステムの高効率化等に向けた開発・実証を実施しています。また、我が国の海域に適し、かつ環境影響も小さい潮流発電の開発・実証も行っており、再生可能エネルギーの導入拡大を目指しています。(環境省)	・環境省の潮流発電技術実用化推進事業では、設備の搬入が完了し、令和3年1月には国内初となる大型潮流発電機(500kW)が海底に設置されました。現在、試運転中でありますが、本格実証等に向けて準備中です。(環境省)	○潮流発電技術実用化推進事業については、試運転から今後の本格実証に向けた経済産業省による使用前検査を控えているため、機器の細部の点検を行います。(環境省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和2年度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
2. 海洋の産業利用の促進 (2) 海洋産業の振興及び国際競争力の強化				
ア 海洋産業の国際競争力の強化				
① 高付加価値化・生産性向上、及び産業構造の転換等				
86	○造船の輸出拡大・海運の効率化を図る「i-Shipping」と、海洋開発市場の獲得を目指し、資源の確保にも貢献する「i-Ocean」からなる「海事生産性革命」を強力に推進する。(国土交通省)	○船舶の開発・建造から運航の全てのフェーズに情報通信技術(ICT)を取り入れ、造船・海運の競争力強化を図る取組「i-Shipping」、海上物流の効率化を実現する「自動運航船」、海洋開発分野の技術力・国際競争力向上を図る取組「i-Ocean」のプロジェクトからなる「海事生産性革命」を推進しました。(国土交通省)	○施策番号87～89に記載しました。	○施策番号87～89に記載しました。
87	○「i-Shipping」については、IoT活用船、LNG燃料船等の先進船舶の開発と普及を促進するとともに、船舶の設計や建造にもIoT、自動化技術等を取り入れ、造船業の生産性の向上を図る。また、自動運航船の実現に向けた取組を強力に推進する。(国土交通省)	○「i-Shipping」では、船舶の開発・設計能力の強化、造船現場の生産性向上、高付加価値船の供給に向けた取組を推進するため、令和元年度に引き続き、革新的な技術開発の支援、先進船舶導入等計画の策定支援や設備投資に対する税制特例等により、海事産業の生産性向上の取組に積極的に挑戦する事業者を支援しました。また、自動運航船の実用化に向けて、平成30年6月に策定したロードマップに基づいて平成30年度より開始した実証事業について、実船による実証を行いました(国土交通省)	【指標】革新的造船技術の研究開発に対する支援の採択件数(国土交通省) 令和2年度 8件 令和元年度 21件 平成30年度 15件 ○12月に、自動運航船の安全確保に向け、設計上留意すべき事項等をまとめた「自動運航船の安全設計ガイドライン」を策定しました。	○自動運航船の実用化に向けた環境整備等の取組を令和3年度も引き続き実施するとともに、造船・船用等の集約・連携による次世代船舶(自動運航船、ゼロエミッション船)等の技術開発支援等を実施します。(国土交通省)
88	○「i-Ocean」については、ユーザーニーズに応じた高付加価値製品の開発支援やAUVのような我が国が先進性を有する技術の普及に向けた環境整備を行うとともに、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構(JOIN)等の政策金融ツールを活用して海洋開発分野への進出をファイナンス面から支援する。(国土交通省)	○「i-Ocean」では、石油会社等のニーズを踏まえ、海洋開発用施設に係る低コスト化やリスクの低減に資する付加価値の高い製品・サービスの技術開発支援を実施しました。さらに、浮体式洋上風力発電施設について平成30年度より安全性を確保しつつ浮体構造や設置方法の簡素化等を実現するための設計・安全評価手法を検討しているところ、令和2年度からは検査の効率化を実現するための手法の検討を開始したほか、AUVについて安全要件等に関するガイドラインの策定に向けた検討を実施しました。(国土交通省)	○海洋開発用施設に係る低コスト化やリスクの低減に資する付加価値の高い製品・サービスの技術開発支援事業について、8件の事業への支援を行いました。(国土交通省)	○引き続き、技術開発支援のほか、浮体式洋上風力発電施設やAUVに係るガイドライン策定に向けた検討を進めます。(国土交通省)
89	○我が国造船業が世界市場におけるトップシェアを獲得するため、更なる生産性の向上と国内における業界再編など、事業基盤の強化を進める。また、新たな市場・ビジネスに対応できる技術・人材を確保するため異業種との連携により産業構造の改革を加速する。そのため、国内における造船業の合併・統合等に向けた動きや異業種との連携に対し、各社の経営戦略に応じて「産業競争力強化法」(平成25年法律第98号)に基づく税制上の措置等を活用して支援する。また、我が国造船事業者の海外進出や海外造船事業者との連携等の国境を越えた事業展開については、これまで我が国造船業が「輸出拡大や地方創生に果たしてきた役割等を勘案しつつ、今後のあり方を検討する。(国土交通省)	○中国・韓国との激しい国際競争や、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、海事イノベーション部会において、安定的な国際海上輸送を確保するための今後の造船業のあり方及び造船業の基盤整備に向けた方策について、検討を行いました。(国土交通省)	○令和2年度に4回にわたって開催された海事イノベーション部会において、安定的な国際海上輸送を確保するための今後の造船業のあり方及び造船業の基盤整備に向けた方策について答申をとりまとめました。(国土交通省)	○答申を踏まえ、造船事業者等が行う事業再編や生産性向上等に関する計画の認定制度(法的枠組み)をはじめとした、予算、税、財政投融资等を連動させた総合的な政策パッケージ等を実施します。(国土交通省)
90	○我が国造船・船用工業の受注力を強化するため、新たな船舶の排ガス規制に対応して、船舶からの二酸化炭素、排出ガス(NOx及びSOx)等の環境負荷低減等に取り組み、船舶の高付加価値化を図る。(国土交通省)	○「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を12月に公表しました。(内閣官房等) ○国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 海上技術安全研究所(以降、海上技術安全研究所)では、船舶からの二酸化炭素低減につながる水素やアンモニアなどの代替燃料利用について、燃焼技術や安全性確保の研究を進めました。(国土交通省) ○船舶における環境負荷の低減として、次の取組を行いました。 ・国土交通省と経済産業省が連携した「貨物輸送事業者と荷主の連携等による運輸部門省エネルギー化推進事業費補助金(内航船の運航効率化実証事業)」による、革新的省エネ技術のハード対策と、運航計画や配船計画の最適化等によるソフト対策を組み合わせた省エネ船舶の省エネ効果の実証(国土交通省、経済産業省) ・国土交通省と環境省が連携した「代替燃料活用による船舶からのCO ₂ 排出削減対策モデル事業」を活用し、LNG燃料船の実運航時のCO ₂ 排出削減の最大化を図る技術実証の実施(国土交通省、環境省)	○左に記載しました。	○グリーン成長戦略に従い、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて必要な取組を推進します。(国土交通省) ○引き続き関係省庁と連携し、革新的省エネ船舶の技術実証事業やLNG燃料船の導入促進事業等船舶における環境負荷低減に向けた取組を行います。(国土交通省)
91	○健全な造船市場の構築、公正な競争条件の確保等のため、OECD造船部会において規律の制定に努める。(国土交通省)	○経済協力開発機構(OECD)造船部会において、造船に関する公的支援の適正化や透明性確保等に関する議論のほか、各国の造船政策のレビュー、造船需給予測及び船舶モニタリングの実施に向けた検討を進めることで、造船市場に関する政策協調や共通認識の醸成のための取組を推進しています。(国土交通省)	○造船部会においてこれまで実施してきた各国の造船政策のレビュー及び公的支援措置の報告制度について、より実効性のある取組とするために仕組みの改善を図ることに合意するとともに、公平な競争条件の確保のために新たに実施を検討している造船需給予測及び船舶モニタリングについては、その方法等に関する議論が進みました。(国土交通省)	○OECD造船部会における各国との政策協調のための議論を継続的に実施し、公正な競争条件の確保に努めます。(国土交通省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和2年度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項						
92	<p>○我が国全体と地域の経済・産業・生活を物流面から支えるため、海上輸送拠点となる港湾の整備を行うとともに、川上(計画策定段階)から川中(整備段階)、川下(管理・運営段階)に至るまで、我が国の経験、技術、ノウハウを活かし、官民連携による質の高い港湾インフラシステムの海外展開を推進する。特に、港湾の運営については、シーレーンの安全確保の観点からも重要であるため、我が国の港湾運営企業によるノウハウを活かした運営参加が進むよう、案件発掘体制の強化等の取組を行う。(国土交通省)</p>	<p>○連結性向上を通じて展開地域の経済・産業・生活を物流面から支えるため、海上輸送拠点となる港湾の整備に取り組んでいます。(国土交通省)</p> <p>○我が国の質の高い港湾インフラシステムの海外展開のため、「海外港湾物流プロジェクト協議会」等を通じた我が国事業者との情報共有及び意見交換を行いました。(国土交通省)</p>	<p>○本邦企業が建設工事を受注した主な海外港湾事業は以下の通りです。(国土交通省) ・トアマナ港</p> <p>○12月に第11回海外港湾物流プロジェクト協議会を開催し、政府の取組方針や港湾関連プロジェクトの海外展開の動向について我が国事業者との情報共有及び意見交換を行いました。(国土交通省)</p> <p>○12月に、円借款によって建設が進められているパティンバン港(インドネシア)にて、自動車ターミナルの一部、アクセス道路の完成披露として、同港のソフトオープン式典が開催されました。(国土交通省)</p>	<p>○令和3年度においても、我が国の質の高い港湾インフラシステムの海外展開を推進していきます。(国土交通省)</p>						
93	<p>○港湾工事における建設現場の生産性向上等に向けて、測量から施工、検査、維持管理に至る建設プロセス全体に3次元データを活用するほか、水中施工機械の遠隔操作化などICT等の新技術の活用を促進し、「i-Construction」の取組を推進する。(国土交通省)</p>	<p>○港湾工事における建設現場の生産性向上等に向けて、ICTを活用した浚渫工、基礎工、ブロック据付工、本体工や、BIM/CIM活用業務・工事を実施し、3次元データの活用を推進しました。(国土交通省)</p>	<p>【指標】港湾におけるICT活用工事の件数(国土交通省)</p> <table border="1"> <tr> <td>令和2年度</td> <td>116件</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>85件</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>77件</td> </tr> </table>	令和2年度	116件	令和元年度	85件	平成30年度	77件	<p>○引き続き、ICTや3次元データの活用を推進するための要領額の検証を行います。(国土交通省)</p> <p>○新型コロナウイルス感染症対策を契機とした非接触・リモート形の働き方への転換と生産性や安全性の向上を図るため、インフラ分野のDX(デジタルトランスフォーメーション)を推進します。(国土交通省)</p>
令和2年度	116件									
令和元年度	85件									
平成30年度	77件									
94	<p>○我が国の熟練技術者が誇る世界一の本船荷役能力を最大限活かしつつ、AI、IoT、自動化技術を組み合わせることで、コンテナターミナル全体の生産性を飛躍的に向上させ、世界最高水準の生産性を有し、労働環境の良い「AIターミナル」の実現を推進する。(国土交通省)</p>	<p>○平成30年度から、AI等を活用したターミナルオペレーションの効率化に向けた検討を行っています。(国土交通省)</p> <p>○情報通信技術を活用したゲート処理の迅速化に向けて開発した新・港湾情報システム「CONPAS」の本格運用に向けた検討を行っています。(国土交通省)</p> <p>○令和元年4月に、遠隔操作RTGの導入に係る事業に対する補助制度を創設し、同年に、名古屋港における事業を、令和2年には清水港・横浜港・神戸港における事業を採択し、支援を行っています。(国土交通省) ※RTG: Rubber Tired Gantry Craneの略で、タイヤ式門型クレーンのこと。</p>	<p>○AI等を活用してターミナルオペレーションを最適化するシステムを開発しています。(国土交通省)</p> <p>○新・港湾情報システム「CONPAS」の横浜港での本格運用に向け、試験運用を実施しています。(国土交通省)</p> <p>○名古屋港・清水港・横浜港・神戸港において、遠隔操作RTGの導入に向けた整備が進められています。(国土交通省)</p>	<p>○「CONPAS」について、令和3年4月から本格運用を開始した横浜港に続き、他港への横展開を図ります。(国土交通省)</p> <p>○令和3年度も引き続き、遠隔操作RTGの導入促進に係る支援制度への公募を実施する予定です。(国土交通省)</p>						
95	<p>○地震・津波に対する脅威やインフラの老朽化に対しては、港湾施設の定期的な点検を通じた戦略的な維持管理・更新を推進するとともに、海象情報の観測技術の向上や耐震強化岸壁など港湾施設における技術開発が不可欠であり、国土交通省国土技術政策総合研究所、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所等を通じた取組を推進する。(国土交通省)</p>	<p>○地震・津波に対する脅威やインフラの老朽化に対して、港湾施設の定期的な点検を通じた戦略的な維持管理・更新を推進するとともに、港湾施設における技術開発について、国土交通省 国土技術政策総合研究所、国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所等を通じて実施しました。(国土交通省)</p>	<p>○港湾施設の維持管理の際に港湾管理者の補修、利用制限等の判断に資する情報提供ツールを開発し、ウェブサイトで提供を開始しました。(国土交通省)</p> <p>○効率的な維持管理に必要なライフサイクルコスト算定プログラムの改善を行っています。(国土交通省)</p> <p>○港湾施設の維持管理情報の一元的、継続的な管理を可能とする維持管理データベース(DB)について、信頼性の向上のためのデータ更新、追加等を行っています。(国土交通省)</p> <p>○RTK-GNSS(※)を使用した地震時岸壁変位の計測と使用可否の判定システムの現地適用において、対象個別施設の可否判断基準を整理し、現地計測紙や基準局設置位置の選定等を行っています。(国土交通省) ※RTK-GNSS: 測りたい移動局(観測点)の他に位置のわかっている基準局を必要とする測位方式で、位置情報をリアルタイムに算出し移動局の測位を行います。</p> <p>○模型振動実験により制震部材を適用した棧橋構造の地震時挙動を明らかにしています。(国土交通省)</p>	<p>○個別施設計画の策定や定期点検診断の実施を引き続き推進し、適切なメンテナンスサイクルの確立を目指します。(国土交通省)</p>						
96	<p>○日本企業の実績不足を補うため、「海洋資源開発技術プラットフォーム」や技術開発支援制度を活用して技術力の蓄積に努める。(国土交通省)</p>	<p>○石油会社等のニーズを踏まえ、海洋開発用施設に係る低コスト化やリスクの低減に資する付加価値の高い製品・サービスの技術開発支援を実施しました(※施策番号80に関連記載あり)。(国土交通省)</p>	<p>○施策番号88に記載しました。</p>	<p>○令和2年度に引き続き、海洋開発用施設に係る低コスト化やリスクの低減に資する付加価値の高い製品・サービスの技術開発支援を実施します。(国土交通省)</p>						

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和2年度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
97	<p>○我が国造船業・船用工業・海運業の新市場・新事業への展開を図るため、政府開発援助(ODA)、国際協力銀行、JOIN等を活用しつつ、新興国における船隊整備、海洋開発等の取組を支援する。(外務省、国土交通省)</p>	<p>○我が国造船船用企業の優れた技術の海外展開を図るため、外務省/独立行政法人 国際協力機構(JICA)のODAの「本邦技術活用条件(STEP)」の制度を活用して、良質な巡視船の供与等のプロジェクトや現地の船舶の保守・整備能力向上等に向けた専門家派遣を推進しています。(外務省、国土交通省)</p> <p>○ASEAN地域の内航船舶市場等を念頭に、低環境負荷船の普及を促進させるため、令和元年の第17回日ASEAN交通大臣会合において承認された「ASEAN低環境負荷船普及戦略」に基づき、ASEAN諸国における政策立案等に協力しています。(国土交通省)</p>	<p>○モロッコ向け海洋・漁業調査船の引渡しを行ったほか、マーシャル向け医療船、ジブチ向け貨客船、サモア向け貨客船については、本邦造船所が契約に至りました。ベトナム向け巡視船については借款契約(L/A)が締結されました。(外務省、国土交通省)</p> <p>○JICA専門家としてインドネシア工業省(造船業所管)へ造船政策・技術アドバイザーを派遣し、造船産業振興に係る技術協力事業計画の検討が進みました。(外務省、国土交通省)</p> <p>○「ASEAN低環境負荷船普及戦略」に基づき、8月の海上交通WGにおいて、ASEAN各国の具体的な取組等をベストプラクティスとして共有しました。(国土交通省)</p>	<p>○引き続き、新興国における船舶需要の把握に努めるとともに、実施中の案件(フィリピン向け巡視船、ベトナム向け巡視船等)について着実かつ可及の早期の供与ができるよう取り組むとともに、JICA専門家の派遣等を通じて、新興国における船隊整備、海洋開発等の取組を支援します。(外務省、国土交通省)</p> <p>○引き続き、ASEAN地域での低環境負荷船の普及促進に向けた支援を行います。(国土交通省)</p>
② 海洋資源開発関連産業の戦略的展開				
98	<p>○SIP「次世代海洋資源調査技術」で開発した統合海洋資源調査システムを、平成30年度までに未調査海域の実証運用等により実用レベルで確立させるとともに、民間への技術移転を完了し、SIP「次世代海洋資源調査技術」終了後に技術移転を受けた民間企業等が、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(JOGMEC)や新規事業参入者を含む国内資源探査案件及び海外資源探査案件を受注できるよう、民間企業等の体制を構築する取組を進める。(内閣府)</p>	<p>○SIP第1期「次世代海洋資源調査技術」は平成30年度に終了しました。SIP第2期「革新的深海資源調査技術」を含む進捗状況等については、右に記載しました。(内閣府)</p>	<p>【指標】民間での調査実施件数、実海域での調査技術実績(内閣府)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間企業を中心として環境影響評価及びAUV隊列制御試験の検証を、民間調査船により5航海実施しました。 ・10航海、延べ138日間の調査航海を実施しました。 	<p>○SIP第1期「次世代海洋資源調査技術」(平成30年度終了)における資源調査案件受注体制の構築として、一般社団法人海洋調査協会のほか、SIP期間中に複数の民間海洋調査関連企業により設立した次世代海洋資源調査技術研究組合への技術移転が平成30年度に完了し、案件受注の体制を整えています。(内閣府)</p>
99	<p>○海洋鉱物資源の調査に用いる基盤技術の開発や海底熱水鉱床の成因解明と調査手法の構築など、国立研究開発法人海洋研究開発機構(JAMSTEC)が行う海洋鉱物資源関係の研究開発を着実に推進するとともに、その成果の産業界への移転を促進する。(文部科学省)</p>	<p>○JAMSTECは海底資源の有効利用に向け、従来行ってきた個々の調査手法を相互の関連性を踏まえた上で統合すると共に、化学・物理過程の相関を見い出すことで海底資源生成モデルを構築し、有望な海域を理論的に予測するための研究開発を実施しています。また、得られた成果を産業界へ移転するため、民間企業との共同研究や調査航海を実施しました。(文部科学省)</p>	<p>○海底熱水鉱床の試料を分析した結果、微生物由来の粒子が含まれていることを発見しました。これにより海底熱水鉱床の初期形成プロセスの一部は微生物活動によって誘発・促進されていることが分かり、鉱床形成プロセスの理解が進みました。(文部科学省)</p>	<p>○調査及び分析の効率化、精緻化、低コスト化を図るための探査技術開発や、海底資源形成を促すプロセスと環境を特定することを目的とした地球内部-海洋間の相互作用と物質循環の体系化等、取組を進めるとともに、成果の産業界への移転を促進します。(文部科学省)</p>
100	<p>○海洋産業は理学や工学を含めた広範な総合的研究開発型産業であることに鑑み、世界とともに研究開発を効率的に進めるとともに総合的な技術力を強化するため、大学・国立研究開発法人等の研究機能を強化する。(文部科学省、国土交通省)</p>	<p>○海上技術安全研究所では、総合的な技術力を活かす4つの重点研究分野(①海上輸送の安全の確保、②海洋環境の保全、③海洋の開発、④海上輸送を支える基盤的技術開発)を柱に、研究者・スタッフ、そして世界トップレベルの研究施設を活用して研究開発に取り組んでいます。(国土交通省)</p> <p>○JAMSTECでは、海洋から地球全体に関わる多様かつ先進的な研究開発と、それを強力に支える研究船や探査機等の海洋調査プラットフォーム、計算機システム等の研究基盤の運用を一体的に推進し、膨大な観測・予測データの集約・解析能力を向上させ、高水準の成果の創出とその普及・展開を促進しています。(文部科学省)</p>	<p>○令和3年3月に、国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 令和3年度計画を策定しました。(国土交通省)</p> <p>○令和3年3月に、JAMSTECは令和3年度計画を策定しました。(文部科学省)</p>	<p>○年度計画に基づき、引き続き、研究機能の強化に努めます。(国土交通省)</p> <p>○中長期計画に基づき、海洋科学技術に関する基盤的研究開発の推進、海洋科学技術における中核的機関の形成を引き続き進めます。(文部科学省)</p>
101	<p>○民間企業等への技術移転につながる取組及び民間企業等との共同研究開発を推進し、国際標準化を見据え、調査の効率化・精緻化を図るためのセンサー開発やAUV・遠隔操作型無人探査機(ROV)等の機器開発に取り組む。(文部科学省)</p>	<p>○平成30年度から開始した海洋酸性化・地球温暖化、生物多様性及びマイクロプラスチックに関わる海洋情報をより効率的かつ高精度に把握するための機器の研究開発を実施する「海洋資源利用促進技術開発プログラム 海洋情報把握技術開発」事業に取り組んでいます。(文部科学省)</p> <p>○JAMSTECでは、標準化を見据えた深海センサーの開発や、気候変動研究に資する観測を、SITレーサルな基準に基づいて行うことができる体系の確立に取り組んでいます。(文部科学省)</p>	<p>○JAMSTECでは、既に運用を開始している水温検定のトレーサビリティに加え、塩分検定について、密度の国家標準とのトレーサビリティ体系の確立に向けた取組を行っています。(文部科学省)</p> <p>○SIP関係機関をはじめとする産学官のAUVコミュニティ会議を開催し、AUVにおける標準規格化、ソフトウェアオープン&クローズ化について議論を行っています。(文部科学省)</p>	<p>○より効率的・精緻な調査を行うため、位置制御技術等のオペレーション技術開発を進めていきます。(文部科学省)</p>
102	<p>○深海・深海底等の極限環境下における未知の有用な機能、遺伝資源等について研究開発を推進するとともに、イノベーション創出を加速させるため、JAMSTEC等での調査で得られた深海泥等の試料については積極的に民間企業等への提供を推進する。(文部科学省)</p>	<p>○JAMSTECでは、産業界や大学、研究機関と連携したオープンイノベーション体制を構築し、深海バイオリソースの産業利用を進めています。深海堆積物と深海微生物株の2つのリソースを外部提供する事業を継続しました。(文部科学省)</p>	<p>○JAMSTECでは、深海微生物の研究開発を行う過程で採取された深海堆積物や分離株の一部を提供し、企業・大学・研究機関における新規の有用微生物や酵素、生理活性物質などの探索に利用いただける深海バイオリソース提供事業を推進しています。(文部科学省)</p>	<p>○民間企業との協働等をこれまで以上に促進するとともに、食品業界や医薬品業界などでの深海バイオリソースの活用に向けた取組を進めます。(文部科学省)</p>
103	<p>○民間企業のニーズと研究開発現場におけるシーズをつなぐため、分野を超えたオープンイノベーションの取組が重要であり、コーディネータ機能、サービス提供機能、知的財産・契約業務体制等を強化し、分野横断的な研究開発を推進する。(文部科学省)</p>	<p>○JAMSTECでは、外部資金の獲得や民間企業等との共同研究を推進していきます。(文部科学省)</p>	<p>○JAMSTECでは、共同研究を通じて、深海・海洋生物研究のために開発された様々な技術シーズの横展開を進めています。(文部科学省)</p>	<p>○連携関係を通じ、共同研究の実施や研究者・技術者の人材交流、情報交換及び交流会への参加等に積極的に取り組み、研究開発を推進していきます。(文部科学省)</p>

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和2年度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
104	OSIP「次世代海洋資源調査技術」で取り組んできた海洋資源に関する研究開発の成果の活用の観点から、開発途上国との海洋資源に関する科学技術協力の促進につき検討する。(内閣府)	開発途上国側のニーズも踏まえ海洋環境調査機器の改良を進めるとともに、開発途上国との科学技術協力の促進及び太平洋島嶼諸国への海洋環境調査に関する技術協力を通じた関係維持に引き続き取り組んでいます。(内閣府)	海洋資源開発や海洋環境への理解増進と協力関係維持に向け、令和元年度に続き、令和3年3月に環境モニタリング技術セミナーを参加対象を拡大して実施しました。また、令和元年度に実施した太平洋島嶼国向けの技術研修についても、時期や手段を検討し継続する方向で検討しています。(内閣府)	○太平洋島嶼諸国を対象とした研修は、相手国との安定的・長期的な協力関係の構築を目指し、コロナ禍を踏まえオンライン活用や現地機関の協力を得るなどし、令和3年度以降もSIP第2期「革新的深海資源調査技術」の下で継続を検討します。(内閣府)
105	○我が国の海洋産業が世界の海洋資源開発市場へ参入できるよう、「海洋資源開発技術プラットフォーム」における海洋産業、資源産業及びその他関連産業の間での異業種連携を支援する。また、同プラットフォームにおける戦略的な取組を充実させるため、国立研究開発法人等の知見を活用して、同プラットフォームにおけるシンクタンク機能を強化する。(内閣府、経済産業省、国土交通省)	○右に記載しました。	【指標】プラットフォーム関連イベントの開催状況(内閣府) ・関係民間機関や関係省庁との幹事会が11月に開催されました。次回の海洋資源開発技術プラットフォーム(第5回)に向けた準備を進めています。	○海洋資源開発技術プラットフォーム会合の開催については、これまでの開催実績や成果等を踏まえて検討していきます。(内閣府)
イ 海洋の産業利用の拡大				
106	○明日の日本を支える観光ビジョン構想会議(議長:内閣総理大臣)において平成28年3月に策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」に掲げる「訪日クルーズ旅客を2020年に500万人」の目標実現に向け、既存ストックを活用し、ハード・ソフト両面の取組により、クルーズ船の受入環境の整備を推進するとともに、官民連携により国際クルーズ拠点の形成を図る。また、みなとオアシスや港湾協力団体を通じて、地域住民の交流や観光の振興による地域の活性化、近年増加する訪日クルーズ旅客の受入れなど多様なニーズに対応し、「みなと」を核とした魅力ある地域づくりを促進する。(国土交通省)	○クルーズの安全・安心の確保のための検討を行い、令和2年9月18日に中間とりまとめを公表しました(同時に国内クルーズにかかるガイドラインを関係業界団体(日本外航客船協会・日本港湾協会)が公表)。(国土交通省) ○クルーズの再興に向け、旅客ターミナルにおける感染防止対策や、感染拡大防止に寄与する上質かつ多様なツアーメニューの造成等に対する事業について支援を行いました。(国土交通省)	【指標】訪日クルーズ旅客数(国土交通省) 令和2年 12.6万人(速報値) 令和元年 215.3万人 平成30年 245.1万人 ○クルーズ船の我が国港湾への寄港回数(国土交通省) 令和2年 353回(速報値) 令和元年 2,866回 平成30年 2,930回 ○みなとオアシスの登録数 147か所(令和3年3月末時点)(国土交通省) ○港湾協力団体の指定 43団体(令和3年3月末時点)(国土交通省)	○令和3年度は感染拡大防止策を徹底しつつ、旅客ターミナルにおける感染防止対策や国内外の観光客を惹きつける寄港地観光コンテンツの充実など、安心してクルーズを楽しめる環境整備を推進します。(国土交通省)
107	○「観光立国推進基本計画」(平成29年3月閣議決定)に掲げる「訪日外国人旅行者を2020年に4000万人」の目標実現に向け、クルーズ船受入の更なる拡充による訪日外国人旅行者の増加を図るため、関係者と協力・連携した訪日プロモーションを促進する。(国土交通省)	○4月にクルーズ国際見本市(Seatrade Cruise Global)へのブース出展を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により開催中止となりました。(国土交通省) ○10月にクルーズ国際見本市(Seatrade Cruise Asia)へ参加する予定だったが、新型コロナウイルス感染症の影響により開催中止となりました。(国土交通省) ○海外クルーズ船関係者を国内に招請し、全国クルーズ活性化会議と連携した商談会を実施する予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかった。(国土交通省)	【指標】訪日外国人旅行者数、訪日外国人旅行消費額、地方部(三大都市圏以外)での外国人延べ宿泊者数、外国人リピーター数、日本人国内旅行消費額(国土交通省) ・訪日外国人旅行者数 令和2年 411万6千人(暫定値) 令和元年 3,188万人 平成30年 3,119万人 ・訪日外国人旅行消費額 令和元年 4兆8,135億円 平成30年 4兆5,189億円 ・地方部(三大都市圏以外)での外国人延べ宿泊者数 令和2年 703万人泊(速報値) 令和元年 4,309万人泊 平成30年 3,636万人泊 ・外国人リピーター数 令和元年 2,047万人 平成30年 1,938万人 ・日本人国内旅行消費額 令和2年 10.0兆円 令和元年 21.9兆円 平成30年 20.5兆円 ※「訪日外国人旅行消費額」及び「外国人リピーター数」については、両指標の基となる観光庁「訪日外国人消費動向調査」が令和2年4月期から12月期まで調査中止となったため、令和2年の値は無記載。	○令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の状況を注視しつつ、日本政府観光局が下記の取組を実施予定です。(国土交通省) ・クルーズ国際見本市に参加し、クルーズ船社に対して日本各地の港湾・観光地の情報発信や商談を実施。 ・海外クルーズ船社のキーパーソンを国内に招請し、港湾施設や観光地の視察及び自治体との商談を実施。
108	○マリン産業に関する長期成長戦略として産業界が掲げている「おおむね10年後を目途にポート・ヨット参加人口を100万名、ポート免許取得者を10万名へと倍増させる」という目標の実現を支援するため、マリンレジャーの普及や理解増進等の多様な取組を、産学官等の連携・協力の下、実施する。(国土交通省)	○マリンレジャーの魅力幅広い世代に伝えるため、マリン産業界と連携し、ポートショーやマリンカーニバルにて親子や子供を対象としたポート・ヨット乗船体験等を実施しました。(国土交通省)	○10月に開催された「関西フローティングポートショー2020」(主催:(一社)日本マリン事業協会関西支部、後援:国土交通省神戸運輸監理部、国土交通省近畿運輸局等)や「横浜ポートフェア2020」(主催:(一社)日本マリン事業協会関東支部、後援:国土交通関東運輸局、第三管区海上保安本部等)において、プレジャーボートの展示や操船体験が実施されました。(国土交通省)	○引き続き、ポートショー等のマリン産業関連イベントに協力し、マリンレジャーの普及や理解増進を図ります。(国土交通省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和2年度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
109	○マリ産業の市場拡大と国民の接点を拡大していくため、「C to Seaプロジェクト」、ポートショー等を通じた海洋レジャーに関する情報発信、「海の駅」等を中心とした体験機会の拡大、気軽に楽しめる仕組みづくり等を支援する。(国土交通省)	○「C to Seaプロジェクト」の一環として、国民が海や船に触れる機会を創出するため、「海の駅」等を発着としたプレジャーボート等によるクルーズ観光のモデルルートとなる「マリニック街道」を広く一般の方から募集しました。また、メディア等を通じて、当取組の周知・広報を実施しました。(国土交通省)	○(株)マッフル・オン社協力のもと、同社提供の航海支援アプリ「new pec smart」等にマリニック街道を表示させるための地図データを作成するなど、マリニック街道の利便性や認知度の向上を図りました。	○引き続き、マリニック街道の周知・広報を推進するとともに、新たなルートの選定について検討します。(国土交通省)
110	○マリ産業事業者とその関連事業者等との連携強化を支援するとともに、「海の駅」を拠点とした海洋観光及び海洋性レクリエーションの普及促進に努める。(国土交通省)	○海洋観光及び海洋性レクリエーションの普及のため、マリ関連団体にて構成されるUMI協議会に参加し、「海の駅」等においてポート・ヨットの体験乗船会や講習会等を実施しました。(国土交通省)	○10月に「かすみがうら海駅」で「誰でも楽しむ霞ヶ浦」が開催され、カヌーやプレジャーボート等の体験乗船や、霞ヶ浦の水質調査が行われたほか、全国各地の海の駅で様々なイベントが開催されました。(国土交通省)	○引き続き、UMI協議会と連携し、「海の駅」を拠点としたイベントの開催に協力します。(国土交通省)
111	○離島における海洋深層水等の地域資源を活用した産業の振興を通じて、海洋産業の振興を図るとともに、再生可能エネルギーの利用の促進を図る。(内閣府、経済産業省、環境省)	○海洋再生可能エネルギーの実証フィールドに選定された海域において、再生可能エネルギーの実証実験が行われました。(内閣府、経済産業省)	○沖縄県久米島町においては、海洋深層水を活用した海洋温度差発電の実証実験を実施しています。(内閣府)	○沖縄県久米島町においては、引き続き、海洋深層水を活用した海洋温度差発電の実証実験が実施されます。(内閣府)
112	○海洋に関する魅力ある地域資源を活用した観光地の魅力の向上を図る地域の取組と、それらの観光地を結びつける広域の取組を合わせて支援する。(国土交通省)	○地方運輸局が観光地づくり法人と連携し、房総勝浦エリアの漁港やマリレジャー等の資源を生かした欧米豪向け滞在型コンテンツの造成等を行いました。(国土交通省)	○海洋に関する魅力ある地域資源を活用した滞在型コンテンツを造成することによって、観光客の来訪及び滞在促進を図り、訪日外国人旅行消費額等の増加に寄与しました(※施策番号107に関連記載あり)。(国土交通省)	○令和3年度は観光地域づくり法人が漁船クルーズなど地域資源を活用した新たな旅行商品造成を行う事業等を支援する予定です。(国土交通省)
113	○二酸化炭素の回収・貯留(CCS)については海洋環境の保全・管理を前提としつつ、事業者が円滑に事業を実施できる制度の下、技術の確立及びコストの低減に向けた分離、輸送、貯留及びモニタリング等の技術開発及び実証を着実に進める。(経済産業省、環境省)	○光ファイバーを利用した地層安定性システムの開発及びCCSの社会受容性向上のための調査等を行いました。(経済産業省) ○二酸化炭素の分離回収、輸送、貯留及びモニタリングなど各技術要素に関する技術実証を実施しています。(環境省)	【指標】実用化レベルの技術の確立(環境省) ・商用規模の火力発電所の排出CO ₂ の大半を回収可能な施設の工事を実施しており、船舶を用いた輸送システムに関する検討や貯留したCO ₂ の漏洩対策やモニタリング手法の検討を実施しました。 ・特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可の申請に係る指針(改訂版)を作成、令和3年1月に公表しました。 ○貯留安全性に関する技術の研究等を着実に実施し、CCS導入時に必要となる社会受容性を向上させるための調査を実施しました。(経済産業省)	○引き続き、光ファイバーを利用した地層安定性システムの開発、貯留安全性に関する技術の研究等を実施していく予定です。(経済産業省) ○引き続き、早期社会実装に向けて、各技術要素に関する技術実証等を行う予定です。(環境省)
114	○CCSの技術開発・実証と並行して、関係省庁は貯留適地の確保に努める。(経済産業省、環境省)	○貯留適地の確保のため、弾性波探査等の適地調査を実施しました。(経済産業省、環境省)	【指標】確保した適地数(経済産業省、環境省) ・適地の確保に向けた調査を行いました。 ○弾性波探査を実施したほか、探査データの処理及び解析を行いました。(経済産業省、環境省)	○引き続き、貯留適地候補地の確保に向けた調査、データ解析を実施していく予定です。(経済産業省、環境省)
115	○CCSのコスト、環境保全、安全等様々な面で社会的受容性を獲得するため、関係省庁・事業者等は社会的認知向上に取り組む。(経済産業省、環境省)	○苫小牧CCS実証事業における見学会やCCSについての講演・ワークショップ等の情報発信活動を実施しました。(経済産業省) ○二酸化炭素の分離回収に伴う環境影響の評価の検討を行ったほか、令和3年3月に国際シンポジウムを開催しました。(環境省)	○苫小牧CCS実証事業において、国内における社会的受容性の醸成に向けた情報発信活動として、現場見学会、パネルの展示、大学や団体での講座・講演会の開催、子ども実験教室・夏休み宿題教室の開催、展示会・シンポジウム・学会等へのブース出展、メディア対応、論文の寄稿・投稿、アニメやマンガを含む説明用ツールの制作及び日本語・英語によるウェブサイトを活用した情報発信を実施しました。(経済産業省) ○国際シンポジウムでは国内外の有識者による講演等を通じ、幅広い理解促進及び国際的な機運の醸成に貢献しました。(環境省)	○引き続き、現場見学会を実施するとともに、CCSに対する社会的受容性を高めていくため、出来るだけ多くの機会で開催、講演会及びパネルの展示を実施し、情報発信を積極的に行っていく予定です。(経済産業省) ○分離回収施設の運転に伴い環境影響評価を実施する予定です。また、社会的認知向上を図るためシンポジウムを開催しました。(環境省)
116	○沿岸海底下におけるCCSは世界に先駆けた取組であることに鑑み、海外市場の獲得も視野に入れながら国際展開に取り組む。(経済産業省)	○インドネシア・サウジアラビア等において、CCUS(※)実現可能性調査を実施し、実現可能性を確認しました。インドネシアにおいてはCCUS実現可能性調査を実施し、実証に向けた調査を進めました。サウジアラビアにおいては、ブルーアンモニア製造・輸送の実験を通じてCCUS実現可能性調査を行いました。また、米国の研究機関との共同研究に向けた取組を開始しました。(経済産業省) ※CCUS:Carbon dioxide Capture, Utilization and Storageの略。二酸化炭素の回収、利用・貯留。	○左に記載しました。	○実証事業等により得られた知見や経験を活かし、引き続き諸外国への展開を検討していく予定です。(経済産業省)
117	○海洋産業への参入促進を図るため、大学や国立研究開発法人発のベンチャー企業の創出促進に向けた支援を行う。(文部科学省)	○JAMSTECでは、JAMSTECベンチャー支援規程に基づき、JAMSTECベンチャー認定企業(2社、令和3年3月現在)に対しJAMSTECと共同で展示会に出展する等の支援支援を行いました。(文部科学省)	○左に記載しました。	○設立されたベンチャー企業に対して支援を行うとともに、ベンチャー起業については各種法令に則した体制・ルールの検討を行います。(文部科学省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和2年度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
2. 海洋の産業利用の促進 (3)海上輸送の確保				
ア 外航海運				
118	○日本商船隊の国際競争力の確保及び安定的な国際海上輸送の確保を図るため、トン数標準税制の実施等を通じ、日本船舶・日本人船員を中核とした海上輸送体制の確保(外航日本船舶を平成30年度から5年間で1.2倍に増加させるとともに、事業者に対して日本人外航船員を平成30年度から10年間で1.5倍に増加させるための取組の促進)を図るとともに、最近の国際海運市場における一層の競争激化及び諸外国の外航海運政策も踏まえ、これまで以上に国際的な競争条件の均衡化等の取組を進める。また、この前提となる自由で公平な競争環境を確保するため、二国間対話等の場を通じて、諸外国の競争を阻害する規制政策の是正等を推進する。(国土交通省)	○トン数標準税制、国際船舶制度及び日本籍船化に係る手続き面の規制緩和の意見交換会の実施等により日本船舶・日本人船員の確保に取り組んでいます。なお、国際船舶制度のうち、固定資産税の特例措置については、一部拡充を行った上で、令和6年3月31日まで延長しました。(国土交通省) ○先進船舶を対象に拡充した船舶の特別償却制度を令和元年度から開始するとともに、環境負荷低減に資する船舶の買換特例制度の延長等により国際競争力の確保及び安定的な国際海上輸送の確保を図っています。(国土交通省) ○海運先進国当局間会議(9月)では、各国と意見交換を行い、諸外国の競争を阻害する措置に対し共同で取り組むことを確認しました。その他、日露運輸作業部会次官級会合(12月)を通じてロシアに対し、ロシア北極海域で採掘された天然資源の国際海上輸送をロシア籍船に限定する法律及びロシア建造船の利用を義務付ける法案について、我が国の懸念を伝え、我が国海運企業の参画に悪影響のないよう対応を要請しました。(国土交通省)	【指標】外航日本船舶数、日本人外航船員数(国土交通省) ・令和2年3月末時点では、日本船舶・日本人船員確保計画の認定を受けた事業者7社合計で、日本船舶260.0隻及び準日本船舶52隻となっているほか、外航日本人船員1,276人を確保しており、安定的な国際海上輸送の確保が図られています。 ○日露運輸作業部会次官級会合における意見交換の後、我が国海運企業が輸送に従事する船舶に対し、ロシア籍船利用義務の適用除外が認められました。(国土交通省)	○引き続き、平成30年度より対象を拡大した日本船舶・日本人船員確保計画等により、日本船舶及び日本人船員の確保に向けて取り組むとともに、日本商船隊の国際競争力の確保及び安定的な国際海上輸送の確保を図ります。(国土交通省) ○公平な競争環境の確保に向け、国際会議や二国間対話等の場を通じて、引き続き諸外国の競争を阻害する保護主義的施策の是正等を推進します。(国土交通省)
119	○訪日外国人旅行者を2020年に4,000万人とする政府目標の達成に向けて、外航旅客船を利用する外国人旅行者が、ストレスフリーで快適に旅行できる環境整備等の推進に取り組む。(国土交通省)	○ダイヤモンド・プリンセス号等での事案により、クルーズ船に対する安心が損なわれたことを踏まえ、クルーズ船事業者、港湾管理者等の関係者が講ずべき措置等について、「クルーズ船利用者の安全・安心の確保に向けた有識者ワーキンググループ(WG)」において、感染症や危機管理の専門家等の意見を聞きながら、クルーズの安全・安心の確保に関する検討を実施しました。(国土交通省)	○9月に「クルーズの安全・安心の確保に係る検討・中間とりまとめ」を公表し、同時に国土交通省監修のもと、関係業界団体が、中間とりまとめを踏まえた国内クルーズにかかるガイドラインを公表しました。(国土交通省) ○ガイドラインに基づく感染防止対策を実施するほか、日本海事協会(NK)による第三者認証を取得するなど、10月下旬から、本邦クルーズ船事業者による国内商業運航が順次再開されました。(国土交通省)	○国際クルーズについては、水際対策の状況等を見極める必要はあるが、実施に備え、他国の安全・安心政策との調和に留意しつつ、国際ガイドラインの検討等、所要の準備を進めます。(国土交通省)
イ 内航海運				
120	○「内航未来創造プラン ーたくましく 日本を支え 進化するー」(平成29年6月国土交通省公表)に従い、目指すべき将来像として「安定的輸送の確保」と「生産性向上」の2点を軸として位置づけ、これらの実現に向け「内航海運事業者の事業基盤の強化」、「先進的な船舶等の開発・普及」及び「船員の安定的・効果的な確保・育成」の3つの視点から整理された具体的施策を、今後、関係者が連携して推進し、本プラン全体の指標(内航貨物船の平均総トン数(2015年度715トンから2025年度858トン)等)の達成状況を常に意識し、各施策について不断の見直しを図りつつ、その達成に向けて取り組む。(国土交通省)	○「内航未来創造プラン」において、目指すべき将来像の実現のため、取り組むべき具体的施策として提示された各施策の1つとして、「海運モーダルシフト大賞」表彰(令和2年2月創設)を実施しました。(国土交通省) ○交通政策審議会海事分科会基本政策部会において今後の「内航海運のあり方」について検討し、9月に中間とりまとめを公表、当該とりまとめを受け、令和3年2月、船舶管理業にかかる登録制度の創設等を盛り込んだ内航海運業法の一部改正を含む「海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律案」を閣議決定しました。(国土交通省)	【指標】内航船の平均総トン数(国土交通省) 目標 令和7年 858トン 令和元年 754トン 平成30年 747トン 平成29年 727トン 基準 平成27年 715トン 【指標】内航船員一人・一時間当たりの輸送量(国土交通省) 目標 令和7年 4,919トンキロ 令和元年 3,897トンキロ 平成30年 4,019トンキロ 平成29年 4,070トンキロ 基準 平成27年 3,882トンキロ 【指標】産業基礎物資の国内需要量に対する内航海運の輸送量の割合(国土交通省) ※基準(平成23年～平成27年の平均を100とした場合の指数) 目標 令和7年 105 令和元年 97 平成30年 99 平成29年 103 【指標】内航海運の総積載率(国土交通省) 目標 令和7年 44.5% 令和元年 41.4% 平成30年 42.0% 平成29年 42.5% 基準 平成27年 42.6% 【指標】海運によるモーダルシフト貨物輸送量(国土交通省) 目標 令和12年 410億トンキロ 令和元年 358億トンキロ 平成30年 351億トンキロ 平成29年 351億トンキロ 基準 平成24年 333億トンキロ	○閣議決定した「海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律案」による内航海運業法の一部改正を含め、関係制度の整備等内航海運の取引環境の改善・生産性向上に取り組めます。(国土交通省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和2年度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
121	○地域住民の移動手段や観光立国推進等の観点から、不可欠な交通インフラである国内旅客船・フェリーについても、離島航路の維持・確保はもとより、訪日外国人旅行者を始めとした観光需要の取り込みによる旅客船事業の活性化及び利用者の利便向上を図るために必要な取組(「船内Wi-Fiの整備」、「案内標識等の多言語化」等の導入)を推進する。(国土交通省)	○訪日外国人旅行者の利便性向上のための受入環境整備に対する支援を行いました。(国土交通省) ○海事観光のポテンシャルを持つ海洋周辺地域において、訪日外国人向けの観光コンテンツの磨き上げを行う取組に対する支援を行いました。(国土交通省) ○平成31年4月に創設した、インバウンドを始めとする旅客需要が見込まれる観光航路において、旅客船事業の制度運用を弾力化する「インバウンド船旅振興制度」による支援を引き続き行いました。(国土交通省) ○航路情報のオープンデータ推進について、7月公開の「海事レポート2020」の特集記事に掲載し、「標準的なフェリー・旅客船航路情報フォーマット」、「簡易作成ツール」のさらなる周知を図りました。(国土交通省)	○Wi-Fiの整備(8件)及び案内標識等の多言語化(11件)等に対する支援を行いました。(国土交通省) ○観光コンテンツの磨き上げを行う取組(2件)に対する支援を行いました。(国土交通省) ○訪日外国人旅行者を始めとする観光需要が見込まれ、周辺の旅客船事業者にも悪影響を及ぼさない認められる航路において、「インバウンド船旅振興制度」を創設し、旅客船事業者における新規航路開設等の新サービス創設の支援を行いました(令和2年度 承認等実績:5件)。(国土交通省)	○引き続き、訪日外国人旅行者の受入環境整備を促進するとともに、海事観光のポテンシャルを引き出す取組を推進することにより、旅客船事業の活性化及び利用者の利便向上を図っていきます。(国土交通省)
122	○安定的な国内海上輸送を確保するため、国際的な慣行であるカボタージュ制度を維持する。(国土交通省)	○経済安全保障の観点から、船舶法第3条ただし書に基づき、沿岸輸送特許を適切かつ厳格に運用し、カボタージュ制度の維持に努めています。(国土交通省)	○左に記載しました。	○経済安全保障の観点から、引き続き、カボタージュ制度を維持していきます。(国土交通省)
ウ 海上輸送拠点の整備				
123	○コンテナ船の大型化や船社間の連携による基幹航路の再編等、海運・港湾を取り巻く情勢が変化する中、我が国に寄港する基幹航路の維持・拡大を図るため、「国際コンテナ戦略港湾政策推進委員会最終取りまとめ」(平成26年1月)に基づき、「集貨」「創貨」「競争力強化」の3本柱の施策を総動員し、ハード・ソフト一体の国際コンテナ戦略港湾政策を深化・加速する。(国土交通省)	○平成31年3月に公表した「国際コンテナ戦略港湾政策推進委員会最終とりまとめフォローアップ」を踏まえ、「集貨」「創貨」「競争力強化」の3本柱の施策に取り組んでいます。(国土交通省) ○国際戦略港湾の入出港コストの低減を図るため、とん税・特別とん税の負担を軽減する特別措置が創設され、10月に施行されました。(国土交通省) ○「ヒトを支援するAIターミナル」の実現に向けたターミナルオペレーション最適化実証事業等の実施(平成30年度～)及び遠隔操作RTGの導入促進のための支援(令和元年度、補助制度創設)をしています(※施策番号94に関連記載あり)。(国土交通省)	【指標】我が国に寄港する国際基幹航路の輸送力の確保(国土交通省) ・令和2年5月時点において、京浜港で週27万TEU(欧州航路の週2便、北米航路のデイリー寄港、中南米・アフリカ・豪州:3方面・週12便)、阪神港で週10万TEU(欧州:週1便、北米・デイリー寄港、アフリカ・豪州:2方面・週5便)以上の輸送力を維持しています。	○平成31年3月に公表した「最終とりまとめフォローアップ」を踏まえ、今後は、北米・欧州航路をはじめ、中南米・アフリカ等多方面・多頻度の直航サービスの充実を図るため、引き続き、「集貨」「創貨」「競争力強化」の取組を進めるとともに、令和2年2月に施行された改正港湾法を踏まえ、国際基幹航路の運航便数の維持又は増加のため、官民一体となって取組を強化します。(国土交通省)
124	○資源・エネルギー等の安定的かつ効率的な海上輸送網の形成のため、国際バルク戦略港湾において大型船が入港できる岸壁等の整備を推進するとともに、企業間連携による大型船での共同輸送を促進する。(国土交通省)	○ばら積み貨物の安定的かつ効率的な輸入を確保するため、平成23年5月に国際バルク戦略港湾として全国10港を選定し、港湾管理者と連携して民の視点を取り込んだ効率的な運営体制の確立や、港湾間や企業間の連携について取組を進め、小名浜港、釧路港及び徳山下松港の3港を特定貨物輸入拠点港湾に指定しています。(国土交通省) ○小名浜港、徳山下松港、水島港、志布志港において岸壁等の整備を進めました。(国土交通省) ○民間による高効率な荷さばき施設等の整備等を促進するため、荷さばき施設等の取得に係る固定資産税等の税制特例措置が令和4年度まで延長されました。(国土交通省)	【指標】海上貨物輸送コスト低減効果(国土交通省) ・船舶の大型化に対応した港湾施設等の整備や効率的な施設配置等により、令和2年度までに海上輸送コスト低減効果5%(平成25年度比)を目標として設定しており、令和元年度速報値で3.8%の輸送コスト低減効果がありました。 ○輸入拠点としての効率的な運営体制等が整ったことから、令和2年度までに小名浜港、釧路港及び徳山下松港の3港を特定貨物輸入拠点港湾に指定しました。(国土交通省) ○令和2年度までに、穀物の輸入拠点として釧路港国際物流ターミナルが供用し、石炭の輸入拠点として小名浜港国際物流ターミナルが一部供用しました。(国土交通省)	○令和3年度は、徳山下松港、水島港(見込み)及び志布志港において国際物流ターミナルの整備を行うとともに、釧路港、小名浜港において民間事業者による埠頭運営を行い、海上輸送ネットワークの拠点となる港湾において官民連携による輸入拠点としての機能の向上を図ります。(国土交通省)
125	○国際的な船舶の排出ガス規制の強化が進展し、排出ガスのクリーンなLNGを燃料とする船舶の増大が見込まれている。我が国は、世界最大のLNG輸入国であり、既存のLNG基地が多数立地していることから、シンガポールと連携しつつ、アジアにおけるLNG/バンカリング拠点を我が国港湾に戦略的に形成する。これにより、我が国港湾へのコンテナ船、自動車専用船等の寄港を維持・拡大し、我が国経済の国際競争力の強化を図る。(国土交通省)	○平成30年度よりLNG/バンカリングに必要な施設整備に対する補助制度を創設し、円滑な事業開始に向けて、引き続き、支援を行っています。(国土交通省)	○10月から伊勢湾・三河湾において、我が国初となるShip to Ship方式でのLNG/バンカリングが実施され、東京湾においても令和3年中の供用開始を目指して、LNG/バンカリング船の建造及び運航準備が進められています。(国土交通省)	○引き続き、環境負荷の少ないLNG燃料船の普及を進めるとともに、我が国港湾へのコンテナ船等の寄港増加を図るため、諸外国港との連携を深めつつ、LNG/バンカリング拠点の形成促進に向けた取組を進めます。(国土交通省)
126	○地域の経済・産業・雇用を支える自動車産業、農林水産業等の基幹産業の特性や輸送ニーズに応じた国際物流ターミナル、内貿ターミナル等の整備を推進する。(国土交通省)	○自動車専用船の大型化や完成自動車の輸出増加に対応するため、埠頭の再編・集約化と併せた港湾施設の整備を実施しています。また、高速道路ネットワークとの連携を考慮し、企業の新規立地や増産に直結する港湾施設の整備を実施しています。さらに、平成29年度に創設した農水産物輸出促進基盤整備事業により輸出促進に資する港湾施設の整備を推進しています。(国土交通省)	○農水産物輸出促進基盤整備事業により輸出促進に資する港湾施設として屋根付き岸壁や冷凍・冷蔵コンテナの電源供給設備等の整備を推進しました。(国土交通省)	○引き続き、地域の経済・産業・雇用を支える自動車産業、農林水産業等の基幹産業の特性や輸送ニーズに応じた国際物流ターミナル、内貿ターミナル等の整備を推進します。(国土交通省)
127	○循環型社会構築の推進のため、リサイクルポートを活用した循環資源利用のさらなる拡大のための取組を進める。(国土交通省)	○静脈物流拠点の形成に向け、リサイクルポートにおける循環資源を取り扱う岸壁等の港湾施設の確保や運用等の改善を行っています。(国土交通省)	○民間企業や港湾管理者等で構成する「リサイクルポート推進協議会」等と連携し、循環資源の利用や災害廃棄物の広域処理等の課題について検討を行いました。(国土交通省)	○リサイクルポートにおける循環資源の効率的な取扱いを支援するなど、リサイクルポートを活用した循環資源のさらなる拡大のための取組を進めていきます。(国土交通省)
128	○安全かつ安定的な海上輸送を確保するため、我が国の国際・国内海上輸送ネットワークの根幹を形成している開発保全航路について、国が一体的に開発、保全及び管理に取り組む。(国土交通省)	○我が国の国際・国内海上輸送ネットワークの根幹を形成している開発保全航路の開発、保全及び管理に取り組んでいます。(国土交通省)	○全国の15航路において、航路の開発、保全及び管理を行いました。(国土交通省)	○引き続き、安全かつ安定的な海上輸送を確保するため、開発保全航路について国が一体的に開発、保全及び管理に取り組めます。(国土交通省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和2年度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
2. 海洋の産業利用の促進 (4)水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化				
ア 水産資源の適切な管理				
129	<p>○国際的にみて遜色のないレベルでの国内における資源管理の高度化と国際的な資源管理を推進するため、その基礎となる資源調査を抜本的に拡充し、資源評価の精度向上を図る。その際、関係省庁・機関が収集している水産資源に関連する海洋データについて、情報共有を図りつつ、積極的な活用を図る。また、資源評価を委託実施している国立研究開発法人水産研究・教育機構の役割を資源評価の独立性の観点から明確化するとともに、評価手法や結果の透明性の確保に努める。(文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省)</p>	<p>○国内における資源管理の高度化と国際的な資源管理を推進するため、以下の取組を実施しました。(文部科学省、農林水産省、国土交通省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査船調査、漁船を活用したデータ収集体制の整備・拡充を図りました。 ・資源評価対象魚種の拡大に対応すべく、その基礎となる資源調査や、資源評価の精度向上のための手法の検討を進めています。また、資源評価対象魚種を令和5年度までに200種程度に拡大することとしており、都道府県からの要望も踏まえ資源評価対象魚種を拡大しています。 ・資源評価の高度化の一環として、資源変動に影響を与える餌料環境等の海洋環境に関する各種情報の収集・活用手法の検討・開発や、ICTを活用して漁業者から操業・漁場環境情報を迅速に収集し、資源評価に活用するネットワーク体制の構築に向けた実証を実施しています。また、環境DNA解析技術の開発を推進するとともに、市場から水揚げ情報を電子的に収集するための体制構築に向けた調査・検討を行いました。 ・調査で得られた海洋データについては、日本海洋データセンター(JODC)への提供、集約等を通じて、国内外の研究機関と連携して情報共有を図り、研究成果の公表など積極的な活用を推進しています。 ・資源調査・評価体制の強化の一環として、また、不漁対策のための資源変動メカニズム解明等のため、水産庁漁業調査船「開洋丸」を最新の水産資源・海洋調査が可能な調査船に代船建造します。 <p>○資源評価を委託実施している国立研究開発法人 水産研究・教育機構(以降、水産研究・教育機構)では、資源評価の観点から独立性を確保するための新しい評価体制の検討や、評価手法及び結果の透明性を確保するためのピアレビュー法についての検討も進めています。また、資源評価に関する科学的議論を行う会議については、研究者のみの参加とするだけでなく、議事録を公表することにより、その評価手法や結果の透明性の確保に努めています。(農林水産省)</p>	<p>【指標】資源評価対象魚種のうち漁獲の強さが適正な水準にある魚種が占める割合(農林水産省)</p> <p>令和2年度資源評価結果：50.6% 令和元年度資源評価結果：57.8%</p> <p>○50種87系群の資源評価を実施し、その成果である資源評価報告書を公表しました。(農林水産省)</p> <p>○資源評価対象魚種を119種へ拡大しました。(農林水産省)</p> <p>○高度な資源管理の実施に向け、マイワシ・アマジ・マサバ・ゴマサバ・スケトウダラ・ホッケ・ズワイガニ・スルメイカの8魚種20系群について、最大持続生産量(MSY)水準等に基づく資源評価を実施し、資源管理目標案等を取りまとめ、公表しました。(農林水産省)</p> <p>○水産庁漁業調査船「開洋丸」の代船建造のための詳細設計に着手しました。(農林水産省)</p> <p>○全国24道府県で漁船からの情報収集の実証、環境DNA解析技術の開発等を実施し、その成果について、資源調査に導入しました。また、水揚げデータを電子的に収集するためのデータベースの構築と実証を行いました。(農林水産省)</p>	<p>○資源評価対象種については、令和3年度に200魚種程度まで拡大します。画像解析技術を活用した漁獲物のデータ収集手法について開発を開始します。また、水揚げデータを電子的に収集する取組を進展させ、改正漁業法に基づく漁獲報告について、電子的な報告を可能にするるとともに、収集・蓄積したデータを資源評価等に利用するための体制を構築して参ります。(農林水産省)</p> <p>○国際的にみて遜色のない水産資源の評価方法の導入により水産資源の維持・回復を図るため、資源評価対象種の拡大や資源評価の精度向上等を推進します。(農林水産省)</p> <p>○調査船調査、市場調査、海洋観測等を実施し、MSYを達成できる資源水準の算定や資源評価対象魚種の拡大を促進します。(農林水産省)</p>
130	<p>○漁獲量や漁獲金額等が多い主要な資源や広域資源及び資源状況が悪化している資源については、国が積極的に資源管理の方向性を示し、関係する都道府県とともに資源管理の効率化・効果的な推進を図る。(農林水産省)</p>	<p>○資源管理指針・計画体制及び太平洋クロマグロ資源管理体制の強化により資源管理を推進しました。太平洋クロマグロでは、国際約束に基づく我が国の漁獲量上限を遵守するとともに、平成30年1月から資源管理法に基づき開始され、令和2年12月に新漁業法に移行した総漁獲可能量(TAC)管理に取り組みました。(農林水産省)</p> <p>○トラフグやキンメダイ等の広域資源では、水産庁も含め関係漁業者、都道府県等が参加する協議会等において管理目標を設定し、資源管理指針・計画体制のもと目標達成に向けた自主的管理措置が実施されるなど、効率的・効果的な推進を図りました。(農林水産省)</p>	<p>○クロマグロについては、沿岸・沖合・養殖の各漁業者の意見を踏まえつつ、令和元年漁期以降数量配分の考え方をとりまとめ、その考え方に基づき、令和3年漁期の数量配分を実施しました。(農林水産省)</p>	<p>○クロマグロについては依然として資源が低水準にあるものの回復基調にあることから、引き続き国際約束に基づく我が国の漁獲量上限を遵守し、資源を回復させるため、関係者の意見を踏まえつつ、適切な資源管理を進めていきます。(農林水産省)</p>
131	<p>○主要水産資源ごとに、維持すべき水準(目標管理基準)や下回ってはならない水準(限界管理基準)といった、いわゆる資源管理目標等の導入を順次図る。(農林水産省)</p>	<p>○9月30日に「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ」を決定・公表し、資源管理目標等を定めてTAC管理を推進するための具体的な工程を定めました。(農林水産省)</p> <p>○10月15日に新漁業法に基づく資源管理基本方針を策定し、資源管理目標等の定め方について具体的な工程とともに、同方針の別紙として特定水産資源ごとに定める具体的な資源管理方針の中で、水産資源ごとの資源管理目標等を定めました。(農林水産省)</p>	<p>○太平洋くろまぐろ(小型魚・大型魚)、みなみまぐろ、さんま、まあじ、まいわし(2系群)、すけとうだら(4系群)、するめいか及び大西洋くろまぐろ(2系群)について、資源管理方針を策定し、その中で資源の状況に応じた資源管理目標等を定めました。(農林水産省)</p> <p>○まさば及びごまさば(2系群)及びびずわいがに(5系群)について、資源の状況に応じた資源管理目標等を含む、資源管理方針案に係るパブリックコメント手続が実施されました。(農林水産省)</p> <p>○漁獲量の多いものを中心に、その資源評価の進捗状況等を踏まえ、資源管理目標等を定めてTAC管理を順次検討・実施する資源を選定するとともに、系群ごとの資源評価結果の公表時期や検討プロセスなど具体的な検討スケジュールを示した「TAC魚種拡大に向けたスケジュール」を公表しました。(農林水産省)</p> <p>○TAC魚種の拡大に当たって、関係する漁業者等の意見を聴き、論点や意見を整理するため、水産政策審議会資源管理分科会の下に、資源管理手法検討部会を設置しました。(農林水産省)</p>	<p>○「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ」に沿って、主要水産資源の資源管理目標等のさらなる導入に向け、関係漁業者等との議論と検討プロセスを進めていきます。(農林水産省)</p>
132	<p>○沖合漁業等の国際競争力の強化が喫緊の課題となっていることから、我が国漁業の操業実態や資源の特性に見合った形で、可能な限りIQ(個別割当)方式を活用する。(農林水産省)</p>	<p>○9月30日に「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ」を決定・公表し、IQ管理の導入に係る具体的な工程を定め、令和5年度までに、TAC魚種を主な漁獲対象とする沖合漁業(大臣許可漁業)にIQ管理を原則導入することとしました。(農林水産省)</p>	<p>○国際資源であるみなみまぐろ及び大西洋くろまぐろについて、IQ管理を導入する資源管理方針を定めました。また、太平洋くろまぐろ(大型魚)について、かつお・まぐろ漁業者が、自主的なIQ管理の導入を行う資源管理方針を定めました。(農林水産省)</p>	<p>○「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ」に沿って、さらなるIQ管理の導入に向け、関係漁業者等との議論を進めていきます。(農林水産省)</p>

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和2年度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項												
133	<p>○遠洋・沖合漁業については、数量管理等の充実を通じて、既存の漁業秩序への影響も勘案しつつ、漁船の大型化等による生産性の向上を阻害せず、国際競争力の強化につながる制度に見直す。(農林水産省)</p>	<p>○漁船の大型化に当たっては、漁業構造改革総合対策等の枠組により、試験操業を実施し、漁獲能力が向上していないことを個別の案件ごとに確認するなど、適切な資源管理措置を講ずることにより資源及び既存の漁業秩序への悪影響がないことを確保しながら進めています。(農林水産省)</p>	<p>○漁業構造改革総合対策事業中央協議会において漁船の大型化を含む計画が2件認定されました。(農林水産省)</p>	<p>○引き続き、適切な資源管理措置を講ずることにより資源及び既存の漁業秩序への悪影響がないことを確保しながら漁船の大型化等による生産性の向上の取組を進めていきます。(農林水産省)</p>												
134	<p>○太平洋クロマグロについては、資源の回復を着実に図るための制度・体制の充実に取り組むとともに、ニホンウナギ、ナマコ等を含む沿岸域の密漁については、悪質・巧妙な事例や広域での対応が必要となる事例もあることから、都道府県、警察、海上保安庁及び流通関係者を含めた関係機関との緊密な連携等を図る。また、資源管理措置の遵守を担保するため、取締体制の強化や海上保安庁等との連携を通じた取締りの重点化・効率化を図る。(農林水産省)</p>	<p>○太平洋クロマグロについて、平成30年1月から資源管理法に基づき開始され、令和2年12月に新漁業法に移行したTAC管理に取り組みました。</p> <p>○悪質・巧妙化する密漁について、都道府県担当者が参加する改正漁業法に係る会議を開催し、各都道府県との意見交換を行うなど、効果的な対策に関する情報共有を図るとともに、海上保安庁や警察、関係都道府県と連携し、効果的な取締手法の検討や合同取締り等に取り組みました。また、密漁に関するポスターやパンフレットを作成、配付するなど、漁業関係法令について国民への周知を図りました。(農林水産省)</p> <p>○漁業取締本部体制の下、漁業取締船の増隻及び大型化等の漁業取締能力の向上を進め、海上保安庁との連携を強化することにより、外国漁船等の違法操業への対応能力を高めました(※施策番号31に関連記載あり)。(農林水産省)</p>	<p>○12月に改正漁業法が施行されたことにより、全国で組織的かつ悪質な密漁の対象となっているアワビ、ナマコ等の特定の水産動植物を違法に採捕する者への罰則等が強化されました。(農林水産省)</p>	<p>○罰則強化による抑止効果を最大限活かすためにも、都道府県、警察、海上保安庁等の関係者が緊密に連携し、情報共有、漁業取締りの強化を行うなど、総合的な密漁対策を推進します。(農林水産省)</p>												
135	<p>○商業捕鯨の早期再開を目指すため、国際捕鯨委員会のあり方に関する議論を関係国と進めるとともに、「商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律」(平成29年法律第76号)に基づき、鯨類科学調査を確実に実施する。また、我が国の立場に対する理解の拡大に引き続き取り組む。(農林水産省)</p>	<p>○我が国は、科学的根拠に基づいて水産資源を持続的に利用するとの基本姿勢の下、令和元年7月から大型鯨類を対象とした捕鯨業を再開しました。(農林水産省)</p> <p>○令和元年12月、「鯨類の持続的な利用の確保に関する法律」が改正されたことに伴い、令和2年10月13日の閣議において、「鯨類の持続的な利用の確保のための基本的な方針」を決定し、鯨類の持続的な利用の確保のための施策の基本的な方向、鯨類科学調査の意義、目標及び実施体制等を定めました。(農林水産省)</p> <p>○令和2年5月に国際捕鯨委員会(IWC)の科学委員会にオブザーバーとして出席したほか、非致死的研究である南極海鯨類資源調査やIWCとの共同調査である太平洋鯨類生態系調査などを実施し、IWCなどの国際機関に調査結果や捕獲情報などを提供するなど、関連する国際機関と連携しながら、科学的根拠に基づく鯨類の資源管理に貢献しました。(外務省、農林水産省)</p> <p>○我が国の捕鯨業が円滑に実施されるよう、関係省庁で連携しつつ、捕鯨業に関する我が国の立場につき、関係国に対して引き続き粘り強く説明するとともに、水産資源の持続可能な利用を支持する国々との連携強化等に取り組みました。(外務省、農林水産省)</p>	<p>○再開された大型鯨類を対象とした捕鯨業は、設定された捕獲枠を概ね消化しました。(外務省、農林水産省)</p> <p>(参考) 令和2年 当初捕獲枠(注) 水産庁留保分 捕獲実績</p> <table border="1" data-bbox="1211 710 1783 774"> <tr> <td>ミンククジラ</td> <td>120頭</td> <td>12頭</td> <td>95頭</td> </tr> <tr> <td>イワシクジラ</td> <td>25頭</td> <td>0頭</td> <td>25頭</td> </tr> <tr> <td>ニタリクジラ</td> <td>150頭</td> <td>37頭</td> <td>187頭</td> </tr> </table> <p>(注)令和2年は、漁中に水産庁留保分から小型への追加配分、母船への配分の変更を行っている。本表は、捕獲枠設定当初の数字。</p>	ミンククジラ	120頭	12頭	95頭	イワシクジラ	25頭	0頭	25頭	ニタリクジラ	150頭	37頭	187頭	<p>○安定的な捕鯨業が実施可能な捕獲枠を設定するため、「鯨類の持続的な利用の確保に関する法律」及び「鯨類の持続的な利用の確保のための基本的な方針」に基づき、引き続き科学調査(北西太平洋及び南極海での非致死的研究・北西太平洋での国際捕鯨委員会(IWC)との共同調査・捕鯨業からの科学データの収集)を行います。(外務省、農林水産省)</p>
ミンククジラ	120頭	12頭	95頭													
イワシクジラ	25頭	0頭	25頭													
ニタリクジラ	150頭	37頭	187頭													

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和2年度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
イ 水産業の成長産業化				
136	○多様化する消費者ニーズに即した水産物の供給や持続可能な収益性の高い操業体制への転換等の課題に取り組む者を、効率的かつ安定的な漁業経営体となるべく育成し、今後の漁業生産を担っていく主体として位置づけることとし、これらの経営体に経営施策を重点化し、その国際競争力の強化を図る。(農林水産省)	○水産業の体質を強化し、持続可能な収益性の高い操業体制への転換を図るため、環太平洋パートナーシップ(TPP)対策として水産業競争力強化緊急事業により広域浜プランに基づくリース漁船・機器導入等を支援するとともに、漁業構造改革総合対策事業により、高性能漁船の導入等による収益性向上の実証の取組を支援しました。(農林水産省)	○水産業競争力強化緊急事業については、平成28年から令和2年までに1経営体当たりの生産額を10%以上向上を目指して取り組んでいます(基金事業として実施)。(農林水産省) ○高性能漁船の導入等による収益性向上の実証の取組支援(農林水産省) 令和2年度 74件 令和元年度 51件 平成30年度 58件	○平成30年12月に成立した改正漁業法に基づき、所要の政省令の制定等を行い、水産業の成長産業化を推進していきます(以下の項目に共通する事項)。(農林水産省)
137	○資源管理・収入安定対策に加入する担い手が、限られた水産資源を管理しつつ将来にわたって効率的に利用して、漁業生産の大宗(我が国漁業生産額のおおむね9割に相当)を担い、多様化する消費者ニーズに即し、安定的に水産物を供給し得る漁業構造を達成する。(農林水産省)	○計画的に資源管理等に取り組む漁業者を対象に、その取組を支えるため、漁業共済の仕組みを活用し、漁業収入が減少した場合に補てんすることにより漁業経営の安定化を図りました。(農林水産省)	○令和4年度までに、漁業収入安定対策事業加入漁業者による漁業生産の割合を90%以上を目標としています。この目標値の達成状況は、平成28年度で69%、平成29年度で70%、平成30年度で74%、令和元年度で77%と着実に伸びています。(農林水産省)	○新型コロナウイルス感染症の影響等により、漁業収入が減少した漁業者のセーフティネットとして、引き続き漁業経営の安定化を図ります。(農林水産省)
138	○各地域の実情に即した形で、自ら足りない部分を明確化し、それを克服し所得向上や競争力強化を示す具体的な行動計画である「浜の活力再生プラン」の実施により各浜の漁業所得を5年間で10%以上向上させることを目指す。その実施に当たっては、所得の向上に向けて着実にPDCAサイクルを回していくことが重要であり、優良事例や取組に当たった課題を浜にフィードバックする。(農林水産省)	○「浜の活力再生プラン」の策定を推進するとともに、令和2年度で終期を迎えるプランについて、今期の取組を評価した上で、第2期浜プランへの更新を進めています。また、優良事例の全国への横展開を図るため、新型コロナウイルス感染症の影響で事例紹介は動画配信を行うとともに、特に優れた事例について農林水産大臣賞等の表彰を令和3年3月12日に行いました。(農林水産省)	【指標】浜プランに基づき各年度の漁業所得向上目標を達成した地区の割合(農林水産省) 令和2年度 45% 令和元年度 58% 平成30年度 66% ○令和2年12月現在で合計643のプランが策定され、取組実施中です。(農林水産省)	○第1期目の浜プランの終期を迎える地区については、PDCAサイクルのもと、第2期への更新を推進していきます。(農林水産省)
139	○漁業者が、必要とされる技術・ノウハウ・資本・人材を有する企業との連携を図っていくことは重要である。このため、国として、企業と「浜」との連携、参入を円滑にするための取組を行うとともに、浜の活性化の観点から必要な施策について引き続き検討する。(農林水産省)	○漁村地域における企業誘致等の情報提供や漁村地域と参入企業等とのマッチングを支援するとともに、漁業への参入を希望する企業等に対する情報提供プラットフォームを新たに設置しました。(農林水産省)	○漁業構造改革総合対策事業において、長期代船建造計画に基づく計画的・効率的な漁船導入の実証の取組16件を支援しました。(農林水産省)	○漁村地域における企業誘致等の情報提供や漁村地域と参入企業等とのマッチングを支援します。(農林水産省)
140	○漁船の高齢化による生産性の低下等が問題となっており、高性能化、安全性の向上等が必要となっている。造船事業者の供給能力に限られている現状も踏まえ、今後、高齢漁船の代船を計画的に進めていくため、漁業者団体が代船のための長期的な計画を示すとともに、国としても、このような計画の円滑な実施と国際競争力の強化の観点から、必要な支援を行う。(農林水産省)	○高齢漁船の代船を計画的に進めていくため、漁業者団体における長期代船建造計画の実施を支援しました。また、漁業構造改革総合対策事業において当該計画に基づく計画的・効率的な漁船導入の実証の取組を支援しました。(農林水産省)	○漁業構造改革総合対策事業において、長期代船建造計画に基づく計画的・効率的な漁船導入の実証の取組16件を支援しました。(農林水産省)	○漁業構造改革総合対策事業において当該計画に基づく計画的・効率的な漁船導入の実証の取組を支援します。(農林水産省)
141	○漁船等における居住環境の改善のため、高速インターネットや大容量データ通信等が可能となる高速通信の整備について、関係省庁等が連携して、効率的な普及に向けた検討を行う。(総務省、農林水産省、国土交通省)	○海上ブロードバンドの更なる普及・改善のため、令和2年3月に海上ブロードバンド対応関係省庁連絡会議フォローアップ会合を立ち上げ、総務省、水産庁及び国土交通省の3省庁による検討を行うとともに、水産関係者等に対してセミナーを通じた情報提供を行うなど、普及啓発に取り組みしました。(総務省、農林水産省、国土交通省)	○海上ブロードバンドの普及・改善のために各省庁の施策や通信環境等に関する情報共有を行いました。(総務省、農林水産省、国土交通省)	○引き続き、関係省庁等が連携して対策の検討を行うとともに、水産関係者等に対して説明会等を通じて普及啓発等に取り組めます。(総務省、農林水産省、国土交通省)
ウ 流通機構の改革と水産物輸出の促進				
142	○現在、既存の流通機構の枠を超えて消費者や需要者のニーズに直接応える形で水産物を提供する様々な取組が広がっている。今後は、流通機構の改革が進むよう、品質・衛生管理の強化、情報通信技術の活用、トレーサビリティの取組など、国として、水産物の取引や物流のあり方を総合的に検討する。(農林水産省)	○水産物の輸出拡大に向けたフードチェーン全体での輸出体制の強化のため、輸出向け施設の認定に必要な衛生管理に関する研修や現地指導等を行う取組に対して支援しました。また、違法に採捕された水産動物植物の流通防止のため、漁獲情報等を耐がん性の高い状態で伝達するシステムの開発・実証を実施しました。あわせて、価格形成力の強化や取扱量の増大、品質の向上等による産地水産物の競争力強化に向け、産地市場の統合を進めるための調査・分析を行いました。(農林水産省)	○水産加工施設等にかかる対EU輸出認定施設及び対米輸出認定施設は、平成30年度末の474件から令和元年度末で529件に増加しており、引き続き、輸出体制の強化のための取組を支援します。(農林水産省) ○違法に採捕された水産動物植物の流通防止等を目的とした「特定水産動物植物等の国内流通の適正化等に関する法律案」を国会に提出し、12月に成立し、公布されました。(農林水産省)	○引き続き、輸出体制の強化のための取組を支援します。(農林水産省)
143	○海外市場の拡大のため、日本産水産物について全国の関係者が一体となったオールジャパンでの輸出促進に取り組むとともに、HACCP認定施設数の増加を図るため、水産加工施設の改修、研修会、現地指導等に対し支援を行うなど、輸出先国・地域の規制・ニーズに応じた輸出環境の整備に向けた取組を行う。(農林水産省)	○令和12年までに水産物の輸出額を1.2兆円に到達させる目標を達成するため、輸出先国が求める規制等に対応するための水産加工施設の改修等に対する補助、輸出先国が求める品質・衛生条件への適合に必要な機器整備に対する補助等を行いました。また、福島第一原発事故に伴う放射性物質関係の輸入規制に対する緩和・撤廃の働きかけを行うなど、輸出環境の整備に取り組みました。(農林水産省)	○令和2年の水産物輸出額は2,276億円となっており、引き続き、水産物輸出額1.2兆円目標の達成に向け、様々な支援策を継続します。また、放射性物質関係の輸入規制について、水産物に対し何らかの規制を設けている国・地域の数は、事故後の53から13(令和3年1月29日現在)にまで減少しました。(農林水産省)	○引き続き、海外市場の拡大を図るため、早期に成果が見込める販売促進活動を支援するとともに、輸出先国・地域の条件に対応するための水産加工・流通施設の改修、研修会及び現地指導等や輸出先国が求める衛生条件等への対応に必要な調査等に対し支援を行うなど、輸出先国・地域の規制・ニーズに応じた輸出環境の整備に向けた取組を行います。(農林水産省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和2年度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
エ 漁港・漁場・漁村の総合的整備				
144	○我が国水産業の基盤整備における課題に的確に対応する観点から、重点的に取り組むべき4つの課題として、水産業の競争力強化と輸出促進に向けた漁港等の機能向上、豊かな生態系の創造と海域の生産力向上に向けた漁場整備、大規模自然災害に備えた対応力強化、漁港ストックの最大限の活用と漁村のにぎわいの創出を掲げ、漁港・漁場・漁村の整備を総合的に推進する。(農林水産省)	○水産業の競争力強化と輸出促進に向けた漁港等の機能向上について、漁港の生産・流通機能の強化や国内への安定的な水産物の供給とともに、輸出先国のニーズに対応した生産・流通体制の確保のための対策を行いました。(農林水産省) ○豊かな生態系の創造と海域の生産力向上に向けた漁場整備について、漁場環境の変化に対応した水産環境整備の実施により、豊かな生態系の創造による海域全体の生産力の底上げのための対策を行いました。(農林水産省) ○大規模自然災害に備えた対応力強化について、南海トラフ地震等の切迫する大規模な地震・津波等の大規模自然災害に備え、国土強靱化及び人命・財産の防護の観点から全国の漁業地域の安全を確保するための対策を行いました。(農林水産省) ○漁港ストックの最大限の活用と漁村のにぎわいの創出について、漁港ストックの適切な維持・更新や整備と併せ、漁村における交流促進対策、生活環境や就労環境対策等を推進し、漁村のにぎわいの創出のための対策を行いました。(農林水産省)	○令和元年度の関連する指標(括弧内は平成30年度)(農林水産省) ・流通・輸出拠点漁港のうち、水産物の高度な衛生管理体制が構築された漁港の割合 34%(33%) ・水産物の生活史に対応した良好な生息環境空間を創出する整備海域数 27海域(24海域) ・防災拠点漁港のうち、地震・津波に対する主要施設の安全性が確保された漁港の割合 19%(16%) ・流通拠点漁港及び生産拠点漁港のうち、就労環境を改善した漁港の割合 56%(54%)	○引き続き、漁港の生産・流通機能の強化や国内への安定的な水産物の供給と輸出先国のニーズに対応した生産・流通体制の確保のための漁港等の機能向上、漁場環境の変化に対応した水産環境整備による海域全体の生産力の底上げ、南海トラフ地震等の切迫する大規模な地震・津波等の大規模自然災害に備えて国土強靱化及び人命・財産の防護の観点から全国の漁業地域の安全を確保するための対策、漁港ストックの適切な維持・更新や整備、漁村における交流促進対策、生活環境や就労環境対策等の推進に総合的に取り組めます。(農林水産省)
オ 国境監視機能を始めとする多面的機能の発揮の促進				
145	○国境監視、自然環境の保全、海難救助による国民の生命・財産の保全、保健休養・交流・教育の場の提供等の、水産業・漁村の持つ水産物の供給以外の多面的な機能が将来にわたって発揮されるよう、一層の国民の理解の増進を図りつつ効率的・効果的な取組を促進する。(農林水産省)	○水産多面的機能発揮対策事業により、水産業・漁村のもつ多面的機能発揮に資する活動に対して交付金を交付することを通じて、漁業者等が行う国境監視活動や海難救助訓練等を支援しました。(農林水産省)	○水産多面的機能発揮対策事業による国境監視活動や海難救助訓練を行う漁業者等で構成される活動組織数は約210組織です。(農林水産省)	○引き続き、漁業者等で構成される活動組織が行う国境監視活動や海難救助訓練の活動を支援します。(農林水産省)
146	○国境監視に関しては、「海洋の安全保障の強化の基盤となる施策」である「MDA体制の確立」の一環として、漁業者からの情報提供を受けると民間機関との連携を強化する。(農林水産省)			
カ 漁業・漁村の活性化を支える取組				
147	○生態系の構成要素であり、限りあるものである水産資源の持続的な利用を確保し、水産業の健全な発展を図るため、資源調査の高度化や漁業・養殖業の競争力強化等の課題を速やかに解決するための調査・研究・技術開発を効率的に推進する。(農林水産省)	○クロマグロ養殖の人工種苗への転換促進のため、早期採卵技術の開発及び摂餌特性に応じた給餌方法の開発に取り組みました。また、赤潮による漁業被害を軽減するため、赤潮発生予測等の技術を開発することを目的とし、海水中の微生物の遺伝子情報や気象パラメータなどの各種データの集積と解析を進めるとともに、養殖現場での実証に取り組みしました。(農林水産省) ○水産研究・教育機構においては、調査船などを用いた資源調査の高度化のための研究課題を推進し、漁業・養殖業の競争力強化等のため資源調査や飼育実験などを実施し、水産資源の生態的特性等科学的な情報の収集を行いました。(農林水産省)	○クロマグロについては、新たな日長・水温条件で、従来よりも3か月早い採卵に成功し、その再現性を確認しました。また摂餌特性に応じた最適給餌頻度を明らかにしました。赤潮発生予測技術については、3日前予測技術並びに終息予測技術を開発しました。また、漁場底質環境改善技術を開発しました。(農林水産省) ○水産政策の改革に基づく資源評価手法と評価対応魚種の拡大に関する検討を進め、国際的にみて遜色のない科学的・効果的な評価方法及び管理方法のために、令和2年度から実施する新しい資源評価に導入する解析手法を構築し、速やかに実運用に移行する予定です。(農林水産省)	○クロマグロについては、早期産卵誘導によって得られた人工種苗を用いた養殖システムの開発を進めます。赤潮発生予測技術については、構築した予測モデルを用いた赤潮短期予測技術等の社会実装を図ります。(農林水産省)
148	○海洋への理解増進、海洋教育の推進に資する海との触れ合いや新鮮な水産物を食することができるという機会を観光資源として積極的に活用し、農山漁村滞在型旅行をビジネスとして実施できる地域の創出に向け、ソフト・ハードの取組を一体的に支援する。(農林水産省)	○農山漁村滞在型旅行をビジネスとして実施できる地域の創出に向け、自治体や漁業等を対象に取組状況の説明を実施するとともに、農山漁村振興交付金により、観光コンテンツの磨き上げや遊休施設を活用した宿泊施設の整備などソフト・ハードの取組を一体的に支援しました。(農林水産省)	○新たに漁業地域を中心とした取組を12か所(令和元年度は22か所)で支援を実施しました。(農林水産省)	○令和3年度は引き続き、取組地域の増大と質の向上を推進します。(農林水産省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和2年度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
3. 海洋環境の維持・保全 (1) 海洋環境の保全等				
ア 生物多様性の確保等の推進				
149	○SDGs、生物多様性条約(CBD)等の国際約束、国連持続可能な開発会議(RIO+20)成果文書等を適切に実施するため、「生物多様性国家戦略2012-2020」等に従い、生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けた取組を実施する。(外務省、環境省)	○生物多様性国家戦略2012-2020等に従い、国際的な枠組の下、愛知目標等の達成に向けて、海洋保護区の適切な設定、気候変動・海洋酸性化への対応、海洋ごみへの対応等に取り組みました。(外務省、環境省)	○具体的な成果等は、施策番号150～157に記載しました。	○具体的内容については、施策番号150～157に記載しました。
① 海洋保護区の適切な設定及び管理の質的充実の推進				
150	○「生物多様性の観点から重要度の高い海域」(平成28年4月環境省公表)を踏まえ、海域の生態系の特性や社会的・経済的・文化的要因を考慮し、また、気候変動の影響への適応策としての重要性も念頭に置き、関係省庁が連携し、2020年までに管轄権内水域の10%を適切に保全・管理することを目的として、「海洋生物多様性保全戦略」(平成23年3月環境省策定)も踏まえ、海洋保護区の設定を推進する。(農林水産省、環境省)	○平成28年に環境省が公表した「生物多様性の観点から重要度の高い海域」を踏まえ、平成31年4月に自然環境保全法の一部を改正して創設した「沖合海底自然環境保全地域」について、令和2年12月に小笠原方面の沖合域4地域を指定しました。(環境省)	【指標】海洋保護区の設定面積・割合(農林水産省、環境省) ・我が国管轄権内水域における海洋保護区の割合は、令和3年3月現時点で13.3%です。	○沖合海底自然環境保全地域の情報収集・モニタリングも含めた保全管理を推進します。(環境省)
151	○これまで設定が進んでいない沖合について、今後の海洋の産業による開発・利用という面も考慮しつつ、具体的な設定のあり方について検討を行い、その結果を10%の目標達成に活かして、海洋保護区の設定に関係省庁が連携して取り組む。(農林水産省、環境省)	○指定した沖合海底自然環境保全地域の一部について、環境調査を実施し、順応的管理を行うための基礎データを取得しました。(環境省)		
152	○海洋保護区の設定を推進するとともに、保護区における海洋生態系の保全に資する管理の質的充実重点を置いて取り組むこととし、管理の実効性や効果に関する検証を踏まえた順応的管理を推進する。(農林水産省、環境省)	○海洋保護区における適切な水産資源の管理に資するため、平成28年度から5か年計画で既存の海洋保護区においてとられた管理による、食料や観賞魚となる水産資源などの生態系サービスへの影響の検証を進めています。また、平成30年度からは、国内外の優良事例についての管理実態や有効性に関する情報収集等の取組を行っています。(農林水産省、環境省)	○石西礁湖(沖縄県)において、国立公園、共同漁業権区域といった個別の海洋保護区に着目し、サンゴ礁の白化が起こる前後で生態系サービスがどの程度変化したかを定量的に評価しました。(環境省)	○引き続き生態系サービスの検証結果の活用に向けた取組を進めていきます。(環境省)
153	○海洋保護区は漁業資源の持続的利用に資する管理措置の一つであり、漁業者の自主的な管理によって、生物多様性を保存しながら、資源を持続的に利用していくような海域も効果的な保護区となり得るという基本認識の下、漁業者等への海洋保護区設定の必要性の浸透を図りつつ、海洋保護区の適切な設定と管理の充実を推進する。(農林水産省)	○令和元年度に総合海洋政策推進本部参与会議の下に設置した「海洋保護区のさらなる拡大と管理のあり方に関するスタディグループ(SG)」の成果を6月に報告書として公表しました。本報告書では、我が国の海洋保護区の面的拡大と質的充実に向けた課題等についてまとめました。(内閣府)	○海外の海洋保護区の優良事例及びその管理実態について調査し、海洋保護区の拡大質的充実に向けた議論を行いました。(農林水産省)	○国内外の優良事例における具体的な管理措置や有効性、及びその検証方法の情報収集・分析等を進め、設定した海洋保護区の管理の質的充実策の検討を進めています。(農林水産省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和2年度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
② 脆弱な生態系の保全への取組				
154	<p>○サンゴ礁、藻場、干潟、砂浜・砂州・砂堆、マングローブ林等に形成される生態系は、気候変動に伴う海水温上昇や、海洋酸性化等の影響を受けて、脆弱性が高まっており、また、これらの生態系は、生物多様性の確保や水産資源を含む多様な生物の生息・生育の場として重要な機能を有していることから、そうした場の衰退要因を的確に把握しつつ、その保全や再生に向けて積極的に取り組む。(農林水産省、国土交通省、環境省)</p>	<p>○青森港、阪南港(大阪府)等において、港湾整備により発生する浚渫土砂等を有効利用した干潟等の保全などを行ったほか、各地の漁業者等が行う藻場・干潟の造成・保全と併せたウニ、アイゴ等の食害生物の駆除や海藻類の移植等の取組を支援しました。(国土交通省、農林水産省)</p> <p>○西表石垣国立公園(沖縄県)において、白化状況の把握を含むサンゴ群集のモニタリング調査及びサンゴに対する擾乱要因を明らかにする分析調査等を実施しました。(環境省)</p> <p>○サンゴ礁に関しては、過年度に実施したモニタリング調査及び群集修復事業の結果を踏まえて令和元年度に改定した石西礁湖自然再生事業の実施計画に基づき、サンゴ群集の調査及び保全・再生に取り組ましました。(環境省)</p>	<p>【指標】保全や再生に取り組んだ箇所数・面積など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・藻場・干潟が衰退している海域のうち、総合的な回復対策を行う海域数は令和2年度は41海域(令和元年度は30海域)です。(農林水産省) ・水産多面的機能発揮対策事業による藻場・干潟等の保全活動組織数は令和2年3月末現在、約760組織(平成31年3月末は約740組織)です。(農林水産省) ・西表石垣国立公園におけるサンゴ群集の調査及び保全・再生に取り組ましました。(環境省) 	<p>○藻場・干潟に関しては、各海域ごとの環境及び衰退要因に的確に対応した形で、ハード・ソフト施策が一体となった対策を引き続き実施していきます。(農林水産省)</p>
155	<p>○サンゴ礁においては、「サンゴ礁生態系保全行動計画2016-2020」(平成28年3月環境省策定)及び「サンゴの大規模白化現象に関する緊急宣言」(平成29年4月サンゴ大規模白化緊急対策会議取りまとめ)に基づき、サンゴ礁生態系の回復のための人為的圧力の低減を始めとした適応策の実施に取り組むとともに、その劣化の状況を把握するためのモニタリングを推進し、その成果も適応策に活かしていく。(農林水産省、国土交通省、環境省)</p>	<p>○「サンゴ礁生態系保全行動計画2016-2020」や「サンゴの大規模白化現象に関する緊急宣言」を踏まえ、サンゴ礁生態系の保全・再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域が主体となって取り組む体制を構築するためのモデル事業を3か所で実施しました。(※施策番号272に関連記載あり)(環境省)</p> <p>○沖縄県や鹿児島県における農用地及びその周辺からの赤土等の流出を防止するため、水質保全対策事業(耕土流出防止施設整備)により、承水路や沈砂池等の整備、勾配抑制、グリーンベルト等の植生保護を実施しました。(農林水産省)</p> <p>○サンゴ礁の現状把握として、モニタリングサイト1000のサンゴ礁調査(21か所)において、サンゴ被度、白化率、物理環境などのモニタリング調査を実施し、結果を公表するとともに、浅海域生態系現況把握調査において、小笠原諸島の周辺海域でサンゴ礁の分布域を把握しました。また、現行計画の最終評価を行うための関係省庁・関係自治体・専門家の参加したサンゴ礁生態系保全行動計画の最終評価会議を3月に開催しました(見込み)(※施策番号272に関連記載あり)。(環境省)</p>	<p>【指標】保全や再生に取り組んだ箇所数・面積など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水質保全対策事業に関しては、沖縄県策定の沖縄21世紀農林水産振興計画における整備目標面積8,800ha(令和3年度)に対し、令和2年度末見込みで6,495ha(進捗率73.8%)の整備済面積となっています。(農林水産省) ・サンゴ礁生態系保全行動計画に基づくモデル事業を、与論島、石垣島、喜界島の3地域にて実施しました。(※施策番号272に関連記載あり)(環境省) ・モニタリングサイト1000のサンゴ礁調査(21か所)において、サンゴ被度、白化率、物理環境などのモニタリング調査を実施し、結果を公表するとともに、浅海域生態系現況把握調査の5年計画のうち4年目において、小笠原諸島の周辺海域でサンゴ礁の分布域を把握しました。(環境省) 	<p>○水質保全対策事業に関しては、令和3年(2021年)度末の目標面積の整備完了に向け、事業を進めます。(農林水産省)</p>
156	<p>○希少動植物の保全のための基礎的な資料であるレッドリスト(絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト)について、関係省庁が連携し、レッドリストの統合や対象種の拡充を検討しつつ、改訂作業を進める。(農林水産省、環境省)</p>	<p>○環境省では、平成30年度に取りまとめた環境省レッドリストの統合方針に基づき、令和元年度から環境省版海洋生物レッドリストと環境省レッドリスト(陸域のレッドリスト)の評価体制を統合しました。また、水産庁と連携し、海域の生物も含めた国内の野生生物の絶滅のおそれを評価するための手引を作成するとともに、この手引を用いた環境省と水産庁によるレッドリストの評価体制を構築しました。また、第5次レッドリストの公表に向けた改訂作業を進めました。(農林水産省、環境省)</p>	<p>【指標】環境省レッドリストに基づく種の絶滅危険度の傾向を示す数値(環境省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年3月に公表した第4次レッドリストの第5回改訂版となる「環境省レッドリスト2020」では、絶滅危惧種は3,716種となり、環境省版海洋生物レッドリストに掲載された絶滅危惧種56種を加えると3,772種となっています(第4回改訂版から40種の増)。 ○絶滅のおそれのある野生生物の選定・評価の手引を策定しました。(環境省) 	<p>○絶滅のおそれのある野生生物の選定・評価の手引に基づき、今後第5次環境省レッドリスト策定に向けた作業を実施予定です。(環境省)</p> <p>○水産庁が資源評価を行っている種及び多くの知見を有する種について、レッドリスト策定に向けた作業を実施予定です。(農林水産省)</p>
③ 国家管轄権外区域の海洋生物多様性の保全及び持続可能な利用の推進				
157	<p>○国家管轄権外区域の海洋生物多様性(BBNJ)の保全及び持続可能な利用の重要性に鑑み、新協定の作成に係る政府間会議等の議論に積極的に参加していく。(内閣府、外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、環境省)</p>	<p>○当初、令和2年3月末～4月に予定されていたBBNJ「政府間会議第4回会合」は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により延期されました。第4回会合までの会期間中、各国代表等が参加するオンラインによる意見交換が実施されており、BBNJの保全及び持続可能な利用に関する新協定の作成に向けて、関係省庁間で整理した日本の基本的な考えに基づき、議論に積極的に参加しています。(内閣府、外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、環境省等)</p>	<p>○左に記載しました。</p>	<p>○次回の第4回政府間会合は令和3年8月を予定しており、関係省庁で対応方針を協議し、適切に対処します。(内閣府、外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、環境省等)</p>

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和2年度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
イ 気候変動・海洋酸性化への対応				
158	<p>○海水温上昇、海洋酸性化等の海洋環境や海洋生態系に対する影響を的確に把握するため、海洋における観測・監視を継続的に実施する。また、気候変動及びその影響の予測・評価に関する取組を進めるとともに、海洋における適応策に関する各種取組を実施する。(文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省)</p>	<p>○総合海洋政策本部参与会議の下に「気候変動が海洋環境及び海洋産業に与える影響について検討するプロジェクトチーム(PT)」を設置、気候変動に対する緩和策・適応策について検討しました。(内閣府)</p> <p>○海洋環境や海洋生態系に対する影響把握のため、次の観測・監視を行うとともに、日本海洋データセンター(JODC)に集積して情報共有を図っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立研究開発法人 水産研究・教育機構(以降、水産研究・教育機構)及び都道府県水産試験研究機関等の調査船による我が国周辺水域や外洋域における水産資源の資源変動や分布回遊に影響を与える海洋環境等の調査(農林水産省) ・水産研究・教育機構の調査船による我が国周辺海域の定線調査(農林水産省) ・地球温暖化の進行に大きな影響を与える海洋の炭素循環や熱輸送過程の変動や海水温上昇を把握するための北西太平洋域における海洋気象観測船とアルゴフロートによる観測(文部科学省、国土交通省) <p>○気候変動及びその影響の予測・評価、海洋における適応策に関して、次の取組を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地球シミュレータ等のスーパーコンピュータを活用した、気候変動の予測技術等の高度化による、気候変動に起因した多様なリスク管理に必要な基盤的情報の創出及び、高潮や海岸被害等の気候変動影響や、適応策の効果の評価等を総合的に行う技術の地方公共団体等との共同・研究開発(※施策番号215及び236に関連記載あり)(文部科学省) ・国内外他機関による観測データや国際的なデータベースを用いた、全球の海洋に蓄えられている熱量の長期変化、全球における海洋による二酸化炭素吸収量及び海洋酸性化に関する情報の公開(文部科学省、国土交通省) ・「ブルーカーボンの評価手法及び効率的藻場形成・拡大技術の開発」の課題への取組(農林水産省) ・養殖ワカメの交雑により作出した、高温耐性と高収性を合わせもつ新たな養殖用株の特性評価(農林水産省) ・「適応策評価のための気候変動に伴う沿岸環境急変現象の変動と影響評価モデル開発」の課題への取組(農林水産省) ・北西太平洋域における海洋気象観測船とアルゴフロートによる観測データを基にした、代表的定線における、大気及び表面海水中の二酸化炭素の長期変化、海洋内部への二酸化炭素蓄積量の変化、さらに海洋酸性化の進行等の解析結果の公開(国土交通省) 	<p>【指標】海洋産業からの温暖化ガス排出量(農林水産省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー船への転換による温室効果ガス排出削減量 平成30年度 0.93万トンCO₂ 平成29年度 0.95万トンCO₂ 平成28年度 1.0万トンCO₂ <p>【指標】アルゴフロートや船舶観測等による鉛直プロファイル数(文部科学省、国土交通省)</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年度 10,872プロファイル(令和3年3月19日時点) 令和元年度 11,424プロファイル 平成30年度 8,803プロファイル ※施策番号224に関連記載あり <p>○黒潮および親潮を横断する定線調査、さらにはオホーツク海・日本海・東シナ海での調査を複数回実施し、我が国周辺の海洋及び生態系に関する海洋環境情報を「漁海況予報」として計28回公開しました。(農林水産省)</p> <p>○ブルーカーボン貯留量の算定に必要な藻場タイプ別の吸収係数評価モデルの開発とブルーカーボン貯留量の全国評価を開始しました。(農林水産省)</p> <p>○養殖実験を繰り返し行い、作出した養殖用ワカメ株が持つ高温耐性・高収性は、安定した特性であることを確認しました。また、食害原因魚の海域による違いと、それぞれの出現と水温等の関係を解明しました。(農林水産省)</p> <p>○日本沿岸における急潮の発生頻度、時期及び期間について将来予測を実施し、結果を国立研究開発法人 国立環境研究所の気候変動適応情報プラットフォーム(A-PLAT)に提供しました(農林水産省)。</p> <p>○日本周辺海域の詳細な表面海水の酸性化傾向の新規情報を、海洋の健康診断表から公開しました。(国土交通省)</p>	<p>○気候変動影響評価については、気候変動適応法に基づき3年ごとに更新する事になっており、令和2年12月に初めての報告書を公表しました。令和3年度以降もまた、気候変動影響評価については、気候変動適応法に基づき、今後おおむね5年ごとに、気候変動影響の総合的な評価についての報告書を作成する予定で、引き続き、知見の蓄積に努めます。(文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省)</p>
159	<p>○海洋観測データの充実、更なる精緻化を目指すとともに、効率的な海洋観測の実現のため、観測の自動化技術の開発向上に取り組むとともに、その国際標準化に取り組む。(文部科学省、国土交通省)</p>	<p>○国立研究開発法人 海洋研究開発機構(JAMSTEC)では、国際的な枠組の下で実施されている観測システムの維持運用、表層グライダーや無人自律航行艇の実用化、漂流型観測フロート等を用いた新たな観測技術の開発に取り組んでいます。(文部科学省)</p>	<p>○太平洋において、海洋地球研究船「みらい」航海でウェーブライダーによる観測を実施し、表層海洋と海上気象のデータ精緻化に向けた知見を得、さらに上空の水蒸気総量の連続観測技術の確立に向けたデータを獲得しました。(文部科学省)</p>	<p>○表層グライダー等の実用化及び自動観測の拡充のための漂流型観測フロート等を用いた新たな観測技術の開発を行い、海洋観測データの充実、更なる精緻化を目指していきます。(文部科学省)</p>
160	<p>○「気候変動の影響への適応計画」において、おおむね5年程度を目的に気候変動の影響の評価を実施するとされていること等を踏まえ、気候変動及びその影響に関する新たな知見の蓄積に努め、気候変動影響評価にその知見を反映する。(環境省)</p>	<p>○平成30年12月に施行された気候変動適応法(平成30年法律第50号)に基づく気候変動影響の評価に関する報告書(気候変動影響評価報告書)を12月に公表しました。(環境省)</p> <p>○気候変動適応情報プラットフォームにおいて、将来の気候変動及びその影響に関する情報や先進的な取組紹介等の情報を充実させました。(環境省)</p>	<p>○気候変動適応情報プラットフォームにおいて、地域適応コンソーシアム事業の成果を掲載しました。また、最新の研究成果や先進的な取組を行っている自治体及び企業の事例を新たに追加しました。(環境省)</p>	<p>○引き続き、知見の収集と情報発信に取り組めます。(環境省)</p>
161	<p>○海洋における気候変動及びその影響についての情報を含め、様々な気候リスク情報を集約し、各主体の適応の取組を支える情報基盤である「気候変動適応情報プラットフォーム」を充実させる。(環境省)</p>	<p>○パリ協定等を踏まえ策定された地球温暖化対策計画に基づき、2030年度26%削減の達成に向け、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの最大限の導入等の施策を実施しています。(環境省)</p> <p>○パリ協定を踏まえ、令和2年3月に「NDC(国が決定する貢献)」を国連に提出しました。(環境省)</p>	<p>○令和元年度の温室効果ガス総排出量は、約12億1,200万トンCO₂となりました(確報値)。平成30年度の総排出量(12億700万トンCO₂)と比べて2.9%減少、平成25年度の総排出量(14億800万トンCO₂)と比べて14.0%減少となりました。(環境省)</p>	<p>○地球温暖化対策計画について、必要に応じて3年ごとに見直すこととなっていることから、見直しの検討を進めています。(環境省)</p> <p>○長期戦略については、6年程度を目安としつつ、柔軟に検討を加えるとともに、必要に応じて見直しを行うこととなっていることから、見直しの検討を進めています。(環境省)</p>
162	<p>○脆弱な生態系が海水温上昇、海洋酸性化等により深刻な状況にあることを踏まえ、パリ協定の目標達成に向けた気候変動の緩和の取組を実施する。(環境省)</p>	<p>○パリ協定等を踏まえ策定された地球温暖化対策計画に基づき、2030年度26%削減の達成に向け、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの最大限の導入等の施策を実施しています。(環境省)</p> <p>○パリ協定を踏まえ、令和2年3月に「NDC(国が決定する貢献)」を国連に提出しました。(環境省)</p>	<p>○令和元年度の温室効果ガス総排出量は、約12億1,200万トンCO₂となりました(確報値)。平成30年度の総排出量(12億700万トンCO₂)と比べて2.9%減少、平成25年度の総排出量(14億800万トンCO₂)と比べて14.0%減少となりました。(環境省)</p>	<p>○地球温暖化対策計画について、必要に応じて3年ごとに見直すこととなっていることから、見直しの検討を進めています。(環境省)</p> <p>○長期戦略については、6年程度を目安としつつ、柔軟に検討を加えるとともに、必要に応じて見直しを行うこととなっていることから、見直しの検討を進めています。(環境省)</p>

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和2年度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
163	<p>○温室効果ガスや大気汚染物質の排出抑制による環境負荷の低減への取組として、我が国が主導する船舶からの温室効果ガス排出抑制に係る国際ルールの策定、船舶の省エネ技術の実証やIoTの活用による運航の効率化、港湾における省エネ化の推進、二酸化炭素吸収源拡大対策等を通じた「カーボンフリーポート」の実現、LNG燃料船の普及やLNGバンカリング拠点の形成等に取り組んでいく。(国土交通省)</p>	<p>○「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を12月に公表しました。(内閣官房等)</p> <p>○国土交通省は、国際海事機関(IMO)において策定された、国際海運から2050年までに温室効果ガス(GHG)総排出量を50%以上削減させ、最終的には今世紀中となるべく早期にGHG排出ゼロを目指す等のGHG削減目標の達成に向け、11月には我が国の主導により新造船に対する世界共通の燃費規制強化(最大50%削減)、及び省エネ性能の高い新造船への代替を促進するための既存船舶に対するCO₂削減の国際ルールを合意に導きました。(国土交通省)</p> <p>○船舶における環境負荷の低減として、次の取組を行いました(※施策番号90と同じ)。 ・国土交通省と経済産業省が連携した「貨物輸送事業者と荷主の連携等による運輸部門省エネルギー化推進事業費補助金(内航船の運航効率化実証事業)」による、革新的省エネ技術のハード対策と、運航計画や配船計画の最適化等によるソフト対策を組み合わせた省エネ船舶の省エネ効果の実証(国土交通省、経済産業省) ・国土交通省と環境省が連携した「代替燃料活用による船舶からのCO₂排出削減対策モデル事業」を活用し、LNG燃料船の実運航時のCO₂排出削減の最大化を図る技術実証の実施(国土交通省、環境省)</p> <p>○港湾における環境負荷の低減として、国土交通省と環境省が連携し、二酸化炭素排出量の削減を図るため、次の取組を実施しました。(国土交通省、環境省) ・静脈物流のモーダルシフト・輸送効率化の推進による、低炭素化社会と循環型社会の統合的実現に向けた取組 ・IoT機器等を活用した、港湾内及びその背後圏を走行するシャーンシの位置等の情報の共有化を図るシステムの新たな導入並びにマルチコンテナシャーン等の導入促進に向けた取組</p> <p>○平成30年度よりLNGバンカリングに必要な施設整備に対する補助制度を創設し、円滑な事業開始に向けて、引き続き、支援を行っています(※施策番号125と同じ)。(国土交通省)</p>	<p>○10月から伊勢湾・三河湾において、我が国初となるShip to Ship方式でのLNGバンカリングが実施され、東京湾においても令和3年中の供用開始を目指して、LNGバンカリング船の建造及び運行準備が進められています(施策番号125と同様)。(国土交通省)</p>	<p>○グリーン成長戦略に従い、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて必要な取組を推進します。(国土交通省)</p> <p>○GHG削減戦略の着実な達成に向けた取組について引き続きIMOにおける国際交渉を主導していきます。(国土交通省)</p> <p>○産学官公の連携により取りまとめた「国際海運のゼロエミッションに向けたロードマップ」に従い、ゼロエミッション船の実現に向けて必要な取組を推進します。(国土交通省)</p> <p>○引き続き関係省庁と連携し、革新的省エネ船舶の技術実証事業やLNG燃料船の導入促進事業等船舶における環境負荷低減に向けた取組を行います。(国土交通省)</p> <p>○港湾における環境負荷の低減を図るため、港湾におけるIoT技術等を活用した低炭素化のさらなる促進のための取組を進めていきます。(国土交通省)</p> <p>○引き続き、環境負荷の少ないLNG燃料船の普及を進めるとともに、我が国港湾へのコンテナ船等の寄港増加を図るため、諸外国港との連携を深めつつ、LNGバンカリング拠点の形成促進に向けた取組を進めます。(国土交通省)</p>
164	<p>○海洋生態系により蓄積される炭素であるブルーカーボンを活用した二酸化炭素吸収に係る取組を推進する。(国土交通省)</p>	<p>○港湾整備で発生する浚渫土砂等を活用し、藻場や干潟の造成等を実施するとともに、ブルーカーボンの活用を拡大するための方策について検討を行いました。(国土交通省)</p>	<p>○須崎港(高知県)にて鉄鋼スラグを活用した藻場造成の実証実験等を実施しました。(国土交通省)</p> <p>○令和元年6月に「地球温暖化防止に貢献するブルーカーボンの役割に関する検討会」を立ち上げ、令和元年度は計4回(コロナの影響による書面開催1回含む)、令和2年度は計3回の検討会を開催し、ブルーカーボンを吸収源として活用していくための具体的な検討を進めています。(国土交通省)</p>	<p>○鉄鋼スラグ等の産業副産物を有効利用したブルーカーボン生態系(藻場等)の活用等によるCO₂吸収源対策を促進します。(国土交通省)</p>
165	<p>○温室効果ガスの排出増大により、気候変動に伴う海水温上昇や、海洋酸性化といった海洋環境問題を引き起こしていることについて、広く国民の理解を得ていく努力を行う。(文部科学省、国土交通省、環境省)</p>	<p>○気候変動適応センター及び気候変動適応情報プラットフォームを通じて、将来の気候変動や影響に関する情報を提供しています(※施策番号237に関連記載あり)。(環境省)</p> <p>○気候変動への影響とその適応に関する理解の増進のための一般向けシンポジウムの実施を通じ、国民に広く認識・理解を得るよう努めました。(文部科学省)</p>	<p>○施策番号160及び161に記載しました。</p>	<p>○施策番号160及び161に記載しました。</p>
166	<p>○地球全体の海洋変動を把握するための国際的プロジェクトである「アルゴ計画」を含め、国際枠組の下で実施される観測データ等の共有に参画・貢献するとともに、UNESCO/IOC等を通じた科学研究の支援を積極的に推進し、科学的根拠に基づいた国際的な合意形成に貢献していく。(文部科学省、国土交通省)</p>	<p>○海洋環境に関する科学的知見の向上に関して、次の国際貢献に取り組みました。(文部科学省、国土交通省) ・気候変動、海洋酸性化を監視していくため、ユネスコ政府間海洋学委員会(IOC)の下で実施されている「国際海洋炭素観測連携計画(IOCCP)」と「世界気候研究計画(WCRP)」の下で実施されている「気候の変動性及び予測可能性研究計画(GLIVAR)」の下に設立された「全球海洋各層観測調査プログラム(GO-SHIP)」及びアルゴ計画への参画(※施策番号226、228及び325に関連記載あり) ・GO-SHIPにおいて定められている測線での海面から海底直上までの観測データを用いた解析 ・「北東アジア地域海洋観測システム(NEAR-GOOS)」のパイロットプロジェクトとして、ロシア科学アカデミー太平洋海洋研究所と共同した日本海縦断観測 ・人工衛星や地上、海洋観測等の複数の観測システムが連携した国際的な「全球地球観測システム(GEOSS)」と、「データ統合・解析システム(DIAS)」を接続した地球観測データ等の共有 ・「持続可能な開発のための国連海洋科学の10年」が2021年1月からスタートすることに先駆け、令和2年から笹川平和財団海洋政策研究所/日本海洋政策学会共催の「国連海洋科学の10年に関する研究会」にオブザーバ参加し、海洋科学を取り巻く国際情勢を国内関係省庁や関係者で理解を深めるとともに、「国連海洋科学の10年」の日本の貢献に向けて活発な議論、検討の実施(※施策番号327に関連記載あり)</p>	<p>○令和3年3月にアジア・オセアニア地域を対象とした第13回AOGEO シンポジウムを開催し、新型コロナウイルス感染症下及びポストコロナ時代においても、地球観測が社会課題解決に貢献できる重要な手段であることの再認識等を示す「AOGEO宣言2020」が採択されました。(文部科学省)</p>	<p>○令和3年以降、GO-SHIPにおける北西太平洋及びインド洋での海洋観測並びにアルゴ計画におけるアルゴフロートの投入等、引き続き国際枠組の下で実施される観測・データ等の共有に参画・貢献していきます。(文部科学省、国土交通省)</p> <p>○令和3年4月に開催される第26回IOC/IODE(国際海洋データ情報交換)会議でのデータ共有に関する議論及び令和3年6月に行われる第31回IOC総会での海洋観測、データ共有に関する議論に参加する予定です。(文部科学省、国土交通省)</p>

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和2年度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
ウ 海洋ごみへの対応				
167	<p>○海洋ごみ(漂着ごみ、漂流ごみ、海底ごみ)について、良好な景観や環境の保全等を図るため、実態等が未解明で実質的な回収が困難なマイクロプラスチックへの対応も含め、その削減に向け、多様な主体の参画や連携の下、実態把握、回収処理や発生抑制対策、国際連携を総合的に推進していく。(外務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省)</p>	<p>○海洋ごみ問題については、「海岸漂着物処理推進法に基づく基本的な方針」を踏まえ、関係省を構成員とする海岸漂着物対策推進会議が開催され、実態把握、回収処理や発生抑制対策及び国際連携に関する取組状況や今後の予定等について情報共有しながら、連携・協力して取組を進めています。(内閣府、消費者庁、総務省、外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)</p> <p>○令和元年4月～5月に方針の策定や変更を行った「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」等を踏まえ、海洋プラスチックごみの削減に向けた、実態把握、回収処理、発生抑制対策に関する国内の取組を進めています。(内閣官房、内閣府、消費者庁、外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省等)</p> <p>○2019年のG20大阪サミットにおいて打ち出した、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを旨とする「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の実現に向けて、日本は、国連環境計画(UNEP)等の国際機関とも協力し、海洋プラスチックごみの流出防止策に必要な科学的知見の蓄積支援及びモデル構築支援等、アジア地域における環境上適正なプラスチック廃棄物管理・処理支援等を行っている。(外務省、環境省等)</p> <p>○農林水産省では、以下の取組を行いました。(農林水産省) ・「農林水産分野における持続可能なプラスチック利用対策事業」の中で漁業・養殖業に由来する海洋プラスチックごみの発生抑制対策に関し、漁業・養殖業プラスチック資材の使用量削減方策や生分解性プラスチック等の環境に配慮した素材への転換の検討等を行っています。 ・平成3年に策定された「漁業系廃棄物処理計画策定指針」の見直しを行い、令和2年5月に、漁業者等による漁業系廃棄物の計画的な処理を推進するための「漁業系廃棄物計画的処理推進指針」を策定、公表しました。 ・流木災害の防止に向け、緊急的・集中的な措置が必要な地区における対策を着実に実施するとともに、上下流を一体とした総合的な流木対策を推進しました。</p>	<p>【指標】海洋ごみの回収量(環境省) 平成30年度 3万2486トン 平成29年度 4万6448トン 平成28年度 3万1141トン</p> <p>【指標】海洋ごみへの対応に関する予算(令和3年度当初予算) ・海洋ごみに係る削減方策総合検討事業(環境省):2.0億円 ・海洋プラスチックごみ総合対策費(環境省):2.3億円 ・海岸漂着物等地域対策推進事業(環境省):1.7億円 ・プラスチック有効利用高度化事業(経済産業省):12.0億円 ・農林水産分野における持続可能なプラスチック利用対策事業(農林水産省):0.3億円の内数 ・漂流ごみや油の回収・処理(国土交通省):2,411.8億円の内数 ・災害時等におけるごみ問題への取組(農林水産省、国土交通省):災害復旧費の内数 ・海洋環境に関する国際的な取り組みへの対応(国土交通省):0.4億円の内数 ・海洋気象観測船による北西大西洋の浮遊プラスチック類の目視観測(気候変動観測・監視業務(気象庁):7.6億円の内数 ○G20で共有した海洋プラスチックごみ対策実施枠組の実行として、令和元年にとりまとめられた「G20海洋プラスチックごみ対策報告書」に引き続き、令和2年には、同年9月に開催されたG20環境大臣会合にあわせて、同年のG20議長国であるサウジアラビアの環境・水資源・農業省のイニシアティブの下、環境省が支援し、第2次報告書が取りまとめられました。(環境省)</p> <p>○国際会議等の機会を通じて大阪ブルー・オーシャン・ビジョンを各国と共有し、令和3年2月現在86の国と地域がビジョンに賛同しました。(外務省、環境省)</p> <p>○令和元年5月に変更された「海岸漂着物処理推進法に基づく基本的な方針」に基づき、以下の取組を継続しています。(環境省) ①海岸漂着物等の円滑な処理 ・漁業者等の協力を得た漂流ごみ等の処理、内陸域から沿岸域までの流域圏で関係主体が一体となった対策など ②海岸漂着物等の効果的な発生抑制 ・使い捨てのプラスチック製容器包装のリデュースなどによる廃プラスチック類の排出抑制、効果的・効率的で持続可能なリサイクル、プラスチック製漁具等の適正処理/リサイクル等の推進、生分解性プラスチック・再生材の利用の推進など ③マイクロプラスチックの海域への排出抑制 ・事業者による洗い流しスラブ製品に含まれるマイクロビーズの使用抑制、国による実態把握の推進 ④多様な主体との連携の確保及び普及啓発 ・国際連携の確保や国際協力の推進のため、途上国の発生抑制対策の支援、地球規模のモニタリング・研究ネットワークの構築</p> <p>○流木災害防止対策に関しては、全国で緊急的・集中的に措置が必要な約1200地区のうち、約7割で着手済みです。(農林水産省)</p>	<p>○「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」等を踏まえ、各方針を踏まえた海洋プラスチックごみ対策として、海洋生分解性プラスチックなどの代替素材のイノベーションや、リサイクルの強化を通じた資源循環産業の育成、海岸漂着物への対応、G20 大阪サミットの成果である国際協働の枠組の具体的な取組などを実施していきます。(内閣官房、内閣府、消費者庁、外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省等)</p> <p>○「海洋生分解性プラスチック開発・導入普及ロードマップ」を踏まえ、プラスチック有効利用高度化事業では、新たな海洋生分解性プラスチックの開発、技術・安全性に関する評価手法の確立及び国際標準化等を行います。(経済産業省)</p>
168	<p>○マイクロプラスチックを含む海洋ごみについて、海洋中の分布状況や有害物質の吸着状況、海洋生物や生態系への影響等の調査研究を継続的に実施する。(文部科学省、環境省)</p>	<p>○海岸や沿岸、沖合海域において、マイクロプラスチックを含む海洋ごみの組成や分布密度、マイクロプラスチックに吸着しているポリ塩化ビフェニル(PCB)等の有害化学物質の量等を定量的に把握するための調査・結果の公開をするとともに、環境研究総合推進課題として、海洋プラスチックごみに係る動態・環境影響の体系的解明、生物への影響、計測手法の高度化に取り組んでいます。また、「農林水産分野における持続可能なプラスチック利用対策事業」において、マイクロプラスチックを摂取した魚介類の生態的情報を把握するため、室内飼育実験による海産魚類のマイクロプラスチック体内滞留時間の調査等を実施しています。(農林水産省、環境省)</p>	<p>○環境研究総合推進費課題を通じて、特にマイクロプラスチックの海域における計測方法及び実験室における分析方法の両者について、それぞれ手法の高度化を目的とした技術開発に取り組んでいます。(環境省)</p> <p>○漂流マイクロプラスチックのモニタリング手法の調和に関する事項は、施策番号175に記載しました。(環境省)</p>	<p>○策定された「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」等の方針を踏まえ、研究調査を進めています。(文部科学省、農林水産省、環境省等)</p>
169	<p>○マイクロプラスチックを含む海洋ごみのモニタリング方法の高度化等の研究開発を推進する。(文部科学省、環境省)</p>	<p>○平成30年度から開始した「海洋資源利用促進技術開発プログラム 海洋情報把握技術開発」事業の一課題として、ハイパースペクトルカメラを活用して、海水中のマイクロプラスチックの材質、サイズ、形状、個数を迅速かつ自動で分析するシステムの研究開発に取り組んでいます。なお、JAMSTECでは、潜水調査船や無人探査機等による潜航調査で撮影された映像や画像に映っている海底ごみの情報を抽出し、「深海底リデータベース」として公開しています(※施策番号1851に関連記載あり)。(文部科学省)</p> <p>○JAMSTECは、世界一過酷なヨットレースと言われるVendée Globe 2020-2021に参加した白石康次郎氏に海洋プラスチックのサンプリングツールを提供し、南極周辺などでマイクロプラスチックの採取を行いました。(文部科学省)</p>	<p>○ハイパースペクトルカメラによるマイクロプラスチック自動分析手法の開発に向けて、連続してサンプルを供給するフローシステムの開発、海水中からのサンプル回収の最適化、ハイパースペクトルカメラの好適検出条件選定、プラスチック材質ごとの分光データのデータベース化に取り組みました。(文部科学省)</p>	

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和2年度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
170	○地方公共団体や事業者等による地域の実情に応じた海洋ごみの回収・処理や、海洋ごみの処理に必要な廃棄物処理施設の整備等を支援する。(農林水産省、環境省)	○海岸漂着物等地域対策推進事業や水産多面的機能発揮対策事業により、海洋ごみの回収処理、発生抑制対策又は環境生態系の維持回復等に取り組む地方公共団体や漁業者等が行う漂流・漂着物等の回収・処理への財政支援を実施しました(※施策番号171及び275に関連記載あり)。(農林水産省、環境省) ○市町村の廃棄物処理施設の整備を財政支援しました(※施策番号275に関連記載あり)。(環境省)	○海岸漂着物等地域対策推進事業による地方公共団体に対する財政支援額(環境省) 令和2年度 37億円の内数 令和元年度 35億円の内数 ○水産多面的機能発揮対策事業による漁業者等に対する財政支援額(農林水産省) 令和2年度 23億円の内数 令和元年度 28億円の内数 ○自治体の廃棄物処理施設整備事業に対する財政支援額(環境省) 令和2年度 348億円の内数 令和元年度 369億円の内数	○引き続き、海岸漂着物等地域対策推進事業及び水産多面的機能発揮対策事業により、自治体や漁業者等で構成される活動組織が行う漂流・漂着物等の回収・処理の活動を支援します。(農林水産省、環境省)
171	○災害時等における海岸管理者等による緊急的な流木等の処理を支援する。(農林水産省、国土交通省、環境省)	○災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業により、漂着流木の緊急的な処理に取り組む海岸管理者への財政的支援を実施しました。災害関連事業で処理しきれない流木等の処理については、海岸漂着物等地域対策推進事業により地方公共団体への財政支援を行いました。(農林水産省、国土交通省、環境省) ○水産多面的機能発揮対策事業により漁業者等が取り組む漂流・漂着物等の回収・処理について支援しました(※施策番号170に関連記載あり)。(農林水産省)	○熊本県等7県(令和2年7月豪雨等)の海岸で漂着流木の緊急的な処理に取り組む海岸管理者への財政的支援を実施しました。(農林水産省、国土交通省)	○引き続き、海岸管理者等への財政的支援を実施します。(農林水産省、国土交通省) ○引き続き、水産多面的機能発揮対策事業にて、漁業者等で構成される活動組織が行う漂流・漂着物等の回収・処理の活動を支援します。(農林水産省)
172	○海洋環境の保全を図るため、漂流ごみや油の回収・処理を実施する。(国土交通省)	○東京湾、伊勢湾、瀬戸内海及び有明海・八代海の閉鎖性海域において、船舶航行の安全を確保し、海域環境の保全を図るため、海洋環境整備船を配備し、海面に漂流する漂流ごみ等の回収を実施しました。なお、大規模な油流出事故等に備え、大型浚渫兼油回収船を配備しています。(国土交通省)	○令和2年は令和2年7月豪雨に伴う湾内等の漂流ごみ回収活動を行いました。(国土交通省)	○引き続き、海洋環境の保全を図るため、漂流ごみや油の回収・処理を実施していきます。(国土交通省)
173	○国外起因の廃ポリタンク等の海岸漂着物について、実態把握を行うとともに、必要に応じて発生国への申入れ等の対応を行う。(外務省、環境省)	○廃ポリタンク等の国外起因と思われる海岸漂着物について、実態把握調査を実施しました。(環境省)	○平成31年4月～令和2年3月の期間に、北海道から沖縄県にわたる道府県の協力を得て行った、廃ポリタンク等の漂着状況を取りまとめました。(環境省)	○必要に応じて、廃ポリタンク等の海岸漂着物の発生国への外交ルート等での申入れ等を実施します。(外務省、農林水産省)
174	○陸域から河川等を通じて海域に流入するごみを含めた海洋ごみの発生抑制の更なる推進のため、使い捨てプラスチック容器包装等の廃棄物の発生抑制(リデュース)や再資源化(リサイクル)、いわゆるポイ捨てを含む不法投棄の防止、河川美化等について、教育やライフスタイルの観点も念頭に置きつつ、関係機関が連携して、普及啓発を含めて総合的に対策を講ずる。(国土交通省、環境省)	○不法投棄の防止については、国・自治体・市民等が連携して、不法投棄の監視や清掃活動等を実施しました。(環境省) ○河川における市民と連携した清掃活動、ごみマップの作成、不法投棄の防止に向けた普及啓発活動等を推進しました。(国土交通省、環境省) ○平成30年10月から「プラスチック・スマート」を立ち上げ、個人・自治体・NGO・企業・研究機関等の幅広い主体から、不必要なワンウェイのプラスチックの排出抑制や代替品の開発利用、分別回収の徹底などの「プラスチックとの賢い付き合い方」の募集、特設サイトなどを通じて取組事例の情報発信を行っています。(環境省)	○プラスチック・スマートの立ち上げにより、消費者を始め、自治体・NGO・企業などの幅広い主体が、一つの旗印のもとに連携協働して積極的な取組を行う枠組が開始されました。令和3年2月末現在の登録事例は1,850件です。(環境省)	○策定された「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」等の方針を踏まえ、海洋ごみの発生抑制に資する具体的な取組を進めていきます。(環境省)
175	○G7での取組等を踏まえ、マイクロプラスチックに関するモニタリング手法の国際的な調和の推進等を通じて、地球規模での分布状況の解明に貢献する。(環境省)	○漂流マイクロプラスチックのモニタリング手法に関する国際的な調和に向けて6月にガイドラインを改訂しました。また、データベース化を進めるための国際会議を12月と令和3年2月に開催し、議論を行いました。(環境省)	○平成28年のG7富山環境大臣会合で決定された優先的施策の一つとして、我が国において、漂流マイクロプラスチックのモニタリング手法の調和及びデータベース化を議論するための国際会議を12月と令和3年2月に開催しました。(環境省)	○ガイドラインの普及とともに、海洋表層マイクロプラスチックの地球規模での分布状況を把握するため、必要情報を収集し、データベース化を進めていきます。(環境省) ○策定された「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」等の方針を踏まえ、研究調査を進めていきます。(環境省)
176	○国際枠組等における海洋ごみに関する調査研究、人材育成等に関する協力を通じて、特にアジア地域における海洋ごみの実態把握や排出削減に貢献する。(環境省)	○アジア域の国々の研究者及び技術者を対象に、海洋ごみ調査技術習得のための人材育成プログラムを実施しました。(環境省)	○人材育成プログラムは、17名(インドネシア5名、ベトナム4名、タイ4名、ミャンマー4名)を対象にウェブで実施しました。(環境省)	○策定された「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」等の方針を踏まえ、途上国等の廃棄物処理や3R等の能力向上等に関する国際連携の取組を進めていきます。(環境省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和2年度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
エ 海洋汚染の防止				
177	○「ロンドン条約1996年議定書」を国内担保する「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」(昭和45年法律第136号)に基づき、廃棄物の海洋投入処分及び特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄等に係る許可制度を適切に運用するとともに、法令の遵守に係る適切な監視・モニタリング等を実施する。(環境省)	○廃棄物の海洋投入処分について、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」(昭和45年法律第136号。以降、海洋汚染等防止法)に基づき、環境大臣の許可に基づき、適切な処分を行いました。平成29年度以降、陸域起源の廃棄物の海洋投入処分は発生していません。(環境省)	【指標】陸上発生廃棄物の海洋投入処分量(環境省) 平成29年度以降、発生していません。	○今後も適切な廃棄物の海洋投入処分の審査手続を行い、海洋汚染の防止を図ります。(環境省)
178	○「船舶汚染防止国際条約(MARPOL条約)」(改正議定書を含む。)及び「船舶バラスト水規制管理条約」等の国際約束を遵守する観点から、船舶からの油、有害液体物質、廃棄物等の排出に係る規制、廃油処理施設の確保、バラスト水処理装置の確認など、適切な対応を図る。(国土交通省、環境省)	○海洋汚染等防止法に基づき、船舶からの油、有害液体物質、廃棄物等の排出に係る規制、バラスト水処理装置の確認及び未査定液体物質の査定等を行いました。(国土交通省、環境省)	○船舶からの油、有害液体物質、廃棄物等の排出に係る規制の一環として、バラストG9環境リスク確認件数(令和2年度4件、令和元年度3件)、未査定液体物質査定件数(令和2年度0件、令和元年度1件)等に適切に対応しました。(環境省)	○今後も適切に確認・審査を行い、海洋汚染の防止を図ります。(国土交通省、環境省)
179	○油、有害液体物質等による海洋汚染に関しては、「油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画」(平成18年12月閣議決定)等に基づき、油等防除活動等を効果的に行うための沿岸海域に係る環境情報の整備、油防除・油回収資機材の整備、関係機関に対する研修・訓練の実施など、流出油等の防除体制を充実する。また、船舶事故等で発生する流出油による海洋汚染の防止等を図るため、関係機関と連携し、大型浚渫兼油回収船を活用するなど、流出油の回収を実施する。さらに、国際油濁補償基金に対する世界有数の拠出国の一つとして、その健全な運営等のために引き続き積極的に参画するほか、「船舶油濁損害賠償保障法」(昭和50年法律第95号)に基づく保障契約締結の確認及び保障契約を証する書面の発給、放置船からの油流出への適切な対応等を通じ、我が国へ入港する外航船舶に対して、油汚染事故損害への的確な対応を図る。危険物質及び有害物質の海上輸送に伴って生じる損害への対応のあり方についての検討を進める。(国土交通省)	○関係機関と綿密な連携を強化するため、防除資機材取扱いを目的とした基礎的訓練、情報伝達訓練、初動対応に係る机上訓練等の合同訓練を各機関と合同で計画的に実施しています。(国土交通省) ○国際油濁補償基金の健全な運営等に関しては、12月の国際油濁補償基金第25回総会で、タンカー事故に係る補償の適正化について、日本の意見を総会の決定に反映させることに努めました。また、船舶の燃料油による汚染損害等の被害者の一層の保護を目的とした「船舶油濁等損害賠償保障法」(昭和50年法律第95号)が令和元年度5月に改正、令和2年10月に施行され、その適切な運用に努めました。(国土交通省)	○「船舶油濁等損害賠償保障法」の円滑な施行・運用に向けて、関係する事業者や業界団体への周知を実施しました。(国土交通省) ○各地区排出油等防除協議会を中心とした関係機関との合同訓練や石油コンビナート特別防災区域における流出油等事故対策合同訓練により、関係機関との連携を強化しました。(国土交通省)	○更なる被害者保護の充実に向けて、業界団体と連携し、「船舶油濁等損害賠償保障法」の適切な運用に努めます。(国土交通省) ○令和3年度においても、各地区排出油等防除協議会を中心とした関係機関との合同訓練や石油コンビナート特別防災区域において、流出油等事故対策合同訓練を実施し、関係機関との連携強化を図る予定です。(国土交通省)
オ 放射線モニタリング等				
180	○海洋における放射線モニタリングについて、関係省庁・機関の連携の下、海水・海底土、海洋生物のモニタリングを引き続き実施する。特に、東京電力福島第一原子力発電所事故に係るモニタリングについては、長期的な視点を踏まえ、総合モニタリング計画に沿って、関係機関連携の下、同発電所近傍海域や沿岸海域、沖合海域、外洋海域における、海水、海底土及び海洋生物に含まれる放射性物質の濃度の測定を実施する。また、陸地から河川を通じて海へ流出した放射性物質の経路や、広がり等の状況等も考慮し、モニタリングの充実・強化を図る。さらに、これらモニタリングの結果、必要となる対策を実施する。(農林水産省、国土交通省、環境省)	○東京電力福島第一原子力発電所事故に係るモニタリングについては、「総合モニタリング計画」(平成23年8月モニタリング調整会議決定、令和3年4月改定)に基づき、関係機関が連携し、モニタリングを実施しており、東京電力福島第一原子力発電所の近傍、沿岸、沖合、外洋及び東京湾における海水・海底土の放射線モニタリングを実施しています。(農林水産省、国土交通省、環境省) ○「海洋生態系の放射性物質調査事業」により、水生生物中とそれを取り巻く生態系における放射性物質の挙動と決定要因の解明に関する調査研究のほか、総合モニタリング計画に基づき、河川や湖沼における水質及び底質等の放射性物質モニタリングを実施しました。(農林水産省、環境省)	【指標】総合モニタリング計画に基づく海洋における放射線モニタリング結果の原子力規制委員会ウェブサイトでの公表日数(環境省) 令和2年度 365日(毎日) 令和元年度 366日(毎日) ○福島県等及び東京湾の沿岸域において、令和2年度は42地点で年間2~8回の放射性物質のモニタリングを実施しました。(環境省) ○福島県等の河川及び湖沼において、令和2年度は560地点(河川396地点、湖沼164地点)で年間2~8回の放射性物質のモニタリングを実施しました。(環境省)	○東京電力福島第一原子力発電所近傍海域等において、環境試料を含む様々な試料の放射性物質濃度の分析、海流等の把握、更には飼育実験等を行い、これらを総合的に解析することによって、水生生物中の放射性物質の挙動とその要因を明らかにするための調査研究に取り組みます。(農林水産省) ○令和3年度も総合モニタリング計画に基づいて引き続き放射線モニタリングを実施し、結果を公表します。(環境省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和2年度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
カ 海洋の開発・利用と環境の保全との調和				
181	○海洋の開発・利用に当たっては、環境影響の程度に応じた適切な環境への影響評価を行うことが重要であり、「環境影響評価法」(平成9年法律第81号)に基づく環境アセスメントを適切に実施する。(環境省)	○今後、開発・利用の拡大が見込まれる洋上風力発電事業について、次の取組を行いました。(環境省) ・規模が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある開発事業に関する適切な環境への影響評価の手続 ・環境影響評価に必要となる海洋の環境情報の収集	【指標】環境影響評価法に基づく海洋における環境アセスメント実施件数(環境省) 令和2年度 22件 令和元年度 20件 平成30年度 5件	○洋上風力発電事業等の海洋産業に関する適切な情報収集を行い、適正なアセスメントに取り組みます。(環境省)
182	○今後の沖合や深海における海洋の開発・利用に関して、国内外での取組状況や国際的な議論も考慮しつつ、環境への影響を評価する上で必要となるデータを収集するとともに、事業開始後の事後調査を含めて、環境への影響の評価のあり方に関する検討を行う。(経済産業省、環境省)	○環境保全と両立した形で風力発電事業の導入促進を図るため、個別事業に係る環境影響評価に先立つものとして、関係者間で協議しながら、環境保全、事業性、社会的調整に係る情報の重ね合わせを行い、総合的に評価した上で環境保全を優先することが考えられるエリア、風力発電の導入を促進し得るエリア等の区域を設定し活用する取組として風力発電に係るゾーニング実証事業を7の地域で実施しました。(環境省)	【指標】EADASIにおける海洋関係環境情報項目数(環境省) 令和2年度 合計81項目 令和元年度 合計44項目 平成30年度 合計36項目	
183	○洋上風力発電について、導入と環境の保全との両立の観点から、ゾーニング(保全するエリア、再生可能エネルギーの導入を推進するエリア等の設定を行う取組)手法検討モデル事業を進めているところであり、その取りまとめ結果を踏まえた今後の導入促進のあり方を関係省庁と連携しつつ検討する。(環境省)		【指標】ゾーニング実施自治体数(環境省) 令和2年度 7県市(令和元年度から増減なし)	○ゾーニング結果等を環境影響評価手続に活用する方策を検討する実証事業は、令和2年度で終了します。(環境省)
184	○CCSについて、事業者が実施する環境影響評価や監視の結果の妥当性を適正に判断するため、日本近海における生態系並びに海水及び底質の科学的特性の調査を実施するとともに、適切な事業実施に向けた監視技術の適用方策について検討する。(環境省)	○環境省では沿岸域における海洋環境の把握のため、海洋中の水質・底質・底生生物等の環境モニタリング調査を実施しました。(環境省)	○国内第一号となる苫小牧における海底CO ₂ 回収貯留技術(CCS)事業(経済産業省事業)を対象に、環境モニタリング調査を実施し、結果を公表しました。(環境省)	○引き続きモニタリングを継続し、海洋環境の保全上の影響が生ずるおそれがないことを確認するために監視実施に努めます。(環境省)
185	○環境影響評価に資する生物化学的データの観測を強化するため、観測機器の整備やセンサーの開発に取り組むとともに、環境影響の評価のあり方に関する検討及びその成果を踏まえ、関係機関との協力の下で国際ルール形成に貢献する。(文部科学省)	○「海洋資源利用促進技術開発プログラム 海洋情報把握技術開発」事業の一環として、環境影響評価にも資する海洋生物遺伝子情報の自動取得基盤技術の研究開発及びハイパースペクトルカメラによるマイクロプラスチック自動分析手法の開発に取り組んでいます(※施策番号168及び169に関連記載あり)。(文部科学省) ○JAMSTECは、海洋の生物多様性、生息環境の観測手法及び収集データ解析による影響評価手法の開発を実施しました。(文部科学省)	○施策番号168及び169に記載しました。	○海洋生物遺伝子情報の自動取得基盤技術及びハイパースペクトルカメラによるマイクロプラスチック自動分析手法の研究開発は平成30年(2018年)度から令和4年(2022年)度までの5か年計画で実施します。(文部科学省)
186	○港湾整備に伴い発生する土砂類や、一般廃棄物等を最終処分するための海面最終処分場について、廃棄物の適正な処理の推進と港湾の秩序ある発展に資する観点から海域環境に配慮しつつ、整備を進める。(国土交通省)	○海域環境に配慮しつつ、全国10港において、廃棄物埋立護岸の整備を実施しました。(国土交通省)	○整備対象の10港は次のとおりです。(国土交通省) 小名浜港(福島県)、東京港(東京都)、七尾港(石川県)、金沢港(石川県)、神戸港(兵庫県)、堺泉北港(大阪府)、姫路港(兵庫県)、笠岡港(岡山県)、北九州港(福岡県)、熊本港(熊本県)	○引き続き、海域環境に配慮しつつ、廃棄物埋立護岸の整備を進めています。(国土交通省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和2年度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
3. 海洋環境の維持・保全 (2)沿岸域の総合的管理				
ア 沿岸域の総合的管理の推進				
187	○沿岸域の総合的管理に当たっては、森・里・川・海のつながり、流域全体の水循環や生態系管理を意識し、問題解決に必要な一定の広がりにおいて、人が関わって、より良い海をつくって豊かな恵みを得るという「里海」づくりの考え方を積極的に取り入れつつ、自然災害への対応、生物多様性の保全や海洋ごみ対策等を含めて総合的に取り組む。こうした取組の推進において中心的な役割を果たすことが期待される協議会活動の普及拡大等に向けて、関係府省が連携して、自治体や協議会組織に対する支援のあり方について検討を行い、具体化を図る。(内閣府、農林水産省、国土交通省、環境省)	○令和元年4月～5月に策定や変更された「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」等を踏まえ、海洋プラスチックごみの削減に向けた、実態把握、回収処理、発生抑制対策に関する国内の取組を進めています(※施策番号167に関連記載あり)。(内閣官房、内閣府、消費者庁、外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省等)	【指標】里海づくり活動の取組件数(環境省) 平成30年(2018年)度 291件 平成26年(2014年)度 216件 平成22年(2010年)度 122件 (アンケート調査結果による取組件数) ○環境省の「里海ネット」等による情報発信を行い、里海づくり活動の促進を行っています。(環境省) ○令和2年度までに、自然災害による被害の提言効果の評価手法を確立することを目的とし、調査研究サイトの水田や海岸防災林の多面的機能の一部の整理をしました。(環境省)	○策定や変更された「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」等の各方針を踏まえた海洋ごみ対策を通じて、森・里・川・海などを意識した多様な主体の関わる沿岸域管理の具体的な取組などを実施していきます。(内閣府、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省) ○生態系が有する多様な機能の把握と評価手法を確立することを目的とした研究に対し、環境研究総合推進費による支援を継続します。(環境省)
イ 陸域と海域との一体的・総合的な管理の推進				
① 総合的な土砂管理の取組の推進				
188	○陸域から海域への土砂供給の減少や沿岸構造物による沿岸漂砂の流れの変化等による国土の減少や自然環境への影響を軽減するため、関係機関が連携して、砂防施設による流出土砂の調整、ダムにおける堆砂対策やダム下流への土砂還元、侵食海岸におけるサンドバイパスや養浜の実施など、総合的な土砂管理に取り組むとともに、土砂移動の実態把握や予測手法の向上に係る研究開発に取り組む。(国土交通省)	○土砂の流れの変化に起因する土砂供給の減少による影響に対する問題が起きている沿岸域において、土砂移動のメカニズムを把握し、土砂管理に関する事業の連携方針や、適正な土砂管理に向けた総合土砂管理計画の策定を行い、方針・計画に基づき総合的な土砂管理の取組を推進しました。なお、令和3年3月時点では、一級水系においては7水系で総合土砂管理計画が策定されています。(国土交通省) ○個別事案に対応し、ダムでは排砂バイパスの設置やダム下流への土砂還元、砂防では適切な土砂を下流へ流すことのできる砂防堰堤の設置や既設砂防堰堤の透過化型への改良、河川では河川砂利採取の適正化、海岸では砂浜の回復を図るため、サンドバイパスや離岸堤の整備等侵食対策を実施しました。(国土交通省)	【指標】総合的な土砂管理に関する計画等の策定数(国土交通省) 令和2年度 7水系 令和元年度 6水系 平成30年度 5水系	○引き続き、総合的な土砂管理の取組を推進します。(国土交通省)
② 自然に優しく利用しやすい海岸づくり				
189	○海岸域において、「海岸法」(昭和31年法律第101号)に基づく「海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本的な方針」(平成12年5月農林水産大臣、運輸大臣(当時)、建設大臣(当時)策定)を踏まえ、全国を71の沿岸域に分割し、地域の意見を反映した「海岸保全基本計画」を策定している。この計画に基づき、災害からの防護に加え、海岸協力団体制度の活用等を通じ、地域住民による利用の促進や環境の維持に係る取組等が調和するよう海岸空間の保全を行う。(農林水産省、国土交通省)	○地域の実情に応じた多岐にわたる海岸管理の充実を目指すため、22の海岸協力団体が指定されており、更なる活動の活性化を図るため、海岸協力団体との意見交換会を開催しました。(農林水産省、国土交通省) ○国土交通省では、毎年7月を「海岸愛護月間」としています。期間中の活動実績については、右に記載しました(※施策番号274及び367に関連記載あり)。(国土交通省)	【指標】地域住民と連携した海岸空間の保全の取組件数(国土交通省) ・海岸愛護月間の活動実績 海岸清掃活動 123か所 環境保全・啓発活動 7か所 安全・避難訓練 3か所 海開きやビーチバレー大会などの各種イベント 65か所 ・海岸協力団体指定数の推移 令和3年3月 22団体 令和2年3月 20団体 平成31年3月 18団体	○海岸管理の充実を図るため、海岸協力団体の指定をさらに支援します。(国土交通省、農林水産省)
190	○新技術を活用した海岸保全施設等の点検・モニタリング手法等の開発やその普及に取り組み、適時・的確なモニタリングを通じた順応的な海岸侵食対策等の海岸整備を推進することで良好な海岸環境の保全・創出に努める。(農林水産省、国土交通省)	○衛星画像等からの海岸線の抽出など海岸保全施設等の点検・モニタリングに必要な手法等の開発やその普及に取り組みました。(農林水産省、国土交通省)	○砂浜海岸の海底地形を広域的に把握する手法の技術開発を行っています。(農林水産省、国土交通省)	○適時・的確なモニタリングを通じた順応的な海岸侵食対策等の海岸整備を推進します。(農林水産省、国土交通省)
191	○優れた自然の風景地について、自然公園として適切に保全を図る。(環境省)	○国立公園の海域において、海域公園地区等の指定に向けた自然環境の調査を実施するとともに、国立公園内の海岸において海岸清掃等の事業を実施し、自然公園としての適切な保全を図りました。(環境省)	○海域公園地区等の指定に向けた自然環境の調査等を8か所で実施しました。海岸清掃等の事業を31か所で実施しました。(環境省)	○国立公園の保全を図るため、自然環境調査や海岸清掃等の事業を引き続き実施します。(環境省)
192	○海岸防災林を含む海岸林、湿地、砂浜、サンゴ礁等有する非常時における防災・減災の機能及び平時における生態系保全等の機能を評価し、各地域の特性に応じて、自然生態系や地形等を積極的に活用した防災・減災対策を推進する。(農林水産省、国土交通省、環境省)	○生物多様性に配慮した施工により、防災機能の確保と生物多様性保全との調整を図りつつ、海岸防災林の復旧・再生事業を推進しました。また、生態系が有する多様な機能の把握と評価手法を確立することを目的に、環境研究総合推進費によって調査研究を推進しています(※施策番号274に関連記載あり)。(農林水産省、環境省)	○海岸防災林では、時間の経過とともに生物の生息・生育の回復等が見られています。(農林水産省) ○環境研究総合推進費により、調査研究サイトにおける海岸防災林や水田の機能評価が行われました。(環境省)	○環境研究総合推進費による調査研究に積極的に関与し、生態系を活用した防災・減災効果の評価を引き続き推進します。(環境省) ○引き続き、生物の生息・生育の回復等の状況を確認しつつ、生物多様性の保全に配慮した海岸防災林の復旧・再生を進めます。(農林水産省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和2年度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
③ 栄養塩類及び汚濁負荷の適正管理と循環の回復・促進				
193	<p>○陸域から流入する汚濁負荷を削減するため、未普及地区での下水道等汚水処理施設の整備や合流式下水道の改善を進めるとともに、農業用排水施設や河川における水質浄化を推進する。(国土交通省、環境省)</p>	<p>○河川管理者・下水道管理者等の関係者が一体となって、水環境の悪化が著しい河川における汚泥浚渫、河川浄化施設整備及び下水道整備等の対策を推進しました。特に、汚水処理施設の普及促進のため、「下水道クイックプロジェクト」による地域の実情に応じた早期、低コストな下水道整備手法を導入し、汚水処理人口普及率の向上を図りました。また、合流式下水道緊急改善事業制度等を活用し、合流式下水道の効率的・効果的な改善対策を推進しました。(国土交通省)</p> <p>○汚水処理未普及人口の解消に向け、循環型社会形成推進交付金を活用して単独処理浄化槽や汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換を促進しました。(環境省)</p>	<p>○平成30年6月に閣議決定された廃棄物処理施設整備計画において、令和4年までに浄化槽区域内の浄化槽処理人口普及率を70%とすることと定め、令和元年度末現在で55.7%です。(環境省)</p> <p>○国土交通省、農林水産省及び環境省は、汚水処理の概成に向け施設整備を推進し、令和元年度末汚水処理人口普及率が91.7%まで増加しています。(国土交通省、農林水産省、環境省)</p> <p>○平成16年4月に施行された下水道法施行令により、令和5年度までに、各自治体において合流式下水道の改善対策を完了することが義務づけられており、合流式下水道改善率は、令和元年度末現在で、89.6%となっています。(国土交通省)</p>	<p>○左記普及率の目標達成に向けて単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進するための施策の検討に取り組みます。 ※単独処理浄化槽はし尿のみを処理する浄化槽であり、合併処理浄化槽はそれに加え生活雑排水も併せて処理することができます。現在、設置が原則禁止されている単独処理浄化槽は合併処理浄化槽と比べて約8倍の汚濁負荷となり、公共用水域の汚濁の主要な要因になるとともに、水路の悪臭等で周辺の生活環境にも影響を与えます。しかし、全国に約375万基以上残存しており、合併処理浄化槽への早急な転換が必要です。(環境省)</p> <p>○引き続き、下水道法施行令で定められた合流式下水道の改善対策を推進します。(国土交通省)</p>
194	<p>○栄養塩類の削減が必要な海域においては、水質を改善するため、下水道等汚水処理施設の整備や高度処理の導入を進めるとともに、関係機関連携の下、陸域と海域が一体となった栄養塩類の循環システムの検討、構築を進める。また、栄養塩濃度が環境基準を達成している海域においては、環境への影響等を考慮しつつ、環境基準値の範囲内で栄養塩類を管理する順応的な取組の事例を積み重ねつつ、きめ細やかな水質管理の方策を検討する。(農林水産省、国土交通省、環境省)</p>	<p>○閉鎖性水域など栄養塩類の削減が必要な海域においては、水質を改善するため、下水処理施設の高度処理の整備を推進しました。(国土交通省)</p> <p>○漁業生産力の低下が懸念される海域においては、栄養塩と水産資源の関係の定量的な解明及び適正な栄養塩管理モデルの構築を推進するとともに、赤潮により色落ちの被害が発生した海藻類への適切な栄養塩供給手法の開発を支援しました。(農林水産省)</p>	<p>○施策番号195～197に記載しました。</p>	<p>○施策番号195～197に記載しました。</p>
ウ 閉鎖性海域での沿岸域管理の推進				
195	<p>○閉鎖性海域では、環境負荷の適正管理や保全・再生に向け、「全国海の再生プロジェクト」や海洋環境整備事業等の諸施策を展開する。また、「きれいで豊かな海」の実現に向けて、水質、海水温上昇、生物生息場の変化等と生物多様性や生物生産性の関係性についての調査及び研究に努めるとともに、科学的な知見を踏まえて方策について検討し、地域における多様な主体が海の将来像を議論し、連携・協働した計画的かつ総合的な取組を推進する。(農林水産省、国土交通省、環境省)</p>	<p>○水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)に基づき、国及び地方公共団体は、公共用水域の水質の常時監視を実施しています。(環境省)</p> <p>○東京湾、大阪湾、伊勢湾及び広島湾に関しては、各湾で作成された再生行動計画に基づき、関係機関の連携の下、環境モニタリングなどの施策を総合的に推進しています。(国土交通省、環境省)</p> <p>○漁業者等が行う藻場・干潟等の環境生態系の保全活動も支援しています。(農林水産省)</p>	<p>【指標】閉鎖性海域における水質環境基準の達成率(全窒素、全リン等)(令和元年度)(環境省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京湾は100%(6水域中6水域) ・伊勢湾は85.7%(7水域中6水域) ・大阪湾は100%(3水域中3水域) ・大阪湾を除く瀬戸内海は96.5%(57水域中55水域) 	<p>○引き続き、漁業者等で構成される活動組織が行う藻場・干潟等の環境生態系の保全活動を支援します。(農林水産省)</p> <p>○引き続き、東京湾、大阪湾、伊勢湾及び広島湾に関しては、各湾で作成された再生行動計画に基づき、関係機関の連携の下、環境モニタリングなどの施策を総合的に進めています。(国土交通省、環境省)</p>
196	<p>○栄養塩類の削減が必要な海域においては下水道の高度処理を推進するとともに、港湾における汚泥場への覆砂等を実施する。(国土交通省)</p>	<p>○閉鎖性水域等の水質環境基準達成を目標に、下水処理施設の高度処理の導入を推進しました。また、伏木富山港(富山県)、大阪港、田子の浦港(静岡県)及び東京港において堆積汚泥等の浚渫・覆砂等を実施しました。(国土交通省)</p>	<p>○引き続き、港湾における汚泥場への覆砂等を実施していきます。(国土交通省)</p>	<p>○引き続き、栄養塩類の削減が必要な海域において、下水道の高度処理を推進します。(国土交通省)</p>
197	<p>○海水交換の悪い閉鎖性海域における陸域からの栄養塩類の負荷を抑制するため、窒素及びりんについて排水規制を実施するとともに、陸域からの汚濁負荷量の把握や水質等の調査を実施する。(環境省)</p>	<p>○全国88の閉鎖性海域を対象に、水質汚濁防止法に基づき、窒素及びりんに係る排水規制を実施するとともに、陸域からの汚濁負荷量の把握や水質等を把握するための調査を実施しました。(環境省)</p>		<p>○引き続き、窒素及びりんに係る排水規制を実施するとともに、陸域からの汚濁負荷量の把握や水質等を把握するための調査を実施します。(環境省)</p>
198	<p>○海域環境の保全・再生に向け、関係者間の連携による推進体制の強化、環境モニタリング、情報共有システムの活用等の包括的な取組と、汚泥浚渫、浚渫土砂等を有効に活用した干潟や藻場等の保全・再生・創出、覆砂・深掘跡の埋め戻し、生物共生型港湾構造物の普及等の個別の取組を総合的に推進する。(農林水産省、国土交通省、環境省)</p>	<p>○港湾整備により発生する浚渫土砂等を有効利用した干潟等の保全、深掘り跡の埋め戻しなどを実施したほか、漁業者等が行う藻場・干潟等の環境生態系の保全活動を支援しました。(農林水産省、国土交通省)</p>	<p>○施策番号154に記載しました。</p>	<p>○藻場、干潟に関しては、各海域ごとの環境及び衰退要因に的確に対応した形で、ハード・ソフト施策が一体となった対策を実施していきます。(農林水産省)</p> <p>○引き続き、港湾整備により発生する浚渫土砂等を有効に活用した干潟等の保全及び深掘り跡の埋め戻しなどに取り組みます。(国土交通省)</p>

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和2年度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
199	○広域的な閉鎖性海域である東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海において、第8次水質総量削減の削減目標量(目標年度:2019年度)の達成に向けた取組を実施する。(環境省)	○施策番号195～197に記載しました。	○施策番号195～197に記載しました。	○施策番号195～197に記載しました。
200	○瀬戸内海の更なる環境保全・再生のため、平成27年の「瀬戸内海環境保全特別措置法」(昭和48年法律第110号)の改正及び「瀬戸内海環境保全基本計画」の変更(平成27年2月閣議決定)に基づき、生物多様性及び生物生産性が確保された「きれいで豊かな海」の観点から、従来からの水質総量削減に加え、藻場及び干潟の保全・再生、底質改善等を組み合わせ、地域の多様な主体が連携した総合的な取組となるよう必要な検討・施策の推進を図る。また、上記改正法の附則に規定されている、栄養塩類の減少、偏在等が水産資源に与える影響に関する調査・研究等を加速化し、「きれいで豊かな海」の確保に向けた方策について検討を進める。(農林水産省、国土交通省、環境省)	○瀬戸内海の有する多面的な価値及び機能が最大限に発揮された「豊かな海」を目指し、湾・瀬ごとや季節ごとの課題に対応した施策を推進するための調査・検討を進めています。令和元年度に、中央環境審議会において、瀬戸内海における今後の環境保全の方策の在り方について審議され、令和2年3月に答申がなされ、令和3年1月には同審議会からの意見具申を踏まえ、同年2月26日に「瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律案」として閣議決定されました。(環境省) ○漁業生産力の低下が懸念される海域においては、栄養塩と水産資源の関係の定量的な解明及び適正な栄養塩管理モデルの構築を推進しました。(農林水産省) ○海洋環境整備船による海面の漂流ごみ等の回収を実施しました。(国土交通省)	○令和2年3月、中央環境審議会から環境大臣へ、瀬戸内海における今後の環境保全の方策の在り方について答申がなされました。また、令和3年1月、中央環境審議会から環境大臣へ、瀬戸内海における特定の海域の環境保全に係る制度の見直しの方向性が意見具申されました。環境省では、同意意見申の内容を踏まえ、令和3年2月、①栄養塩類管理制度の創設、②自然海浜保全地区の指定対象の拡充、③海洋プラスチックを含む漂流ごみ等の発生抑制等に関する責務規定、④気候変動による環境への影響に関する基本理念の改正を内容とする瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律案を第204回通常国会に提出しました。(環境省)	○瀬戸内海環境保全特別措置法改正案が成立した後、施行に向け政省令等の必要な措置を講じます。(環境省) ○引き続き、海洋環境整備船による海面に漂流する漂流ごみ等の回収を実施していきます。(国土交通省)
201	○有明海及び八代海等の再生の観点から、「有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律」(平成14年法律第120号)に基づく「有明海及び八代海等の再生に関する基本方針」(平成15年2月総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省策定)を踏まえ、再生のための施策を進める。また、有明海・八代海等総合調査評価委員会における検討を踏まえつつ、再生に係る評価に必要な調査や科学的知見の収集等を進める。(総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)	○「有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律」では、海域環境の保全、改善を図るための特定の漁港漁場整備事業に対する国の補助割合の向上の特例措置が規定されています。この特例措置は令和3年度末が期限となっていました。有明海及び八代海等の再生は道半ばであることから、令和3年3月に議員立法により改正され、特例措置の期限が令和13年度末まで延長されました。(総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省) ○「有明海・八代海等総合調査評価委員会」や同委員会に設置された「水産資源再生方策検討作業小委員会」及び「海域環境再生方策検討作業小委員会」において、令和3年度を目的とする中間とりまとめに向けて、関係省庁・関係県が実施した調査の結果について情報収集等を実施しました。(農林水産省、環境省) ○海洋環境整備船による海面に漂流する漂流ごみ等の回収を実施したほか、地方公共団体が実施する下水道整備を社会資本整備総合交付金等により支援しました。(国土交通省)	○評価委員会では、令和3年度を目的とした中間とりまとめに向けた情報収集等を進めています。(環境省) ○漁場改善対策に関する取組による成果等(農林水産省) ・(タイラギ)沿岸4県が協調して人工種苗生産や母貝団地の造成等により、資源の回復に取り組めました。 ・(アサリ)沿岸4県が協調して浮遊幼生供給ネットワークの推定や移植・放流、食害対策、網袋による採苗等に取り組めました。	○令和3年度を目的とした中間とりまとめに向け、主要検討対象項目である「底生生物」、「有用二枚貝」、「ノリ養殖」及び「魚類等」を中心に情報収集・整理・分析するとともに、評価委員会において審議を進めます。(環境省) ○海面に漂流するごみ等の回収については、施策番号200に記載しました。(国土交通省)
エ 沿岸域における利用調整				
202	○沿岸域における地域の実態も考慮した海面の利用調整ルールづくりを推進する。また、地域の利用調整ルール等の情報へのアクセスを改善するとともに、海洋レジャー関係者を始めとする沿岸域利用者に対する周知・啓発を進める。(農林水産省)	○海面利用ルールの策定に向けた関係者間の協議の状況、ルール・マナーの効果的な周知・啓発等に関する情報交換を都道府県の水産担当部局と実施しました。また、都道府県での遊漁で使用できる漁具・漁法をとりまとめ、水産庁ウェブサイトに掲載する等、沿岸域利用者に対しルールの周知・啓発を行いました。(農林水産省)	【指標】関係者間における協定等締結件数(農林水産省) 令和元年度 93件 平成30年度 92件 平成29年度 97件 ○遊漁関係者も参加した海面利用協議会が全国で開催され、漁業と親水性レクリエーションが協調したルールづくりや、都道府県による漁業と遊漁を含む親水性レクリエーションとの円滑な調整が図られました。(農林水産省) 令和元年度 48回 平成30年度 60回 平成29年度 57回	○海面利用ルールの策定等についての都道府県水産担当部局との意見交換や水産庁ウェブサイトによる情報発信等の取組を継続します。また、上記意見交換等を踏まえ、今後の取組の改善等を検討していきます。(農林水産省)
203	○小型船舶の安全・環境対策として、小型船舶の海難等による死亡・行方不明者の減少及び環境問題の解消・低減並びに健全な利用振興及び関連産業の活性化を図る。また、小型船舶の利用適正化に向けた利用環境の整備を進めるため、「海の駅」の設置等を推進する。さらに、プレジャーボートの適正な管理を実現させるため、係留・保管能力の向上と規制措置を両輪とした放置艇対策を推進する。(国土交通省)	○小型船舶の安全対策として、関係省令の改正によって平成30年2月1日から、原則として全ての乗船者にライフジャケットの着用が義務付けられたことを踏まえ、ポスター・リーフレットの配布及び周知啓発映像を作成し、関係省庁、団体と連携して周知啓発を図りました。(国土交通省) ○陸と海をつなぐ接点として「海の駅」の設置を推進し、マリネジヤの振興を図りました。(国土交通省) ○平成25年5月に策定した「プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に関する推進計画」に基づき、水域管理者等を中心として、各種の放置艇対策に取り組んでいます。(国土交通省)	【指標】海の駅の設置数(国土交通省) ○令和2年4月～令和3年3月までの間に、「海の駅」が新規に5か所登録され、合計170か所となりました。 ○令和元年には「プレジャーボート放置艇対策に関する検討会」を立ち上げ、今後の放置艇対策の取組について検討を進めています。(国土交通省)	○引き続き、「海の駅」の運営者や関連諸団体と構成される「海の駅ネットワーク」とともに、海の駅の設置を推進します。(国土交通省) ○引き続き、今後の放置艇対策について検討を行います。(国土交通省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和2年度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
4. 海洋状況把握(MDA)の能力強化 (1)情報収集体制				
204	<p>○主として防衛省・自衛隊、海上保安庁及び内閣官房(内閣情報調査室)等が保有する艦艇、巡視船艇、測量船、航空機、情報収集衛星等や沿岸部設置のレーダー等の効率的な運用と着実な増強に加え、JAXAのALOS-3、ALOS-4、SLATS等の各種衛星及び民間等の小型衛星(光学衛星・SAR衛星)等の活用も視野に入れ、また、同盟国、友好国等と連携し、情報収集体制強化を通じて、MDA能力を強化する。(内閣官房、内閣府、外務省、財務省、文部科学省、国土交通省、防衛省)</p>	<p>○11月、情報収集衛星(データ中継衛星1号機)の打上げを行いました(※施策番号16及び17と同じ)。(内閣官房)</p> <p>○「平成31年度以降に係る防衛計画の大綱」(平成30年12月18日国家安全保障会議決定・閣議決定)及び「中期防衛力整備計画(平成31年度～平成35年度)」(平成30年12月18日国家安全保障会議決定・閣議決定)に基づき、真に実効的な防衛力として、多次元統合防衛力の構築に向け、防衛力整備を着実に進めています(※施策番号1と同じ)。(防衛省)</p> <p>○宇宙基本計画工程表を改訂(令和2年12月15日宇宙開発戦略本部決定)し、各種衛星の活用も視野に入れた海洋情報の収集・取得に関する体制や取組について、運用場面で求められる能力を踏まえた強化について検討工程を明確化しました</p> <p>○防衛省・自衛隊は、各種事態に迅速かつシームレスに対応するため、平素から常時継続的に我が国周辺海空域の警戒監視を行いました。また、洋上監視のため、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構(JAXA)が保有する衛星や民間の商用衛星を利用して洋上監視を行いました(※施策番号16及び17に関連記載あり)。(防衛省)</p>	<p>【指標】防衛省・自衛隊及び海上保安庁の艦艇、船艇及び航空機の増強 ・「平成31年度以降に係る防衛計画の大綱」(平成30年12月18日閣議決定)に基づく「中期防衛力整備計画(平成31年度～平成35年度)」(平成30年12月18日閣議決定)を策定しました。また、防衛省の監視体制の強化については、施策番号1に記載しました。(防衛省) ・海上保安体制強化に関する方針に基づき、巡視船、測量船及び航空機の整備等を進めました(※施策番号2及び6に関連記載あり)。(国土交通省)</p> <p>【指標】JAXAの各種衛星の開発及び衛星AIS情報の活用に関する研究等の取組状況(文部科学省) ・令和3年度打上げ予定の先進光学衛星(ALOS-3)については、維持設計、プロトタイプモデルの製作・試験及び地上システムの整備等を実施しました。 ・令和4年度打上げ予定の先進レーダ衛星(ALOS-4)については、維持設計、プロトタイプモデルの製作・試験及び地上システムの整備等を実施しました。 ・ALOS-4搭載用AIS受信機(SPAISE3)の船舶過密域(日本海、東シナ海等)におけるAIS受信の性能向上のための開発を実施しました。 ・JAXAの各種衛星(陸域観測技術衛星2号(ALOS-2)、AIS、水循環変動観測衛星(GCOM-W)、気候変動観測衛星「しきさい」(GCOM-C)、全球降水観測計画/二周波降水レーダ(GPM/DPR)等)で観測される船舶及び海洋情報について、国内の海洋関係機関への提供を継続しました。また、海洋状況表示システム(海しる)へのデータ提供を継続しました。 ・MDAにおける衛星データ利活用を進めるため、データ解析技術(機械学習等を含む)の研究に取り組み、得られた知見を国内の海洋関係機関に提供しました。</p>	<p>○外交・防衛等の安全保障及び大規模災害等への対応等の危機管理に資する情報収集衛星10機体制に向けた整備を着実に進めます(※施策番号16及び17と同じ)。(内閣官房)</p> <p>○令和5年度めどの準天頂衛星7機体制構築に向けて、JAXAとの連携を強化した研究開発体制により効率的に機能・性能向上を図りつつ、着実に開発を進めています(※施策番号16及び17と同じ)。(内閣府)</p> <p>○同盟国、友好国等との連携を通じたMDA能力の強化については、施策番号219及び220に記載しました。</p> <p>○令和3年度にALOS-3、令和4年度にALOS-4の打上げをそれぞれ予定しています(※施策番号16及び17と同じ)。(文部科学省)</p>
205	<p>○準天頂衛星の機数増等の取組、ALOS-3・4等のセンサーに関する技術開発及びSLATSの実証実験等の進展、船舶自動識別装置(AIS)受信機を搭載した衛星の普及、小型衛星等各種衛星に関する諸外国の取組等を踏まえ、衛星AISによる船舶航行状況をより正確に把握するための実証実験の実施など、MDAにおける衛星情報の更なる利活用について研究や検討を行う。(内閣府、文部科学省)</p>	<p>○同盟国である米国や友好国等と連携し、様々な機会を利用した共同訓練・演習の充実などの各種取組を推進しています(※施策番号16及び17と同じ)。(防衛省)</p> <p>○準天頂衛星システムの4機体制によるサービスを提供するとともに、令和5年度めどに確立する機体制の構築に向け、5号機、6号機及び7号機の開発を着実に進めています。(内閣府)</p> <p>○JAXAの取組については、右に記載しました。(文部科学省)</p> <p>○上記のほか、施策番号9にに関連記載があります。</p>	<p>○JAXAの各種衛星(陸域観測技術衛星2号(ALOS-2)、AIS、水循環変動観測衛星(GCOM-W)、気候変動観測衛星「しきさい」(GCOM-C)、全球降水観測計画/二周波降水レーダ(GPM/DPR)等)で観測される船舶及び海洋情報について、国内の海洋関係機関への提供を継続しました。また、海洋状況表示システム(海しる)へのデータ提供を継続しました。 ・MDAにおける衛星データ利活用を進めるため、データ解析技術(機械学習等を含む)の研究に取り組み、得られた知見を国内の海洋関係機関に提供しました。</p>	<p>○令和3年度にALOS-3、令和4年度にALOS-4の打上げをそれぞれ予定しています(※施策番号16及び17と同じ)。(文部科学省)</p>
206	<p>○海水温、海流、海水等の海況監視、漁業者に対する漁場情報の提供、海洋上を含む地球規模の温室効果ガスの観測や気候変動予測等の分野において、衛星情報の利用を引き続き推進する。(文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省)</p>	<p>○海面水温、植物プランクトン分布情報など人工衛星情報を活用し、漁場形成・海況情報の提供を行いました。(農林水産省)</p> <p>○漁場モデル構築のための水温情報の取得、赤潮移流過程の状況把握等に衛星情報を活用しています。また、水温情報から予測される漁場位置推定とIUU(※)漁業を含む外国漁船の動向把握を衛星情報を用いて行いました。さらに、JAXAとの共同研究を継続し、引き続き衛星情報の海況監視や気候変動観測への活用について検討を進めています。(農林水産省) ※IUU:「違法・無報告・無規制」</p> <p>○全球の温室効果ガス濃度の把握と今後の気候変動予測に資するため、温室効果ガス観測技術衛星GOSATによる海洋上を含む地球規模の温室効果ガスの観測を実施しました。また、GOSAT-2については令和2年よりCO₂・CH₄・CO等のプロダクトを一般提供開始しました。さらに、継続的な観測体制の構築のため、3号機にあたるGOSAT-GWの開発を行っています。(環境省)</p> <p>○北極域研究において、北極域データアーカイブシステム(ADS)により、観測衛星からのデータによる北極域の海水情報をリアルタイムで公開しました。また、ADSから海上保安庁が運用する海洋状況表示システム(海しる)に、観測衛星からのデータによる海水情報を提供しました。(文部科学省)</p> <p>○GCOM-Wで観測したデータを大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構 国立極地研究所に提供し、海洋状況表示システム(海しる)での海水情報提供に貢献しました。(文部科学省)</p>	<p>【指標】JAXAの各種衛星及び民間の小型衛星(光学・SAR)の利活用 ・外国船動向調査結果については、論文等で発表すると共に、国際機関との連携も進めています。JAXAとの共同研究に関する検討を引き続き行いました。(農林水産省) ・毎週、漁場速報を発行するとともに、気候変動観測衛星(GCOM-C)の解像度の高い情報を活用するための検討を行いました。(農林水産省)</p> <p>【指標】気候変動に対応する衛星情報の利用の推進 ・海面水温、雲、エアロゾル(大気中のちり)、海色、植生、雪氷などを気候変動観測衛星「しきさい」(GCOM-C)によって観測したデータの公開及び関係機関への提供を継続しました。また、水蒸気、雨、水温、海上風速、海水などを水循環変動観測衛星「しずく」(GCOM-W)等を用いて観測したデータの公開及び関係機関への提供を継続しました。(文部科学省) ・GOSAT(平成21年打上げ)の観測データにより地球全大気中のCO₂・CH₄濃度が季節変動を元ながらも12年間上昇し続けていることを明らかにしました。GOSAT-2については、令和元年8月よりプロダクトの一部を一般提供開始し、検証の終わったCO₂・CH₄・CO等の各プロダクトを公開しました。今後も順次公開する予定です。3号機にあたるGOSAT-GWについては、令和5年度の打上げを目指し、排出源の監視能力を更に強化した温室効果ガス観測センサ3型(TANSO-3)等の開発を行っています。(環境省)</p>	<p>○今後も各県と連携して衛星情報を活用した情報発信に関してJAXAとの共同研究を継続します。(農林水産省)</p> <p>○GOSAT及びGOSAT-2のデータ解析を行い、バリ協定の透明性向上や、気候変動予測の向上に貢献します。GOSAT-2のプロダクトを順次一般に公開していきます。3号機にあたるGOSAT-GWについては、宇宙基本計画工程表に則り、令和5年度の打上げを目指し取り組みます。(環境省)</p>
207	<p>○海洋調査の効率化・精緻化を図るためのセンサーやAUV等を活用した自動観測技術の開発に引き続き取り組む。また、AIS等による船舶動静情報の収集や、ICT技術を活用した新しい船舶動静の把握手法及びこれらの情報を更に利活用しやすい形で共有することについて検討を進める。(文部科学省、国土交通省)</p>	<p>○平成30年度から開始した海洋酸性化・地球温暖化、生物多様性及びマイクロプラスチックに関する海洋情報をより効率的かつ高精度に把握するための機器の研究開発を実施する「海洋資源利用促進技術開発プログラム 海洋情報把握技術開発」事業に取り組んでいます(※施策番号101の記載と同じ)。(文部科学省)</p> <p>○情報通信技術(ICT)を活用し、小型船舶の航行情報及び海域で収集する情報等の海上活動情報を統合・分析し、提供するシステム及び体制に関する検討を実施しています(※施策番号22と同じ)。(国土交通省)</p>	<p>【指標】無人航空機(UAV)、無人潜水調査機(UUV)、無人調査艇(USV)を活用した自動観測技術の開発(文部科学省) ・国立研究開発法人 海洋研究開発機構(JAMSTEC)では、調査目的に応じて観測機器の搭載が選べることを目的とした、多目的観測フロートの量産プロトタイプの作成やウェーブライダーの設置・回収方法の改善を行いました。また、フライ自動監視システムで、海面フランス計測ライダーからの情報についても対応可能とし、運用を開始しました(※施策番号23にに関連記載あり)。 ・自動観測を実現するために、既存の自律型無人探査機(AUV)を用いて、母船を用いず、AUVを沿岸から直接、観測海域に潜航させ、また沿岸に帰らせる、長距離観測試験を開始しました。</p>	<p>○表層グライダー等の実用化及び自動観測の拡充のための漂流型観測フロート等を用いた新たな観測技術の開発を行い、海洋観測データの充実、更なる精緻化を目指していきます(※施策番号159と同じ)。(文部科学省)</p> <p>○ICTを活用した船舶動静の把握等については、施策番号22に記載しました。(国土交通省)</p>

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和2年度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
208	○日本海溝海底地震津波観測網(S-net)、地震・津波観測監視システム(DONET)等の既設の海底地震・津波観測網を着実に運用するとともに、利活用手法をさらに充実していく。また、南海トラフ沿いで発生が想定される大規模地震・津波への対応に向けた観測研究体制に関する検討を行う。(文部科学省)	○S-netやDONET等の運用と利活用については、右に記載しました。	<p>【指標】南海トラフにおける観測研究体制の検討状況(文部科学省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ地震の想定震源域の西側(高知県沖～日向灘)において、南海トラフ海底地震・津波観測網(N-net)の構築を進めました(※施策番号245と同じ)。 <p>【指標】見逃しレーダー、航空機、ブイ、アルゴフロート等観測アセット及びシステムの検討及び整備(国土交通省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度は、16台の漂流型海洋気象ブイ及び27台のアルゴフロートによる海洋観測を実施しました。 <p>【指標】地震・津波観測網の着実な運用・利活用手法の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東北太平洋沖に設置した、S-netを着実に運用するとともに、JR東海において観測データの利活用が継続されました。(文部科学省) ・南海トラフ地震の震源想定域のうち熊野灘から室戸岬沖に設置した、DONETを着実に運用するとともに、JR東海・JR西日本において観測データの利活用が継続されました。(文部科学省) 	<ul style="list-style-type: none"> ○南海トラフ地震の想定震源域でまだ観測網を設置していない海域(高知県沖～日向灘)において、N-netの整備を着実に進めていきます。(文部科学省) ○地震・津波観測網の安定運用を着実に実施し、観測データの利活用を推進していきます。(文部科学省)
209	○海洋気象観測船、漂流型海洋気象ブイ、沿岸波浪計、潮位計、気象衛星ひまわり、気象レーダー等を用いた気象・水象観測を実施する他、地震・津波観測を実施する。(国土交通省)	<ul style="list-style-type: none"> ○気象庁は以下の観測等を実施しています。(国土交通省) ・気象衛星ひまわりや気象レーダー等による気象観測 ・海洋気象観測船、漂流型海洋気象ブイ、沿岸波浪計、潮位計による海洋観測 ・地震計や海底地震計、潮位計等による地震・津波観測 ・沿岸波浪計及び潮位計等のデータを集約するシステムを更新 ・局地的大雨等の実況監視能力強化、予測精度の向上のため、二重偏波気象レーダーの初号機(東京)の運用 	<ul style="list-style-type: none"> ・S-netの一部とDONETの追加観測データについて気象庁の緊急地震速報への利活用が継続されました。これにより海域で発生する地震に対する緊急地震速報の発表の迅速化を図りました(※施策番号29～31及び245～247に関連記載あり)。(文部科学省、国土交通省) ・S-netの一部とDONETの観測データについて、千葉県、和歌山県、三重県、中部電力において、津波即時予測システムとして利活用を開始、継続しました。(文部科学省) 	○新型気象レーダー(二重偏波気象レーダー)を順次導入し、局地的大雨等の実況監視能力強化、予測精度の向上を図ります。(国土交通省)
4. 海洋状況把握(MDA)の能力強化 (2)情報の集約・共有体制				
210	○海洋監視情報の集約・共有に当たっては、海洋監視情報の機密性に応じ、関係府省間で機動的かつ迅速な情報共有が可能となる有機的な情報共有体制を構築していくとともに、漁業者からの情報提供を始め、民間機関との連携も強化する。(内閣府、外務省、農林水産省、国土交通省、防衛省)	<ul style="list-style-type: none"> ○我が国における海洋状況把握(MDA)の能力強化に向けた今後の取組方針」に基づき、MDAの能力強化に向けた情報の集約・共有体制の強化に取り組みました(※施策番号291と同じ)。(内閣府、外務省、農林水産省、国土交通省、防衛省) ○令和元年度の「海洋状況把握(MDA)に関するプロジェクトチーム(PT)」の提言を踏まえ、進捗状況と今後の方向性について関係省庁と調整の上で整理を行いました。(内閣府) ○水産多面的機能発揮対策事業により、漁業者等が行う国境監視活動や海難救助訓練を支援しました(※施策番号145及び146と同じ)。(農林水産省) ○防衛省・自衛隊と海上保安庁間は、既存の情報共有システムによる連携の強化を行っています(※施策番号19と同じ)。(国土交通省、防衛省) 		
211	○防衛省・自衛隊と海上保安庁との間の情報共有システムの整備を進め、二者間の情報共有体制を充実させる。また、公表されている情報や学術情報を含めた各種ソースからの海洋関連情報を集約可能な「海洋状況表示システム」の構築に努める。「海洋状況表示システム」の整備・運用に当たっては、関係機関等が運用する各種海洋情報サービスとの連携を強化する。(内閣府、国土交通省、防衛省)	<ul style="list-style-type: none"> ○情報共有システムにおける機密性に応じた情報の適切な取扱いを確保するべく、機密性の高い情報については、防衛省・自衛隊と海上保安庁間は、既存の情報共有システムによる連携の強化を図っています(※施策番号191に関連記載あり)。(内閣府、国土交通省、防衛省) ○政府機関で共有する情報及び一般に公表する情報については、海上保安庁が「海洋台帳」を構築して、新たに「海洋状況表示システム(海しる)」を構築し、政府部内用のシステムについては平成31年3月から運用しています。一般に公表するシステムについては、平成31年4月から運用しています。これにより、関係機関等が運用保有するリアルタイム情報も含めた海洋情報を一元的に集約し、海洋状況表示システム(海しる)に表示可能となりました。(内閣府、国土交通省、防衛省) ○情報収集衛星で収集した画像に所要の加工処理を行い、海洋状況表示システム(海しる)(政府部内用)へ提供しました。(内閣官房) 	<p>【指標】海洋状況表示システム(海しる)における情報の充実及びアクセス数(国土交通省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・掲載情報の充実化のため、政府関係機関等と調整を実施しました。 ・令和2年度中に新たに18項目の情報が追加され、合計で261項目のデータが利用可能となりました。 ・アクセス数 約264万件(令和2年1月～令和2年12月) <p>【指標】情報の適切な管理(情報の秘匿度に応じたシステムの活用、データポリシーの確立)(内閣府、国土交通省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海洋状況表示システム(海しる)を通じたデータ連携における利用規則やフォーマット等の技術的事項の検討を実施しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ○「海洋状況把握(MDA)に関するPT」の報告書を踏まえ、引き続きMDAにおける関係省庁間での機動的かつ迅速な情報共有の強化に取り組みます。(内閣府、外務省、農林水産省、国土交通省、防衛省) ○海洋情報の更なる利活用のため「海洋状況表示システムの活用推進に関する検討会」の提言を踏まえ、海洋状況表示システム(海しる)の強化・充実に取り組みます。(内閣府・国土交通省) ○引き続き、情報収集衛星で収集した画像に所要の加工処理を行い、海洋状況表示システム(海しる)(政府部内用)へ提供を行います。(内閣官房) ○引き続き、漁業者等で構成される活動組織が行う国境監視活動や海難救助訓練の活動を支援します。(農林水産省)
212	○海洋調査成果等の関係機関が保有する海洋情報について、利用者の利便性の観点から、情報の品質の維持やデータポリシーの統合・標準化に取り組む。(内閣府)	<ul style="list-style-type: none"> ○海洋状況表示システム(海しる)を通じたデータ連携におけるポリシーの検討を行うとともに、同システムでデータを表示する際の利用規則やフォーマット等の技術的事項について検討を行いました。(内閣府) ○施策番号211に記載しました。 		
213	○国及び地方公共団体による海洋調査で得られた情報を始め、国等が海洋政策を進める上で収集・整備した海洋情報について、情報の機密性等に応じた適切な取扱いを確保しつつ、一元的に管理・公開を行うとともに、関係者間での情報共有を一層推進することによって、海洋政策の効率的な推進と産業活動への利用促進を図る。(内閣府、国土交通省)	○施策番号211に記載しました。		

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和2年度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
214	<p>○観測データの価値を向上するため、係留・漂流ブイ、船舶、衛星等の異なる手法で得られた観測データの統合(数値予報モデルへのデータ同化等)を推進する。(文部科学省、国土交通省)</p>	<p>○自動昇降型漂流ブイのアルゴ(Argo)フロート、漂流フロート、係留ブイ、船舶による観測等を組み合わせ、統合的な海洋の観測網を構築しています。また、ブイ、船舶、衛星等により得られた観測データを収集、同化し、波浪、水温、海流等の解析を実施するとともに、得られた解析値を数値予報モデルの初期値として活用しました。(文部科学省、国土交通省)</p>		<p>○海洋の実況を面的に把握するため、引き続き、ブイ、船舶及び衛星等により得られた観測データを収集、同化し、波浪、水温及び海流等の解析を実施します。(国土交通省)</p>
215	<p>○数値モデルを高精度化する等により、気候変動、海洋酸性化、海況等の実態把握とスーパーコンピュータを用いた予測の精度向上を図るとともに、情報の可視化等その内容の充実に取り組み。さらに、これらの成果の幅広い利用を促進するため、「海洋の健康診断表」等での情報公開に取り組む。(文部科学省、国土交通省)</p>	<p>○地球シミュレータ等のスーパーコンピュータを活用し、気候モデル等の開発を通じて気候変動の予測技術等を高度化することによって、地球規模の環境変動が我が国に及ぼす影響を把握するための研究開発を行ったほか、気候変動によって生じた多様なリスクの管理に必要な基盤的情報を創出しました(※施策番号158及び2371に関連記載あり)。(文部科学省)</p> <p>○気候変動、海況等の実態把握や予測精度向上のため、数値予報モデルの高度化に取り組みました。(国土交通省)</p> <p>○気象庁ウェブサイトの「海洋の健康診断表」で海況、海洋酸性化、波浪、潮汐等の幅広い海洋情報を公開しました。(国土交通省)</p> <p>○気象研究所ウェブサイトにて、気象研究所が開発した日本近海を水平方向2kmで解像する沿岸海況監視予測システムの10年気候値分布図を公開しました。(国土交通省)</p>	<p>【指標】予測技術及びデータ解析手法の高度化 ・12月に、文部科学省における気候変動研究に関する成果などの最新の科学的知見を総合的に取りまとめた「日本の気候変動2020」(文部科学省 気象庁)を公表しました。この中で、沿岸域における自然災害への影響として重要な海面水位、高潮等について、パリ協定の2°C目標が達成された世界と現時点を超える追加的な緩和策を取らなかった世界における将来予測変化をとりまとめました。これらの成果は、地球温暖化に伴う砂浜や海洋生態系の変化といった我が国の沿岸域の脆弱性や適応策に係る研究への展開が期待されます(※施策番号236～2381に関連記載あり)。(文部科学省) ・DIASに格納されたデータセットは、新規で68セット追加され、全359セット(令和3年3月末現在)となっています。(文部科学省) ・ブイ、船舶、衛星等により得られた観測データを収集、同化し、波浪、水温、海流等の解析を実施するとともに、得られた解析値を数値予報モデルの初期値として活用しました。また、気象庁では、10月28日に日本近海及び北西太平洋の海況を監視・予測するための新しい海洋データ同化・予測システム(「日本沿岸海況監視予測システム」)を導入しました。(国土交通省)</p>	<p>○日本近海の時況情報等の予測精度向上のため、日本沿岸海況監視予測システムの改善を進めます。(国土交通省)</p>
216	<p>○関係機関の協力の下、日本海洋データセンター(JODC)において各種海洋情報の収集・管理・提供を実施するとともに、海洋情報クリアリングハウス及び海洋台帳を引き続き運用し、その充実を図る。また、これらの取組と「海洋状況表示システム」との連携を進める。(内閣府、国土交通省)</p>	<p>○海上保安庁では、政府関係機関が保有する海洋に関する情報の概要、入手方法等をインターネット上で一括して検索できる「海洋情報クリアリングハウス(マリンページ)」を運用しています。(内閣府、国土交通省)</p> <p>○海上保安庁では、関係機関等が保有するリアルタイム情報も含めた海洋情報を一元的に集約し、地図上に重ね合わせて表示できる「海洋状況表示システム(海しる)」を運用しています。(国土交通省)</p>	<p>○アクセス数(国土交通省) ・海洋情報クリアリングハウス 約10万件(令和2年1月～令和2年12月まで) ・海洋状況表示システム(海しる)(※施策番号210～213に関連記載あり) 約264万件(令和2年1月～令和2年12月まで)</p>	<p>○海洋情報の更なる利活用のため、「海洋状況表示システム(海しる)」の強化・充実に取り組みます(※施策番号210～213に関連記載あり)。(国土交通省)</p>
217	<p>○海洋情報の収集と解析処理のための共通基盤技術の整備・運用を進め、都道府県等の地域レベルでの利用を含め、海洋情報の利用促進を図る。また、広く一般への情報提供の観点から、海洋科学技術に関する資料を広く収集・整理するとともに利便性を高める。(内閣府、文部科学省)</p>	<p>○地球環境ビッグデータ(観測情報・予測情報等)を蓄積・統合解析し、気候変動等の地球規模課題の解決に資する情報基盤として、「データ統合・解析システム(DIAS)」を開発し、気象・気候、防災等の社会課題解決に資する共通基盤技術の開発を推進しました。(文部科学省)</p> <p>○JAMSTECでは、取得した各種データやサンプル等に関する情報等を国内外で実施されている研究等の利用に供するため、体系的な収集、整理、分析、加工及び保管を行い、円滑に情報等を公開しています。目的別のデータ公開システムを構築し、運用するとともに、国内外の関係機関との連携を強化しています(※施策番号226と同じ、施策番号249に関連記載あり)。(文部科学省)</p>		<p>○引き続き、取得した各種データやサンプル等に関する情報等を効果的に提供していきます。(文部科学省)</p>

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和2年度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
4. 海洋状況把握(MDA)の能力強化 (3)国際連携・国際協力				
218	○「海洋状況表示システム」については、国際社会との連携に活用するため、多言語化に向けた対応を図る。(内閣府、国土交通省)	○令和元年からメニュー及びコンテンツ名を英語化した英語版「海洋状況表示システム(海しる)」を継続運用しています。(内閣府、国土交通省)		○ユーザーの利便性を改善するため、英語のコンテンツ及びメニュー等の改善を行います。(内閣府、国土交通省)
219	○二国間及び多国間での取組を効果的に組み合わせ、MDAに関する国際連携・国際協力を強化し、これらの取組を通じて得た海洋情報を多様な海洋政策の実施に適切に活用する。(内閣府、外務省、国土交通省)	<p>○総合海洋政策本部参与会議の下に設置された「国際的な連携の確保及び国際協力の推進について検討するプロジェクトチーム」において、海洋状況把握(MDA)を巡る国際協力等に関する検討を行いました。(内閣府)</p> <p>○MDAに関する国際連携・国際協力に関連して、以下の会議等に参加しました。 ・11月の第12回日本・メコン地域諸国首脳会議において、メコン諸国の海洋状況把握能力強化のため、情報集約ウェブポータルを提供し、今後1年間で少なくとも100名のメコン諸国の関係当局職員に対し、訓練を実施することを具体的貢献として発表しました。(外務省、国土交通省)</p> <p>○海洋データの国際交換促進による海洋の調査研究や利用開発等の発展に向け、将来の海洋データの利用促進及びその管理について、意見交換を行いました。我が国が進めるMDAの能力強化のための国際連携に大きく貢献することが期待されるとともに、平成31年4月から運用している「海洋状況表示システム(海しる)」の掲載情報の充実にも寄与します。(内閣府、国土交通省)</p>	<p>【指標】MDAに関連する施策に言及した会議の数及び名称 6件ほか -宇宙に関する包括的日米対話第7回会合 -第4回日英外務・防衛閣僚会合 -WMO総会 -WMO執行理事会 -第6回日ASEAN防衛担当大臣会合 -日印防衛相電話会談</p> <p>【指標】GEO、UNESCO/IOC/IODE、WMOなどの国際的観測情報共有枠組を通じた情報の収集(内閣官房、内閣府、外務省、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省) ・気象・水象情報のうち基盤的な情報や津波警報等について、IOCやWMOの枠組を通じて情報交換を行いました。</p>	<p>○様々な国際会議・二国間会議の場において、MDA及びMDAに関連する施策に言及するなど、国際連携・国際協力を努めます。(内閣官房、内閣府、外務省、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省)</p>
220	○諸外国、国際機関等が保有する海洋情報について、各種ルートを通じて情報収集を図る。(内閣官房、内閣府、外務省、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省)	<p>○国・地域・地球規模で政策立案者に活用されることを目的として、国連の下で地球規模の海洋環境の状況を明らかにする「世界海洋評価(WOA)(第1版)」が作成されました。本アセスメントには海洋環境・生態系、食料安全保障、食品安全の分野横断的問題、人間活動と影響、生物多様性等幅広い内容に及ぶ。平成27年に第1版、令和2年に第2版が作成され、引き続き第3版の作成に向け、海洋科学の専門家として日本から執筆者を派遣し、検討プロセスに貢献していきます。(文部科学省)</p> <p>○持続可能な開発目標(SDGs)指標14.3.1(海洋酸性度の平均値)の数値公表に貢献しました。(文部科学省)</p> <p>○防衛省の取組については、施策番号221に記載しました。(防衛省)</p>		○引き続き、気象・水象情報のうち基盤的な情報や津波警報等について、IOCやWMOの枠組を通じて情報交換を実施します。(国土交通省)
221	○我が国自身の努力に加え、MDAに関する同盟国、友好国等との協力体制を構築し、各国との連携やシーレーン沿岸国の海洋状況把握に係る能力向上に資する協力の推進を通じ、MDA体制を強化していく。(内閣府、外務省、国土交通省、防衛省)	<p>○同盟国である米国や友好国等と連携し、様々な機会を利用した共同訓練・演習の充実などの各種取組を推進しています(※施策番号16及び17と同じ)。(防衛省)</p> <p>○我が国のシーレーンの要衝を占める戦略的に重要な地域に位置するASEAN諸国には、「ビエンチャン・ビジョン2.0」(日ASEAN防衛協力の指針)に基づき、能力構築支援、共同訓練・演習、防衛装備・技術協力などの協力を推進しています(※施策番号50～54に関連記載あり)。(防衛省)</p> <p>○シーレーン沿岸国への海洋状況把握に係る能力向上支援については、施策番号41に記載しました。(外務省)</p> <p>○ソマリア周辺海域沿岸国の能力向上支援として、ジブチ沿岸警備隊の能力向上を目的とするJICA技術協力プロジェクト「沿岸警備隊能力拡充プロジェクト」に基づき海上法執行に係るオンライン研修を実施しました(※施策番号42に関連記載あり)。(外務省、国土交通省)</p> <p>○東南アジア諸国やソマリア周辺国、西アフリカ等の法執行能力向上のため、令和3年1月～2月にかけて、これらの海上法執行機関職員に対して、JICA「海上犯罪取締り」研修をオンライン形式にて実施し、海上保安庁により海賊対策を始めとする海上犯罪の取締りに必要な知識・技能に関するオンライン講義を実施しました(※施策番号41に関連記載あり)。(外務省、国土交通省)</p> <p>○諸外国8か国の海上保安機関職員に対し海上保安庁モバイルコーポレーションチームによる技術指導等をオンライン形式にて10回実施した。(※施策番号41に関連記載あり)。(国土交通省)</p>	<p>【指標】シーレーン沿岸国に対する外務省、防衛省・自衛隊及び海上保安庁による能力向上支援等の件数(外務省、国土交通省、防衛省) 14件</p> <p>【指標】同盟国・友好国との対話等を通じたMDAに関する協力の推進 ・平成30年12月にインドが設立したIFC-IOR(インド洋圏情報融合センター)の連絡官として、令和2年3月から在インド大使館の防衛駐在官が兼務しています(※施策番号48と同じ)。(防衛省) ・令和元年(2019年)11月の第5回日ASEAN防衛担当大臣会合において、「ビエンチャン・ビジョン2.0」を発表し、ASEANの強靱性の強化に資する協力としてMDAに係る能力向上を促進することを表明しました。また、令和2年12月に第6回日ASEAN防衛担当大臣会合が行われ、実践的な日ASEAN防衛協力に向けた意見交換が行われました(※施策番号50～54に関連記載あり)。(防衛省) ・同盟国である米国や友好国等と連携し、様々な機会を利用した共同訓練・演習の充実などの各種取組を推進しています(※施策番号16及び17と同じ)。(防衛省)</p>	○引き続き、関係国との間での協議の機会に、シーレーン沿岸国等のMDA能力の向上にも資する海上法執行能力向上支援等について意見交換を実施していきます。(内閣府、外務省、国土交通省、防衛省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和2年度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
	5. 海洋調査及び海洋科学技術に関する研究開発の推進等 (1) 海洋調査の推進		【指標】海洋調査実施件数(内閣府、外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省) 令和2年度 563件 令和元年度 600件 平成30年度 568件	
	ア 海洋調査の戦略的取組			
222	○我が国の排他的経済水域・大陸棚を始め、我が国周辺海域における海洋調査を通じ、海洋権益確保の戦略的観点から、我が国の海域の総合的管理に必要なものや境界固定交渉に資するものを含め、海底地形、資源の分布状況等に係る関連情報の一層の充実を努めるため、「海上保安体制強化に関する方針」に基づく海洋調査体制の強化等、海洋調査に関する戦略的取組を推進する。(内閣府、外務省、国土交通省)	○測量船に搭載されたマルチビーム測深機による海底地形調査や音波探査装置による地殻構造調査等を実施するとともに、航空機に搭載した航空レーザー測深機等により、領海や排他的経済水域(EEZ)の外縁の根拠となる低潮線等の調査を実施しました(※施策番号18と同じ)。(国土交通省) ○航空機を使用して定期的に南方諸島における火山活動状況の調査・観測を実施し、データを解析したのちに調査結果をウェブサイト等で公表しました。特に、令和元年12月に再び噴火した西之島については重点的に火山活動状況の調査・観測を行いました。(国土交通省)	○海上保安庁の海洋調査体制の強化については、施策番号2に記載しました。 ○西之島について、航空機により定期的な監視観測を行い、観測結果をウェブサイト等で公表しました。(国土交通省)	○海底地形調査、低潮線調査及び地殻構造調査等を引き続き実施し、海洋権益の確保に資する調査データを取得してまいります(※施策番号18及び2271に関連記載あり)。(国土交通省)
223	○海洋のモニタリングについては、リアルタイム性のみならず、長期的な観測を積み重ねるとともに、衛星、観測ブイ等を用いた高度な観測技術を最大限活用し海洋を総合的に観測することが重要であり、海洋観測を行う海洋調査船等の適切な運航、効率的な観測に資する自動化技術の向上等に取り組む。(文部科学省、国土交通省)	○地球温暖化の進行に大きな影響を与える海洋の炭素循環や熱輸送過程の変動を把握するため、海洋気象観測船やアルゴフロートにより、北西太平洋域における長期的・継続的な海洋観測を実施しました。(国土交通省) ○海面水温・海上風速・海水密度・海色を水循環変動観測衛星「しずく」(GCOM-W)や気候変動観測衛星「しきさい」(GCOM-C)を用いて観測し、海上保安庁へデータ提供しました。また、国内の海洋関連機関に対し、「しずく」による海面水温・海上風速、「しきさい」による海面水温・海色、衛星全球降水マップ(GSMaP)による降水量、静止気象衛星「ひまわり」による海面水温・海色のデータを提供しました。(文部科学省) ○国立研究開発法人 海洋研究開発機構(JAMSTEC)では調査目的に応じて観測機器など機体の組み換えを現場等で速やかに行うことができる高機能・多目的無人機システムやウェーブライダーの設置・回収方法の改善、簡易フロートの量産モデルの作成を行いました。また、海面フラックス計測ライダー等の専用データ品質管理システムを完成させ、実運用に向けた試験を行っています(※施策番号207に関連記載あり)。(文部科学省) ○平成30年度から開始した、海洋酸性化・地球温暖化、生物多様性、マイクロプラスチックに関わる海洋情報をより効率的かつ高精度に把握するための機器の研究開発を実施する「海洋資源利用促進技術開発プログラム 海洋情報把握技術開発」事業に取り組んでいます(※施策番号101と同じ)。(文部科学省) ○海洋情報クリアリングハウス、JODC(日本海洋データセンター)オンラインデータ提供システム(J-DOSS)、海洋生物地理情報システム(OBIS)、全球地球観測システム(GEOSS)ポータル、DIAS(データ統合・解析システム)データ俯瞰・検索システム等のデータサイトにデータ提供又はシステム連携を行い、定期的にデータを更新しています。(文部科学省)	【指標】海洋調査結果等の海洋状況表示システム等情報共有システムへの掲載等 ・内閣府総合海洋政策推進事務局からの依頼に基づき、海上保安庁が運用の「海洋状況表示システム(海しる)」へJAMSTECが保有する津軽海峡HFレーダーデータが提供されています。(文部科学省)	○JAMSTECでは海洋状況表示システム(海しる)へアルゴフロート、トライトンブイのデータ提供も行うよう進めており、技術的な調整及び公開準備を進めています。(文部科学省) ○国立研究開発法人 宇宙航空研究開発機構(JAXA)では、海洋状況表示システム(海しる)へのGCOM-W、GCOM-CやGSMaP、ひまわりのデータ掲載について、海上保安庁へのデータ提供、技術支援を継続します。(文部科学省) ○引き続き、海洋気象観測船やアルゴフロートにより、北西太平洋域における長期的・継続的な海洋観測を実施します。(国土交通省)
224	○時空間的に疎(まばら)である生物分野を含め、海洋に関する科学データをより深海域まで精度よく観測するため、漂流フロート、係留系、船舶及び海中・海底探査システムによる観測を組み合わせた統合的観測網の構築を目指す。(文部科学省)	○自動昇降型漂流ブイのアルゴフロート、漂流フロート、係留ブイ、船舶による観測等を組み合わせ、統合的な海洋の観測網を構築しています(※施策番号214と同じ)。(文部科学省)	○令和2年度は、日本全体としてアルゴフロートによるデータを10,872プロファイル(令和3年3月19日時点)取得したほか、JAMSTECでは船舶や探査機を活用した海洋調査を57件実施するとともに、西太平洋3か所、インド洋2か所での係留ブイによる観測を実施しました(※施策番号158に関連記載あり)。(文部科学省)	○引き続き、自動昇降型漂流ブイのアルゴフロート、漂流フロート、係留ブイ及び船舶による観測等を組み合わせ、統合的な海洋の観測網を構築してまいります。(文部科学省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和2年度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
225	<p>○海洋調査の基盤となる海洋調査船等、有人・無人調査システム等を着実に整備するとともに、新たな調査機器の開発、新技術の導入を推進する。(文部科学省、国土交通省)</p>	<p>○次世代深海探査システムの研究開発として無人探査機「かいこう」の映像機能の高度化に取り組み、性能確認試験を行いました。また、「かいこう」のビークル部分を単独で潜航させるランチャーレス運用に向けた設計を開始し、動力・制御系設計及びビークルを改造しました。これにより、無人探査機(ROV)のより効率的で複数の船舶による汎用性の高い運用に向けて検討を進めています。(文部科学省)</p> <p>○令和3年3月16日に音波探査装置や探採器といった調査機器を搭載した、海上保安庁最大となる測量船「光洋」が就役しました。</p>	<p>○これまで深海調査研究船「かいれい」でのみ運用していた「かいこう」が、異なるタイプの調査船で運用できることを昨年度実証しましたが、今年度は、さらに汎用性を高めるために船上システムの改修、他船での運用及び調査能力向上のために、試験結果を参考にしつつ、ビークルの調整を行っています。(文部科学省)</p> <p>○「かいこう」ビークル単体で潜航させるランチャーレス運用は前年度に引き続き潜航深度を深める試験を3月に実施しました。また、令和3年度から公募機器として外部に供用する準備を進めています。(文部科学省)</p> <p>○深海底表層の海底下構造及び微細地形探査を目的とする民間企業からの受託航海を「うらしま」で実施しました。(文部科学省)</p> <p>○EEZ全域の深海調査能力を保有するために、7,000m以深AUVの設計を行っています。(文部科学省)</p>	<p>○引き続き、海洋調査プラットフォームに係る技術開発、改良(機能向上及び性能向上)、保守・整備及び運用を実施し、調査・観測能力の維持・向上を図っていきます。(文部科学省)</p>
226	<p>○国際的な海洋観測計画及び海洋情報交換の枠組に参画し、長期的・継続的に海洋の観測、調査研究等を実施するとともに、観測データの交換及び共有に取り組む。(文部科学省、国土交通省)</p>	<p>○JAMSTECでは、取得した各種データやサンプル等に関する情報等を国内外で実施されている研究等の利用に供するため、体系的な収集、整理、分析、加工及び保管を行い、円滑に情報等を公開しています。目的別のデータ公開システムを構築し、運用するとともに、国内外の関係機関との連携を強化しています(※施策番号217と同じ、施策番号249fに関連記載あり)。(文部科学省)</p> <p>○JAMSTECでは、国際的な枠組の下で実施されている観測システムの維持運用、大型係留ブイの運用を省力化するための表層グライダーや無人自律航行艇の実用化、自動観測の拡充のための漂流型観測フロート等を用いた新たな観測技術の開発に取り組んでいます(※施策番号159と同じ)。(文部科学省)</p> <p>○気候変動、海洋酸性化を監視していくため、国際海洋炭素観測連携計画(IOCOP)、全球海洋各層観測調査プログラム(GO-SHIP)に参画し、長期的・継続的な海洋の観測を実施し、海洋データの交換を行いました(※施策番号166、228及び325fに関連記載あり)。(国土交通省)</p> <p>○IOC西太平洋小委員会(WESTPAC)の下の北東アジア地域全球海洋観測システム(NEAR-GOOS)に参画し、海洋観測データ及び海洋解析の交換・共有に取り組めました。(国土交通省)</p> <p>○海上保安庁では、UNESCO/IOCが推進する国際海洋データ・情報交換システム(IODE)における我が国の代表機関である日本海洋データセンター(JODC)を運営しています。同センターでは、国内各海洋調査機関によって得られた海洋データを一元的に収集・管理・提供するJ-DOSSを運用するとともに、収集したデータは世界データセンターに送付され、世界中に共有されています。(国土交通省)</p>	<p>○J-DOSSには、令和2年1月から令和2年12月までに、約369万件のアクセス、約1万79千件のダウンロードがありました。(国土交通省)</p>	<p>○引き続き、GO-SHIP、アルゴ計画等に参画するとともに、それらの国際枠組の下で実施される観測データ等の共有に貢献します(※施策番号166fに関連記載あり)。(国土交通省)</p> <p>○海上保安庁が取得した海洋情報のうち、国際交換が可能なもの及び国内海洋調査機関から収集した公開可能な海洋観測データ等については、J-DOSS等を用いて広く一般に利用できるよう情報提供を行い、また、一部のデータは海洋状況表示システム(海しる)に掲載する予定です。(国土交通省)</p>
227	<p>○海洋資源の開発、海洋権益の確保及び海洋の総合的管理に必要な基盤情報を整備するため、海底地形、海洋地質、地殻構造、領海基線、海潮流等の調査を引き続き実施する。(国土交通省)</p>	<p>○施策番号222fに記載しました。</p>	<p>○施策番号222fに記載しました。</p>	<p>○海底地形、海洋地質、地殻構造、領海基線及び海潮流等の調査・観測を引き続き実施し、海洋権益の確保等に資する調査・観測データを取得していきます(※施策番号18及び222fに関連記載あり)。(国土交通省)</p>

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和2年度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
	イ 気候変動・海洋環境の把握のための調査等			
228	<p>○気候変動、海洋酸性化等の地球規模の変動の実態を把握するため、世界気象機関(WMO)、UNESCO/IOC等が進める国際的な海洋観測計画に参加し、海洋調査船等による高精度かつ高密度な観測を実施するとともに、中層フロート等の自動観測システムの活用や水中グライダー等の最新技術の導入を進め、海水温、塩分、温室効果ガス濃度等の観測を着実に実施する。(文部科学省、国土交通省、環境省)</p>	<p>○気候変動、海洋酸性化を監視していくため、IOCCPとGO-SHIPに参画し、北西太平洋において海洋気象観測船による高精度かつ高密度な観測を実施しました(※施策番号166、226及び325に関連記載あり)。(国土交通省)</p> <p>○アルゴ計画に参画し、日本近海において海水温、塩分の観測を実施しました(※施策番号158及び226等に関連記載あり)。(文部科学省、国土交通省)</p> <p>○JAMSTECの取組については、施策番号226に記載しました。(文部科学省)</p> <p>○全球の温室効果ガス濃度の把握と今後の気候変動予測に資するため、温室効果ガス観測技術衛星GOSATによる海洋上を含む地球規模の温室効果ガスの観測を実施しました。また、観測精度を飛躍的に向上させたGOSAT-2を平成30年10月に打上げ、平成31年2月より定常運用を開始するとともに、航空機や船舶で観測した測定値との比較評価により、観測データの信頼性向上に努めました。さらに、継続的な観測体制の構築のため、3号機にあたるGOSAT-GWの開発をしています(※施策番号206と同じ)。(環境省)</p>	<p>○GOSAT(平成21年打上)の観測データにより地球全大気中のCO₂・CH₄濃度が季節変動をしながらも12年間上昇し続けていることを明らかにしました。GOSAT-2については、令和元年8月よりプロダクトを一般提供開始し、検証の終わったCO₂・CH₄・CO等の各プロダクトから順次公開しました。今後も順次公開する予定です。3号機にあたるGOSAT-GWについては、令和5年度の打上げを目指し、排出源の監視能力を更に強化した温室効果ガス観測センサ3型(TANSO-3)等の開発を行っています(※施策番号206と同じ)。(環境省)</p>	<p>○GOSAT及びGOSAT-2のデータ解析を行い、バリ協定の透明性向上や、気候変動予測の向上に貢献します。GOSAT-2のプロダクトを順次一般に公開していきます。3号機にあたるGOSAT-GWについては、宇宙基本計画工程表に則り、令和5年(2023年)度の打上げを目指し取り組みます(※施策番号206と同じ)。(環境省)</p>
229	<p>○我が国周辺海域における海洋環境保全対策を効率的かつ効果的に実施するため、油分、重金属、内分泌かく乱物質等の陸上・海上起因の汚染物質の海洋環境への影響を把握するとともに、バックグラウンド数値の経年変化を把握する。また、海域における放射性物質のモニタリングを実施する。(国土交通省、環境省)</p>	<p>○日本周辺の海洋環境の経年的変化を捉え、総合的な評価を行うため、水質、底質等の海洋環境モニタリング調査を実施しました。また、化学物質の存在状況の把握のため、主に内湾の水質、底質等に含まれる残留性有機汚染物質(POPs)等の化学物質の調査を実施しました。(環境省)</p> <p>○我が国の原子力施設沖合に位置する主要漁場の放射能水準を把握するため、海産生物、海底土及び海水の放射能調査を実施しました。(環境省)</p>	<p>【指標】海洋調査実施件数(環境省) ・福島県等及び東京湾の沿岸域において、令和2年度は42地点で年間2~8回の放射性物質のモニタリングを実施しました(※施策番号180と同じ)。</p> <p>【指標】海洋調査結果等の海洋状況表示システム(海しる)等情報共有システムへの掲載等(環境省) ・海洋における放射性物質モニタリング結果を環境省ウェブサイトにおいて公表しました。</p>	<p>○令和3年度も引き続き、放射線モニタリングを実施し、結果を公表します。(環境省)</p>
230	<p>○東日本大震災に伴い発生した津波による廃棄物の海上流出や油汚染、東京電力福島第一原子力発電所からの放射性物質の漏出等による海洋環境への影響を把握するため、引き続き有害物質及び放射性物質に関するモニタリングを実施する。(国土交通省、環境省)</p>	<p>○東京電力福島第一原子力発電所の近傍、沿岸、沖合、外洋及び東京湾における海水・海底土の放射性物質のモニタリングを実施しています(※施策番号180に関連記載あり)。(環境省)</p> <p>○福島県等の沿岸海域における海水、海底土等に含まれる放射性物質モニタリングを実施し、結果を随時、環境省のウェブサイトにおいて公表しました(※施策番号180に関連記載あり)。(環境省)</p>	<p>○東京電力福島第一原子力発電所の近傍、沿岸、沖合、外洋及び東京湾における海水・海底土の放射性物質のモニタリングを実施しています(※施策番号180に関連記載あり)。(環境省)</p> <p>○福島県等の沿岸海域における海水、海底土等に含まれる放射性物質モニタリングを実施し、結果を随時、環境省のウェブサイトにおいて公表しました(※施策番号180に関連記載あり)。(環境省)</p>	
231	<p>○閉鎖性海域の海洋環境モニタリングとして、東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海における栄養塩類等の水質調査、底質・底生生物調査等を実施する。また、海洋環境整備船による水質調査や海洋短波レーダーによる流況観測等を実施するとともに、国及び地方公共団体が実施した環境調査データを収集・共有する海域環境情報データベースの充実を図る。(国土交通省、環境省)</p>	<p>○東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海における栄養塩類等の水質調査等を実施し、閉鎖性水域における調査結果について、環境省のウェブサイトで公表しました(※施策番号195~197に関連記載あり)。(環境省)</p> <p>○東京湾、伊勢湾、瀬戸内海、有明海・八代海の閉鎖性海域において、海洋短波レーダーによる海面の流況観測結果と海洋環境整備船による水質調査結果を活用し、漂流ごみ等の挙動解析や集積位置の予測を行いました。(国土交通省)</p>	<p>○施策番号197に記載しました。</p>	<p>○引き続き、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海及び有明海・八代海の閉鎖性海域において、海洋短波レーダーによる海面の流況観測結果と海洋環境整備船による水質調査結果を活用し、漂流ごみ等の挙動解析や集積位置の予測を行っていきます。(国土交通省)</p>

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和2年度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
ウ 自然災害による被害軽減のための調査等				
232	<p>○プレート境界域における海溝型巨大地震の発生メカニズム解明や地震・津波の発生予測に資する基礎情報を収集・整備するため、海底地殻変動観測、GPSを利用した地殻変動観測、海底変動地形調査、地殻構造探査、津波堆積物調査、地震断層の掘削調査、掘削孔内観測等の充実・強化を図る。(文部科学省、国土交通省)</p>	<p>○日本海地震・津波調査プロジェクトでは、津波発生頻度の把握のために浅層を対象としたボーリング調査による津波履歴調査を実施しました。また、防災対策に資する南海トラフ地震調査研究プロジェクトでは、スロー地震活動や非プレート境界の地震活動の時空間把握に向けて、南海トラフプレート境界浅部における機動的な地震観測の準備に着手しました。また、和歌山県では数千年前、三重県では歴史時代を対象に浸水の痕跡を確認し、南海トラフ巨大地震の再来間隔や地震像の解明に着手しました(※施策番号29～31及び245に関連記載あり)。(文部科学省)</p> <p>○JAMSTECでは、地震発生帯の構造・履歴・活動(構造研究、巨大地震の履歴の海底調査)を明らかにするために、南海トラフと北海道沖地震域、東北沖太平洋等における地殻構造調査、自然地震・火山・地殻変動等の観測及び地震・津波履歴調査を実施しています。(文部科学省)</p> <p>○測量船により日本海溝付近及び南海トラフ付近において全球測位衛星システム(GNSS)と海中での音響測距技術を組み合わせた海底地殻変動観測を実施しました。また、巨大地震が想定されている南海トラフ海溝軸付近について観測網の充実を図りました。(国土交通省)</p>	<p>○日本海地震・津波調査プロジェクトでは、令和3年2月に最終成果報告会を開催し、8年間にわたって実施した事業成果として、日本海沿岸部における津波履歴調査の報告を行いました。また、防災対策に資する南海トラフ地震調査研究プロジェクトでは、津波痕跡となるタービダイトを複数の地層で確認し、歴史記録なども含め、過去数千年から数百年前までの南海トラフ巨大地震で発生した津波との関連性について検証を予定です。これらのデータを説明できるような巨大地震の波源モデルの再評価に向けた情報の収集・整理をしました。これらも含めた令和2年度のプロジェクトの成果を令和3年3月に報告しました。(文部科学省)</p> <p>○測量船により日本海溝付近及び南海トラフ付近において海底地殻変動観測を実施し、解析結果についてはウェブサイト等で公表しました。(国土交通省)</p>	<p>○海底地殻変動観測について、適切に実施していきます。(国土交通省)</p>
233	<p>○港湾内の船舶の避難等の津波対策及び地方公共団体による津波ハザードマップ作成に活用するため、海底地形データを収集・整備するとともに、津波防災情報図の整備を推進する。(国土交通省)</p>	<p>○海底地形データの提供により、自治体等のハザードマップ等の作成を支援するとともに、津波発生時の船舶の避難計画策定を支援するため、南海トラフ地震及び首都直下地震等による津波の被害が予想される地域について、港湾等における津波の挙動を予測した津波防災情報図を作成し、提供しました(※施策番号35と同じ)。(国土交通省)</p>	<p>○津波防災情報図の整備率(国土交通省)</p> <p>令和2年度 98.0% 令和元年度 95.1% 平成30年度 83.8% (※施策番号35と同じ)</p>	<p>○引き続き津波防災情報図を作成し、提供を行います(※施策番号35に関連記載あり)。(国土交通省)</p>
234	<p>○火山噴火予知に資する基礎情報を収集・整備するため、南方諸島及び南西諸島の海域火山を中心に航空機や衛星画像の活用等による定期的な監視、海洋調査船による海底地形、地質構造、海上重力及び地磁気の調査を実施する。(国土交通省)</p>	<p>○南方諸島の火山を中心に火山噴火予知に資する基礎情報を収集・整備するため、航空機を使用して定期的に調査・観測を実施するとともに、測量船による海底地形調査を実施しました。南方諸島に位置する西之島は令和元年12月に再び噴火したことから、重点的に火山活動状況の監視・観測を実施しました(※施策番号222に関連記載あり)。(国土交通省)</p>	<p>○西之島の火山活動状況の監視・観測については、施策番号222に記載しました。(国土交通省)</p>	<p>○海域火山の観測結果はウェブサイトに掲載されるとともに海洋状況表示システム(海しる)からもアクセス可能です(※施策番号210～213に関連記載あり)。(国土交通省)</p>
235	<p>○船舶、沿岸の安全を確保するため、海洋気象観測船、漂流型海洋気象ブイ、沿岸波浪計、潮位計、気象衛星ひまわり、気象レーダー等を用いた気象・水象観測を実施する他、地震・津波観測を実施する。(国土交通省)</p>	<p>○気象庁は以下の観測等を実施しています(※施策番号209と同じ)。(国土交通省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気象衛星ひまわりや気象レーダー等による気象観測 ・海洋気象観測船、漂流型海洋気象ブイ、沿岸波浪計、潮位計による海洋観測 ・地震計や海底地震計、潮位計等による地震・津波観測 ・沿岸波浪計及び潮位計等のデータを集約するシステムを更新 ・局地的大雨等の実況監視能力強化、予測精度の向上のため、二重偏波気象レーダーの初号機(東京)の運用 	<p>○左に記載しました。</p>	<p>○新型気象レーダー(二重偏波気象レーダー)を順次導入し、局地的大雨等の実況監視能力強化、予測精度の向上を図ります(※施策番号209と同じ)。(国土交通省)</p>

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和2年度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
	5. 海洋調査及び海洋科学技術に関する研究開発の推進等 (2) 海洋科学技術に関する研究開発の推進等		<p>【指標】海洋科学技術に係る査読付き論文数 JAMSTECの論文数(文部科学省) 令和2年 593本 令和元年 578本 平成30年 618本 気象庁の論文数(主著のみ)(国土交通省) 令和2年度 19本 令和元年度 23本 平成30年度 16本</p>	
	ア 国として取り組むべき重要課題に対する研究開発の推進			
	① 気候変動の予測及び適応に関する研究開発			
236	○海洋と大気との相互作用、さらに、陸域も含めた地球表面における物質循環やそれに伴う熱輸送・炭素循環、海洋が吸収する二酸化炭素の増加に伴う海洋の酸性化や、それによる海洋生態系への影響等を解明するための観測、調査研究等を強化する。(文部科学省、国土交通省)	<p>○平成30年度から新たに開始した「海洋資源利用促進技術開発プログラム 海洋情報把握技術開発」事業の一課題として、海洋酸性化・地球温暖化の解明に必要な海洋炭酸系の循環を自動かつ高精度に把握するための基盤技術の研究開発を開始するとともに、地球温暖化の進行に大きな影響を与える海洋の炭素循環や熱輸送過程の変動を把握するため、北西太平洋域において海洋観測を実施しています。(文部科学省)</p> <p>○地球温暖化の進行に大きな影響を与える海洋の炭素循環や熱輸送過程の変動を把握するため、海洋気象観測船やアルゴフロートにより、北西太平洋域における長期的・継続的な海洋観測を実施しました(※施策番号223と同じ)。(国土交通省)</p> <p>○大気中の温室効果ガス濃度の変動を監視するために、南鳥島等において、温室効果ガス等の観測を継続して実施しました。(国土交通省)</p> <p>○これらの観測データ等を用いて、日本近海や西太平洋熱帯域における海洋の二酸化炭素吸収や、それに伴う海洋酸性化の解析を実施しました。(国土交通省)</p>	<p>【指標】各分野における研究開発の取組状況 <気候変動> ・「統合的気候モデル高度化研究プログラム」では、JAMSTECの「地球シミュレータ」を用い、日本周辺の海洋に関する気候変動予測情報(海水温、海流等)の高精度化を進めています。海洋に関する予測情報は、自治体等における水産業等の影響評価に活用されました。(文部科学省)</p>	<p>○引き続き、海洋気象観測船やアルゴフロートによる北西太平洋域における長期的・継続的な海洋観測や南鳥島等における温室効果ガスの観測を実施するとともに、これらの観測データを用いて、海洋の二酸化炭素吸収やそれに伴う海洋酸性化の解析を行います。(国土交通省)</p>
237	○気候変動及びその影響に関する観測・監視等を行い、長期的な気候変動の低減のため、気候変動に係るリスク評価の基盤となる情報を収集・整備するとともに、予測情報の高精度化のための研究開発を推進する。また、長期的な気候変動及びその影響への適応策を講じていくため、都道府県等の地域レベルでの影響評価が可能となるように、気候モデルを改良するとともに、各地域のニーズに応じた観測、調査研究等を充実させる。(文部科学省、国土交通省、環境省)	<p>○地球シミュレータ等のスーパーコンピュータを活用し、気候モデル等の開発を通じて気候変動の予測技術等を高度化することによって、気候変動によって生じた多様なリスクの管理に必要な基盤的情報を創出しました。また、地方公共団体等における適応策立案・推進を支援するため、防災等の実際のニーズを踏まえた、適応策立案・推進に汎用的に活用可能な近未来の超高解像度気候変動予測情報等を開発し、環境省等の関係省庁と連携して取り組む「地域適応コンソーシアム事業」を通じて、研究開発成果を地方公共団体等に提供しました(※施策番号158及び215)に関連記載あり。(文部科学省)</p> <p>○アメダス等で観測された気象データにより、気温や降水量、猛暑日・大雨日数などの長期変化に関する情報を作成・公表しました。(国土交通省)</p> <p>○気候変動適応センターにおいて、気候変動の影響及び適応に関する情報を広く提供しました(※施策番号165)に関連記載あり。(環境省)</p>	<p>・観測データ等を用いて、日本近海や西太平洋熱帯域における海洋の二酸化炭素吸収や、それに伴う海洋酸性化の解析を実施し、地球温暖化のメカニズムの解明に貢献しました。(国土交通省)</p> <p>・文部科学省と連携して、我が国の気候変動の実態と見通しに関する統合的な見解をとりまとめた「日本の気候変動2020」を12月に公表しました。また、気象研究所では日本周辺の海況(海面水温、海面水位、海水、海洋循環、海洋酸性化)の将来予測と背景要因の解析を実施しました(※施策番号214～217)に関連記載あり。(国土交通省)</p> <p>・気象研究所は、数値シミュレーションを行うことで近年の気温上昇が令和元年東日本台風による総降水量の増加に寄与していたことを明らかにしました。(国土交通省)</p> <p>・気象研究所は、過去の観測データ等を用いて過去40年で東京など太平洋側の地域に接近する台風が増えていることを明らかにし、日本付近の気圧配置の変化や海面水温の上昇などが原因と考えられることがわかりました。(国土交通省)</p> <p>・北極域研究推進プロジェクト(ArCS)の後継プロジェクトとして、ArCS IIを開始し、各研究課題において、北極域の環境変化に関する観測研究に取り組みました(※施策番号293)に関連記載あり。(文部科学省)</p> <p>・環境省の取組は左に記載しました。</p>	<p>○気候変動適応法は平成30年12月に施行されました。地域の実情に応じた適応策の立案・実施に向け、地域のニーズに応じた支援を行います。(環境省)</p> <p>○都道府県等の地域レベルでの温暖化予測情報の高度化のため、引き続き、気候モデルの高精度化を進めます。(国土交通省)</p>
238	○地球温暖化の影響が顕著である北極域における環境変化は、地球温暖化の加速、地球全体の海面水位上昇、極端な気象の頻度増加等、全球的な気候への影響を与えることが懸念されており、全球の気候システムの形成に大きな役割を果たす南極域の重要性も踏まえ、両極域における観測・研究を引き続き実施する。(文部科学省)	<p>○南極地域観測第Ⅱ期6か年計画に基づき南極地域観測事業を実施し、大気、海洋、陸域等の各分野における観測・研究を実施しました。令和2年度は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、観測史上初の往復無寄港での計画となりましたが、感染者を出すことなく、各分野の基礎的観測データを継続的に取得し、取得したデータを国内外の研究機関等へ提供しました。さらに、大型大気レーダー(PANSY)を軸とした、全球の大気変動に関する総合的な精密観測や、南極移動基地ユニットの実証実験を実施したほか、南極昭和基地のオゾンゾンデ観測により、過去5年間で最大級のオゾンホール出現を確認しました。(文部科学省)</p> <p>○地球規模課題の対処に向け、北極域研究加速プロジェクト(ArCS II)を開始し、北極域の課題解決や、研究基盤の強化等に向けた取組を実施しました(※施策番号293と同じ)。(文部科学省)</p>		<p>○ArCSの後継プロジェクトとして、ArCS IIを開始しました。ArCSの成果を生かしつつ、さらなる国際共同研究を進めるとともに、北極域における観測の強化、予測の高度化及びその成果の社会実装の推進を図ります(※施策番号293と同じ)。(文部科学省)</p>

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和2年度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
	② 海洋エネルギー・鉱物資源の開発に関する研究開発			
239	○広域科学調査により、エネルギー・鉱物資源の鉱床候補地推定の基礎となるデータ等を収集するため、海底を広く調査する研究船、有人潜水調査船や無人探査機(AUV、ROV等)等のプラットフォーム及び最先端センサー技術を用いた広域探査システムの開発・整備を行うとともに、鉱床形成モデルの構築による新しい探査手法の研究開発を推進するなど、海洋資源の調査研究能力を強化する。また、鉱物資源開発に係る環境影響評価技術の国際標準化に向けた取組を進める。(内閣府、総務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省、環境省)	○戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)第1期「次世代海洋資源調査技術」は平成30年度に終了しました。SIP第2期「革新的深海資源調査技術」を含む進捗状況等については、右に記載しました。(内閣府)	【指標】各分野における研究開発の取組状況 ・SIP第2期「革新的深海資源調査技術」において、SIP第1期「次世代海洋資源調査技術」にて開発した画像解析手法と海洋環境影響評価の国際標準化機構(ISO)認証取得のためのプロセスを引き継ぎ、無人探査機「江戸っ子1号」より小型軽量化した海洋観測機器の開発も進めています。また、平成30年度から実施してきた長期環境ベースライン調査のデータを分析しました。さらに、令和元年度に続き、民間機関から深海環境を利用した研究提案を受け、生分解プラスチックの材料やセメント等のサンプルを深海環境に長期間暴露する試験を実施しました。(内閣府)	
240	○平成26年度から取り組んできたSIP「次世代海洋資源調査技術」における研究開発成果について、未調査海域での実証運用等により統合海洋資源調査システムを実用レベルで確立させる。(内閣府、文部科学省、国土交通省)		【指標】民間での調査実施件数(内閣府、文部科学省、国土交通省) ・民間企業を中心として環境影響評価及びAUV隊列制御試験の検証を、民間調査船により5航海実施しました(※施策番号98と同じ)。	○SIP第2期「革新的深海資源調査技術」(プロジェクト予定期間:平成30年～令和4年)を引き続き進め、南鳥島海域のレアアース泥濃集帯に対し、深海から船上にレアアース濃集部分を揚泥することを可能とする技術開発を行います。また、深海域において広範囲の効率的な調査を可能とするAUV・ASV・深海ターミナルによる深海資源調査システムに必要な研究開発を行います。令和3年度には揚泥技術、調査技術の海域における実証試験をそれぞれ行います(※施策番号74～77と同じ)。(内閣府)
241	○SIP「次世代海洋資源調査技術」の成果を踏まえ、我が国の海洋資源探査技術を更に強化・発展させ、本分野における生産性を抜本的に向上し、我が国の排他的経済水域等にある豊富な海洋鉱物資源を活用するため、平成30年度から新たにSIP「革新的深海資源調査技術」を立ち上げ、これまで培った海洋資源調査技術、生産技術等を更に強化・発展させるとともに、基礎・基盤研究から事業化・実用化までを見据え、水深2000m以深の同技術の開発・実証に向けた取組を世界に先駆けて進める。(内閣府、文部科学省、経済産業省、国土交通省)	○SIP第1期「次世代海洋資源調査技術」での水深2,000m以浅の海底熱水鉱床を主な対象とした成果を活用し、SIP第2期「革新的深海資源調査技術」では水深2,000m以深での深海資源調査技術として、AUV複数機運用技術の更なる効率化(SIP第1期の2倍以上)と、探査システムの大深度化(6,000m級)の開発を行っています。(内閣府、文部科学省、経済産業省、国土交通省)	【指標】実海域での調査技術実績(時間、台数等)(内閣府、文部科学省、経済産業省、国土交通省) ・10航海、延べ138日間の調査航海を実施しました(※施策番号98と同じ)。 ○6,000m級AUVの製作を進め、深海ターミナルは浅海域でのドッキング試験に成功しました。また、音響通信・測位統合装置は実証機が完成、水深3,000m以浅の海域でASVとAUV3機による複数機運用および隊列制御試験に成功しました。海洋鉱物資源の生産技術については、解泥機のスケールダウンモデルによる試験を行い、解泥及び採泥の検証を進めました。また、揚泥管3,000mの製作を開始しました(※施策番号77と同じ)。(内閣府、総務省、文部科学省、国土交通省)	
242	○海洋資源の環境影響評価に資するための科学的な研究として、高解像度の調査と長期の環境モニタリングから得られる大規模データとの統合解析を推進する。(文部科学省)	○JAMSTECでは、8Kビデオなどの高解像度カメラシステムでの生物調査及び長期海底観測システムから得られたデータを用いた解析を進めています。(文部科学省) ○SIP第1期「次世代海洋資源調査技術」は平成30年度に終了しました。SIP第2期「革新的深海資源調査技術」を含む進捗状況等については、右に記載しました。(内閣府)		

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和2年度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
243	<p>③ 海洋生態系の保全に関する研究開発</p> <p>○海洋生物資源の持続的な利用の観点から、海洋環境調査を活用し、海洋環境の変動が水産資源に与える影響の把握に努めるとともに、海洋生態系の構造と機能及びその変動の様子を総合的に理解するための研究開発を推進する。また、サンゴ礁を始めとした海洋生態系の保全に必要な海洋生物の生物学的特性や多様性に関する情報の充実を図る。(内閣府、文部科学省、農林水産省、環境省)</p>	<p>○沖縄科学技術大学院大学(OIST)において、サンゴ礁生態系の中心のサンゴと、サンゴ礁の破壊を引き起こしつつあるオニヒトデのゲノム解析を行うとともに、ゲノム解析技術の開発を進めました。(内閣府)</p> <p>○海洋生物資源を持続的に利用するとともに、産業創出につなげていくことを目的に、平成23年度から10年間の予定で、海洋生物資源の新たな生産手法の開発や海洋生態系の構造・機能の解明に関する研究開発を行っています。(文部科学省)</p> <p>○平成30年度から開始した「海洋資源利用促進技術開発プログラム 海洋情報把握技術開発」事業の一課題として、生物多様性に関する情報を効率的かつ高精度に取得するために海洋生物遺伝子情報を自動で取得する基盤技術の研究開発を進めています。(文部科学省)</p> <p>○東北マリンサイエンス拠点形成事業では、三陸沿岸から沖合にかけての生物や環境の現状や変動に関わるデータの集積・解析等を行うとともに、得られた科学的知見について、データベースの構築やシンポジウムの開催等を通じて、地元自治体や地域の水産関連事業者などに提供し、漁業・養殖業の復興に貢献しています(※施策番号244Iに関連記載あり)。(文部科学省)</p> <p>○国立研究開発法人 水産研究・教育機構及び都道府県水産試験研究機関等と連携し、資源評価の高度化を図るため、ICTを活用して漁業者から操業・漁場環境情報をリアルタイムに収集し、資源評価に活用するネットワーク体制の構築に向けた実証を実施するとともに、漁業協同組合から水揚げ情報を電子的に収集するためのシステム構築に向けた実証を行いました。(農林水産省)</p> <p>○国立研究開発法人 水産研究・教育機構においては海洋生物資源の持続的な利用の観点から、調査船による定線観測調査や衛星画像、無人の観測機器などを駆使して海洋環境調査を精力的に実施し、海洋環境の変動が水産資源に与える影響の把握研究を行いました。また、海洋生態系の構造と機能及びその変動の様子を総合的に理解するため、被食・捕食などの種間関係の調査など研究を推進しました。さらに、サンゴ礁等亜熱帯生態系から北海道沖の亜寒帯生態系まで日本周辺の様々な海洋生態系について海洋生物の生物学的特性や多様性に関する情報収集を引き続き進めました。(農林水産省)</p> <p>○亜寒帯循環域のAライン、亜熱帯循環域のOライン調査など日本周辺において長年実施している海洋調査を継続し、気候変動、海洋環境変動がもたらす水産資源生物を含む海洋生態系変動への影響解析を実施しています。また、食性調査などを実施し、様々な生態系構造解析研究を実施しています。(農林水産省)</p> <p>○モニタリングサイト1000では、沿岸域、サンゴ礁及び小島嶼に設置された調査地点において、シギ・チドリ類、底生生物、海藻、造礁サンゴ、海鳥などの指標生物、周辺植生及び物理環境などのモニタリング調査を実施しました(※施策番号329Iに関連記載あり)。(環境省)</p> <p>○国際サンゴ礁・イニシアティブ(ICRI)及びその下に設立されている地球規模サンゴ礁モニタリングネットワーク(GORMN)に対して積極的な貢献を行っており、東アジア地域における解析作業を牽引しています(※施策番号329と同一)。(環境省)</p>	<p>【指標】各分野における研究開発の取組状況 <海洋生態系> ・OISTは令和2年度までに代表的なサンゴ18種及びオニヒトデ120個体のゲノムを解析しました。当面の目標である代表的なサンゴ25種とオニヒトデ200個体のゲノム解析を達成するため、当該目標との差分であるサンゴ7種とオニヒトデ80個体のゲノム解析に、引き続き取り組んでいます。(内閣府) ・ICTを活用して漁業者から操業・漁場環境情報をリアルタイムに収集し、資源評価に活用するネットワーク体制の構築に向けた実証は全国24道府県で行われ、ICTを活用することにより、資源評価に必要な各種情報の迅速な収集が可能であることが判明しました。また、水揚げデータを電子的に収集していくため、水揚げデータを一元的に集約するためのデータベースを構築するとともに、令和3年度からの生産現場へのシステム導入に向けて都道府県やシステムベンダー等との協議を進めました。(農林水産省) ・サンゴ礁では、効果的な保全修復策を開発するとともに、重要魚種の生息地利用の調査・解析から、重要魚種の資源維持において高い機能を有するサンゴ礁域を特定しました。(農林水産省) ・モニタリングサイト1000では、左記の各種モニタリング調査を実施し、情報を充実させました。さらに、調査結果は、報告書等にまとめてウェブサイトで公表しました。(環境省) ・サンゴ礁に関する東アジアの14の国と地域のデータを収集、整理及び解析しました。(環境省) ・東北地方太平洋沿岸地域において、平成24年度から令和元年度に実施された調査を基に自然環境の変遷について、とりまとめを実施しました。(環境省)</p>	<p>○解説したゲノム情報は順次OISTのウェブサイトを使って公開していますが、さらに世界中のサンゴ礁研究者の研究に使えるよう努力します。(内閣府)</p> <p>○令和3年度から、市場から水揚げ情報を電子的に収集するための体制構築を進めるとともに、ICTを活用した操業情報の収集体制構築に向けて実証地域の拡大を図り、必要となる取組を推進します。併せてこれらの取組により収集したデータの連携により、資源評価や管理の高度化に資する取組の実証を行います。(農林水産省)</p> <p>○地球規模サンゴ礁モニタリングネットワーク(Global Coral Reef Monitoring Network)の東アジア地域におけるサンゴ礁モニタリングデータの地域解析を進めます。(環境省)</p>
244	<p>○東日本大震災により激変した海洋生態系の回復状況を把握するため、大学や研究機関等によるネットワークを形成し、東北太平洋沖等における海洋生態系の調査研究を行う。(文部科学省、環境省)</p>	<p>○東北マリンサイエンス拠点形成事業では、東日本大震災の地震・津波により激変した沿岸域の漁場等の海洋生態系を調査して得られた科学的知見を地域で共有することを通じて、令和2年度の事業完了後も、大学と地元との連携により水産業の復興に貢献していくこととしています(※施策番号243Iに関連記載あり)。(文部科学省)</p> <p>○「東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定)」を基に環境省が策定した「三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興のビジョン」の具体的な取組の一つとして、地震・津波による自然環境への影響の調査や、変化し続ける自然環境のモニタリングを実施しており、令和2年度は、これまでの調査結果に係るとりまとめを行うとともに、調査結果の活用方法案や今後の調査実施計画案を含む、復興・創生期間後5年間(令和3年度～令和7年度)に向けた自然環境調査の実施方針を作成しました。(環境省)</p>		<p>○令和3年度も以降も、復興・創生期間後5年間(令和3年度～令和7年度)の自然環境調査実施方針に基づき、引き続き自然環境の変遷を把握するモニタリング調査を実施します。(環境省)</p>

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和2年度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
④ 海洋由来の自然災害に関する研究開発				
245	<p>○海域の地震・津波を、稠密な観測点により、精度高く早期に観測し、警報の高度化や発生メカニズムの解明を行うため、日本海溝沿い及び南海トラフ沿いにおいて、地震・津波のリアルタイム観測が可能な海底観測網(S-net、DONET等)を運用する。また、南海トラフ沿いで発生が想定される大規模地震・津波への対応に向けた観測研究体制に関する検討を行う。さらに、日本海側も含め、日本列島周辺海域における地震及び津波の発生予測や被害予測に関する調査研究を行い、それらに基づく防災・減災対策の研究を行う。(文部科学省)</p>	<p>○JAMSTECでは、地震・津波観測監視システム(DONET)データを用いた津波即時予測システムの開発のために、南海トラフ域の起こりうる津波シナリオを増やして理論津波波形を計算し、あらゆるケースでの津波即時予測の精度を検証するとともに、地域レベルの津波浸水予測と社会実装のために、DONETを用いた即時津波予測システムの機能強化の検討及び即時津波予測システムの水平展開に取り組んでいます。(文部科学省)</p> <p>○日本海地震・津波調査プロジェクトでは、津波発生頻度の把握のために浅層を対象としたボーリング調査による津波履歴調査を実施しました(施策番号232と同じ)。(文部科学省)</p> <p>○日本海溝海底地震津波観測網(S-net)や南海トラフ地震対策のためのDONETを着実に運用するとともに、関係研究機関等と連携し、地震及び津波災害における被害低減に資する解析研究を行いました(※施策番号29～31に関連記載あり)。(文部科学省)</p> <p>○南海トラフ地震の想定震源域の西側(高知県沖～日向灘)において、南海トラフ海底地震・津波観測網(N-net)の構築を進めました(※施策番号208及び209と同じ)。(文部科学省)</p>	<p>【指標】各分野における研究開発の取組状況 <海洋由来の自然災害> ・気象研究所は、平成23年9月に発生した日本沿岸に浸水被害をもたらした異常潮位のメカニズムについて、高解像度海況監視予測システムを用いて明らかにしました。(国土交通省) ・JR東海が講じる列車の災害対策において、S-netによる観測データの利活用が継続されました。また、JR東海・西日本が講じる列車の災害対策において、DONETによる観測データの利活用が継続されました(※施策番号29～31と同じ、施策番号208及び209に関連記載あり)。(文部科学省、国土交通省) ・S-netの一部とDONETの観測データについて、千葉県、和歌山県、三重県、中部電力において、津波即時予測システムとして利活用を開始、継続しました。(文部科学省) ・上記のほか、施策番号232に記載しました。</p>	<p>○地震・津波観測網の安定運用を着実に実施し、観測データの利活用を推進していきます(※施策番号208と同じ)。(文部科学省)</p>
246	<p>○地球表層から地球中心核に至る固体地球の諸現象について、その動的挙動に関する基礎的な研究を行うことにより、海洋プレートの運動によって引き起こされる地震・火山活動の原因、島弧・大陸地殻の進化、地球環境の変遷や海底下の構造等に関する知見を蓄積するとともに、地震・津波・火山活動等のモデル化と予測・検証を行う。(文部科学省)</p>	<p>○施策番号232に記載しました。</p>		<p>○引き続き、地震・津波・火山活動等に関する基礎研究や予測・検証に取り組めます。(文部科学省)</p>
247	<p>○海洋由来の災害防止・軽減に資するため、高波、高潮等の予測情報、津波警報、海洋環境情報の高度化等に関する研究等を行う。(国土交通省)</p>	<p>○海上由来の自然災害である高波・高潮・津波等の解析手法の改善に取り組むとともに、数値予測モデルの高度化に取り組みました。(国土交通省)</p>		<p>○引き続き、波浪や高潮の解析、予測システム等の高度化や津波即時予測技術の実用性を高めるために必要な技術開発を進めていきます。(国土交通省)</p>

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和2年度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
イ 基礎研究及び中長期的視点に立った研究開発の推進				
① 基礎研究の推進				
248	○独創的で多様な基礎研究を広げつつ継続的に推進するための取組を強化し、人類共通の知的フロンティアの開拓、知的資産の創造や重厚な知の蓄積を図る。(文部科学省)	○JAMSTECでは、海洋科学技術を推進する上で重要となる海洋調査技術、掘削科学技術及びシミュレーション技術等の先端的基盤技術を開発しています。さらに、それらの先進的技術を最大限活用し、未踏のフロンティアに挑戦するとともに、掘削科学や情報科学などの新分野における研究開発を推進しています。(文部科学省)		
249	○オープンサイエンスの急速な拡大を踏まえ、観測・研究活動を通じて得られたデータやサンプル等については、原則として、研究者を始め一般国民が利用しやすい形で整理・保管・提供するとともに、他分野の研究者・技術者の利用促進を図る。(文部科学省)	○JAMSTECでは、取得した各種データやサンプル等に関する情報等を国内外で実施されている研究等の利用に供するため、データ・サンプル取扱基本方針等に基づき体系的な収集、整理、分析、加工、保管及び公開を行うとともに、共同利用研究航海で得られた観測データの公開を行っています。さらにデータへのアクセス向上、利用促進を目指し、機構の各航海に対してデジタルデータ識別子(DOI)の付与を令和元年11月より開始し、令和2年度にはウェブ上で公開する全ての航海に対する付与を完了しました(※施策番号217及び226に関連記載あり)。(文部科学省) ○大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構 国立極地研究所では、北極域データアーカイブシステム(ADS)を整備・運用し、北極域の観測データ等を収集・整理し公開しています。ADSでは日本のデータシステムとして2番目となるデータへのDOI付与の取組を開始しました。ADSでは、平成27年度～令和元年度に実施された北極域研究推進プロジェクト(ArCS)、また、令和2年度に開始された北極域研究加速プロジェクト(ArCS II)において取得された観測等のデータのうち、データの品質確認が完了したものや論文のエビデンスとして用いられたデータについてのDOIの付与を進めており、これらのプロジェクトで得られた研究成果やデータへのアクセスの利便性向上を図っています。(文部科学省)	【指標】各分野における研究開発の取組状況(文部科学省) <基礎研究> ・将来のマンタル掘削に向けたパイロット孔として位置付けられるハワイ沖海洋地殻掘削プロジェクトの国際ワークショップを開催し、IODPIに「ちきゅう」による科学掘削プロポーザル(951-Full)が提案されました。 <技術開発> ・大水深ライザーパイプについて、実機サイズCFRP(炭素繊維強化プラスチック)短管試験体を用いて繰り返し引張試験及び疲労試験を実施し、その性能を確認しました。また、コアリングについて、硬岩対応を考慮したカッターの穿孔試験や衝撃式コアリングツールの要素検討を行いました。 ・AIによる事前のトラブル検知を試み、その可能性を示唆する結果を得ました。 <国際連携> ・現行IODP期間(2013年～2023年)以降を見据え、1年半以上にわたる国際的な策定、執筆、編集作業において主要な役割を果たしながら、2050年までの海洋科学掘削の指針を示した科学計画画書「2050 Science Framework: Exploring Earth by Scientific Ocean Drilling」(令和2年10月公開)の作成に貢献しました。本科学計画画書では、今後海洋科学掘削が追求すべき、そして海洋科学掘削によってのみ達成できる重要な最先端研究について、研究者への指針が示されています。	○ライザーパイプの大水深の適合性について、システムを構成する機器及び適合する材料の評価を行いました。また、コアリングについて、要素検討に加えて運用条件を与えて、機構を見直しました。(文部科学省) ○モニタリング結果を定期的に報告することで、地震発生時の長期評価に貢献していきます。現在、各項目とそれらの精緻化の作業を進めており、同時に情報発信の進め方も検討しています。これらのモニタリングの高度化を通じて、より高度な地震発生情報を提供することが可能となります。(文部科学省)
250	○地球深部探査船「ちきゅう」の活用等により、国際深海科学掘削計画(IODP)を推進する。IODPにおいては、地球を構成する物質の直接採取、分析及び現場観測を実施し、数値解析手法、モデリング手法等を用いつつ、海洋・地球・生命を関連させた全地球内部ダイナミクスモデルの構築とその理解の推進を図る。(文部科学省)	○地球深部探査船「ちきゅう」を含めたIODP研究航海で採取された地質試料の保管・分析を行う国際拠点としての高知コアセンターの運用、研究航海へ乗船しデータや試料の分析を行う日本研究者の推薦・派遣、掘削提案書の科学審査等を行う各種国際委員会への人材の派遣など、ハード面、ソフト面で多くの貢献をしています。また、掘削で得られたデータの数値解析やマンタルダイナミクスモデリング等の手法を用いて、海洋・地球・生命を関連させた全地球モデルの構築とその理解を推進しています。(文部科学省)		○「ちきゅう」における掘削を更に安全で効率的に進めるため、AI活用の高度化を図ります。(文部科学省)
251	○巨大地震発生メカニズムの解明、海底地下生命圏の探査や機能の解明、将来的なマンタル掘削の実施に向け、大水深・大深度掘削のための基盤技術開発を推進する。(文部科学省)	○JAMSTECでは、巨大地震発生メカニズムの解明を図るため、地球深部探査船「ちきゅう」を用いて南海トラフでの掘削航海に主導的に取り組んでいます。室戸沖南海トラフ付加体先端部の掘削コア試料の分析により、温度に依存した海底下生命圏の分布と岩石圏における超好熱性微生物生態系の存在が明らかとなりました。オマーン陸上掘削で得られたコア試料の「ちきゅう」船上分析から、陸上に衝突した海洋地殻-マンタル境界における岩石学的な特徴や多様な変質プロセスが明らかとなり、ハワイ沖における具体的なマンタル科学掘削の検討がはじまりました。また、海底下深くに設置した三点の長期孔内観測装置により、「ゆっくり滑り」等のリアルタイム観測を実施するとともに、大水深・大深度掘削を可能とする基盤技術として、掘削システム、ライザーパイプ及びコアリングシステムの検討・評価等を行いました。(文部科学省) ○JAMSTECでは、先進技術による掘削効率向上や科学成果創出を図り、過去の科学掘削で取得したデータを活用し、そして、人工知能技術(AI)を適用することで、船上の掘削機器の作動データのみからリアルタイムでのトラブル検知・予知、掘削地層識別、およびコア回収率予測などを行うAI掘削に関する研究開発を進めています。(文部科学省)		

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和2年度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
② 海洋科学技術に関する人材育成				
252	○将来にわたって、海洋に関する研究開発を推進し、海洋科学技術による経済・社会的課題の解決等を図るため、専門性と俯瞰力を持った海洋科学技術に携わる人材の質と層を向上させる。(文部科学省)	<p>○JAMSTECは、JAMSTEC Young Research Fellow制度(国際ポストドクトラル研究員制度から名称変更)により、テーマ・分野を特定せずに公募し、外国籍研究者を積極的に採用しています。ポストドクトラル研究員制度については国際的な共同研究拠地にふさわしい人材を広く海外より集めることを念頭に、海外からの研究員を受け入れています。(文部科学省)</p> <p>○JAMSTECは、令和3年3月18日～28日において、大学1～3年生(高専4、5年生等含)を対象に、最先端の海洋研究現場の体験を通じた若手人材育成プロジェクト「深海研究のガチンコファイトを体験せよ!」#Episode2を実施しました。本企画には、84名の学生から応募があり、その中から選ばれた7名がJAMSTECの実際の調査航海に参加しました。また、7名のうち3名が有人潜水調査船「しんかい6500」の潜航調査を体験しました。(文部科学省)</p>	<p>【指標】海洋科学技術に関する人材育成の取組状況(文部科学省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JAMSTEC Young Research Fellow制度 <ul style="list-style-type: none"> 令和3年3月末時点 12名在籍 令和2年3月末時点 14名在籍 平成31年3月末時点 14名在籍 ・東京大学「海洋学際教育プログラム」 <ul style="list-style-type: none"> 令和2年度 73名参加 令和元年度 47名参加 平成30年度 119名参加 ・東京大学「海洋法・海洋政策インターンシップ実習」 <ul style="list-style-type: none"> 令和2年度 7名参加 令和元年度 19名参加 平成30年度 16名参加 ・東京海洋大学 <ul style="list-style-type: none"> 海洋・海事・水産分野の企業、研究機関等へのインターンシップ <ul style="list-style-type: none"> 令和2年度 51名参加 令和元年度 278名参加 平成30年度 72名参加 	<p>○JAMSTEC Young Research Fellowについては引き続き当該制度を適切に運用していくとともに、今後はJAMSTECから転出した後の進路等を調査し、その効果について把握していくことを検討しています。(文部科学省)</p> <p>○若手人材育成プロジェクト「深海研究のガチンコファイトを体験せよ!」は令和3年度も実施予定です。(文部科学省)</p>
253	○大学及び大学院において、学際的な教育及び研究が推進されるようカリキュラムの充実を図るとともに、産業界等とも連携しながらインターンシップ実習の推進や、社会人再教育等の実践的な取組を推進することにより、海洋科学技術に関する先進的な人材を育成する。(文部科学省)	<p>○人材育成に関して、以下の取組を行っています。(文部科学省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京大学では大学院生向けの部局横断型教育プログラムとして、「海洋学際教育プログラム」を行いました。 ・東京海洋大学では、海洋に関するビッグデータを解析し、AI技術を用いた海洋産業の発展を担う人材を育成する「海洋産業AIプロフェッショナル育成卓越大学院プログラム」に着手しました。 ・東京海洋大学では、同窓会組織などと連携するなど、海洋・海事・水産分野の企業、研究機関等へのインターンシップを実施しており、国内外で海洋科学技術に関する就業体験などを行いました。 	<p>○大学及び大学院における、海洋科学技術に関する学際的な教育研究が推進されるプログラムの構築を引き続き促します。(文部科学省)</p>	
ウ 海洋科学技術の共通基盤の充実及び強化				
① 世界をリードする基盤的技術の開発				
254	○高精度で効率的な観測・探査システムの構築を推進するため、音響通信・複合通信システム、計測・センシング、測位、検知・探知、モニタリング、試料採取、分析等に係る先進的要素技術、探査・観測システム等の長期運用に必要なエネルギーシステムに係る技術、深海底での調査や観測のためのセンサーや観測プラットフォーム設置に係る技術等について、先進的な研究開発を推進する。(文部科学省)	<p>○JAMSTECは、海中レーザー測距システムにおける更なる有効活用を考え、適用するプラットフォーム種別に依存しない実用性・汎用性の向上を目的とし、筐体内にMEMS姿勢角センサを組み込み、レーザー測距時の姿勢補正演算処理を施すシステムを構築し、水槽試験において、所望の機能・性能が実現されることを確認しました。(文部科学省)</p> <p>※MEMS姿勢角センサ: MEMS(Micro Electro Mechanical Systems)技術を採用した小型軽量の姿勢角センサ。レーザー発信時のプラットフォーム姿勢を検出し補正するために使用される。</p>	<p>○JAMSTECは、南海トラフ地震・津波をはじめとした地震・津波防災に資する調査観測、研究等の連携協力を推進するため、令和2年10月に防災科学技術研究所と包括連携協定を締結しました。(文部科学省)</p>	
255	○深海等の未知の領域を効率的に探査するための海中・海底探査システム及びそれらに関連するサブシステム並びに長期にわたり広範囲な海洋空間を高精度で観測するための3次元観測システムの運用を行う。(文部科学省)		<p>○海中レーザー測距システムを適用するプラットフォームにおいて、搭載する航法センサの取付誤差は測距性能を著しく劣化させます。前年度達成した統計化アルゴリズムによる測距制度向上(ミリオーダー測距)を担保するためには、内蔵したMEMS姿勢角センサによる補正演算が有効であり、併せて実用性・汎用性の向上にも繋がります。引き続き、実海域において各補正演算精度を検証するとともに、レーザー測距基準となる内部機構の検討・構築および性能を評価し、当該技術の実装化検証を進めていきます。(文部科学省)</p>	<p>○レーザー測距精度と取付誤差を担保したことにより、測距時における計測バイアス誤差を保障する機構システムを構築・実装することで、水圧計フラインバイ校正を含む様々なアプリケーションへの適用が期待されます。(文部科学省)</p>
256	○オープンイノベーションの推進の観点から、基盤的技術のオープン・アンド・クローズ戦略や知的財産戦略、標準化戦略の検討、国内外の大学・企業、公的研究機関等の連携・協力を推進し、知見・技術・成果の社会還元を引き続き推進する。特に、知的財産の国際標準化に向けた取組を推進する。(文部科学省)	<p>○JAMSTECは、産学連携機能と広報機能を統合して海洋科学技術戦略部に改組し、国内外の各セクターとの連携協力の推進、知的財産の管理、成果の社会展開等の取組を一体として推進しています。(文部科学省)</p>		

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和2年度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
② プラットフォームの整備・運用				
257	○海洋調査船、無人探査機(AUV、ROV等)、有人探査船、試験水槽、スーパーコンピュータ、大容量の観測データ通信に必要な基盤技術等の研究プラットフォームの整備・運用を図る。(文部科学省、国土交通省)	○JAMSTECは、「かいいい」、「よこすか」、「かいいい」、「みらい」、「白鳳丸」、「新青丸」及び「ちきゅう」といった船舶、有人潜水調査船「しんかい6500」、無人探査機「うらしま」、「じんべい」、「ハイバードルフィン」、「かいいい」のほか、スーパーコンピュータ「地球シミュレータ」等の整備・運用をしています。(文部科学省) ○国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 海上技術安全研究所は、試験水槽を運用し海上輸送の安全の確保、海洋環境の保全等のための研究に取り組みました。(国土交通省)		
258	○研究機関・大学等有する船舶、探査機、スーパーコンピュータ等の施設・設備等について、性能を十分に発揮できるよう計画的に代替整備、老朽化対策等を進めるとともに、限られた研究基盤の有効活用を図るため、共同利用を推進する。(文部科学省)	○JAMSTECは、東京大学大気海洋研究所と共同して国内海洋研究コミュニティの意向を把握し、共同利用に供している学術研究船「白鳳丸」の老朽化対策(大規模工事)を開始しました。また、北極域研究船の本格的な建造開始に向けた船舶運用の更なる効率化の一環として、令和3年度末で深海調査研究船「かいいい」の停船措置を決定しました。(文部科学省) ○新型コロナウイルス感染症への対策として、令和2年4月～7月末まで機構船舶の緊急停船措置を講じた後、国の緊急事態宣言の全面解除を受け研究航海を再開するにあたっては、乗船及び訪船基準を設け、PCR検査の導入等により、安全に研究航海を実施しています。また、長期的な研究計画に支障をきたさないことを目指し、運航計画の再調整を行いました。(文部科学省) ○「地球シミュレータ」等を効率的に運用し、システム運用環境の改善を進めることで利便性を向上させ、円滑な利用環境を整備するとともに、利用者に対しては利用情報及び技術情報を適宜提供しています。また、民間企業、大学及び公的機関等の利用に供し、これらの利用者との共同研究を推進しています。なお、現行の地球シミュレータが令和3年2月末にリース終了するため、次期地球シミュレータの調達・導入を行いました(※施策番号296と同じ)。(文部科学省)	【指標】各分野における研究開発の取組状況 <基盤技術の開発> ・JAMSTECでは、保有する船舶・探査機、スーパーコンピュータ等のファシリティを活用して、調査から予測まで一体的に実施しています(※施策番号257～261に関連記載あり)。(文部科学省) ・大容量の海洋データの送信に資する、安全な衛星通信ネットワークの構築を可能とする装置の試作等を実施しました。令和3年度は宇宙実証用装置を製作し、令和4年度末までに実証実験を行う予定です。(総務省)	○引き続き、着実に海上輸送の安全の確保、海洋環境の保全等のための研究に取り組みます。(国土交通省) ○引き続き、船舶、探査機及びスーパーコンピュータ(次期地球シミュレータ含む)等の施設・設備等について、計画的に保守・整備を行い、有効活用を図るため供用利用を推進していきます。(文部科学省)
259	○大容量の海洋データの送信を行うための衛星を活用した高速通信技術に係る研究開発を進める。(内閣府、総務省)	○大容量の海洋データの送信に資する、安全な衛星通信ネットワークの構築を可能とする衛星通信技術の確立に向けた研究開発を推進しています。(総務省)		○引き続き、大容量の海洋データの送信に資する、安全な衛星通信ネットワークの構築を可能とする衛星通信技術の確立に必要な研究開発を進めていきます。(総務省)
③ 海洋ビッグデータの整備・活用				
260	○海洋の調査・観測で得られる多様な膨大なデータ(海洋ビッグデータの収集、解析等を通じ、ビッグデータ、AI等の超スマート社会を支える基盤技術の強化を図るため、スーパーコンピュータ等を最大限に活用し、海洋地球科学の推進のために必要な先端的な融合情報科学を推進する。(文部科学省)	○地球科学分野での世界トップレベルの計算インフラである「地球シミュレータ」を最大限に活用し、これまで培ってきた知見を領域横断的に捉え、海洋地球科学における先端的な融合情報科学を推進しています。(文部科学省)		
261	○海洋ビッグデータを用いて多様な経済・社会的課題の解決や新しい価値の創出に貢献するため、地球環境情報プラットフォームであるデータ統合・解析システム(DIAS)等を活用し、他分野との連携・融合を図りつつ、情報の活用を推進する。(文部科学省)	○地球環境ビッグデータ(観測情報・予測情報等)を蓄積・統合解析し、気候変動等の地球規模課題の解決に資する情報基盤として開発されたDIASを活用しました。(文部科学省)	○DIASを活用し、国内外の多くのユーザーによる利用拡大を進めるとともに、気象・気候、防災等の社会課題解決に資する共通基盤技術の開発を推進しました。(文部科学省)	○今後も他分野との連携・融合を図り、地球環境分野を始めとした様々な分野でのDIASの利活用を推進していきます。(文部科学省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和2年度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
6. 離島の保全等及び排他的経済水域等の開発等の推進 (1) 離島の保全等				
ア 国境離島の保全・管理				
① 国境離島及び低潮線の安定的な保全・管理の推進				
262	○排他的経済水域等の外縁を根拠付ける低潮線の保全のため、低潮線保全法及び「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する基本計画」(平成22年7月閣議決定)に基づき、低潮線保全区域内の海底の掘削等の行為規制を行う。また、船舶、ヘリコプター等を活用した継続的な巡視や空中写真の周期的な撮影、衛星画像等による低潮線保全区域の状況を把握するための調査を実施する。(国土交通省)	○低潮線保全区域内の海底の掘削等の行為規制を行うとともに、衛星画像や防災ヘリコプター等を活用し、低潮線及びその周辺状況の人為的な損壊や自然侵食等の状況調査・巡視を実施しました。令和3年3月末時点で、低潮線保全区域内における制限行為及び保全対策が必要な地形の変状は確認されていません。(国土交通省)	【指標】巡視、空中写真又は衛星画像により状況把握した低潮線保全区域の数(国土交通省) ・185/185の状況把握を実施しました。	○引き続き、衛星画像や防災ヘリコプター等を活用し、低潮線及びその周辺状況の人為的な損壊や自然侵食等の状況調査・巡視を実施します。(国土交通省)
263	○内閣府が中心となり関係省庁間で連携して、衛星画像等により国境離島の海岸線等の状況を継続的に把握することにより、国境離島の適切な保全・管理を図る。(内閣府、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省、防衛省)	○関係省庁で連携し、情報収集衛星で収集した画像に所要の加工処理を行った衛星画像や巡視等により、国境離島の状況把握を実施しました。(内閣官房、内閣府、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省、防衛省) ○速やかな国境離島の状況把握を図るため、関係省庁による協力の下、国境離島の状況把握を進めました。(内閣官房、内閣府、外務省、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省)	【指標】巡視又は衛星画像により状況把握した国境離島の数(内閣府) 詳細な状況把握ができた国境離島の数 475島	○情報収集衛星で収集した画像に所要の加工処理を行った衛星画像、関係省庁の協力による確認等により速やかに全島の正確な状況把握を行うとともに、個別の国境離島の過去の状況等も含めて確認を行い、その上で重みを付けて定期的な国境離島の状況把握を進めるとともに、その内容を関連する工程表の見直しに的確に反映します。(内閣官房、内閣府)
264	○国土保全上極めて重要であり直轄管理している沖ノ鳥島については、海岸法に基づき必要な人為的損壊等を防止するための行為の規制を行うとともに、島の基盤をなすサンゴ礁を保全し、2019年度を目途に観測・監視施設を更新するなど管理を強化する。また、海岸保全施設の維持・整備による侵食防止の措置等を推進する。その他離島の海岸保全区域についても国土保全の観点から、低潮線と一体的に侵食対策や保全等を推進する。(農林水産省、国土交通省)	○「厳しい環境条件下におけるサンゴ礁の面的保全・回復技術開発実証委託事業」において、大規模に衰退したサンゴの効率的・効果的な保全・回復を図るため、沖ノ鳥島等において、サンゴ礁の面的な保全・回復技術の開発・実証に取り組みました。(農林水産省) ○沖ノ鳥島については、小島を防護する護岸コンクリートの損傷の点検やひび割れの補修等、観測拠点施設の更新等を行いました。(国土交通省)	【指標】沖ノ鳥島の観測・監視施設の更新(国土交通省) ・観測・監視施設の更新が完了しました。	○サンゴ礁の面的な保全・回復に向けて令和7年度の技術確立に向けて、開発・実証を進めます。(農林水産省)
265	○低潮線の保全を確実に効果的に実施していくため、低潮線に係る位置、行政区分、図面、写真、利用状況等の情報及び低潮線の所在する離島に係る名称、位置、施設等の情報について関係機関での共有を可能とする「低潮線データベース」を維持・更新し、低潮線に関する各種情報を一元的に管理する。(国土交通省)	○各関係機関が調査・収集した低潮線の保全に資する情報を引き続き収集し、海上保安庁が維持管理する「低潮線データベース」への情報追加・更新作業を行い、関係機関との情報共有を図りました。(国土交通省)	○令和2年1月～12月までに衛星画像143枚、航空写真113枚を追加しました。(国土交通省)	○各関係機関が調査・収集した低潮線の保全に資する情報を引き続き収集し、「低潮線データベース」への情報追加・更新作業を行い、関係機関との情報共有を図ります。(国土交通省)
266	○海洋資源の開発及び利用や海洋調査等の諸活動が、本土から遠く離れた離島や海域においても安全かつ安定的に行うことができるよう、人員、物資等の輸送や補給に必要な拠点施設として、特定離島(沖ノ鳥島及び南鳥島)において、特定離島港湾施設の整備を推進するとともに、国による港湾の管理を実施し、その利活用を図る。(内閣府、国土交通省)	○排他的経済水域(EEZ)等の保全及び利用に関する活動の拠点となる特定離島港湾施設において、国による港湾の管理を実施し、利活用を図るとともに、船舶の係留、停泊、荷さばき等が可能となる港湾施設の整備(南鳥島では平成22年)に、沖ノ鳥島では平成23年に着手)を推進しました。(国土交通省)	○沖ノ鳥島における特定離島港湾施設においては、中央棧橋据付工事を実施しました。南鳥島における特定離島港湾施設においては、岸壁整備、施設の管理、港湾の水域管理を実施しました。(内閣府、国土交通省)	○引き続き、特定離島港湾施設の整備を進めるとともに、その利活用を図っていきます。(国土交通省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和2年度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
267	<p>○有人国境離島法及び同法に基づく「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する基本的な方針」(平成29年4月内閣総理大臣決定)に則し、有人国境離島地域が有する領海保全等に関する活動拠点としての機能を維持するとともに、特定有人国境離島地域では2027年に向けて定期的に転入者数が転出者数を上回る状態を実現すべく、保全及び地域社会維持の施策を推進する。(内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省)</p>	<p>○有人国境離島法及び同法に基づく「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する基本的な方針」に則り、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金等の活用、離島のガソリン流通コスト対策事業、高度・多様な職業訓練機会の確保、港湾等の整備、有人国境離島地域における部隊の増強、警察部隊を輸送するための機材の整備及び携帯電話等エリア整備事業の活用等を通じ、特定有人国境離島地域の地域社会維持及び有人国境離島地域の保全に必要な施策を実施しました。(内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省)</p>	<p>【指標】有人国境離島地域における国の行政機関の維持および整備状況(防衛省、国土交通省) ・「平成31年度以降に係る防衛計画の大綱」及び「中期防衛力整備計画(平成31年度〜平成35年度)」に基づき、奄美駐屯地、瀬戸内分屯地、宮古島駐屯地の整備及び石垣島への部隊配備をしています(※施策番号1と同じ)。</p> <p>【指標】特定有人国境離島地域の転入者数・転出者数(内閣府) ・令和2年には、特定有人国境離島地域の関係6市町村において、転入者数が転出者数を上回り、特定有人国境離島地域における転出入の状況が法施行前の水準と比べ改善しています。</p> <p>○特定有人国境離島漁村支援交付金による雇用創出の取組(農林水産省) 令和2年度 89件(見込み、5月末確定) 令和元年度 84件 平成30年度 62件</p> <p>○雇用創出のための環境整備(農林水産省) 令和2年度 4件(見込み、5月末確定) 令和元年度 7件 平成30年度 9件</p>	<p>○引き続き、特定有人国境離島地域の地域社会維持を図るため、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金等を活用し、必要な施策を着実に推進します。(内閣府)</p>
268	<p>○国境離島の保全上重要と考えられる土地について、その利用のあり方が国家安全保障に関わる重要な問題であるという認識の下、その所有状況の把握を行い、領海等の保全及び海洋権益の確保の観点から、所有者が不明である土地に伴う課題や外国人等による土地の取得に関する意見も考慮しながら、土地利用等のあり方及び必要な措置について検討する。(内閣府)</p>	<p>○無人の国境離島及び有人の国境離島の領海基線近傍の土地を対象に不動産登記簿の収集を実施しました。(内閣府)</p> <p>○土地の所有状況の把握や大規模な掘削行為等の規制状況等について整理し、継続的な状況把握を進めました。(内閣府)</p>	<p>○私有地を有する国境離島について、無人国境離島は全ての不動産登記簿の収集を終え、有人国境離島は不動産登記簿の収集に努めています。(内閣府)</p>	<p>○国公有地・私有地等といった土地所有状況とあわせ、各々の行政目的に応じた大規模な掘削行為等の規制状況を把握し、行為規制がない場合においても土地所有状況を踏まえた上で継続的な状況把握を行うとともに、その内容を関連する工程表の見直しに的確に反映します。(内閣府)</p>
② 離島における安全確保や観測活動の実施				
269	<p>○海上交通の安全確保の観点から、離島に設置されている灯台等の航路標識の整備・管理を行う。(国土交通省)</p>	<p>○右に記載しました。</p>	<p>【指標】離島に設置されている航路標識の整備および管理状況(国土交通省) ・航路標識の維持管理及び36か所の整備を実施しました。</p>	<p>○離島に設置されている灯台等の航路標識について、引き続き、適切な整備及び維持管理を行います。(国土交通省)</p>
270	<p>○台風、地震、津波等の自然災害による被害防止・軽減の観点から、離島の気象・海象観測施設等の整備等及び適切な維持管理を進めるとともに、地上・高層の気象観測、温室効果ガス、日射放射等の観測を継続して実施する。(国土交通省)</p>	<p>○右に記載しました。</p>	<p>【指標】離島に設置されている気象・海象観測施設の整備および管理状況(国土交通省) ・台風等の監視に重要な南鳥島において、気象や温室効果ガス等の観測施設の維持・管理を実施しました。</p>	<p>○台風等の監視に重要な南鳥島において、気象や温室効果ガス等の観測施設の維持・管理を引き続き実施します。(国土交通省)</p>
271	<p>○海洋プレートの観測にも寄与する離島の位置情報基盤を整備する。(国土交通省)</p>	<p>○離島の保全・管理に資するため、デン島(鹿児島県三島村)において三角点の整備を実施しました。また、電子基準点を設置している沖ノ鳥島、南鳥島等において位置決定、地殻変動監視のための観測及び施設の維持管理を実施しました。これらの成果は、基準点成果等閲覧サービス、電子基準点データ提供サービスで確認することができます。(国土交通省)</p>	<p>【指標】離島で基準点整備を実施した件数(国土交通省) 令和2年度 1件 令和元年度 1件 平成30年度 1件</p> <p>【指標】沖ノ鳥島、南鳥島における電子基準点の観測データ取得率(国土交通省) 令和2年度 68.6% 令和元年度 83.8% 平成30年度 92.5%</p>	<p>○引き続き、年1件のペースで離島で基準点整備を実施していきます。令和3年度は平瀬(鹿児島県十島村)を予定しています。(国土交通省)</p> <p>○電子基準点の機器更新等を実施し、引き続き安定したデータ取得に努めます。(国土交通省)</p>

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和2年度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
③ 離島及び周辺海域の自然環境の保全				
272	○海洋によって他の地域から隔離され、独特の生態系が形成され、また、サンゴ礁やマングローブ林等における豊かな生態系を有する離島は、赤土流入など人間の諸活動や外来種の侵入による影響を受けやすい脆弱な地域であることから、これらの離島の貴重な生態系等を適切に保全、管理、再生するとともに、生物多様性の確保に取り組む。(農林水産省、環境省)	○西表石垣国立公園における石西礁湖自然再生事業として、サンゴの白化状況の把握を含むサンゴ群集のモニタリング調査及びサンゴに対する攪乱要因を明らかにする分析調査等を実施しました(※施策番号154に関連記載あり)。(環境省) ○「サンゴ礁生態系保全行動計画2016-2020」や「サンゴの大規模白化現象に関する緊急宣言」を踏まえ、サンゴ礁生態系の保全・再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域が主体となって取り組む体制を構築するためのモデル事業を実施しました。また、3月に、関係省庁、関係地方公共団体、専門家の参加を得て、「サンゴ礁生態系保全行動計画2016-2020最終評価会議」を開催しました(※施策番号155に関連記載あり)。(農林水産省、環境省)	【指標】離島における環境生態系保全(藻場、干潟、サンゴ礁の保全等)を行った箇所数・面積 ・離島地域における水産多面的機能発揮対策事業による藻場・干潟等の保全活動を行う漁業者等で構成される活動組織数は約20組織です。(農林水産省) ・石西礁湖自然再生事業として1か所、サンゴ礁生態系保全モデル事業として3か所、サンゴの保全・再生に取り組みました。(環境省)	○令和元年度に改定した石西礁湖自然再生事業の実施計画に基づき、引き続き、サンゴ群集の調査及び保全・再生に取り組めます。(環境省)
273	○藻場、干潟、サンゴ礁が残る離島周辺の海域は、貴重な漁場であるため、漁場環境の保全・再生及び漁場の整備を推進するとともに、漁業者や地域住民により行われる藻場、干潟、サンゴ礁等の維持管理等の取組を促進し、水産動植物の生息・生育環境の改善や水産資源の回復を図る。(農林水産省)	○五島列島周辺等において、水産環境整備事業により、地方公共団体が実施する藻場の造成・保全の取組を支援しました。(農林水産省) ○対馬市等において、水産多面的機能発揮対策事業により、漁業者等が行う藻場・干潟等の環境生態系の保全活動を支援しました。(農林水産省)		○引き続き、特定有人国境離島地域において、漁業者等で構成される活動組織などが行う藻場・干潟等の環境生態系の保全活動を支援します。(農林水産省)
274	○離島の優れた自然の風景地や海洋景観、自然海岸等を保全するため、海岸の適正利用、自然公園制度の適切な活用を図る。(農林水産省、国土交通省、環境省)	○海岸防災林では、時間の経過とともに生物の生息・生育の回復等が見られており、防災機能の確保と生物多様性保全との調整を図りつつ事業を推進するとともに、毎年7月の「海岸愛護月間」には、海岸清掃活動、環境保全・啓発活動、安全・避難訓練及び海開きやビーチ・バー大会などの各種イベントが開催されるなど、海岸の適正利用を図りました(※施策番号189、192及び367に関連記載あり)。(農林水産省、国土交通省、環境省) ○国立公園の海域において、海域公園地区等の指定に向けた自然環境の調査を実施するとともに、利用の軋轢を解消するための調査・検討及びサンゴを食害するオニヒトデの駆除等の事業を実施しました。(環境省)	○海域公園地区等の指定に向けた自然環境の調査を8か所で実施しました。また、サンゴ礁の保全に向けたオニヒトデの駆除等の事業を17か所で実施しました。(環境省)	○離島の自然環境の保全に向けて、自然環境の調査及びオニヒトデ駆除等の事業を実施します。(環境省)
275	○漂流・漂着ごみや流木の撤去及び島外への輸送や廃棄物処理施設の整備を推進する。(環境省)	○海洋ごみの回収処理や発生抑制対策の推進のため、海岸漂着物等地域対策推進事業により地方公共団体への財政支援を行いました(※施策番号170に関連記載あり)。(環境省) ○市町村が実施する海岸漂着物を含む廃棄物の処理を行うために必要な廃棄物処理施設の整備について支援しました(※施策番号170に関連記載あり)。(環境省)	【指標】離島における漂流・漂着ごみや流木の財政支援額(環境省) 令和元年度 9.7億円 平成30年度 6.6億円 平成29年度 7.8億円 【指標】離島において整備した廃棄物処理施設の数(環境省) 令和2年度 2件 令和元年度 10件 平成30年度 8件	○海岸漂着物等地域対策推進事業等を通じ、海洋ごみ対策を引き続き推進します。(環境省)
イ 離島の振興				
① 離島における産業の振興等				
276	○定住を促進するための海上輸送費の軽減等戦略産業の育成による雇用拡大等の取組、観光の推進等による交流の拡大促進の取組、安全・安心な定住条件の整備強化等の取組を支援する。(国土交通省)	○定住の促進を図るため、平成25年度から施行された改正離島振興法を踏まえて創設した「離島活性化交付金」により、海上輸送費の軽減等戦略産業の育成による雇用拡大等の定住促進、観光の推進等による交流の拡大及び安全・安心な定住条件の整備強化等の取組を支援しました。また、ICTやドローンなどの新技術の実装を通じて離島地域の課題を解決する「スマートアイランド」の取組を推進するため、新たな知見・取組の現地実装に向けた実証を行ったほか、得られた知見の普及や取組の全国展開を行いました。(国土交通省)	【指標】離島の人口(離島振興対策実施地域の人口)(国土交通省) 令和2年4月1日時点 306千人 平成31年4月1日時点 311千人	○離島活性化交付金において、感染症対策の隔離施設、物品等の整備、既存施設のシェアオフィス等への改修に対する支援を拡充します。(国土交通省)
277	○離島の漁業を維持・再生させるため、離島の漁業集落を対象に、共同で漁業の再生等に取り組む活動に対して支援する。(農林水産省)	○離島漁業再生支援交付金により、離島の漁業集落が取り組んだ種苗放流、産卵場・育成場の整備、販路拡大及び高付加価値化等の漁業再生のため、18都道府県の214(見込み、5月末確定)漁業集落の活動に対して支援を行いました。(農林水産省)	○本交付金の取組に参加している離島漁業者の平均漁業所得を1.3百万円に維持しました(令和元年実績1.3百万円)。(農林水産省)	○各漁業集落の取組が円滑に行われるよう関係都道府県が情報を共有し意見交換が行えるよう全国担当者説明会を開催します。(農林水産省)
278	○離島の産業の振興を図るための計画を策定している市町村における製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等の用に供する機械等の新增設を促進する。(国土交通省)	○経済の活性化及び就業機会の確保を図るため、平成25年度に創設した「離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度」及び「奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度」を実施することにより、地域外からの事業者の誘致及び地域内の小規模事業者による投資促進を通じた内発的発展の実現を図りました。(国土交通省)	○離島振興対策実施地域においては、都道府県、市町村等に対して税制活用に向けた周知をしました。(国土交通省) ○奄美群島については、各市町村のウェブサイトへ計画や税制の情報掲載ページを作成するよう依頼しました。また、税制利用に向け事業者への意向確認、税制活用に向けた周知を実施しました。(国土交通省)	○離島・奄美群島のいずれについても、各市町村のウェブサイトへの情報掲載を促すことや、各市町村の税制担当者、商工会、税理士会等に対し説明会を実施すること等、更なる税制活用に向けた周知を図ります。(国土交通省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和2年度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
279	○エネルギーの安定的かつ適切な供給及び環境負荷の低減を図る観点から、離島の自然的特性を活かした再生可能エネルギーの利用を促進する。(環境省)	○再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業及び地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業の補助金の交付を受けた執行団体を通じ、それぞれ離島における再生可能エネルギー・蓄エネルギー設備導入促進事業、需要側運転制御事業への支援を実施しました。(環境省)	【指標】離島地域の再生可能エネルギー設備等の支援件数(環境省) ・再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業のうち、「離島の再生可能エネルギー・蓄エネルギー導入促進事業」(平成29年度の名称は「離島の再生可能エネルギー設備導入促進事業」)を活用し、平成29年度に4件、平成30年度に4件(うち2件は平成29年度より継続)、令和元年度に2件、地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業再生可能エネルギーのうち需要側運転制御事業を活用し令和2年度に2件設備の導入を支援しました。	OPPA活用など再生可能価格低減等を通じた地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち(2)再生可能化に向けた需要側の運転制御設備等導入促進事業を通じて、必要とする離島に対し設備の導入を支援し、再生可能エネルギーの利用を促進します。(環境省)
280	○地域の創意工夫を活かした振興を図るため、離島特区制度について総合的に検討する。(国土交通省)	○離島特区制度については、関係地方公共団体に対して、各離島が必要としている規制緩和措置等に関する要望を随時受け付けている旨の周知を行いました。(国土交通省)	○離島関係都道府県に周知するほか、離島関係者に対し、ニーズの有無についてヒアリングを行いました。(国土交通省)	○引き続き、離島関係都道府県に対して周知するほか、離島関係者からニーズの有無についてヒアリングを行います。(国土交通省)
② 交通通信の確保				
281	○離島住民の利便性の確保や地域資源を活用した海洋観光の振興等を図る観点から、離島航空路、離島航空路の安定的な確保維持を支援する。(国土交通省)	○離島住民の日常生活に必要な航空路を維持する観点から、約70億2千万円の予算を確保し、補助対象126航路の事業者に対し、運航費補助(欠損に対する補助)を始め、構造改革補助(代替建道に対する補助)、運賃割引補助等を行いました。(国土交通省) ○補助対象14航空路の事業者に対し、運航費補助を行いました。(国土交通省)	【指標】航路・航空路が確保されている有人離島の割合(国土交通省) ・補助対象航路の確保・維持が図られ、航路が確保されている有人離島の割合は引き続き100%(令和2年度)で推移しています。	○引き続き、離島航空路の確保・維持に向けて、地域の声を十分に伺いながら、必要な予算の確保に努めます。(国土交通省)
282	○本土に比べて割高となっている離島の石油製品について、安定的かつ低廉な供給を図るため、ガソリン小売価格を実質的に引き下げるための支援等を行う。(経済産業省)	○離島のガソリン流通コスト対策事業により、離島における本土からの輸送費等の追加的なガソリンの流通コスト相当分の補助を行うとともに、離島への石油製品の安定・効率的な供給体制の構築支援事業により、地域ごとに関係者による検討の場を設け、石油製品の安定供給体制等を構築する取組に対する支援を実施しました。(経済産業省)	○離島のガソリン流通コスト対策事業により、172島に対して本土からの輸送費等の追加的なガソリンの流通コスト相当分を補助するとともに、離島への石油製品の安定・効率的な供給体制の構築支援事業により、岡山県笠岡市(高島、白石島、北木島、真鍋島、小飛島、大飛島、六島)の取組を支援しました。(経済産業省)	○離島のガソリン流通コスト対策事業及び離島への石油製品の安定・効率的な供給体制の構築支援事業により、離島の石油製品の安定的かつ低廉な供給が図られており、引き続きこれらの事業を実施していきます。(経済産業省)
283	○情報の流通の円滑化を図り、高度情報通信ネットワーク等の通信体系を整備するため、超高速ブロードバンド、携帯電話等のサービスの利用を可能とするための施設や伝送路の整備を支援する。(総務省)	○離島における高度移動通信システム構築のために、地方公共団体等が海底光ファイバや超高速ブロードバンド等の整備を行う場合の支援、5G基地局施設整備を行う場合の支援を実施しました。(総務省)	【指標】離島地域のブロードバンド整備率(総務省) 令和2年3月末 90.6% 平成31年3月末 85.8% 平成30年3月末 80.9% 平成29年3月末 75.1% ○新潟県粟島浦村他9か所における海底光ファイバ整備、鹿児島県屋久島町他27か所での超高速ブロードバンド整備、鳥根県隠岐の島町(2か所)及び沖縄県竹富町(1か所)での5G基地局施設整備への支援を実施しました。(総務省)	○引き続き、離島において、海底光ファイバを含め、超高速ブロードバンドの整備を支援するほか、高度移動通信システム構築を図ります。(総務省) ○令和3年度からは、地方公共団体が行う離島地域の光ファイバ等の維持管理に要する経費に関して、その一部を補助します。(総務省)
③ 医療の確保及び教育文化の振興				
284	○離島に住む妊婦が、その島を離れて妊婦健診・分娩の際の経済的負担の軽減を図る。(厚生労働省)	○妊婦の健康診査又は出産に係る保健医療サービスを提供する病院、診療所等が設置されていない離島に居住する妊婦の健康診査受診時にかかる交通費及び宿泊費の支援に要する経費について、特別交付税措置を講じました。(厚生労働省)	○離島に居住する妊婦の健康診査受診時に係る交通費、宿泊費等に対して支援を実施し、妊婦の経済的負担を軽減しました。(厚生労働省)	○今後も離島に居住する妊婦の健康診査受診時に係る交通費、宿泊費等に対して支援を実施し、妊婦の経済的負担を軽減を図ります。(厚生労働省)
285	○高校未設置の離島に住む高校生が、島外に通学又は居住する際の経済的負担の軽減を図る。(文部科学省)	○離島高校生修学支援事業を実施し、通学費や居住費などを対象に修学支援に要する経費の援助を行う都道府県及び市町村に対し、国がこれに要する経費の一部の補助を実施しました。(文部科学省)	○高校生の島外に通学又は居住する際の費用について支援を実施し、高校生の通学等の経済的負担を軽減しました。(文部科学省)	○今後も各自自治体と連携して、高校生の島外に通学又は居住する際の費用について支援を実施し、高校生の通学等の経済的負担の軽減を図ります。(文部科学省)
④ 基盤の整備				
286	○離島の産業振興の基盤となる道路、港湾、農林水産基盤等や定住環境の向上のための生活基盤の整備を推進する。(農林水産省、国土交通省)	○漁業活動の重要な拠点である漁港等水産基盤の整備の推進を図りました。(農林水産省) ○離島振興計画、奄美群島振興開発計画及び小笠原諸島振興開発計画に基づく事業が円滑に遂行されるようにするため、各事業関係予算の一括計上等により、離島の産業基盤や生活基盤の整備の推進を図りました。(国土交通省)	○離島振興対策実施地域における離島及び奄美群島について、公共事業関係予算の一括計上を行い、令和3年度は令和2年度と同様に必要額を確保し、基盤の整備の推進を図りました。小笠原諸島についても、振興開発事業費補助により基盤の整備の推進を図りました。(国土交通省)	○漁業活動の拠点となる漁港において、生産の効率化に資する整備等を引き続き推進します。(農林水産省) ○今後も各事業関係予算の一括計上等を行い、各計画に沿った基盤整備の促進を図ります。(国土交通省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和2年度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
<p>6. 離島の保全等及び排他的経済水域等の開発等の推進 (2) 排他的経済水域等の開発等の推進 ア 排他的経済水域等の確保等</p>				
287	<p>○大陸棚の延長に関し、「大陸棚の延長に向けた今後の取組方針」に沿って取組を進める。(内閣府、外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)</p>	<p>○「大陸棚の延長に向けた今後の取組方針」に基づき、小笠原海台海域及び南硫黄島海域については、関係国間における必要な調整を進めるとともに、勧告が行われず先送りとなった九州・パラオ海嶺南部海域については、早期に勧告が行われるよう努力を継続しています。(内閣府、外務省、国土交通省等)</p> <p>○大陸棚限界委員会に設置されている「大陸棚限界委員会途上国委員の会議参加支援のための信託基金」への財政的支援を実施しています。(外務省)</p>	<p>○令和2年度には、大陸棚限界委員会に設置されている「大陸棚限界委員会途上国委員の会議参加支援のための信託基金」に対し約2万94千ドルを提出しました。(外務省)</p>	<p>○小笠原海台海域及び南硫黄島海域については、関係国間における必要な調整を進めるとともに、勧告が行われず先送りとなった九州・パラオ海嶺南部海域については、早期に勧告が行われるよう努力を継続していきます。(内閣府、外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)</p>
288	<p>○我が国と他国の主張が重複する海域が存在することに伴う問題については、国際法に基づいた解決を目指す。(外務省)</p>	<p>○日中高級事務レベル海洋協議等様々な場面で、中国に対し海洋における「法の支配」の重要性を訴えています。(外務省)</p> <p>○日本は海洋法秩序の維持・促進に関連する国際会議やそこの活動に積極的に参加しました(右に記載しました)。また、財政面での貢献としては、国際海洋法裁判所及び国際海底機構へ分担金を拠出しています。(外務省)</p>	<p>○海洋法秩序の維持・促進に関連する国際会議や、そこの活動に積極的に参加しました。(内閣府、外務省)</p> <p>-第30回国連海洋法条約締約国会合(8~12月) -第26回会期国際海底機構(ISA)総会及び理事会(書面等による審議) -海洋及び海洋法に関する国連総会決議に関する非公式協議(10~11月)</p>	<p>○海洋法秩序の維持・促進に関連する国際会議に引き続き積極的に参加するとともに、関係国との間での協議の実施を追求していきます。(外務省)</p>
289	<p>○上記の取組を進めるためにも、排他的経済水域等についても、国連海洋法条約を中心とした国際ルールが適切に実施され、「法の支配」に基づく海洋秩序が維持・強化されるよう取り組む。(内閣府、外務省)</p>	<p>○日本は海洋法秩序の維持・促進に関連する国際会議やそこの活動に積極的に参加しました(右に記載しました)。また、財政面での貢献としては、国際海洋法裁判所及び国際海底機構へ分担金を拠出しています。(外務省)</p>	<p>○海洋法秩序の維持・促進に関連する国際会議や、そこの活動に積極的に参加しました。(内閣府、外務省)</p> <p>-第30回国連海洋法条約締約国会合(8~12月) -第26回会期国際海底機構(ISA)総会及び理事会(書面等による審議) -海洋及び海洋法に関する国連総会決議に関する非公式協議(10~11月)</p>	<p>○海洋法秩序の維持・促進に関連する国際会議に引き続き積極的に参加するとともに、関係国との間での協議の実施を追求していきます。(外務省)</p>
<p>イ 排他的経済水域等の有効な利用等の推進のための基盤・環境整備</p>				
290	<p>○排他的経済水域等の有効な利用等を図るため、水産資源の持続的利用、保護及び増大に資する漁場の整備を推進するとともに、エネルギー・鉱物資源の開発に向けた技術開発を着実に進める。(農林水産省、経済産業省)</p>	<p>○EEZにおいて、水産資源の増大を図るため、国が漁場整備を行うフロンティア漁場整備事業を実施するとともに、資源管理及び「つくり育てる漁業」と連携し、水産生物の生活史に対応した広域的な水産環境整備を推進しています。(農林水産省)</p>		<p>○引き続き、フロンティア漁場整備事業により、マウンド礁の整備を3地区、保護育成礁の整備を1地区で実施します。(農林水産省)</p>
291	<p>○排他的経済水域等の有効な利用等に係る基盤情報を整備するため、海洋調査の推進と海洋情報の一元化を進め、情報の戦略性等に配慮した上で海洋情報の公開に引き続き取り組む。(内閣府、外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省)</p>	<p>○平成30年5月の「我が国における海洋状況把握(MDA)の能力強化に向けた今後の取組方針」に基づき、海洋情報の更なる利活用のため、関係省庁の密接な情報交換・共有、関係省庁等が運用する各種海洋データサービスやシステムとの連携及び情報の充実を図りました(※施策番号210に関連記載あり)。(内閣府、外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省)</p> <p>○EEZ等の有効な活用のため、海洋情報を共有するための基盤となる海洋状況表示システム(海しる)を構築し、平成31年4月から運用しています。(内閣府、国土交通省)</p>	<p>【指標】EEZにおける海洋調査の実施件数(内閣府、外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省) 令和2年度 563件 令和元年度 600件 平成30年度 568件 (沿岸等における調査を含む海洋調査全般の実施件数)</p>	<p>○海洋状況表示システム(海しる)の運用については、施策番号210に記載しました。(内閣府、国土交通省)</p>
292	<p>○第2期海洋基本計画では「排他的経済水域等の開発等を推進するため、海域の開発等の実態や今後の見通し等を踏まえつつ、管理の目的や方策、取組体制やスケジュール等を定めた海域の適切な管理の在り方に関する方針を策定する。当該方針に基づき、総合海洋政策本部において、海洋権益の保全、開発等と環境保全の調和、利用が重複する場合の円滑な調整手法の構築、海洋調査の推進や海洋情報の一元化・公開等の観点を経営的に勘案しながら、海域管理に係る包括的な法体系の整備を進める。」と記述している。これを受け、これまで同計画策定以降における検討として、総合海洋政策本部「排他的経済水域等の海域管理の在り方検討チーム」での取りまとめ(平成26年6月)や、参与会議の下に設置された「海域の利用の促進等の在り方プロジェクトチーム」報告書(平成27年3月、平成28年2月及び平成29年2月)が出されており、これらも踏まえ、包括的な法体系の整備を進める。 この場合において、既存個別法による措置、特定の海域での実務的な調整等、その進め方についても時機を逸することなく、適切に対応する必要がある。 また、諸外国においても導入事例のある「海洋空間計画」については、その実態の把握に努め、我が国の海域の利用実態や既存の国内法令との関係等を踏まえつつ、その必要性と課題及び活用可能性につき検討を進める。(内閣府)</p>	<p>○海洋再生可能エネルギーについては、海域の管理を総合的に進めるという観点から、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関して関係者との調整の枠組を定めつつ海域の長期にわたる占用を可能とする制度に基づき、促進区域の指定、事業者の公募等を進めました。(内閣府、経済産業省、国土交通省)</p>	<p>○左に記載しました。</p>	<p>○関係省庁とともに、法律に基づくプロセスを着実に実施していきます。(内閣府)</p>

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和2年度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
<p>7. 北極政策の推進 (1) 研究開発 ア 北極域研究に関する取組の強化</p>				
293	<p>○北極域研究推進プロジェクト(ArCS)等により、北極における環境変動と地球全体へ及ぼす影響を包括的に把握するとともに、社会・経済的影響を明らかにし、適切な判断や課題解決のための情報を関係者に伝えることを目指して、自然科学分野と人文・社会科学分野の連携による国際共同研究を引き続き推進する。また、行政と研究の両分野が連携し、我が国の強みである北極域研究を活かして、我が国の北極政策に取り組み。(内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)</p>	<p>○地球規模課題の対処に向け、北極域研究加速プロジェクト(ArCS II)を開始し、北極域の課題解決や、研究基盤の強化等に向けた取組を実施しました。(文部科学省)</p> <p>○「北極海に係る諸課題に対する関係省庁連絡会議」において、「北極域研究船に期待されること」を取りまとめました。(内閣官房、内閣府、総務省、外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省)</p>	<p>○ArCS II 各研究課題の取組を推進した結果、以下の主な研究成果を得ました。(文部科学省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グリーンランドで海の栄養分が氷河を通じて補給・攪拌・移送され、海洋生態系を支えているメカニズムを解明しました。 ・北極海での気象観測がハリケーンや台風の進路予報の精度向上に有効であることを解明しました。 ・暖かい河川水やシベリア沿岸域から流れ込む冷たい水の影響を解明し、北極海の海水分布に影響する海水温や気温の変化のメカニズムに関する理解を深化させました。 	<p>○ArCSの後継プロジェクトとしてArCS IIを開始しました。ArCSの成果を生かしつつ、さらなる国際共同研究を進めるとともに、北極域における観測の強化、予測の高度化及びその成果の社会実装の推進を図ります。(文部科学省)</p> <p>○「北極海に係る諸課題に対する関係省庁連絡会議」等を活用して、関係省庁との情報共有と連携を進め、北極政策について政府全体として総合的かつ戦略的な取組を進めます。(内閣官房、内閣府、総務省、外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省)</p>
<p>イ 北極域に関する観測・研究体制の強化</p>				
294	<p>○北極環境の変動メカニズムに関する更なる解明に向けた北極域の科学的データを取得し、解析するため、我が国が強みを有する、最先端の衛星の開発や、観測基地、観測船等を用いた継続的な観測の強化に取り組む。このため、極域観測用のAUV等の先進的な技術開発を推進する。また、温暖化監視にも資する極域の海水観測に不可欠なマイクロ波放射計の高度化を行う。(文部科学省)</p>	<p>○ArCSに引き続き、ArCS IIにおいて、5か国9拠点の国際連携拠点において、気象観測、温室効果ガスモニタリング観測、大気エアロゾル・ブラックカーボン(BC)連続観測等を実施し、観測データを取得するとともに、過去の観測も含めてデータを蓄積しました(※施策番号296、297及び305に関連記載あり)。(文部科学省)</p> <p>○マイクロ波放射計について、極域の降水・海水等の観測精度向上を目的とし、温室効果ガス・水循環観測技術衛星(GOSAT-GW)に搭載する高性能マイクロ波放射計3(AMSR3)への高周波チャンネル追加検討や、空間分解能の向上検討を行いました。(文部科学省)</p> <p>○国立研究開発法人 海洋研究開発機構(JAMSTEC)では、海水下を観測するための無人探査機に係る要素技術の開発に取り組み、探査機試作のための機体デザイン検討や、氷海域における位置測位と通信に係るフィールド試験などを実施しました。(文部科学省)</p>	<p>【指標】国際連携拠点数・利用者数(令和2年度)(文部科学省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際連携拠点数:5か国9拠点 ・利用者数:28人日 <p>(参考(ArCSでの実績含む):平成27年度～令和2年度の累計利用者数:3,859人日)</p> <p>【指標】国際共同研究課題数・参画者数(文部科学省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ArCS II 研究課題数は11課題(米国、ロシアなど、14か国と共同研究を実施)、参画者数は令和2年度で約220名(平成27年度～令和2年度の累計で約1,530名)に上りました。 <p>○JAMSTECは、海水下の観測を行う無人探査機の試作機を製作し、水槽試験を行いました。また氷海における位置測位と通信に係る装置を製作し、フィールド試験によりその有効性を実証しました。(文部科学省)</p>	<p>○ArCSの後継プロジェクトとして、ArCS IIを開始しました。ArCSの成果を生かしつつ、さらなる国際共同研究を進めるとともに、北極域における観測の強化、予測の高度化及びその成果の社会実装の推進を図ります(※施策番号293と同じ)。(文部科学省)</p> <p>○ArCS IIにおいて、令和3年度に新たに2拠点の整備を予定しており、一層の国際共同による研究・観測を推進します。(文部科学省)</p>
295	<p>○AUV等を用いた国際的な北極域観測計画への参画を可能とする機能や性能を有する、新たな北極域国際研究プラットフォームとしての砕氷機能を有する北極域研究船の建造等に向けた検討を進める。(文部科学省)</p>	<p>○北極域研究船の利活用方策・費用対効果等の検討を行うとともに、同船の基本設計を実施しました。(文部科学省)</p>	<p>○北極域の研究プラットフォームとしての北極域研究船の利活用方策・費用対効果等の検討を行い、報告(「北極域研究船の利活用方策・費用対効果等に関する検討結果について(報告書)」(令和2年12月 北極域研究船の利活用方策・費用対効果等に関する有識者検討会))を取りまとめました。(文部科学省)</p> <p>○北極域研究船の基本設計を実施し、先進的な設備(環境に配慮したデュアルフェューエル・ディーゼル(DFD)エンジンや、氷海航行を安全かつ効率的に行うための氷海航行支援システム等)を搭載した砕氷研究船として建造する予定です。(文部科学省)</p>	<p>○国際的な北極域観測計画への参画を可能とする機能や性能を有し、かつ、洋上での新たな北極域国際研究のプラットフォームとして重要な役割を果たすため、北極域研究船に関する取組を着実に進めるべきであると記載されていることを踏まえて、令和3年度に、北極域研究船の建造に着手するとともに、令和8年頃の運航開始に向け、国際連携を含めた具体的な運航計画の検討に着手します。(文部科学省)</p>
296	<p>○国内の複数の大学及び研究機関のネットワーク型の研究拠点による分野横断的な取組や、研究船、水槽施設、スーパーコンピュータ等の研究基盤の共同利用を促進し、北極の課題解決に向けた取組を進める。(文部科学省、国土交通省)</p>	<p>○JAMSTECの研究開発業務の遂行に支障がない範囲で、「地球シミュレータ」等のスーパーコンピュータを、海洋科学技術を始めとする科学技術の推進のため、民間企業、大学及び公的機関等の利用に供しています。(文部科学省)</p> <p>○ArCS IIにおいて、国内の50以上の機関が参画し、研究観測を行いました。また、5か国9拠点の国際連携拠点において、28人日の研究者が現地へ赴き、大気エアロゾル観測等を実施しました(※施策番号294、297及び305に関連記載あり)。(文部科学省)</p> <p>○JAMSTECは「地球シミュレータ」等を効率的に運用し、システム運用環境の改善を進めることで利便性を向上させ、円滑な利用環境を整備するとともに、利用者に対しては利用情報及び技術情報を適宜提供しています。また、民間企業、大学及び公的機関等の利用に供し、これらの利用者との共同研究を推進しています。なお、現行の地球シミュレータが令和3年2月末にリース終了するため、次期地球シミュレータの調達・導入を行いました(※施策番号258と同じ)。(文部科学省)</p>	<p>○JAMSTECは、令和2年度から始まったArCS II プロジェクトのもと、近年急速に進行している北極域の環境・気候変化をとらえること、さらに将来の環境・気候を予測するための基礎データを作成することを目的として、「海洋地球研究船「みらい」」による北極海観測航海を行いました。JAMSTEC、北海道大学、大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構 国立極地研究所(以降、極地研)ほか民間を含む8機関・41名の研究者・観測技術者が本航海に参加しました。また北極温暖化や将来の気候予測などのため、大型計算機「地球シミュレータ」を運用し、システム利用に関する課題公募を行いました。(文部科学省)</p>	<p>○引き続き、スーパーコンピュータ(次期地球シミュレータ含む)等の施設・設備等について、計画的に保守・整備を行い、有効活用を図るため供用利用を推進していきます。(文部科学省)</p>

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和2年度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
ウ 北極域に関する国際的な科学技術協力の推進				
297	○北極圏を含む関係国との間で、二国間の科学技術協力協定等に基づき極地研究等の関連分野における科学技術協力を推進する。また、北極圏における研究・観測地点の確保と研究者の派遣により、北極に関する国際共同研究を強化する。(外務省、文部科学省、環境省)	○ArCSに引き続きArCS IIにおいて、5か国9拠点の国際連携拠点において、28人日の研究者が現地へ赴き、大気エアロゾル観測等を実施しました(※施策番号294、296及び305に関連記載あり)。(文部科学省) ○国立研究開発法人 国立環境研究所において、フィンランド国立環境研究所(SYKE)との協力覚書に基づき、BCや衛星を用いた研究などの気候変動分野について、担当研究者間の研究会合やデータ交換などの調査研究を実施しました。(環境省)	○温室効果ガス観測技術衛星(GOSAT)を用いた研究を共同で推進するとともに、BCについては国立研究開発法人国立環境研究所及びSYKEを中心に、他機関も含めて両国研究者による研究会合を開催することにより、調査研究を推進しました。(環境省)	○新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、フィンランドの観測サイトにおける観測研究や両国研究者が相互訪問しての研究交流については遅れが生じています。(環境省) ○ニーオルスンにおける新たな観測施設において、大気科学分野等で国際共同による研究・観測を推進します。(文部科学省) ○ArCS IIにおいて、令和3年度新たに2拠点の整備を予定しており、一層の国際共同による研究・観測を推進します(※施策番号294と同じ)。(文部科学省)
298	○科学的データが不足している北極域での研究を効率的に進めるため、各研究機関、各研究者が有するデータを共有する枠組を形成し、国際的なデータ共有の枠組への参画を進める。(文部科学省、国土交通省)	○ArCSに引き続きArCS IIにおいて、北極域データアーカイブシステム(ADS)を運用し、北極域での観測で得られた各分野のデータの収集・公開を行うとともに、北極域船舶航行支援システム(VENUS)の構築等を行いました。また、ADSから全球地球観測システム(GEOSS)ポータルを通して、北極域での観測で得られたデータの国際的な流通を行いました。(文部科学省)	○ArCS IIの研究基盤であり、北極域のビッグデータの相互流通推進の中核となるプラットフォームであるADSへのアクセス数は、令和2年度で約420万件でした(うち海外からのアクセスが80%以上)。(文部科学省)	○「中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定」関連の会合において発効後、協定水域において持続可能な漁業を行うための科学的調査を定める「科学的調査及び監視に関する共同計画」の策定が行われる予定です。このため、我が国としてはまずこれらの議論に積極的に貢献します。(外務省、文部科学省、農林水産省)
エ 北極域の諸問題解決に貢献する人材の育成				
299	○我が国の北極研究が継続的に発展するために、若手研究者の教育に取り組むとともに、ArCSの取組等を通じて国外の大学や研究機関へ若手人材を派遣し、北極域の諸課題解決に向けた国際的な議論を牽引できる人材の育成に取り組む。(文部科学省)	○ArCS IIにおいて、気候変動メカニズムや生物多様性への影響に関する研究や国際会議への若手研究者の出席について支援しました。(文部科学省)	○ArCS IIにおいて、北極に関する研究を行う海外の大学や研究機関に若手研究者を2名派遣しました。(文部科学省)	○ArCSの後継プロジェクトとしてArCS IIを開始しました。ArCSの成果を生かしつつ、さらなる国際共同研究を進めるとともに、北極域における観測の強化、予測の高度化及びその成果の社会実装の推進を図ります(※施策番号293と同じ)。(文部科学省)
300	○北極域の諸問題解決に貢献するため、ArCSの取組等を通じて自然科学、人文・社会科学を問わず専門的人材を育成・確保する教育・研究支援策を推進する。(文部科学省)	○令和2年度よりArCS IIにおいて、若手研究者の人材育成等を開始すべく、検討を進め、海外との人的交流を促進する「海外交流・研究力強化プログラム」を立ち上げ、交流計画の公募・審査を行い4件の計画を採択しました。採択された各計画は令和3年度から取組を開始する予定です。(文部科学省)		
7. 北極政策の推進 (2) 国際協力				
ア 「法の支配」に基づく国際ルール形成への積極的な参画				
301	○北極をめぐる経済環境、安全保障環境を念頭に、北極海において、国連海洋法条約に基づき、「航行の自由」を含む国際法上の原則が尊重されるよう、北極評議会(AO)を含む多国間のフォーラムや北極圏諸国との二国間の対話を活用し、我が国から積極的に働きかける。(外務省)	○令和3年1月の在京ノルウェー大使館主催北極関連ウェビナーに北極担当大使が登壇しました。(外務省) ○令和3年2月の米国ウィルソンセンター主催北極関連ウェビナーに北極担当大使が登壇しました。(外務省) ○北極海航路に係る産官学連携協議会や二国間協議等において、北極海航路等に関する各国の動きに係る情報収集に取り組みました。(外務省、国土交通省)	○登壇したウェビナーにおいて、北極担当大使が、我が国にとり国連海洋法等、法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序が不可欠であり、平和で秩序ある形での連携・協力が重要であること、この信念は北極域においても同様であり、仮に緊張が生じた場合には、この原則に基づいて緊張緩和が図られるべきであることを発信しました。(外務省)	○ロシア北方の航路に関連する規制の動向を注視し、必要に応じて関連国際法に則った対応をロシアに求めるとともに、米国及びカナダの北米大陸北方の北極海航路に関する動向について、積極的に情報収集を行います。(外務省、国土交通省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和2年度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
302	<p>○北極域における環境変化がもたらす、気候変動等を含む地球環境全体への影響が懸念される諸課題について、我が国の観測・研究に基づく科学的知見を多国間、二国間の枠組を活用して積極的に発信する。北極をめぐる議論の主要なプレイヤーとして、広範な国際協力に基づく地球規模課題の解決に貢献すべく、経済活動を始め北極域における我が国の活動拡大を視野に、現実に対応した新たなアジェンダ設定を含む更なる取組の可能性につき検討する。(外務省、文部科学省、環境省)</p>	<p>○アジア初となる我が国での開催となる第3回北極科学大臣会合(ASM3)の令和3年5月の開催に向け、共催国のアイスランドをはじめ、各国との調整を進めるなど、必要な検討・準備を行いました。また、ASM3のテーマに沿ったWebinar Series(連続オンラインセミナー)を開催しました。(文部科学省)</p> <p>○北極フロンティア等に研究者等が参加しました。(文部科学省)</p> <p>○9月～10月に計6回にわたりオンラインで開催されたAC海洋専門家会合(SAO Marine Mechanism)に、外務省職員と共にArCSⅡの研究者が参加しました。(外務省)</p> <p>○令和3年3月、アイスランド政府主催の「北極プラスチックごみ関連国際会議」(オンライン形式)において、日本の専門家の登壇機会を確保し、講演を実施しました。(外務省)</p> <p>○ACSAO会合(オンライン形式)に北極担当大使が出席しました。(外務省)</p> <p>○そのほか、施策番号301に記載しました。</p>	<p>○ASM3の共同声明の作成に向けた各国との調整を進めるなど、令和3年5月の開催に向けた検討・準備を行いました。また、ASM3のテーマ「持続可能な北極のための知識(knowledge)」に沿ったWebinar Series(連続オンラインセミナー)を開催しました(令和3年4月までに、「観測」「理解」「対応」「強化」等のテーマで7回開催)。(文部科学省)</p> <p>○北極フロンティア等において、我が国から参加した研究者等が、観測・研究実績の発信を行いました。(文部科学省)</p> <p>○AC海洋専門家会合では、ArCSⅡの研究者が、「海洋問題に係る地域協力とグローバルな関与」をテーマとした分科会において、日本の北極政策や現地調査における国際協力や地元コミュニティとの協力について報告を行いました。(外務省)</p> <p>○そのほか、施策番号301に記載しました。</p>	<p>○施策番号293に記載しました。</p>
303	<p>○北極海公海における科学的根拠に基づく水産資源の持続可能な利用に向け、沿岸国を含めた関係国との水産資源の保存管理のルール形成に引き続き積極的に参加する。(外務省、農林水産省)</p>	<p>○我が国が令和元年に締結した「中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定」の発効には交渉に参加した全10か国・機関の締結が必要であり、本年は各国で同協定の締結に向けた作業が続きました。我が国としては本件に関する国際会議への出席や日本の取組の発信、他国の締結状況に関する情報収集等を行いました。(外務省、農林水産省)</p>	<p>○令和3年2月現在、「中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定」は、交渉に参加した10か国・機関中、中国を除く9か国の締結が完了しました。発効には中国の国内手続きの完了が必要であるところ、情報収集を続けています。(外務省、農林水産省)</p>	<p>○今後、「中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定」署名国・機関間で本協定関連の会合が行われる予定であり、引き続き議論に積極的に参加し、中央北極海の公海で氷の範囲の減少に伴って漁業活動が無規制で行われることの防止に向けて貢献していきます。(外務省、農林水産省)</p>
イ 北極圏国等との二国間、多国間での協力の拡大				
304	<p>○二国間と多国間の最適な組合せを常に念頭に置き、北極圏国を始め北極に携わる諸国との意見交換を更に促進するとともに、北極科学大臣会合、北極サークル、北極フロンティア、北極に関する日中韓ハイレベル対話等の北極に関する国際枠組を最大限活用し、我が国の考え方や観測・研究実績の発信を更に強化し、プレゼンスの向上を図る。そのために、これら会合へのハイレベルの参加や、その主催について検討する等の取組を進める。(外務省、文部科学省)</p>	<p>○施策番号299～303、306、307及び312に記載しました。</p>	<p>【指標】参加・開催した北極圏国等との会議の具体例 -北極フロンティア(※施策番号302) -北極圏汚染物質行動計画作業部会(ACAP) -北極圏海洋環境保護作業部会(PAME)(※施策番号304) -北極圏監視評価プログラム作業部会(AMAP) -北極圏植物相・動物相保存作業部会(CAFF)(※施策番号306) -持続可能な開発作業部会(SDWG) -北極科学サミット週間(ASSW) -太平洋北極グループ(PAG) -「中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定」第1回準備会合等(※施策番号303) (外務省、農林水産省、文部科学省)</p> <p>○ASM3に関する取組は、施策番号302に記載しました。(文部科学省)</p> <p>○JAMSTECは、令和2年度から始まったArCSⅡプロジェクトのもと、近年急速に進行している北極域の環境・気候変化をとらえること、さらに将来の環境・気候を予測するための基礎データを作成することを目的として、海洋地球研究船「みらい」による北極海観測航海を行いました。JAMSTEC、北海道大学、国立極地研究所ほか民間を含む8機関・41名の研究者・観測技術者が本航海に参加しました。また北極温暖化や将来の気候予測などのため、大型計算機「地球シミュレータ」を運用し、システム利用に関する課題公募を行いました(※施策番号296と同じ)。(文部科学省)</p>	<p>○施策番号302に記載しました。</p>
305	<p>○国際協力の一環として、北極圏に位置する研究・観測拠点の確保や研究者の交流、国際共同研究を推進する。その際、ICTを積極的に活用する。(総務省、文部科学省)</p>	<p>○ArCSⅡにおいて、研究者が現地へ赴き、各国研究者と共に大気エアロゾル観測等を実施するとともに、衛星リモートセンシングを用いて、大気等の実態説明等を推進しました。(※施策番号294、296及び297に関連記載あり)。(文部科学省)</p>	<p>○左に記載しました。</p>	<p>○施策番号296に記載しました。</p>

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和2年度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
ウ 北極評議会(AC)の活動に対する一層の貢献				
306	<p>○2013年5月にACのオブザーバー資格が承認されたことを踏まえ、ACの関連会合(作業部会、タスクフォース等)に対する我が国専門家や政府関係者の派遣機会の増加等、ACの活動に対する貢献を一層強化する。また、AC議長国及びメンバー国等との政策的な対話を進め、北極の主要なプレイヤーとしての貢献を強化する。(外務省、文部科学省、環境省)</p>	<p>○9月のACワーキンググループ「緊急事態回避、準備及び対応部会(EPPR: Emergency Prevention, Preparedness and Response)」のオンライン会合に、内閣府、外務省、海上保安庁が参加しました。海上保安庁は、令和3年1月のオンライン会合にも継続して参加しました。(内閣府、外務省、国土交通省)</p> <p>○令和3年2月の北極圏動植物相作業部会(CAFF)にオブザーバーとして環境省担当官と国立極地研究所担当官が出席しました。(環境省)</p> <p>○CAFFのプロジェクトの1つである北極渡り鳥イニシアティブ(AMBI)の作業計画2019-2023の和訳を行ったほか、東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・シギ・チドリ類科学会議(令和2年11月)においてAMBI保護優先種の一つであるハマシギの保護に関するシンポジウムを、また、同保護優先種の一つであるシマアオジの保護に関する専門家会合(令和3年3月)を開催しました。(環境省)</p>	<p>【指標】北極に関する国際枠組への日本人研究者の参加状況(数)(文部科学省) ・ArCS IIにより、AC関連会合等に25人の専門家がオンライン参加し、日本の取組を紹介するとともに、各国の取組について情報収集を行いました。</p> <p>○CAFFにオブザーバーとして参加した環境省担当官と国立極地研究所担当官が、北極生物多様性に関する議論に参画するとともに、国立極地研究所において実施している北極圏における土壌微生物の多様性に関する調査結果について報告しました。(環境省)</p>	<p>○北極の主要なプレイヤーとしての貢献を強化すべく、引き続き、AC関連会合や関係国等との協議の機会を活用し、オブザーバーの役割等について意見交換を進めていきます。(外務省)</p>
307	<p>○我が国のACへの一層の貢献を可能とする観点から、ACの議論の対象や、オブザーバーの役割についてのAC内での検討の動向を注視するとともに、オブザーバーの役割拡大を含め、ACのあり方に関する議論に積極的に参加していく。(外務省)</p>	<p>○AC関連会合の機会を活用し、AC議長国、ACメンバー及びオブザーバーと共に、オブザーバーの役割について意見交換を進めています。(外務省)</p>		
7. 北極政策の推進 (3) 持続的な利用				
ア 北極海航路の利活用				
308	<p>○北極海航路の自然的・技術的・制度的・経済的課題について明らかにするとともに、海水分布予測システムや気象予測システム等の航行支援システム構築や必要なインフラ整備の検討等、我が国海運企業等の北極海航路の利活用に向けた環境整備を進める。(文部科学省、国土交通省)</p>	<p>○ArCS IIにより、海洋地球研究船「みらい」北極海観測において、国際共同観測プロジェクトSAS(Synoptic Arctic Survey)における同時観測、水縁域における大気海洋波浪海水相相互作用観測、北極海中規模渦・内部重力波・海洋乱流観測、北極海大気中温室効果ガス及び関連成分観測、水蒸気同位体観測等を実施しました。また、この航海では「みらい」にADSのVENUSを搭載して航行支援を行うことにより、北極海でのVENUSの運用について多くの知見を得ました。(文部科学省)</p> <p>○海洋地球研究船「みらい」の北極海観測に向けて、チュクチ海における短期海水予測を行いました。(文部科学省)</p> <p>○令和元年度に構築した最適航路探索のための運航支援システムを関係者に周知するとともに、海水域を航行する船舶においてコンテナ貨物の輸送環境調査を実施しました。また、北極海航路の利活用の動向やロシアの航行制度等の調査を行いました。(国土交通省)</p>	<p>【指標】航行支援システム構築のための海水分布予測の実施状況(文部科学省) ・北極海でのVENUSの運用について、令和元年度に実施した試験運用からフィードバックされた情報を参考に予測に使用するモデルの境界条件を見直し、予測精度の更なる向上を図りました。</p> <p>・海洋地球研究船「みらい」の北極海観測航海では、「みらい」にADSのVENUSを搭載し、海水情報提供による航行支援を強化しました。</p>	<p>○貨物輸送に関する北極海航路の利用可能性の調査・検討を実施するとともに、引き続き、北極海航路の利用動向やロシアの航行制度等の調査を行います。(国土交通省)</p> <p>○北極海航路の航行について、JAXAの衛星船舶自動識別装置(AIS)で把握した状況を国土交通省に提供しました。(文部科学省)</p> <p>○上記のほか、施策番号301に記載しました。</p>
309	<p>○水循環変動観測衛星(GCOM-W)、陸域観測技術衛星2号(ALOS-2)等の衛星による海水観測データを活用し、北極海航路における船舶の航行安全のための海水速報図作成等に係る利用実証を引き続き行う。(文部科学省)</p>	<p>○北極を航行するLNG船のGCOM-Wデータ利用・検証に関する株式会社商船三井・国立極地研究所・国立研究開発法人 宇宙航空研究開発機構(JAXA)の三者協定に基づき、GCOM-Wによって観測された海水データを活用し、船の現場観測情報(船に搭載したカメラの画像や航路情報)と比較・検証を継続して実施しました。(文部科学省)</p>	<p>【指標】海水速報図作成等の取組状況(文部科学省) ・GCOM-W、GCOM-C(気候変動観測衛星)及びALOS-2を用いて極域の海水域を観測し、海水判定アルゴリズムを用いて、海水分布図及び海水データを作成、公開しました。特にオホーツク海については令和2年12月～令和3年3月にかけてウェブサイトで海水観測画像を公開しました。</p>	
イ 北極海の海洋環境保全の確保				
310	<p>○北極域における気候変動対策に貢献すべく、関係省庁が緊密に連携をし、パリ協定やSDGsの適切な国内実施に取り組む。(環境省)</p>	<p>○パリ協定等を踏まえ策定された地球温暖化対策計画に基づき、2030年度26%削減の達成に向け、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの最大限の導入等の施策を実施しています。(※施策番号162と同じ)(環境省)</p> <p>○パリ協定を踏まえ、令和2年3月に「NDC(国が決定する貢献)」を国連に提出しました。(※施策番号162と同じ)(環境省)</p>	<p>○令和元年(2019年)度の温室効果ガス総排出量は、約12億1,200万トンCO₂となりました(確報値)。平成30年(2018年)度の総排出量(12億700万トンCO₂)と比べて2.9%減少、平成25年(2013年)度の総排出量(14億800万トンCO₂)と比べて14.0%減少となりました。(※施策番号162と同じ)(環境省)</p>	<p>○地球温暖化対策計画について、必要に応じて3年ごとに見直すこととなっていることから、見直しの検討を進めています。(※施策番号162と同じ)(環境省)</p> <p>○長期戦略については、6年程度を目安としつつ、柔軟に検討を加えるとともに、必要に応じて見直しを行うこととなっていることから、見直しの検討を進めています。(※施策番号162と同じ)(環境省)</p>
311	<p>○北極評議会の作業部会、その他の関連会合等のフォーラムにおける北極海の海洋環境問題の議論に積極的に参加し、我が国官民の経験や科学的知見、最先端の科学技術の活用を通じ、予防・対応策の検討に一層の貢献をする。(文部科学省)</p>	<p>○ArCS IIにより、北極評議会の作業部会である「北極圏海洋環境保護作業部会(PAME)」等に専門家を派遣し、各国の取組について情報収集を行いました。(文部科学省)</p>	<p>○国際海事機関(IMO)における海水速報図の国際的な取り決めを踏まえて、海水速報図作成のために必要なデータの調査を行い、内閣府総合海洋政策推進事務局主催の「海洋状況表示システム(海しる)の活用推進に関する検討会」に情報を提供し、国際的な貢献を実現しました。(文部科学省)</p>	<p>○北極海の海洋環境問題の議論に積極的に参加し、予防・対応策の検討に引き続き一層の貢献をします。(文部科学省)</p>
ウ 北極域の持続的な海洋経済振興				
312	<p>○北極域における経済活動拡大のため、我が国経済界に対して、北極経済評議会や北極サークル等の国際フォーラムへの積極的な参加を働きかける。(内閣府、外務省、経済産業省)</p>	<p>○日本の北極政策に関する産官学のシンポジウムにおいて、経済界の関係者を含め、意見交換を行いました。(内閣府、外務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省)</p>	<p>【指標】フォーラム等への研究者、民間企業参画状況(内閣府、外務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省) ・北極フロンティアに日本から研究者、民間企業が出席しました。</p>	<p>○引き続き、我が国経済界への働きかけについて、適切な機会を探ります。(内閣府、国土交通省)</p>
313	<p>○政府、民間企業、研究機関が協力して、環境保全と両立する形での北極海航路の利活用や北極域の天然資源開発等に関する情報収集及び活用方を検討する。(文部科学省、経済産業省、国土交通省)</p>	<p>○ArCS IIに関する取組については、施策番号308に記載しました。(文部科学省、国土交通省)</p> <p>○平成26年度より開催している「北極海航路に係る産官学連携協議会」において、民間事業者、研究機関、関係省庁との北極海航路に関する情報の共有を行いました。(国土交通省)</p>	<p>○施策番号308に記載しました。</p>	<p>○引き続き、「北極海航路に係る産官学連携協議会」を開催し、民間企業、研究機関、関係省庁等と北極海航路に関する情報の共有を行います。(国土交通省)</p>

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和2年度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
8. 国際的な連携の確保及び国際協力の推進 (1) 海洋の秩序形成・発展				
314	<p>○国連海洋法条約を中心とした国際ルールを適切に実施するため、国際連合等における海洋に関する議論に積極的に対応するとともに、IMO等における海洋に関する国際ルールの策定や国際連携・国際協力に主体的に参画する。(外務省、国土交通省)</p>	<p>○国際海事機関(IMO)の海上安全委員会(MSC)及び海洋環境保護委員会(MEPC)の委員会等に参画し、船舶からの温室効果ガス(GHG)の排出削減対策、第二世代の非損傷時復原性基準の策定等に積極的に貢献しました。(外務省、国土交通省)</p> <p>○総合海洋政策推進本部参画会議の下に設置された「国際的な連携の確保及び国際協力の推進について検討するプロジェクトチーム」(国際連携・協力PT)において、海洋政策の推進のための、国際協力・国際連携の更なる強化について検討しました。(内閣府、外務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省、防衛省)</p>	<p>【指標】参加した国際会議の具体例(内閣府、外務省、国土交通省) -国際海事機関の各種委員会及び小委員会(MSC、MEPC、PPRなど)並びにその会に設置された各種通信部会</p>	
315	<p>○海洋の秩序形成・発展に貢献するため、国際ルールに則し、海洋に関する紛争の解決を図る。また、国際司法機関等第三者機関の積極的な活用を重視すべきという考え方を、我が国のみならず、各国も共有することを促進するとともに、国際海洋法裁判所等の海洋分野における国際司法機関の活動を積極的に支援する。さらに、国際法的観点から説得的な主張の展開、国際裁判等に備えた国内の体制を早急に強化するとともに、シーレーン沿岸国が「国際法に基づいて適切に対応ができるように、我が国が主催する国際会議や国際法模擬裁判等の実施を通じて、これら諸国の法律家との連携を強化し、また、人材育成に貢献していく。(外務省)</p>	<p>○第2回日仏包括的海洋対話の開催について調整中であったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により令和2年の開催は見送られました。引き続き、同対話の開催に向けて関係者間の調整が進められています。(内閣府、外務省)</p> <p>○12月にパラオの主催する予定の第7回アワオーシャン会合(海洋問題に関する政府、民間、科学者相互の交流促進を目的とした国際会議)は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を理由に2021年に延期となりました。内閣府が、我が国の海洋問題に資する具体的施策を「コミットメント」としてとりまとめ等を実施し、参加に向けた調整を継続しています。(内閣府)</p>	<p>○国土交通省は、国際海事機関(IMO)において策定された、国際海運から2050年までに温室効果ガス(GHG)総排出量を50%以上削減させ、最終的には今世紀中のなるべく早期にGHG排出ゼロを目指す等のGHG削減目標の達成に向け、11月には我が国の主導により新造船に対する世界共通の燃費規制強化(最大50%削減)、及び省エネ性能の高い新造船への代替を促進するための既存船に対するCO₂削減の国際ルールを合意に導きました(※施策番号163と同じ)。(国土交通省)</p> <p>○アワオーシャン会合への出席に向け、日本の海洋分野への関心の高さを示すため、会合で発表するためのコミットメント(海洋施策の取組)を準備しました。また、多数の日系非政府機関とも、同コミットメントの提出について調整を実施しました。(内閣府、外務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省)</p>	<p>○1年を通して、IMOの各種委員会等に関係省庁の職員、産学の専門家等で構成される代表団を派遣し、海洋に関する国際ルールの策定や国際連携・国際協力に主体的に参画していきます。(外務省、国土交通省)</p> <p>○海洋法秩序の維持・促進に関連する国際会議に引き続き積極的に参加するとともに、関係国との間での協議の実施を追求していきます(※施策番号288及び289と同じ)。(外務省)</p>
316	<p>○政府のみならずNGOや企業等民間団体を含む幅広い主体が出席するアワオーシャン会合等の場を積極的に活用し、海洋国家としての我が国官民の取組を幅広く発信することで、「海における法の支配」及び「科学的知見に基づく政策の実施」という二つの原則を国際社会全体に浸透させるとともに、国際社会におけるプレゼンスを強化する。(内閣府、外務省)</p>	<p>○アジア太平洋経済協力(APEC)の枠組では、海洋・漁業作業部会(OWFG)の定期会合(8月及び2月:ウェブ会議形式での開催)に内閣府、外務省及び水産庁が参加しました。同部会で議論されている海洋ごみ及びIUU漁業対策への取組についてのロードマップに関する議論等に参加しました。(内閣府、外務省、農林水産省、環境省)</p> <p>○12月、海洋政策分野における日本の知見及び経験をベトナムへ共有することを目的とした日越海洋政策対話(閣僚級)の開催に向けた事前会合を開催し、両国の海洋政策に関する現状等について共有するとともに、次期会合に向けた調整を行いました。(内閣府、外務省)</p>		

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和2年度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
317	<p>○海洋に関する国際枠組に積極的に参加し、国際社会の連携・協力の下で行われる活動等において主導的役割を担うよう努める。特に、経済的側面を含む我が国の安全の確保の基盤である長大な海上航路における航行の自由及び安全を確保するため、EAS・ARF等様々な場を積極的に活用し、関係各国と海洋の安全に関する協力関係を強化するとともに、ASEAN地域訓練センターにおけるVTS要員の育成支援等の協力の具体化を進める。(外務省、国土交通省、防衛省)</p>	<p>○我が国は、マラッカ海峡の狭い一部の船舶航行安全等を更に強化していくため、日・ASEAN統合基金(JAIF)を活用して、船舶航行安全システム(VTS)センターの設置に関する支援を行うとともに、ASEAN諸国において国際資格を持つVTS管制官が少ないことから、当該管制官の育成を支援しています。(外務省)</p> <p>○ASEAN地域訓練センター(マレーシア)におけるVTS要員の育成プロジェクト(フェーズ3)を7月から開始しました。研修は10月から開始予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響によりスケジュールを変更のうえ、令和3年3月からウェブ研修を開始しました。(国土交通省)</p> <p>○ソマリア沖・アデン湾における海賊対策として、「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」に基づき防衛省・自衛隊は護衛艦(海賊の逮捕、取調べ等の司法警察活動に備え、海上保安官8名が同乗)及びP-3Cしゅうりょう機による同海域での民間船舶の防護及び警戒監視を実施しています(※施策番号42に関連記載あり)。(防衛省)</p> <p>○二国間の協力に加え、ADMMプラス海洋安全保障専門家会合といった多国間の枠組での協力も推進しています。(防衛省)</p> <p>○ASEAN海洋フォーラム拡大会合(EAMF)やASEAN地域フォーラム(ARF)海上安全保障会期間会合(ISM)等の枠組において日本の取組を発信しています。(外務省)</p> <p>○国際連携・協力PTIにおいて、海洋政策の推進のための、国際協力・国際連携の更なる強化について検討しました。(内閣府、外務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省、防衛省)</p>	<p>【指標】能力構築支援の具体例(外務省、国土交通省、防衛省) ・ASEAN地域訓練センターにおける支援の成果として、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により研修未修了。同センターを設立した平成29年以降、研修を修了したVTS管制官の累計は35名。(国土交通省)</p> <p>○令和2年11月10日、「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」第7条第1項に定める内閣総理大臣の承認(閣議決定)を受け、防衛大臣は令和3年11月19日までの間、引き続き自衛隊による海賊対処行動を継続することを決定しました(※施策番号42と同じ)。(防衛省)</p> <p>○海賊対処のための多国籍の連合任務部隊であるCTF151に参加してゾーンディフェンス(特定海域の中で警戒監視を行う活動)を実施しています(※施策番号42と同じ)。(防衛省)</p> <p>○令和2年10月5日及び6日、海上自衛隊が、アデン湾において、欧州連合海軍部隊と海賊対処部隊間で共同訓練を実施するとともに、同月15日、ジブチ港への共同寄港を行い、関連行事を実施した他、令和3年2月19日にも、アデン湾において、同様に共同訓練を実施し、日EU間の連携強化を確認しました。(防衛省)</p> <p>○海上自衛隊護衛艦が護衛する船舶に対する海賊襲撃事案はこれまで一切発生していません(※施策番号42と同じ)。(防衛省)</p> <p>○令和3年3月に「第14回ADMMプラス海洋安全保障専門家会合」に参加し、ASEAN諸国の経済の持続可能な発展のための海洋安全保障協力の強化について活発に議論を行い、海洋安全保障協力を更に強化することで一致しました。(防衛省)</p> <p>○ARF海上安全保障ISMの枠組では、第3回海洋状況把握(MDA)の国際連携に関するARFワークショップ(於:東京、フィリピンと共催)が公式行事として承認されました(※施策番号55に関連記載あり)。(外務省)</p> <p>○12月、ベトナムにて開催された第8回EAMFに出席し、南シナ海の現状について深刻な懸念を表明するとともに、法の支配に基づく海洋秩序の重要性や自由で開かれたインド太平洋の実現に向けた日本の取組等を発信しました(※施策番号55に関連記載あり)。(外務省)</p>	<p>○施策番号314～316に記載しました。</p> <p>○ASEAN地域訓練センターにおいて、引き続きVTS管制官の育成を支援していきます。(国土交通省)</p>
318	<p>○北太平洋海上保安フォーラム、アジア海上保安機関長官級会合等の多国間会合や、インド、韓国、ロシア等との二国間会合を通じ、関係国の機関との連携を深める。また、北太平洋地域海行動計画(NOWPAP)や東アジア海域環境管理パートナーシップ(PEMSEA)等への参画等を通じて、関係諸国と海洋環境に係る国際連携・国際協力体制を強化する。(外務省、国土交通省、環境省)</p>	<p>○統合的沿岸管理モデル事業など様々な活動に取り組むPEMSEAの事務局運営経費を中国・韓国等とともに拠出し、東アジア諸国との国際的な協力・連携体制の強化に取り組んでいます。(国土交通省)</p> <p>○2019年のG20大阪サミットにおいて打ち出した、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の実現に向けて、日本は、国連環境計画(UNEP)等の国際機関とも協力し、海洋プラスチックごみの流出防止策に必要な科学的知見の蓄積支援及びモデル構築支援等、アジア地域における環境上適正なプラスチック廃棄物管理・処理支援等を行っています。(外務省)</p> <p>○新型コロナウイルス感染拡大の影響で、各国との往来が制限される中、インドネシア、フィリピンとの間で長官級会合を、ベトナム、インドとの間で実務者会合をそれぞれオンライン形式で実施し、各国海上保安機関との連携を深めました(※施策番号41に関連記載あり)。(国土交通省)</p> <p>○12月、菅総理が参加する持続可能な海洋経済の構築に向けたハイレベル・パネルは、我が国を含む14か国の海洋国家の首脳の名義にて、「持続可能な海洋経済のための変革」と題する首脳文書を発出しました。(外務省)</p>	<p>【指標】参加した国際会議の具体例(外務省、国土交通省、環境省) ・北太平洋地域海行動計画(NOWPAP) ・東アジア海域環境管理パートナーシップ(PEMSEA) (※「1. 海洋の安全保障」も参照)</p> <p>○海上保安庁は、インドネシア(7月)、フィリピン(11月)との長官級会合をオンライン形式にて実施したほか、ベトナム(12月)、インド(令和3年1月)との間で実務者会合を実施するなど、ハイレベルでの交流のほか、実務者レベルにおいても諸外国海上保安機関との連携を強化しました。(国土交通省)</p>	<p>○令和3年度には次のとおり海上保安に関する多国間会議の開催を予定しています(※施策番号62と同じ)。(国土交通省) ・第21回北太平洋海上保安フォーラムサミット 米国 ・第17回アジア海上保安機関長官級会合 ベトナム ・第2回世界海上保安機関実務者会合</p>

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和2年度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
319	○マグロ類を始めとする国際的な水産資源の適切な保存管理を推進するため、各地域漁業管理機関において、我が国のリーダーシップによる科学的根拠に基づく議論を主導する。(外務省、農林水産省)	○太平洋クロマグロの保存管理措置について、北太平洋まぐろ類国際科学小委員会(ISC)による資源評価結果に基づき、令和2年の中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)において、科学的根拠に基づく議論を主導しました。(外務省、農林水産省) ○サンマについて、令和3年2月の北太平洋漁業委員会(NPFC)年次会合において、我が国の提案により、令和3年及び令和4年におけるNPFC条約水域(公海)での漁獲可能量(TAC)を現行措置から40%削減し、19万8千トンとすること等が合意されました。(外務省、農林水産省) ○関連地域漁業管理機関において、我が国の提案により、IUU漁船リストに新たに船舶を追加しました。(外務省、農林水産省)	【指標】参加した国際会議の具体例(外務省、農林水産省) - 中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC) - 大西洋まぐろ類保存国際委員会(ICCAT) - 北太平洋漁業委員会(NPFC) ○ICCATの令和2年10月-令和3年2月にかけて行われたメール協議では、大西洋クロマグロや熱帯マグロ類の保存管理措置について議論がなされ、大西洋クロマグロやメバチの総漁獲可能量(TAC)が合意されました。(外務省、農林水産省) ○令和3年2月のNPFC年次会合において、我が国の提案により、IUU漁船リストに新たに中国漁船と思われる3隻の漁船が追加され、合計36隻となりました。令和2年、水産庁漁業取締船は北太平洋公海で延べ68隻の外国漁船等に注意指導・警告を行いました。(外務省、農林水産省)	○太平洋クロマグロの漁獲枠の増枠については、令和3年の科学的な資源評価に基づいて、WCPFCにおいて議論する予定です。(外務省・農林水産省)
320	○公海域等における高度回遊性魚類等の資源管理の効果を損なう違法、無報告、無規制(IUU)漁業に対して、各国と協調して、地域漁業管理機関等における対策強化等を主導する。(農林水産省)	○アカイカについて、令和3年2月のNPFC年次会合において、我が国の提案により、許可隻数の増加抑制等の措置を導入すること等が合意されました。(外務省、農林水産省) ○WCPFCにおいては、太平洋クロマグロの保存管理措置について、我が国提案により、(ア)漁獲上限の未使用分に係る翌年への繰越率の増加、及び(イ)小型魚の漁獲枠を大型魚に振り返ることを可能とすること、等を内容とする令和3年の措置が合意されました。(外務省、農林水産省)	○令和3年2月のNPFC年次会合において、我が国の提案により、IUU漁船リストに新たに中国漁船と思われる3隻の漁船が追加され、合計36隻となりました。令和2年、水産庁漁業取締船は北太平洋公海で延べ68隻の外国漁船等に注意指導・警告を行いました。(外務省、農林水産省) ○12月のWCPFC年次会合において、「増枠」は実現しなかったものの、漁獲枠の未利用分の繰越率の上限を、漁獲枠の5%から17%に増加させること等が合意されました。(外務省、農林水産省)	○引き続き、関係する地域漁業管理機関におけるIUU漁業への対策強化等に取り組みます。(農林水産省)
321	○海上における安全の確保のため、IMOにおける「海上人命安全条約(SOLAS)」及び関連方針等の国際ルールの見直しに積極的に参画する。(国土交通省)	○船上クレーンの安全基準、旅客フェリーの火災安全対策、係船作業中の事故を防止するための安全対策等の海上安全に関連する重要課題について、我が国提案を踏まえて検討が進められました。(国土交通省)		○引き続きIMOにおける海上安全に関連する重要課題の審議に積極的に貢献します。(国土交通省)
322	○自動運航船の実現に向け、IMOにおいて、安全に関する国際ルールの適切な整備を進める。(国土交通省)	○自動運航船の実用化に向けたSOLAS条約等現行基準の改正や新基準の策定の可否等に関する検討に参画・貢献しました。我が国を含む合計8か国により、自動運航船の実用化に向けた国際連携枠組み「MASSPorts」が立ち上がり、IMOへの貢献を念頭に、参加国が連携し、共同プロジェクトを推進しています。(国土交通省)	【指標】参加した国際会議の具体例(外務省、厚生労働省、国土交通省、環境省) - 国際海事機関(IMO)総会 - 海上安全委員会(MSC) - 海洋環境保護委員会(MEPC)	○引き続き、自動運航船の国際ルール策定に向けた審議に積極的に貢献します。(国土交通省)
323	○船舶の再資源化(シップ・リサイクル)における安全確保及び環境保全を図るため、「船舶再資源化香港条約(シップ・リサイクル条約)」の締結に係る国会承認を求めるとして平成30年2月に閣議決定し、国会に提出したところであり、引き続き同条約の早期締結を目指すとともに、早期発効に向けて環境整備等を推進する。また、同条約の国内実施のために「船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律案」を平成30年3月に閣議決定し、国会に提出したところであり、引き続き同条約の発効に備えた国内法令の整備を行っていく。(外務省、厚生労働省、国土交通省、環境省)	○シップ・リサイクル条約の発効要件は、①15か国以上が締結、②締約国の船腹量が世界の40%以上及び③締約国の解撤能力が船腹量の3%以上となっており、条約発効要件の充足のためには、主要解撤国におけるシップ・リサイクル施設の改善等を図り、早期締結を促すことが重要です。日本は平成29年9月から、ODAを通じて、主要解撤国であるインドのグジャラト州におけるシップ・リサイクル施設の環境改善の支援を行っています。令和元年11月にはインドがシップ・リサイクル条約を締結し、これにより締約国全体の解体能力が増加し、条約の発効に向けて大きく前進することになりました。(外務省、国土交通省) ○バングラデシュの早期条約締結を促すべく、バングラデシュにおけるシップ・リサイクル施設の改善のための基礎調査を実施しています。(国土交通省)	○MSCIにおいて、我が国等の提案に基づき、以下の指針が策定されました。 ・SOLAS条約 附属書Ⅱ-1章改正 (国土交通省) ○令和3年1月末時点におけるシップ・リサイクル条約の発効要件の充足状況はそれぞれ①15か国、②29.5%及び③2.5%となっています。(国土交通省)	○引き続き、シップ・リサイクル条約の発効に備えた国内法令の整備を行っていきます。(外務省、厚生労働省、国土交通省、環境省) ○シップ・リサイクル条約の発効に重要なバングラデシュ、中国等の早期締結に向けた働きかけを実施していきます。(外務省、国土交通省)
324	○海上でのテロ行為の防止及び海上輸送による大量破壊兵器の拡散の防止に関し、「海洋航行不法行為防止条約2005年改正議定書」等を早期に締結する。(外務省)	○「海洋航行不法行為防止条約2005年改正議定書」等の締結に向けて検討を行いました。(外務省)		○引き続き、「海洋航行不法行為防止条約2005年改正議定書」等の締結に向けて検討を実施します。(外務省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和2年度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
<p>8. 国際的な連携の確保及び国際協力の推進 (3) 海洋に関する国際協力 ア 海洋調査・海洋科学技術</p>				
325	<p>○気候変動、海洋酸性化、生物多様性等の地球規模課題に対応していくため、WMO、UNESCO/IOC等の関係機関や関係省庁の下で実施されている「アルゴ計画」を始めとした国際的な海洋観測計画、データ交換の枠組等に引き続き参画・貢献する。(外務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省)</p>	<p>○令和3年2月に国際連合教育科学文化機関(UNESCO)政府間海洋学委員会(IOC)事務局主催でオンラインで開催された第53回IOC執行理事会に出席し、海洋観測やデータ交換の国際的な枠組みに参画する立場から、IOCの次期中期計画や「国連海洋科学の10年」の推進について議論に参加しています。またG7海洋の未来ワーキンググループに参画し、海洋観測の連携強化等に向けて議論を進めています。(文部科学省)</p> <p>○我が国はアルゴ計画に積極的に貢献しており、気象庁では即時データを、国立研究開発法人 海洋研究開発機構(JAMSTEC)では、研究目的で使用できるよう高度な品質管理を施したデータを公開しています。また、IOCの国際海洋データ・情報交換システム(IODE)における連携データユニット(ADU)の日本拠点として、海洋生物の分布情報を集積・公開しています。JAMSTECでは海洋生物地理情報システム(OBIS)の日本ノードを担い、日本の海洋生物多様性に関する情報をOBISに提供し、海洋生物多様性の維持と持続的な利用推進に貢献しています。これらの取組を通じて第51回IOC執行理事会への参加等の国際的な海洋観測計画、データ交換の枠組等に貢献しています。(文部科学省)</p> <p>○国立研究開発法人 水産研究・教育機構職員がアルゴ計画に参画し、引き続きアルゴフロートの運用に協力しています。また、IOC、UNESCOとも協力機関となっている北太平洋海洋科学機関(PICES)の活動に参画し、多くの職員が気候変動、海洋酸性化、生物多様性等海洋関係の様々な課題を検討する専門化グループに委員として参画し、生態系レポートなどの公表に携わっています。(農林水産省)</p> <p>○気候変動、海洋酸性化を監視していくため、IOCの下で実施されている国際海洋炭素観測連携計画(IOCCP)と、世界気候研究計画(WCRP)の下で実施されている気候の変動性及び予測可能性研究計画(CLIVAR)の下に設立された全球海洋各層観測調査プログラム(GO-SHIP)及びアルゴ計画に参画・貢献しました(※施策番号166に関連記載あり)。(国土交通省)</p> <p>○GO-SHIPで定められている測線において、海面から海底直上までの観測を実施しました。また、北東アジア地域海洋観測システム(NEAR-GOOS)のパイロットプロジェクトとして、ロシア科学アカデミー太平洋海洋研究所と共同で、日本海縦断観測を実施しました(※施策番号166に関連記載あり)。(国土交通省)</p>	<p>【指標】参加した国際会議の具体例(外務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省) ・気候変動、海洋酸性化、生物多様性等の地球規模課題に対応するため、以下の参画・貢献したUNESCO/IOC関係の国際会議に積極的に参加しました。 -国連レギュラープロセス「世界海洋評価書(第2版)」作成に係る全体作業部会 -第9回GOOS運営委員会(GOOS SC-9) -第53回IOC執行理事会 -第4回GOOS BioEco パネル年次会合(GOOS BioEco Panel 2020) -第9回IODE OBIS運営委員会(SG-OBIS-IX) -PICES年次会合 -国際水路機関における各種会合 例)第33回海底地形名小委員会会合</p>	<p>○引き続き、PICES等国際機関への委員の輩出等、GO-SHIPやアルゴ計画等の国際枠組の下での観測への参加及びデータ交換等を通じて、気候変動、海洋酸性化及び生物多様性等に関する国際的な取組に貢献します。(文部科学省、農林水産省、国土交通省)</p>
326	<p>○海洋調査により得られた成果を基に、海底地形名小委員会(SCUFN)への海底地形名の提案を引き続き実施し、海底地形名の標準化に貢献していく。(国土交通省)</p>	<p>○海底地形名の標準化に貢献するため、伊豆・小笠原弧中部海域とゴジラメガリオン海域に位置する海底地形の名称32件を海底地形名小委員会に提案しました。(国土交通省)</p>	<p>○令和2年10月にNEAR-GOOS調整委員会に参加して、地域でのデータ共有について議論を行った。(国土交通省)</p>	<p>○第34回海底地形名小委員会会合(令和3年度開催予定)において、我が国提案が承認されるよう対応します。(国土交通省)</p>
327	<p>○近年、世界的に関心が高まっている北極海や、太平洋・インド洋系の海洋と大気の変動が環境に及ぼす影響評価を視野に入れた海洋観測研究を推進するため、科学技術協力協定等に基づく二国間協力を含め、国内外の関係機関と連携した海洋観測に関する国際協力を推進する。(外務省、文部科学省、環境省)</p>	<p>○「持続可能な開発のための国連海洋科学の10年」が2021年1月からスタートすることに先駆け、令和2年から海洋政策研究所/日本海洋政策学会共催の「国連海洋科学の10年」に関する研究会「J」にオブザーバ参加し、海洋科学を取り巻く国際情勢を国内関係省庁や関係者で理解を深めるとともに、「国連海洋科学の10年」の日本の貢献に向けて活発な議論、検討を行いました。(※施策番号166に関連記載あり)。(文部科学省)</p> <p>○JAMSTECは、国内において文部科学省のIOC分科会に委員として人的貢献を行うとともに当該委員会へ協力するため、外部有識者を含むIOC協力推進委員会及び専門委員会を運営しました。(文部科学省)</p> <p>○国際協力としてはIOCの地域小委員会である西太平洋小委員会(WESTPAC)の副議長として選出されているJAMSTEC職員を通じた人的貢献、北極評議会(AC)と国際北極科学委員会(IASC)とで共同運用されている持続的北極観測ネットワーク(SAON)、及びIOCが、国際気象機関(WMO)、国連環境計画(UNEP)、国際科学会議(ICSU)と連携して運営する全球海洋観測システム組織(GOOS)等に対して、資金的支援を通じて国内外の関係機関と連携した海洋観測に関する国際協力を推進しました。(文部科学省)</p> <p>○国立研究開発法人 国立環境研究所において、フィンランド国立環境研究所(SYKE)との協力覚書に基づき、ブラックカーボン(BC)や衛星を用いた研究などの気候変動分野について、担当研究者間の研究会合やデータ交換などの調査研究を実施しました(※施策番号297と同じ)。(環境省)</p>	<p>○温室効果ガス観測技術衛星(GOSAT)を用いた研究を共同で推進するとともに、BCについては国立研究開発法人国立環境研究所及びSYKEを中心に、他機関も含めて両国研究者による研究会合を開催することにより、調査研究を推進しました。(環境省)</p> <p>※「4. 海洋状況把握(MDA)の能力強化」、「5. 海洋調査及び海洋科学技術に関する研究開発の推進等」も参照。</p>	<p>○SYKEとの協力覚書に基づき、引き続き着実に研究協力を実施します(施策番号297と同じ)。(環境省)</p>
328	<p>○我が国の地球深部探査船「ちきゅう」と欧米の掘削船を国際的に共同利用するIODPに、引き続き積極的に参画するとともに、日米欧だけでなくアジア大洋州諸国等を加えた協力体制を構築する。(文部科学省)</p>	<p>○国際深海科学掘削計画(IODP)に引き続き積極的に参画し、科学的進捗の確認や意見交換の会合であるIODPフォーラムに出席し、2050年までの科学計画(IODP Science Framework2050)を承認するほか、今後の協力体制について議論を行いました(※施策番号248～251に関連記載あり)。(文部科学省)</p>		<p>○引き続き、地球深部探査船「ちきゅう」を用いて、世界をリードし、巨大地震発生帯の掘削に代表される深海科学掘削計画の推進に努めていきます。(文部科学省)</p>

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和2年度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
イ 海洋環境				
329	○生物多様性を保全する観点から、サンゴ礁、広域を移動する動物等の保護に関し、国際協力の下で、海洋環境や生物の調査・研究を行う。(環境省)	○モニタリングサイト1000において、干潟や小島嶼生態系の指標生物であるシギ・チドリ類及び海鳥などのモニタリング調査を実施しました。シギ・チドリ類調査で取得したデータは、アジア水鳥センサス(AWC)に提供しました。また、国際サンゴ礁イニシアティブ(ICRI)及びその下に設立されている地球規模サンゴ礁モニタリングネットワーク(GCRMN)に対して積極的な貢献を行っており、東アジア地域における解析作業を牽引しています(※施策番号243に関連記載あり)。(環境省)	【指標】参加した国際会議の具体例 -アジア水鳥センサス(AWC) -国際サンゴ礁イニシアティブ(ICRI)総会 -地球規模サンゴ礁モニタリングネットワーク(GCRMN)ワーキンググループ会合 -地球規模生物多様性情報機構(GBIF) -海洋生物地理情報システム(OBIS)ステアリンググループ会合(外務省、農林水産省、環境省)	○生物多様性の保全のため、干潟や小島嶼生態系のモニタリング調査を引き続き実施します。また、地球規模サンゴ礁モニタリングネットワーク(Global Coral Reef Monitoring Network)の東アジア地域のサンゴ礁について解析結果の取りまとめ報告書を作成します(※施策番号243に関連記載あり)。(環境省)
330	○世界閉鎖性海域環境保全会議(EMECS)等の国際会議において、我が国の水質総量削減制度や「里海」づくり等の環境保全施策の情報発信を行う。(環境省)	令和2年9月にイギリスで開催予定であったされる第13回世界閉鎖性海域環境保全会議(EMECS13)は令和3年に延期となりました。(環境省)	【指標】能力構築支援の具体例(外務省、農林水産省、環境省) ・フィン、サモアにおいて、沿岸域の浸水ハザードマップの作成等、適応の取組支援を実施しています。 ・12月、ミクロネシアにおいて、「水産海事学校能力向上プロジェクト」にかかる討議議事録を締結。 ・漁業資源管理について、大洋州における人材育成プラットフォームの構築のために広域の技術協力プロジェクト「SDG14に基づく大洋州における海洋資源の持続可能な開発及び資源管理における能力強化プロジェクト」を開始しました。同プロジェクトでは、日本政府からの拠出金により他のプロジェクトを実施するFAOとの連携にも取り組んでいます。 ・バヌアツで実施中の技術協力プロジェクト「豊かな前浜プロジェクトフェーズ3」では、地域機関であるメラネシアン・スピアヘッドグループと覚書を締結し、プロジェクトの成果である沿岸の資源管理と代替生計手段の開発を組み合わせた資源管理の仕組みのメラネシア域内展開に取り組んでいます。 ・技術協力プロジェクト「地震・津波・高潮情報の発信能力向上プロジェクト」を実施し、バヌアツにおいて、地震・津波・高潮の観測及び解析能力の強化と、防災情報の伝達体制を整備しています。	○引き続き、EMECS13への参加に向けた準備を進めます。(環境省)
331	○太平洋島嶼(しよ)国等との間で、島の保全・管理、周辺海域の管理、漁業資源の管理、気候変動への対応など、我が国の島と共通の問題の解決に向けて連携・協力を推進する。(外務省、農林水産省、環境省)	○我が国漁船の安定的な入漁を確保するため、ミクロネシア、ソロモン、バブアニューギニア、キリバス、ナウル、マーシャル、ツバル及びパラオとの協力で操業条件について合意しました。(農林水産省) ○太平洋島嶼国の数か国において、サイクロン由来の高潮・高波における気候変動影響評価手法を改善し、沿岸域の浸水ハザードマップの作成を行う等気候変動適応の取組を支援しています。(環境省) ○大洋州島嶼国等への島の保全・管理や漁業資源の管理等に関する能力構築については、右に記載しました。(外務省) ○太平洋島嶼国に対する海上法執行能力の向上支援については、施策番号46に記載しました。(外務省)	※「3. 海洋環境の維持・保全」も参照。	○平成30年(2018年)に開催された第8回太平洋・島サミット(PALM8)における主な協力・支援策である、「自由で開かれた持続可能な海洋」、「強靱かつ持続可能な発展の基盤強化」及び「人的交流・往來の活性化」の実施状況についてフォローアップを行います。(外務省)
ウ 海洋の治安対策・航行安全確保				
332	○「アジア人船員国際共同養成プログラム」等を通じて、諸外国における船員の資質向上に貢献する。また、世界海事大学等を通じて、諸外国における海事関係者の資質向上に貢献する。(国土交通省)	○アジア地域における船員の資質向上に寄与するため、「アジア人船員国際共同養成プログラム」として海外の船員教育者を日本に招き、教育現場における実務内容に即した乗船及び座学による研修事業を行っているが、令和2年度については新型コロナウイルス感染症の影響により見送りました。(国土交通省)		○今後も継続してアジア地域より船員教育者を招き、教育現場における実務内容に即した研修を行います。(国土交通省)
333	○マラッカ・シンガポール海峡の航行安全の確保を図るため、官民連携の下、同海峡の協力メカニズムにおいて実施されるプロジェクトのうち、航行援助施設の整備に関する協力や、航行援助施設の維持管理に係る人材育成を推進するとともに、同海峡の航行安全対策等を充実するため、日ASEAN統合基金(JAIF)を活用した沿岸国との共同水路測量及び電子海図の作成を着実に実施する。(国土交通省)	○マラッカ・シンガポール海峡に設置される航行援助施設(灯浮標等)の維持・管理のための事前調査及び航行援助施設を維持管理する沿岸3か国の政府担当者に対する管理技術のキャパシティビルディング事業の実施に向けて取り組むとともに、同メカニズムの下に設置される委員会に参加し、利用国及び利用者等との協力関係を構築しています。(国土交通省) ○令和元年度に実施したマレーシア領海内南部海域の分離通航帯に存在する水深30m以下の浅い海域における共同水路測量の結果にかかる検証作業や令和2年度の事業実施に向けた関係機関との調整を行いました。(国土交通省)	【指標】能力構築支援の具体例(国土交通省) -「アジア人船員国際共同養成プログラム」 -マラッカ・シンガポール海峡に設置される航行援助施設の維持・管理のための事前調査 -マラッカ・シンガポール海峡の航行援助施設を維持管理する沿岸3か国の政府担当者に対する管理技術のキャパシティビルディング事業 -マラッカ・シンガポール海峡のマレーシア領海内において、共同水路測量 -港湾保安に関する各国の情報共有等を行う日ASEAN港湾保安専門家会合を開催。 -港湾保安の人材育成のための研修及び監査マニュアルの補足資料となる事例集について検討。	○マラッカ・シンガポール海峡の航行安全を確保するため、引き続き航行援助施設の維持・管理に資する取組を実施していきます。(国土交通省) ○令和3年度中に共同水路測量を再開し、測量データ解析後、マラッカ・シンガポール海峡の航海用電子海図の作成を目指します。(国土交通省)
334	○港湾保安に関する国際連携を強化するため、能力向上支援、共同訓練の実施等を推進する。(国土交通省)	○日ASEANの港湾保安対策の向上を図るため、日ASEAN港湾保安専門家会合を開催しました。(国土交通省)	※「1. 海洋の安全保障」及び「4. 海洋状況把握(MDA)の能力強化」も参照。	○ASEAN諸国の港湾保安対策の向上を図るため、引き続き能力向上支援を実施します。(国土交通省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和2年度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
エ 防災・海難救助支援				
335	○我が国の優れた防災技術を、アジアや太平洋島嶼(しよ)国を始めとする災害に脆弱な国に対して周知・普及活動を行う。特に、地球温暖化による海面水位上昇に伴い一層深刻化する高潮・高波等による災害を防止するため、アジア・太平洋地域等への高潮・高波予測情報の提供、技術的助言、情報ネットワーク活動の支援等を推進する。(国土交通省)	○熱帯低気圧地区特別気象センター(RSMC)東京台風センターの活動やWMO荒天予報実証プロジェクト(SWFDP)の一環としてアジアや太平洋諸国に高潮や波浪の予測情報の提供を行いました。また、これらの国の気象機関が自ら予測を行えるよう、技術的助言等の支援を実施しました。(国土交通省)		○引き続き、関連諸国に対する高潮波浪情報の一層の充実を図るとともに、各国が自立して高潮・高波予測を行えるように技術指導・支援を行っていきます。(国土交通省)
336	○北西太平洋沿岸国等における防災・減災のため、津波災害が懸念される諸外国への津波情報の迅速な提供、津波警報システム構築への技術支援等を継続する。(国土交通省)	○北西太平洋津波情報を迅速に提供するとともに、関係各国と調整を行い、津波警報システム構築への技術支援を行いました。(国土交通省)	【指標】参加した国際会議の具体例(国土交通省) -国際海事機関(IMO)における各種会合(オンライン参加) -世界気象機関(WMO)における各種会合	○引き続き、関係各国に対し、北西太平洋津波情報を迅速に提供します。(国土交通省)
337	○アジア・太平洋地域の熱帯低気圧や火山噴火等による災害リスク軽減に資するため、気象衛星ひまわりの観測データを外国気象機関へ提供するとともに、リクエストされた領域に対して機動観測(Himawari Request)を実施する。(国土交通省)	○気象衛星ひまわりの観測データを外国気象機関に提供するとともに、リクエストに基づき機動観測を実施しました。(国土交通省) ○国際会議等の機会を利用して外国気象機関に気象衛星ひまわりの紹介・説明を行うとともに、利用するための技術的な調整を行いました。(国土交通省)	【指標】構築支援の具体例(国土交通省) -アジアや太平洋諸国への高潮や波浪の予測情報の提供 -アジアや太平洋諸国に対して技術的助言等の支援 -気象衛星ひまわりの観測データを外国気象機関に提供する「ひまわりリクエスト」 -アジア・太平洋地域の気象機関による気象警報等の発表を支援する「地区ナウキャストセンター」の運用 -隣接諸国と実際に巡視船艇・航空機を用いた「搜索救助訓練」 -海難発生時における各国間の救助調整を目的とした「搜索救助通信訓練」 -搜索救助に関する知識・経験の共有を目的とした「ワークショップ」の実施	○引き続き、国際会議等の機会を利用して、外国気象機関にひまわり観測データの活用方法・事例やひまわりリクエストの仕組みについて紹介・説明を行い、利用国の拡大につなげていきます。(国土交通省)
338	○効率的かつ効果的な海難救助を実施するため、各国との間で情報交換・合同訓練等により連携・協力を強化する。(国土交通省)	○海上保安庁では、効率的かつ効果的な海難救助を実施するため、隣接諸国と、実際に巡視船艇・航空機を用いた「搜索救助訓練」、海難発生時における各国間の円滑な救助調整を目的とした「搜索救助通信訓練」及び搜索救助に関する知識・経験の共有を目的とした「ワークショップ」を実施しました。(国土交通省) ○IMOにおける会合において、各国の海難に対する取組み等の情報収集を実施しました。(国土交通省)		○海難救助にかかる情報交換・合同訓練等を行い、各国との連携・協力を強化していきます。(国土交通省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和2年度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
9. 海洋人材の育成と国民の理解の増進 (1) 海洋立国を支える専門人材の育成と確保				
ア 海洋開発の基盤となる人材の育成				
339	○国際的に通用する技術者等の人材育成のため、「日本財団オーシャンイノベーションコンソーシアム」への関係者の参加及び取組強化を促進するとともに、実践現場を有する海外の大学・企業・研究機関等との連携体制を構築する。また、海洋開発特有の船舶での作業に係る育成プログラムを検討する。(国土交通省)	○海洋開発に用いる船舶に特有な挙動を再現し、その特性等を学ぶために開発したシミュレータを活用した育成プログラムについて、関係事業者と連携し、検討を行いました。(国土交通省) ○「日本財団オーシャンイノベーションコンソーシアム」関係のイベントについて、必要に応じ、関係者が参加しました。(内閣府、国土交通省)	○海洋開発に用いる船舶に特有な挙動に関する育成プログラムについて、関係事業者と連携し、検討を行いました。(国土交通省) ○「日本財団オーシャンイノベーションコンソーシアム」関係のイベントについて、必要に応じ、関係者が参加することにより、同取組を促進しています。(内閣府、国土交通省)	○引き続き、関係事業者と連携し、育成プログラムについて検討を行います。(国土交通省) ○引き続き「日本財団オーシャンイノベーションコンソーシアム」の促進に向けた取組を進めます。(内閣府、国土交通省)
340	○「i-Ocean」として、産業界のニーズを踏まえた海洋開発に必要な知識を体系的・包括的にカバーする専門教材の整備等を推進する。(国土交通省)	○企業に所属する社会人を対象に、海洋開発に必要な知識や技能を身につけるための教育内容について検討を行いました。(国土交通省)	【指標】専門教材の整備状況(国土交通省) ・平成30年に整備した専門教材について、ウェブサイトに掲載するなど、普及促進のための措置を実施済みです。	○引き続き、企業に所属する社会人を対象に、海洋開発に必要な知識や技能を身につけるための教育内容について検討を行います。(国土交通省)
341	○海洋に関する大学等において各機関が有する特色を踏まえ、実践力強化のために産学連携を推進し、産業界のニーズ等に留意したカリキュラムの検討など、海洋開発の基盤となる人材の育成に資する取組を促進する。(文部科学省)	○東京大学では海洋開発分野において新技術を生み出す技術者やプロジェクトマネジメントができる人材の育成のため、海洋開発利用システム実現学寄付講座を実施しています。企業技術者や大学院生を対象とした基礎講座は、産学だけでなく、演習なども含めたカリキュラムで構成されています。(文部科学省)	【指標】海洋開発の基盤となる人材の育成に資する取組状況 ・船舶実習課程を設置している3大学における乗船実習課程修了者数(文部科学省) 令和2年度 104名 令和元年度 104名 平成30年度 108名 ・水産大学校における専攻科修了者数(農林水産省) 令和2年度 49名 船舶運航課程 25名 船用機関課程 24名 令和元年度 50名 船舶運航課程 22名 船用機関課程 28名 平成30年度 50名 船舶運航課程 20名 船用機関課程 30名	○東京大学における寄付講座の更なる充実や受講人数の拡大に引き続き努めます。(文部科学省)
イ 造船業・船用工業に関わる人材の育成				
342	○学生生徒の造船業・船用工業への就職率の向上のため、職業としての魅力を発信する取組を継続する。造船技能者に対しては、造船技能研修センターの活用等により、高度な専門人材の育成を図る取組を継続する。(国土交通省)	○総合海洋政策本部、国土交通省及び日本財団が主催する「海と日本PROJECT」の一環として、(一社)日本中小型造船工業会により、地元の小中学生を対象とした造船所・船用工業事業所の見学会が実施されました。また、全国6か所で運営されている技能研修センターでは、新規採用職員の研修や技能者向けの訓練等を行いました。(国土交通省)	【指標】造船及び船用工業従事者数(国土交通省) 造船業従事者数: 74,080名(令和2年4月1日現在) 船用工業従事者数: 46,215名(令和元年12月31日現在) ○令和2年7月22日～11月26日にかけて、造船所・船用工業事業所の見学会が延べ23回開催され、計2,280名が参加しました。(国土交通省) ○技能研修センターでは、新規採用職員の研修(令和2年度の受講者数は165人)や、一定年数の経験を積んだ技能者向けにぎょう鉄、溶接、塗装などの専門技能に係る訓練(令和2年度の受講者数は72人)を実施しました。(国土交通省)	○引き続き、造船所・船用工業事業所の見学会の開催や造船技能研修センターの活用等を行います。(国土交通省)
343	○産業としての魅力を高めるため、「i-Shipping」などIoTの活用による生産性向上を図ることが重要であり、ICTを中心とした研究開発に取り組む。(国土交通省)	○AIやIoTを活用して造船現場の生産性向上を図る、革新的な技術開発に対する支援を実施しました。(国土交通省)	○革新的造船技術の研究開発に対して8件の支援を決定しました。(国土交通省)	○施策番号87～89に記載しました。
344	○「新高等学校学習指導要領」(平成30年3月文部科学省告示第68号)において「船舶工学」が科目として新設されたことも踏まえ、造船業・船用工業を志す若者を継続的に確保・育成するため、授業の教材や教員養成プログラムの作成・普及等による高校における造船等に関する教育の質の向上を図り、我が国造船業・船用工業の担い手候補となる生徒を育成する。(国土交通省)	○需要が増す造船教員の高い専門的指導力を維持・向上し造船教育現場をさらに充実させるため、造船教育プログラムの作成及びその運営体制の整備に係る検討を進めました。(国土交通省)	○平成30年度に完成した造船教育プログラムが、令和元年度から造船専門教育を行う教員により活用され始めています。(国土交通省)	○平成30年度に完成した造船教育プログラムを教育機関に提供することにより、高校における造船教育強化と造船教員の持続的な養成体制の構築を図ります。(国土交通省)
345	○その他、地方運輸局等を主体とした地域の造船企業、地元教育機関等との会合等を通じ、地域の連携体制を強化し、各地域のニーズに即した造船に関する教育の充実、造船人材の確保・育成を図る。(国土交通省)	○地方運輸局等を主体とした地域の造船企業、地元教育機関等との会合等を開催し、地域の連携体制を強化し、各地域のニーズに即した造船に関する教育の充実及び造船人材の確保・育成策について議論を行いました。(国土交通省)	○神戸、四国及び九州地区において、会合等を計5回行いました。(国土交通省)	○引き続き、地方運輸局等を主体として地域の造船企業、地元教育機関等ステークホルダー間の会合等を開催することにより、地域産官学のネットワークの構築を図ります。(国土交通省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和2年度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
ウ 船員等の育成・確保				
346	○独立行政法人海技教育機構において外航・内航海運のニーズに応じた即戦力・実践力を備えた船員を養成するため、①関係者間での連携を強化し、海運事業者が運航する船舶の活用を通じて、より実践的な乗船訓練を可能とする社船実習の拡充等に取り組み、②船員に必要な知識要件への対応として、各種講習等を実施し、技能の習得に努めるなど、船員教育体制の見直しを含め、教育の高度化に取り組む。(国土交通省)	○今後、更なる社船実習の拡充に向けて、関係者から意見聴取や社船実習対象船舶の範囲を広げるための要件緩和等の準備を行いました。(国土交通省) ○最近の技術革新等に適応した知識・技能を有する優秀な船員を養成するため、最新の航海機器である電子海図情報表示装置(ECDIS)の知識・操作技術を習得できる教育体制の準備を行っています。また、教育内容の高度化等を図るため、これまでの航海・機関両用教育から航海・機関それぞれの専科教育への移行に向け、カリキュラム作成等の船員教育体制の見直しを行いました。(国土交通省)	○令和2年度、2名の実習生が内航船を活用した社船実習を行いました。(国土交通省) 【指標】船員数(国土交通省) 日本人船員数:30,609人(30,235人) -うち、内航:28,435人(28,142人)、外航:2,174人(2,093人) (いずれも近年ほぼ横ばいで推移) -女性船員:800人(724人)(全体の約2%(前年とほぼ同じ)) (令和元年10月1日時点、括弧内は平成30年10月1日時点) (※施策番号347及び348に関連記載あり)	○「船員養成の改革に関する検討会」を取りまとめ海技教育機構第4期中期目標・中期計画(令和3年4月からの5か年)にも反映させ、できるものから順次、進めて参ります。(国土交通省)
347	○船員の安定的・効果的な確保・育成のため、就業体験を実施するなど、国と内航海運事業者等の関係者とかが連携して若年者の志望を増加させるための取組を推進するとともに、事業者が新人船員を雇用して、育成する取組を促進する。また、魅力ある職場づくり等による船員への就業・定着の推進、労働時間・負荷の軽減等の働き方改革による生産性向上に取り組む。(国土交通省)	○関係機関と連携し、内航船員に関する情報が乏しいと思われる船員教育機関以外の学生等に対して、就業体験やキャリアパス説明会を開催することによって、内航船員を志望する若年者を増加させる取組を実施しました。(国土交通省) ○海上運送法に基づく日本船舶・船員確保計画の認定を受けた事業者が、新人船員を計画的に雇用・育成した場合に、助成金を支給しています。(国土交通省) ○事業者の労働環境改善等の取組について、9月に船員安全・労働環境取組大賞及び特別賞の表彰を行いました。(国土交通省) ○船員の働き方改革の推進等を図るため「海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律案」を国会に提出しました。(国土交通省)	○国土交通大臣による日本船舶・船員確保計画の認定数(国土交通省) 令和3年4月1日現在 250事業者 令和2年4月1日現在 246事業者 平成31年4月1日現在 241事業者	○今後も、国と内航海運事業者等の関係者の連携の下、若年者の就業体験、新人船員の雇用・育成支援を推進します。(国土交通省)
348	○若年船員を計画的に確保するため、女性船員の活躍促進に向け取り組むとともに、退職海上自衛官等が船員として就業するための環境整備を引き続き行う。(国土交通省、防衛省)	○女性船員については、平成29年6月に、委員全てが学識経験者、船員経験者及び海運業界の女性で構成される「女性船員の活躍促進に向けた女性の視点による検討会」を設置し、平成30年4月に提案のとりまとめを受け、女性船員の活躍推進のための情報発信や魅力ある職場づくりなどによる船員の働き方改革に取り組んでいます。(国土交通省) ○若年定年退職等の自衛隊員を対象とした就職支援において、船員への再就職希望者に対し、職業訓練として海技士等の資格取得に係る支援を実施しました。(防衛省)	○女性を含めた船員の働き方改革の検討をしています。(国土交通省) ○資格取得に係る職業訓練を受講した自衛隊員数(令和2年度)(防衛省) ・海技士 令和2年度 12名 令和元年度 17名 平成30年度 25名	○船員の働き方改革の方向性についてのとりまとめ(令和2年9月)を踏まえ、女性を含む多様な人材の活躍促進の取組を進めます。(国土交通省)
349	○優秀なアジア人外航船員の確保・育成のため、開発途上国の船員教育者の技能向上を図り、より優秀な船員を養成することを目的とした研修を実施する。(国土交通省)	○世界的な外航船員不足が問題視されている中、優秀なアジア人船員を養成・確保するため、フィリピン、インドネシア、ベトナム及びミャンマーから船員教育者を日本に招き、当該国の船員教育機関の質的向上につながる、実務内容に即した座学研修と乗船研修を行っています。令和2年度については新型コロナウイルス感染症の影響により見送りました。(国土交通省)	○フィリピン、インドネシア、ベトナム及びミャンマーからの船員教育者招へい者数(国土交通省) 令和3年度 12名を程度を予定 令和2年度 0名 令和元年度 12名 平成30年度 10名	○今後も継続してアジア地域より船員教育者を招き、教育現場における実務内容に即した研修を行います。(国土交通省)
350	○船舶交通の要衝及び難所において船舶を導き、航行の安全を確保することで海運を支える重要な役割を担う水先人の安定的な確保・育成のため、国、水先人、海運事業者等の関係者の連携の下、複数免許取得の促進、募集活動の強化等の確保・育成策に取り組む。(国土交通省)	○5月28日に開催した「第15回水先人の人材確保・育成等に関する検討会」において、「水先人の安定的な確保・育成等について(第三次とりまとめ)」を取りまとめました。「第三次とりまとめ」を踏まえ、二級及び三級水先人の業務範囲(対象船舶)の見直しをはじめとした中小規模水先区対策を行うとともに、二級及び三級水先人の養成定員見直しなど、安定的な後継者確保のための取り組みを実施しました。(国土交通省)	○水先人の人材確保・育成等に関して、以下の取組を実施しました。(国土交通省) ・中小規模水先区対策として、必要な水先人数の確保が困難な水先区に対し近隣水先区等の水先人が複数免許を順次取得し、派遣支援体制を構築するとともに、新たな水先人供給源の開拓に努めました。 ・中小規模水先区への二級及び三級水先人の更なる活用や、訓練・乗船機会の確保のため、10月1日より水先業務を行うことができる船舶の範囲を、二級水先人については総トン数5万トンから6万トン(危険物運搬船を除く)、三級水先人については総トン数2万トンから3万トンへ、それぞれ1万トンずつ拡大しました。 ・二級及び三級水先人の養成定員について、中長期的な水先人全体の規模を考慮し、令和4年度までの3年間、毎年、二級水先人は5人、三級水先人は5人+ α (α は5人以下の範囲内で、毎年、一級水先人の応募状況を確認し決定)としました。	○今後も、複数免許の取得による派遣支援体制の整備を図るとともに、新たな水先人供給源の開拓に努めます。(国土交通省) ○現在の養成規模(毎年、二級水先人:5名、三級水先人:5名+ α)について、需給状況等を踏まえ、適切に確保できるよう努めます。(国土交通省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和2年度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
エ 海洋土木の担い手の育成・確保				
351	○海洋土木への理解を深めるため、官民が連携して、学生生徒を対象とした現場見学会や、国や建設事業者の土木技術者との意見交換会等を引き続き実施する。また、潜水士等に対する認知度の向上や海洋土木に関する教育の充実により担い手となり得る若年者層の拡大を図る。(国土交通省)	○港湾工事における働き方改革の一環として、建設現場における担い手育成等の取組を推進するため、「担い手育成活動を実施した工事(試行)」として小学生～大学生等を対象に見学会等実施し、工事成績評定による評価を行いました。(国土交通省)		○担い手育成活動を実施した工事(試行)」として建設業に将来従事する可能性の有無にかかわらず小学生～大学生等の若手を対象に見学会等を実施した受注者に対して、工事成績評定による評価の取組を引き続き実施します。(国土交通省)
352	○魅力的な職場とするため、官民が連携して、適切な休日確保等の就労環境改善に引き続き取り組む。(国土交通省)	○港湾工事における働き方改革の一環として、建設現場における休日確保の取組を推進するため、「休日を確保した工事(試行)」として工事期間内に休日を確保した工事については工事成績評定による評価を行いました。(国土交通省)	【指標】実施した現場見学会の具体例(国土交通省) ・全国の直轄港湾工事において、受注者が子供～大学等の若者に呼びかけをし、学生を招いて現場視察や実習を実施しました。	○「休日を確保した工事(試行)」として工事期間内に休日を確保した工事の受注者に対して、工事成績評定による評価の取組を引き続き実施します。(国土交通省)
353	○次の世代へと技術を伝承するため、官民が連携して、若手技術者の現場体験の機会の拡大に引き続き取り組む。(国土交通省)	○港湾工事及び業務における若手技術者の現場経験の機会拡大を推進するため、「若手技術者登用促進型(試行)」として現場経験の豊富な技術者(技術指導者)を併せて配置することで技術の伝承を図る取組を行いました。(国土交通省)		○「若手技術者登用促進型(試行)」として現場経験の豊富な技術者(技術指導者)を併せて配置することで技術の伝承を図る取組を引き続き実施します。(国土交通省)
354	○生産性の向上を図るため、測量から設計、施工、検査、維持管理に至るプロセス全体に3次元データを活用するなど、ICTの導入を拡大していくとともに、ICTに対応できる人材の育成を推進する。(国土交通省)	○ICT活用工事、BIM/CIM(3次元モデル)活用業務・工事を実施し、港湾整備におけるICTの導入を拡大するとともに、i-Constructionをテーマとした発注者向け研修や業界との意見交換等を実施しました。(国土交通省)	【指標】港湾におけるICT活用工事の件数(国土交通省) 令和2年度 116件 令和元年度 85件 平成30年度 77件	○引き続き、ICTや3次元データの活用を推進するための要領類の検証を行います。(国土交通省) ○新型コロナウイルス感染症対策を契機とした非接触・リモート型の働き方への転換と生産性や安全性の向上を図るため、インフラ分野のDX(デジタルトランスフォーメーション)を推進します。(国土交通省)
355	○東南アジア諸国等へのインフラ海外展開を推進するため、プロジェクトの川上から川下まで、各段階を担える人材の育成を更に進める。(国土交通省)	○独立行政法人 国際協力機構(JICA)の課題別研修等において、講義対応等の支援を行いました。また、港湾局からJICA長期専門家の派遣を行っており、現地の港湾当局に対して指導を行っています。(国土交通省)	○JICA課題別研修等の研修生(国土交通省) 令和2年度 55人 令和元年度 78人 平成30年度 76人 ○JICA長期派遣専門家の派遣(国土交通省) 令和2年度 4人 令和元年度 4人 平成30年度 4人	○令和3年度においても、JICA課題別研修等の受け入れ、JICA長期派遣専門家の派遣を継続していきます。(国土交通省)
オ 水産業の担い手の育成・確保				
356	○新規漁業就業者の漁業への定着率の向上を図り、将来の漁業の担い手として育成していくため、漁業への就業情報の提供や現場での研修を支援する。また、漁船漁業の乗組員不足に対応するため、漁業団体等が行う計画的・安定的な人員採用に向けた取組の支援及び水産高校、水産大学校、漁業学校、水産試験場等における海技資格を取得できる新たな仕組みの実現により、海技士等の人材の育成・確保に努める。(文部科学省、農林水産省、国土交通省)	○漁業への就業を希望する者が経験ゼロからでも就業できるよう、就業希望者の段階に応じ、就業相談会の開催や漁業現場での長期研修等を支援しました。(農林水産省)	【指標】新規就業者数(農林水産省) 令和元年 1,729人 平成30年 1,943人 平成29年 1,971人	○引き続き、漁業への就業を希望する者が就業できるよう、就業希望者の段階に応じ、就業相談会の開催や漁業現場での長期研修等を支援します。(農林水産省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和2年度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
357	<p>○水産業及びその関連分野の人材確保のため、水産業において指導的役割を果たす人材を育成する国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校や、水産に関する課程を備えた高校・大学において、好事例の普及や質の高い教員の育成・配置等による実践的な専門教育の充実を図るとともに、実習船・練習船の整備を始めとする教育環境の整備を引き続き推進する。(文部科学省、農林水産省)</p>	<p>○国立研究開発法人 水産研究・教育機構 水産大学校(以降、水産大学校)では教育を質量ともに維持するため、①大学卒業と同等の学士の資格が得られる、大学改革支援・学位授与機構による教育課程の認定、②技術士の資格取得にもつながる、日本技術者教育認定機構(JABEE)による教育課程の認定、③海技士養成のための船舶職員養成施設としての教育課程・施設・教員等の登録を、それぞれ維持しました。本学校では、5学科体制の下、共通教育科目を1、2年次に配当して基礎的な事項を理解させ、その後に、実地体験型教育を含む高度な専門教育科目を実施するカリキュラムを継続的に実施しました。専攻科においては、航海士による講義などの動機付け教育や、実践形式のオンゼジョブトレーニング等、上級海技士資格を有する水産系海技士として活躍できる人材を育成しました。また、教育と研究の共用船「天鷹丸」の実習航海において、学生が水産資源・海洋調査を体験しました。(農林水産省)</p> <p>○海洋に関する実習施設の大学を超えた共同利用を推進するため、練習船8拠点、臨海・臨湖実験所14拠点及び水産実験所4拠点を認定(令和3年3月現在)し、地域の特色を生かした実習教育を実施しています。(文部科学省)</p> <p>○先進的な卓越した取組を行う水産高校を始めとする専門高校を「スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール」として指定し、社会の第一線で活躍できる専門的職業人を育成するための実践研究を行い、その成果の普及を図るとともに、水産高校の実習船整備に係る経費の補助を行いました(※施策番号361及び362に関連記載あり)。(文部科学省)</p>	<p>【指標】海洋開発の基盤となる人材の育成に資する取組状況(農林水産省)</p> <ul style="list-style-type: none"> 水産大学校本科における在学生数 <ul style="list-style-type: none"> 令和3年4月1日現在 829名 令和2年4月1日現在 846名 平成31年4月1日現在 848名 (定員740名。全国47都道府県から広く学生を確保。) 水産大学校の水産業及びその関連分野への就職状況、海技士免許の取得状況(農林水産省) <ul style="list-style-type: none"> 就職希望者174名のうち、就職内定者169名(就職率:97.1%)、うち水産関連分野 143名(水産関連分野就職率:84.6%) (令和元年度:就職希望者185名のうち、就職内定者 182名(就職率:98.4%)、うち水産関連分野 149名(水産関連分野就職率:81.9%)) 3級海技士免許取得率 <ul style="list-style-type: none"> 令和2年度 95.9% 令和元年度 94.0% 平成30年度 96.0% 2級海技士筆記試験合格率 <ul style="list-style-type: none"> 令和2年度 83.3% 令和元年度 89.1% 平成30年度 84.2% 1級海技士筆記試験合格者 <ul style="list-style-type: none"> 令和2年度 16名 令和元年度 13名 平成30年度 10名 水産大学校練習船の航海日数(農林水産省) <ul style="list-style-type: none"> 令和2年度 耕洋丸165日、天鷹丸153日 令和元年度 耕洋丸164日、天鷹丸162日 平成30年度 耕洋丸173日、天鷹丸163日 	<p>○水産大学校では、学生確保への主な取組として、高校生向けの進学ガイダンス、高校訪問及びオープンキャンパスで本校の教育内容や特色を広く高校生にPRを行います。また、全国の高校生が受験しやすいよう、引き続き一般入試の試験会場を、本校(下関)に加えて福岡、大阪及び東京に設けることや、海技士及び水産業界の担い手を確保するための推薦入試を実施します。(農林水産省)</p>
358	<p>○水産業のICT化を始め、持続的な水産資源の利用や収益性の高い操業体制への転換を進めるとともに、水産業普及指導員による新たな技術・知識の導入についての指導・助言を実施する。(農林水産省)</p>	<p>○収益性の高い操業体制への転換を促進するため、漁業構造改革総合対策事業において、高性能漁船の導入等による収益性向上の実証の取組を支援しました。(農林水産省)</p>	<p>○高性能漁船の導入等による収益性向上の実証の取組支援(農林水産省)</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年度 74件 令和元年度 51件 平成30年度 58件 	<p>○収益性の高い操業体制への転換を促進するため、漁業構造改革総合対策事業において、引き続き、高性能漁船の導入等による収益性向上の実証の取組を支援します。(農林水産省)</p>
359	<p>○水産業における女性の活躍の場を更に広げるため、漁獲物の加工や消費者ニーズに対応した商品開発等、女性の特性を活かすつ能力を発揮できる多様な活動を促進する。(農林水産省)</p>	<p>○漁獲物の加工・販売や漁村コミュニティにおける様々な活動において中心となって取り組む漁村の女性の活動を促進するため、漁村女性の資質向上のための研修を実施するとともに、漁村女性グループが行う加工・販売等の起業的な経済活動や魚食普及等の漁村地域の活性化のための取組について支援しました。(農林水産省)</p>	<p>○令和2年度においては、漁村女性が中心となって取り組む実践的な3件の取組に対し支援を行いました。(農林水産省)</p>	<p>○引き続き、漁村女性の経営能力の向上や女性を中心としたグループによる実践的な取組への支援を行います。(農林水産省)</p>
<p>力 横断的に講ずべき施策</p>				
360	<p>○海洋分野におけるIT人材の育成を促進するため、MDAの能力強化に資する研究開発を含めた研究開発プロジェクト等を実施する。(文部科学省)</p>	<p>○国立研究開発法人 海洋研究開発機構(JAMSTEC)では、海洋開発技術者を増やすという政府の目標に基づき設立された「日本財団オーシャンイノベーションコンソーシアム」へ参画し、海洋産業市場の成長に向け実践的技術やノウハウを持った海洋開発技術者の育成をオールジャパンで推進しました。(文部科学省)</p> <p>○大学生、大学院生を対象としたセミナー「『ちきゅう』掘削プロジェクトチームの一員になってミッションに取り組もう！」を令和3年1月にオンライン開催しました。例年は講義と現場見学を合わせた乗船体験セミナーを実施しているところ、当該年度は新型コロナウイルス感染症拡大の状況を鑑み、掘削プロジェクトを模擬体験するセミナーをオンラインにて開催しました。(文部科学省)</p>	<p>【指標】研究開発プロジェクト数(文部科学省)</p> <ul style="list-style-type: none"> JAMSTECでは第4期中期目標期間に6つの重点的研究開発課題(地球環境の状況把握と変動予測のための研究開発、海洋資源の持続的有効利用に資する研究開発、海域で発生する地震及び火山活動に関する研究開発、数理科学的手法による海洋地球情報の高度化及び最適化に係る研究開発、挑戦的・独創的な研究開発の推進、海洋調査プラットフォームに係る先端の基盤技術開発と運用)の取組を通じ、MDAの能力強化に貢献しています。 	<p>○更なるMDAの能力強化に資するため、船舶や実験施設等を利用したイベントや体験セミナーを実施していきます。海洋開発人材の育成を目的とした日本財団オーシャンイノベーションコンソーシアムによる乗船体験セミナーについて、令和3年度も協力予定です。(文部科学省)</p>

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和2年度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
361	<p>○海洋や水産に関する専門教育を行う高校、高专や海洋系・商船系・水産系の大学・大学校において、教育環境の整備を含め、産業界が求める人材ニーズ等を踏まえた教育の高度化を図る。(文部科学省、農林水産省、国土交通省)</p>	<p>○先進的な卓越した取組を行う水産高校を始めとする専門高校を「スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール」として指定し、社会の第一線で活躍できる専門的職業人を育成するための実践研究を行い、その成果の普及を図りました(※施策番号3571に関連記載あり)。(文部科学省)</p> <p>○人材育成に関して、以下の取組を行っています(※施策番号253と同じ)。(文部科学省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京大学では大学院生向けの部局横断型教育プログラムとして、「海洋学際教育プログラム」を行いました。 ・東京海洋大学では、海洋に関するビッグデータを解析し、AI技術を用いた海洋産業の発展を担う人材を育成する「海洋産業AIプロフェッショナル育成卓越大学院プログラム」に着手しました。 ・東京海洋大学では、同窓会組織などと連携するなど、海洋・海事・水産分野の企業、研究機関等へのインターンシップを実施しており、国内外で海洋科学技術に関する就業体験などを行いました。 <p>○水産大学校では、以下の取組を実施しました。(農林水産省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水産関連企業が求める人材を把握するため、「人材育成に係る業界との意見交換会」を行い、水産関連企業が求める人材ニーズの把握に努めました。 ・合同企業説明会は令和3年3月に計4日間ウェブで開催し、参加した企業に対し、アンケートを依頼する予定です。今後、回答を分析し、教育の改善に役立てます。 ・学生は水産政策の改革や最新の水産研究に関する動向に対応するため、「水産特論」の授業において、水産庁担当課長や水産研究・教育機構理事長他からの講義を受けました。 	<p>○令和2年度の海洋科学技術に関する人材育成の取組状況(文部科学省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京大学「海洋学際教育プログラム」 令和2年度 73名参加 令和元年度 47名参加 平成30年度 119名参加 ・東京海洋大学「海洋産業AIプロフェッショナル育成卓越大学院プログラム」 令和2年度 8名在籍 ・海洋法・海洋政策インターンシップ実習 令和2年度 7名参加 令和元年度 19名参加 平成30年度 16名参加 ・東京海洋大学 海洋・海事・水産分野の企業、研究機関等へのインターンシップ 令和2年度 51名参加 令和元年度 278名参加 平成30年度 72名参加 (※施策番号253と同じ) <p>○水産特論の講義は、対面と遠隔で実施し、毎回、約200名の学生が出席し、水産業をめぐる情勢やその課題についての認識を深めました。(農林水産省)</p>	<p>○水産関連業界等の意見に基づき、水産業が直面する諸課題に対処できる人材を育成するため、引き続き、教育の高度化に努めます。(農林水産省)</p>
362	<p>○外板疲労等による老朽化の進行が指摘されている練習船の代船建造を計画のかつ早期に進め、学生等の安心・安全な教育研究環境の整備や新たな設備等の搭載による教育研究の高度化を着実に図る。(文部科学省)</p>	<p>○国立大学が保有する練習船について、水産・海洋科学などに関する教育研究を始めとした科学技術の進展に対応した高度な実習調査環境が求められている一方で、外板疲労等による老朽化、航海・実習・調査観測などの教育に必要な装備の劣化及び旧式化が進んでいることから、練習船の整備を進めています(※施策番号3571に関連記載あり)。(文部科学省)</p>	<p>○代船建造中の練習船(令和2年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京海洋大学 汐路丸 ・神戸大学 深江丸 ・北海道大学 うしお丸 	<p>○令和元年から東京海洋大学及び神戸大学、北海道大学の練習船の代船建造を行い、教育研究の高度化を図っています。(文部科学省)</p>
363	<p>○海洋人材の育成と確保につながるよう、関係省庁の連携により、海洋分野における社会人の学び直しを推進する。(文部科学省、厚生労働省、国土交通省)</p>	<p>○厚生労働大臣が指定する教育訓練として、年に2回(4月1日付と10月1日付)、指定基準を満たした講座を指定しています。(厚生労働省)</p> <p>○東京大学での取組については、施策番号3411に記載しました。(文部科学省)</p>	<p>○海技士の養成課程について17講座(専門実践教育訓練7講座、一般教育訓練10講座)を厚生労働大臣が指定しました(令和3年4月1日時点)。(厚生労働省)</p> <p>○海洋開発の基盤となる人材の育成に資する取組状況については、施策番号3411に記載しました。(文部科学省)</p>	<p>○文部科学省の取組については、施策番号3411に記載しました。</p>
<p>9. 海洋人材の育成と国民の理解の増進 (2) 子どもや若者に対する海洋に関する教育の推進</p>				
364	<p>○2025年までに全ての市町村で海洋教育が実践されることを目指し、「ニッポン学びの海プラットフォーム」の下、関係府省・関係機関間の連携を一層強化する。(内閣府、文部科学省、国土交通省)</p>	<p>○内閣府ウェブサイト「海洋教育情報プラットフォーム」を開設し、各施設がもつ海洋に関する教育資源や海洋教育に関する取組をまとめて公開しました。(内閣府)</p>	<p>【指標】海洋に関する教育資源の活用に向けた実態把握調査結果(内閣府)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海洋教育情報プラットフォームの改善に向けた調査を実施しました。 	<p>○内閣府ウェブサイト「海洋教育情報プラットフォーム」について、より活用しやすくするため、情報の追加等の拡充を行います。(内閣府)</p>
365	<p>○学校現場で活用できる副読本(インターネット上におけるものを含む。)の開発や、施設見学、キャリア教育の推進、教員がアクセスして使えるデータ利用・教材作成の手引きの充実等を通じ、教育現場が主体的かつ継続的に取り組めるような環境整備を行う。特に、海洋に関する科学的な理解を深めるため、副読本において、大学・研究機関等における研究開発の最新の状況を児童生徒の発達段階に応じて解説・情報発信する。(文部科学省、国土交通省)</p>	<p>○平成29年3月改訂の小中学校の学習指導要領に基づき、令和2年4月から小学校教育において海事業業の重要性が盛り込まれた授業が開始されたことから、学習指導要領に対応して作成した「海洋教育プログラム」の全国小学校教員への周知徹底を図るとともに、令和3年4月から新学習指導要領に基づく授業が実施された中学校教育については、試行授業の実施及び授業動画の公開を行いました。また、高校生向けの海事業業に関するキャリア教育の支援等を実施しました。(国土交通省)</p> <p>○国土交通省が作成した海の仕事に関するガイドブックを各都道府県・指定都市教育委員会等の進路指導担当者をはじめ、水産高校長会及び水産・工業の専門高校に対して周知しました。(文部科学省)</p>	<p>○全国小学校社会科研究協議会の研究大会において、海洋教育プログラムの説明リーフレットを配布したことで、全国の小学校社会科教員約500名に同プログラムを周知できました。また、中学校3校で同プログラムを使用した試行授業を実施し、プログラムの改善・海事局ウェブサイトでの公開に加え、授業動画を作成して、YouTubeにて公開(海洋教育動画合計7本、総再生回数約2,300回(令和3年2月時点))することで、令和3年度からの学校現場の授業作りを支援するための環境を整えました。さらに、民間企業と連携し、海に関する仕事紹介記事を作成し、当該企業のウェブサイトで公開の他、メールマガジンにて約7,000名の高校教育関係者へ情報提供ができました。(国土交通省)</p>	<p>○令和3年度は、より効率的な授業の実施(教員の授業補完・代替)及びポストコロナ時代を見据えた学校現場のオンライン化(児童生徒の在宅学習の増加)に対応するため、既存の小学校の教育プログラムに応じたオンライン授業動画の作成及び普及に取り組めます。(国土交通省)</p>

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和2年度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
366	<p>○海洋に関する教育の総合的な支援体制を整備する観点から、学校教育と水族館や博物館等の社会教育施設、水産業や海事産業等の産業施設、国立研究開発法人等の研究機関、海に関する学習の場を提供する各種団体等との有機的な連携を促進する。(文部科学省、農林水産省、国土交通省)</p>	<p>○国立研究開発法人 水産研究・教育機構(以降、水産研究・教育機構)では、包括連携を締結している大学とインターンシップ生の受入や連携大学院への教員委嘱を受ける等、大学教育への協力に取り組みました。また、平成30年に包括連携協定を締結した公益財団法人東京動物園協会と水圏生物に関するサイエンスコミュニケーションを推進することとしています。(農林水産省)</p> <p>○関係機関と連携し、小中学生対象に体験乗船や海事施設見学を行いました。(国土交通省)</p> <p>○JAMSTECの取組については、施策番号3731に記載しました。(文部科学省)</p>	<p>○水産研究・教育機構では、8校の大学と包括連携を締結し、内4大学と連携大学院を実施しています。また、令和2年には、公益財団法人東京動物園協会の葛西臨海水族園との共同企画として7月16日から令和3年1月26日まで特別展示を行いました。(農林水産省)</p> <p>○小中学生対象の体験乗船や海事施設見学には全国で約1,000名の参加がありました。(国土交通省)</p>	<p>○研究内容や成果をわかりやすく提供するとともに、感想や意見の聴取により双方コミュニケーションの推進を図ります。また、市立ものせき水族館「海響館」でのオープンラボを引き続き実施します。(農林水産省)</p> <p>○令和3年度においても、引き続き、小中学生に対して必要に応じて新型コロナウイルス感染症対策をたうえて、体験乗船や海事施設見学の機会が提供できるよう取り組みます。(国土交通省)</p>
9. 海洋人材の育成と国民の理解の増進 (3) 海洋に関する国民の理解の増進				
367	<p>○海洋に関する国民の理解と関心を喚起するため、国民の祝日である「海の日」制定の意義を鑑み、「海の日」や「海の月間」等の機会を通じて、大学・研究機関等が所有する船舶や海上保安庁による灯台等の一般公開、各種海洋産業の施設見学会や職場体験会、海岸清掃活動、海洋環境保全、海洋安全、沿岸域についての普及啓発活動、マリッジジャーの普及や理解増進等の多様な取組を、産学官等で連携・協力の下、実施する。(文部科学省、国土交通省)</p>	<p>○海洋に関する幅広い分野で顕著な功績を挙げた個人又は団体を表彰し、その功績をたえ広く紹介することにより、国民の海洋に関する理解・関心を醸成することを目的として、10月に「第13回海洋立国推進功労者表彰」(内閣総理大臣表彰)を行いました。(国土交通省)</p> <p>○7月16日～31日までの間、国の関係機関や民間の関係団体と連携し、「海の事故ゼロキャンペーン」を実施しました。全国各地で各種行事に併せた啓発活動、テレビ・ラジオ等による広報活動、訪船指導、海難防止講習会及び海上安全教室等を開催しました。(国土交通省)</p> <p>○毎年7月の「海の日」及び「海の月間」を契機として、国民の海洋や海事産業への理解・関心を高めるためのイベントを全国各地で実施していますが、令和2年度はコロナ禍を踏まえ、オンラインイベント「海の日プロジェクト2020」の開催による情報発信を中心に実施しました。(国土交通省)</p> <p>○毎年6月の「海洋環境保全推進月間」において、海洋環境保全の指導・啓発、毎年7月の「海岸愛護月間」において、海岸愛護の普及と啓発を行っています。さらに、毎年11月の「灯台記念日」を中心に全国各地の灯台の一般公開等を行い、海上交通安全思想の普及等を進めています(※施策番号189及び274に関連記載あり)。(国土交通省)</p>	<p>【指標】海の日関連イベント数(文部科学省、国土交通省) ・全国各地で約200のイベントを開催しました。 (下記にいくつかのイベントについては具体的な記載あり)</p> <p>○令和2年度「海の日」及び「海の月間」関連イベントとして、主に以下を実施しました。 ・オンラインイベント「海の日プロジェクト2020」を7月17日～8月31日まで開催し、安倍内閣総理大臣(当時)からの海の日に寄せたメッセージや、女優・川栄李奈氏が様々なスポットを巡りながら海事産業の重要性や海の楽しさについて学ぶ海の日動画「#知ろうもっと海のこと」(総再生回数約2.9万回(令和3年2月時点))、子ども向け海の学びコンテンツなどを特設ウェブサイトで公開しました。期間中、延べ5.6万人が当該ウェブサイトを開覧しました。(内閣府、国土交通省) ・海の日当日は、CtoSeaプロジェクト公式アンバサダー・STU48と連携し、Twitter上でハッシュタグキャンペーンを実施し、全国のトレンドランキングで最高10位を記録しました。(国土交通省)</p> <p>○10月の「第13回海洋立国推進功労者表彰」において、4名3団体が表彰されました。(国土交通省)</p> <p>○第21回「未来に残そう青い海・海上保安庁図画コンクール」を開催し、全国の小中学生から応募のあった作品の中から特別賞(国土交通大臣賞)、海上保安庁長官賞等を決定し、作品の展示や各種広報等に活用することで、海洋環境保全にかかる思想の普及を図りました。(国土交通省)</p> <p>○「海の事故ゼロキャンペーン」において、海難防止について国民の関心を深めるため、海難の未然防止を図りました。また、ゼロキャンペーン期間中に、広報・啓発活動を445回、船舶等への安全指導を3,900回、海難防止講習会等の安全教育を138回(受講者数1,261人)を実施し、海上での安全な活動について国民への周知を図りました。(国土交通省)</p>	<p>○広く周知することを目的として、保有する広報ツール(ウェブサイト等)のコンテンツ充実とともに、各種メディア・企業・科学館・博物館・水族館等、分野を問わない様々な外部機関と連携し、さらに双方の相乗効果を期待できる形で取組を行っています。</p> <p>○令和3年度も「海の日」「海の月間」における海・船関連イベントの実施により海洋教育・海事振興を推進します。また、新型コロナウイルス感染症の影響なども考慮し、オフライン(集客型イベント)とオンラインによる情報発信の並行開催など新しい「海の日」関連イベントのあり方について検討します。(国土交通省)</p> <p>○今後も引き続き、「海の事故ゼロキャンペーン」において、海難の未然防止を図るとともに、全国各地でのイベントを通して、海上での安全な活動について国民への周知を図る方針です。(国土交通省)</p> <p>○海に関心を持ってもらうとともに海洋環境保全にかかる思想の普及を図ることを目的として、全国の小中学生を対象に第22回「未来に残そう青い海・海上保安庁図画コンクール」を開催予定です。(国土交通省)</p>
368	<p>○平成27年12月、第70回国連総会において、人々の津波に対する意識向上と津波対策の強化を目的に、日本を始め世界142か国が共同提案し、全会一致で採択された「世界津波の日(11月5日)」を一つの切り口として、世界各地における「世界津波の日」シンポジウム等の普及啓発活動の推進や自然災害に脆弱な国における津波防災訓練等の実施を通じて、防災分野の様々な分野で国際協力を推進する。(外務省)</p>	<p>○新型コロナウイルス感染症をめぐる状況を踏まえて、国連防災機関(UNDRR)などを通じて、「第3回世界津波博物館会議」のオンラインでの開催やアジア・大洋州の女性行政官等を対象とした津波に関する研修の実施、学校を対象とした津波避難計画の策定などを支援しました。(外務省)</p>	<p>○左記を含めた防災に関する各種イベントを通して、国際協力の推進に貢献しました。(外務省)</p> <p>○濱口梧陵国際賞について、津波防災等の沿岸防災技術分野で顕著な功績を挙げた2名・1団体を表彰し、当該分野の国内外での啓発及び普及促進を図りました。(国土交通省)</p>	<p>○世界各地における「世界津波の日」シンポジウム等の普及啓発活動や自然災害に脆弱な国における津波防災訓練等を実施していきます。(外務省)</p>
369	<p>○一般国民が海に親しむ機会を拡大し、子どもや若者を始めとする多くの人に対し、海・船への興味・関心をより一層高める「C to Seaプロジェクト」を強力に推進する。また、この一環として独立行政法人海技教育機構の練習船等を活用した小中学生等の各種行事への参加等を通じた普及啓発への取組も強化する。(国土交通省)</p>	<p>○「C to Sea プロジェクト」として、以下の取組を行いました。(国土交通省) ・ポータルサイト「海ココ」のほか、SNS(Twitter・Instagram・YouTube)を積極的に活用し、継続的に海や船に関する情報発信を行いました。 ・海事観光関連団体・事業者と連携し、海事観光総合的プロモーション動画や、船旅・島旅体験動画を制作・公開するとともに、様々な観点から海事観光の魅力やPRする「海事観光特設サイト」を開発しました。 ・将来の進路を検討する学生を対象に、海事産業について知ってもらい、将来の就職先として検討してもらうことを目的として、海事産業への就職に関する意識調査を実施しました。</p>	<p>○ポータルサイト「海ココ」内に、海事観光、キッズページ(「海ココキッズ」)、海・船に関する職業などのコンテンツを新設し、多様な魅力的な情報発信を実施しました。(国土交通省)</p> <p>○令和元年度からSNSを平日毎日更新するとともに、海や船に関する多様な情報を親しみやすい表現で発信したことで、現在のSNS総フォロワー数は約9,200人に達しました。また、公式YouTubeチャンネル「海ココちゃんねる」では、令和2年度から事業者との連携を一層強化し、新造船の取材動画や、船旅体験動画など、17本の動画を公開しました。(国土交通省)</p> <p>○(公社)日本観光振興協会と連携し、海事観光の総合的プロモーション動画「#海があるから」を公開(8月27日)し、現在までに約23万回再生されました(令和3年2月時点)。また、海事観光特設サイトを公開(1月7日)し、事業者と連携して制作した船旅動画や各社のウェブコンテンツを通じ海事観光の魅力を多角的にPRするとともに、旅客船における感染症対策についても紹介し、船旅に対するイメージ向上を図りました。(国土交通省)</p> <p>○高校2・3年生及び大学2・3年生計1,000名を対象に、海事産業への就職に関する意識調査を行い、将来の就職先として検討してもらうとともに、調査結果を関係業界が今後の広報活動に生かせるよう、分析結果を「海ココ」に掲載しました。(国土交通省)</p>	<p>○今後は、国内複数都市での広報活性化セミナー開催をはじめ、C to Seaプロジェクトの母体である海事広報活性化協議会の一層の活性化や連携関係の強化を図るとともに、これまで接点なかった海事業界外の民間事業者や団体等と連携を図り一層の情報発信を実施します。(国土交通省)</p>

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和2年度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
370	<p>○海洋に関する様々な情報を有する大学・研究機関等において、ICTの活用を進め、メディア、インターネット等を通じて分かりやすく発信する。特に、ネットメディア、SNS、バーチャルリアリティ(VR)等の活用を促進する。(文部科学省、農林水産省、国土交通省)</p>	<p>○神戸大学海事博物館では所蔵品のいくつかの資料がバーチャルミュージアムとして電子化され、博物館ウェブサイトで公開されています。(文部科学省)</p> <p>○JAMSTECでは、保有する広報ツール及び拠点施設・設備・船舶等を活用し、機構の研究開発について国民がわかりやすく理解できるよう工夫した取組を行いました。(文部科学省)</p> <p>○水産研究・教育機構では、研究開発業務の成果等について、新聞、テレビ、雑誌、ウェブメディア等のマスメディアや機構のウェブサイト、SNS(Facebook)等のICTメディアを活用し、積極的に公表しました。(農林水産省)</p> <p>○国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 海上技術安全研究所(以降、海上技術安全研究所)では、国民にわかりやすく情報発信を行うため、来訪者へのシミュレータ等の施設の公開、主催する研究発表会、講演会及び公開実験のウェブ配信、関係者との情報交換の場における動画・画像の積極的な利用、ウェブサイト上の「キッズページ」の充実を図るなど、わかりやすい発信に努めました。(国土交通省)</p> <p>○海の日関連のイベントについては、施策番号367に記載しました。(国土交通省)</p>	<p>【指標】JAMSTECや船舶を有する大学等又は海洋に関する博物館・科学館等における取組状況(文部科学省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍を踏まえ、自宅を過ごす小中高生を対象にした海洋や地球科学をもっと知ってもらうためのオススメンテツ集「JAMSTEC For Students」を立ち上げました。 ・小学生からの海洋にまつわる様々な質問に専門家から回答するウェブ番組「海の研究こども質問部屋」を複数回実施しました。 ・オンラインコンテンツとして、過去の講演会を録画、編集した動画を4回にわたり、「もっと知ろう、おもしろ海の火山学」としてYouTubeにて配信しました。 ・外出自粛期間中に読んで欲しい書籍を紹介する書評動画企画として「JAMSTECの探求者たち『海と地球を語る。』」を掲載しました。 ・日本科学未来館にて実施されている常設展示改修に協力し、地球深部に関する探査技術や研究成果を紹介しました。 ・JAMSTECのTwitterでは航海中の研究者の様子や、普段は見えない研究航海の様子を発信する試みを実施しました。 ・JAMSTECのInstagramでは船舶の出港という中々触れる機会のない出来事をInstagramライブにて発信するなど、海洋研究の日常を切り取り、親しみを持ってもらえるような施策を実施しました。 ・神戸大学海事博物館のバーチャルミュージアムでは、航海図・海路絵図巻や電子船舶模型が電子データならではの機能で細部に至る点まで閲覧・確認できます。 <p>○水産研究・教育機構のウェブサイトのアクセス数は約35万件、Facebookのフォロワーは延べ約2,400人となりました。マスコミや水産業界等からの問い合わせ、画像・映像の貸出について積極的に対応し(500件)、これらのメディア対応により、新聞等に記事として683件取り上げられたほか、テレビ放映も行われました(令和2年度実績)。(農林水産省)</p> <p>○海上技術安全研究所のウェブサイトのアクセス数は約40万件でした。ウェブ配信は研究発表会(537名)、講演会(380名)、公開実験6回(295名)を配信し、多くの方が参加しました(カッコ内は参加人数)。(国土交通省)</p>	<p>○水産研究・教育機構では引き続きウェブサイト、Facebook、YouTubeなどのインターネットを活用し、さらに教育機関や水産関係機関及びマスメディア等へ画像や映像を積極的に貸し出すことによって広く水産に関する情報を提供します。(農林水産省)</p> <p>○海上技術安全研究所では引き続き分かりやすい情報発信に努めています。(国土交通省)</p> <p>○文部科学省の取組については、施策番号367に記載しました。</p>
371	<p>○海洋に関する科学技術の魅力や研究活動の実際を分かりやすく伝え、効果的な理解増進に資することを目的として、研究機関等における、広報活動に携わる専門的な人材の活用を推進する。(文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)</p>	<p>○海上技術安全研究所では、引き続き、外部の専門家を活用し、広報の強化に取り組ましました。(国土交通省)</p> <p>○JAMSTECの取組については、施策番号370に記載しました。(文部科学省)</p>	<p>○海上技術安全研究所の取組については、左に記載しました。(国土交通省)</p> <p>○JAMSTECの取組については、施策番号370に記載しました。(文部科学省)</p>	<p>○国土交通省の取組については、施策番号370に記載しました。</p>
372	<p>○海洋国家である我が国の歴史・文化を知る上で重要な文化遺産である水中遺跡について、遺跡の保存や活用等に関する検討を進める。(文部科学省)</p>	<p>○水中遺跡における調査・保存処理の手法を取りまとめた「水中遺跡の在り方について(報告)」(平成29年10月31日)をもとに、地方自治体等が水中遺跡の保存活用・整備を適切かつ円滑に進めていく上で必要な事項を検討するための有識者による議論を行いました。(文部科学省)</p>	<p>○国内外の水中遺跡に係る保存・活用手法の研究や最新情報の収集を独立行政法人国立文化財機構に委託して実施し、日本の歴史・文化に関する知見を深めました。(文部科学省)</p>	<p>○地方自治体等が水中遺跡の保存活用・整備を適切かつ円滑に進められるよう、必要とされる各種の事項を総合的に取りまとめた手引書を作成するために、各地の実情に応じた具体的な情報の収集と検討を進めています。(文部科学省)</p>
373	<p>○地方公共団体による水族館・科学館のコンテンツの充実、調査船の一般公開、講演会・イベント等の開催、体験型学習等の取組や海洋振興策の検討に対し、大学・研究機関等の積極的な協力を図る。また、地域における産学官連携のネットワークを通じて、地域の特色を活かした海洋教育、普及啓発活動の取組を推進する。(内閣府、文部科学省)</p>	<p>○JAMSTECでは、各種メディア・企業・科学館・博物館・水族館等、分野を問わない様々な外部機関と連携した取組を行いました。(文部科学省)</p> <p>○その他の取組については、施策番号367及び370に記載しました。(文部科学省)</p>	<p>○JAMSTECの取組については、施策番号370に記載しました。(文部科学省)</p>	<p>○文部科学省の取組については、施策番号367に記載しました。</p>